

令和8年6月定例会会議録（第1号）

令和8年6月2日 火曜日 午前10時00分開会
議長 佐藤 卓也 副議長 山科 春美

出席議員（16名）

1番	佐藤悦子	議員	2番	亀井博人	議員
4番	鈴木啓太	議員	5番	坂本健太郎	議員
6番	田中功	議員	7番	山科春美	議員
8番	鈴木法学	議員	9番	辺見孝太	議員
10番	渡部正七	議員	11番	新田道尋	議員
12番	今田浩徳	議員	14番	山科正仁	議員
15番	高橋富美子	議員	16番	佐藤卓也	議員
17番	小野周一	議員	18番	小嶋富弥	議員

欠席議員（1名）

13番 伊藤健一 議員

欠 員（1名）

出席要求による出席者職氏名

市長	山科朝則	副市長	石山健一
総務課長	川又秀昭	総合政策課長	鈴木則勝
財政課長	伊藤リカ	税務課長	大江周
防災危機管理課長	柏倉敏彦	市民課長	笹原佳子
環境エネルギー課長	杉澤直彦	成人福祉課長 兼福祉事務所長	佐藤朋子
子育て推進課長 兼福祉事務所長	土屋智史	健康課長	高橋智江
農林課長	井上勝人	商工観光課長	高橋潤
都市整備課長	高橋学	上下水道課長	井上利夫
会計管理者 兼会計課長	石黒真紀	教育長	津田浩
教育次長 兼教育総務課長	岸 聡	学校教育課長	大町淳

社会教育課長	小 関 紀 夫	監 査 委 員	須 田 泰 博
監 査 委 員 長	小 野 亜 希	選挙管理委員会 委員長	武 田 清 治
選挙管理委員会 事務局長	國 分 亮 一	農 業 委 員 会 会長職務代理者	笹 行 也
農 業 委 員 会 事務局長	長 沼 俊 司		

事務局出席者職氏名

局	長 井 上 徹	議会総務主査	伊 藤 幸 枝
主	事 小 野 一 樹	主 事	秋 葉 佑 太

議 事 日 程 （第 1 号）

令和 8 年 6 月 2 日 火曜日 午前 1 0 時 0 0 分開議

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 報告第 4 号新庄市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 日程第 4 報告第 5 号新庄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 日程第 5 報告第 6 号新庄市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 日程第 6 報告第 7 号新庄市新型インフルエンザ等対策行動計画について
- 日程第 7 報告第 8 号一般財団法人新庄市スポーツ協会の経営状況の報告について
- 日程第 8 報告第 9 号令和 7 年度新庄市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 9 報告第 1 0 号令和 7 年度新庄市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
- 日程第 1 0 報告第 1 1 号令和 7 年度新庄市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第 1 1 報告第 1 2 号令和 7 年度新庄市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

（一括上程、提案説明、採決）

- 日程第 1 2 議案第 4 0 号新庄市農業委員会委員の任命について
- 日程第 1 3 議案第 4 1 号新庄市農業委員会委員の任命について
- 日程第 1 4 議案第 4 2 号新庄市農業委員会委員の任命について
- 日程第 1 5 議案第 4 3 号新庄市農業委員会委員の任命について
- 日程第 1 6 議案第 4 4 号新庄市農業委員会委員の任命について
- 日程第 1 7 議案第 4 5 号新庄市農業委員会委員の任命について
- 日程第 1 8 議案第 4 6 号新庄市農業委員会委員の任命について
- 日程第 1 9 議案第 4 7 号新庄市農業委員会委員の任命について
- 日程第 2 0 議案第 4 8 号新庄市農業委員会委員の任命について

日程第 2 1 議案第 4 9 号新庄市農業委員会委員の任命について
日程第 2 2 議案第 5 0 号新庄市農業委員会委員の任命について
日程第 2 3 議案第 5 1 号新庄市農業委員会委員の任命について
日程第 2 4 議案第 5 2 号新庄市農業委員会委員の任命について
日程第 2 5 議案第 5 3 号新庄市農業委員会委員の任命について
日程第 2 6 議案第 5 4 号新庄市農業委員会委員の任命について
日程第 2 7 議案第 5 5 号新庄市農業委員会委員の任命について
日程第 2 8 議案第 5 6 号新庄市農業委員会委員の任命について
日程第 2 9 議案第 5 7 号新庄市農業委員会委員の任命について
日程第 3 0 議案第 5 8 号新庄市農業委員会委員の任命について
日程第 3 1 議案第 5 9 号新庄市農業委員会委員の任命について
日程第 3 2 議案第 6 0 号新庄市農業委員会委員の任命について

(一括上程、提案説明、採決)

日程第 3 3 議案第 6 1 号新庄市固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第 3 4 議案第 6 2 号新庄市固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第 3 5 議案第 6 3 号新庄市固定資産評価審査委員会委員の選任について

(上程、提案説明、採決)

日程第 3 6 議案第 6 4 号新庄市固定資産評価員の選任について

(上程、提案説明、質疑、討論、採決)

日程第 3 7 議案第 6 5 号財産の取得について

(一括上程、提案説明)

日程第 3 8 議案第 3 6 号令和 8 年度新庄市一般会計補正予算 (第 1 号)
日程第 3 9 議案第 3 7 号令和 8 年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)
日程第 4 0 議案第 3 8 号令和 8 年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)
日程第 4 1 議案第 3 9 号令和 8 年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第 1 号)

本日の会議に付した事件

議事日程 (第 1 号) に同じ

開 会

佐藤卓也議長 改めまして、おはようございます。

ただいまの出席議員は16名です。欠席通告者は伊藤健一議員の1名です。

なお、農業委員会会長が欠席のため、農業委員会から笹 行也会長職務代理者が出席しておりますので、御了承願います。

これより令和8年6月新庄市議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第1号）によって進めます。

なお、クールビズ期間でありますので、暑いときは上着を脱いでも構いません。

日程第1 会議録署名議員指名

佐藤卓也議長 日程第1 会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により議長において、辺見孝太議員、渡部正七議員のお二人を指名いたします。

日程第2 会 期 決 定

佐藤卓也議長 日程第2 会期決定を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長山科正仁議員。

（山科正仁議会運営委員長登壇）

山科正仁議会運営委員長 それでは、皆さん、お

はようございます。

議会運営委員会における協議の経過と結果についての御報告を申し上げます。

去る5月26日午前10時から議員協議会室において議会運営委員6名出席の下、執行部から副市長及び関係課長の出席を求め、議会運営委員会を開催し、本日招集されました令和8年6月定例会の運営について協議いたしました。

初めに、執行部から招集日を含め提出議案等についての説明を受け、協議を行った結果、会期につきましては、お手元に配付しております令和8年6月定例会日程表のとおり、本日から6月12日までの11日間に決定いたしました。

また、会期中の日程につきましても、日程表のとおり決定いたしましたので、よろしく願いいたします。

このたび提出されます案件は、報告9件、補正予算4件、議案26件、計39件であります。

案件の取扱いにつきましては、本日、報告9件の後、議案第36号から議案第39号の補正予算4件につきましては、本日は提案説明のみにとどめ、委員会への付託を省略して、6月12日、最終日の本会議において審議をお願いいたします。

議案第40号から議案第64号までの議案25件につきましては人事案件でありますので、提案説明の後、委員会への付託を省略して直ちに審議をお願いいたします。

議案第65号につきましては、提案説明の後、委員会への付託を省略して直ちに審議をお願いいたします。

次に、一般質問についてであります。今期定例会の一般質問通告者は12名であります。したがって、1日目4名、2日目4名、3日目4名で行っていただきます。なお、質問時間は、質問、答弁を含めまして1人50分以内いたします。質問者及び答弁者の御協力を特にお願いたします。

以上で、議会運営委員会における協議の経過と結果についての報告といたします。

以上、よろしくお願い申し上げます。

佐藤卓也議長 お諮りいたします。

今期定例会の会期は、ただいま議会運営委員長から報告のありましたとおり、本日から6月

12日までの11日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、会期は6月2日から6月12日までの11日間と決しました。

令和8年6月定例会日程表

会 期	月 日	曜	会 議 別	場 所	開 議 時 刻	摘 要
第1日	6月2日	火	本 会 議	議 場	午前10時	開会。報告（9件）の説明。人事案件（21件）の一括上程、提案説明、採決。人事案件（3件）の一括上程、提案説明、採決。人事案件（1件）の上程、提案説明、採決。議案（1件）の上程、提案説明、質疑、討論、採決。補正予算（4件）の一括上程、提案説明。
第2日	6月3日	水	本 会 議	議 場	午前10時	一般質問 渡部正七、辺見孝太、田中 功、坂本健太郎の各議員
第3日	6月4日	木	本 会 議	議 場	午前10時	一般質問 亀井博人、山科正仁、鈴木啓太、小嶋富弥の各議員
第4日	6月5日	金	本 会 議	議 場	午前10時	一般質問 山科春美、高橋富美子、鈴木法学、佐藤悦子の各議員
第5日	6月6日	土	休 会			
第6日	6月7日	日				
第7日	6月8日	月	休 会			本会議準備のため
第8日	6月9日	火				
第9日	6月10日	水				
第10日	6月11日	木				
第11日	6月12日	金	本 会 議	議 場	午前10時	補正予算（4件）の質疑、討論、採決。

報告 3 件一括上程

佐藤卓也議長 日程第 3 報告第 4 号新庄市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてから日程第 5 報告第 6 号新庄市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてまでの報告 3 件を会議規則第 35 条の規定により一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、報告第 4 号から報告第 6 号までの報告 3 件を一括議題とすることに決しました。

提出者の説明を求めます。

山科市長。

(山科朝則市長登壇)

山科朝則市長 おはようございます。

本日から 6 月定例会、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、私から議案の説明をいたします。

報告第 4 号新庄市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてから報告第 6 号新庄市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてまでの報告案件 3 件につきまして、一括して御説明申し上げます。

初めに、報告第 4 号新庄市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてですが、地方税法等の一部を改正する法律が 3 月 31 日に公布され、4 月 1 日から施行されることに伴い、新庄市市税条例の改正につきまして地方自治法第 179 条第 1 項の規定により 3 月 31 日に専決処分を行いましたので、同条第 3 項の規定により報告するものであります。

主な改正の内容であります。軽自動車税につきましても、環境性能割を廃止するほか、電

気自動車等を対象としたグリーン化特例の適用期限を令和 10 年 3 月 31 日まで延長するものであります。

また、固定資産税及び都市計画税につきまして、民間事業者が自ら設置する施設をバリアフリー改修した場合における固定資産税及び都市計画税の特例措置の対象となる施設の範囲を拡大するほか、適用期限を令和 10 年 3 月 31 日まで延長するものであります。

あわせて、関係法令の改正に伴う条項ずれの解消など、必要な規定の整備を行うものであります。

施行日は令和 8 年 4 月 1 日とし、所要の経過措置を設けております。

次に、報告第 5 号新庄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について御説明申し上げます。

地方税法施行例の一部を改正する政令が 3 月 31 日に公布され、4 月 1 日から施行されることに伴い、新庄市国民健康保険税条例の改正につきまして、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により 3 月 31 日に専決処分を行いましたので、同条第 3 項の規定により報告するものであります。

主な改正の内容といたしましては、国民健康保険税につきまして医療保険分の課税限度額を現行の 66 万円から 67 万円に引き上げるとともに、低所得者に対する軽減措置のうち、5 割軽減及び 2 割軽減の所得要件を緩和し、新たに子ども・子育て支援金に係る課税限度額等を設けるものであります。

施行日は令和 8 年 4 月 1 日とし、所要の経過措置を設けております。

次に、報告第 6 号新庄市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について御説明申し上げます。

地域再生法第 17 条の 6 の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令が 3 月 31 日に公

布され、4月1日から施行されることに伴い、新庄市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の改正につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により3月31日に専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告するものであります。

改正の内容といたしましては、事業者が県から地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受ける期限を令和10年3月31日まで延長するものであり、施行日は令和8年4月1日としております。

以上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

佐藤卓也議長 ただいまの説明に対し、質疑に入ります。

初めに、報告第4号新庄市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、報告第4号は討論を終結し、直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

報告第4号は、これを承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、報告第4号はこれを承認することに決しました。

次に、報告第5号新庄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について質疑に入ります。

質疑ありませんか。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

佐藤卓也議長 佐藤悦子議員。

1 番（佐藤悦子議員） 子ども・子育て支援金が国において制定されて、新庄市でも国保税の引上げが行われることになりました。

この増税総額は1,656万7,000円でよろしいかどうかお願いします。

また、政府は、子育て支援金の負担は1人につき250円から450円と説明しておりますが、4月6日付の赤旗によりますと、国保加入者の負担が同じ年収の会社員が加入する協会けんぽよりも負担が大変重くなっております。年収200万円の場合、国保加入者の方は会社員の方より、単身で1.9倍、夫婦世帯では2.3倍にもなることが分かりました。国保税本体そのものが社会保険の負担より重い状態です。そのため、現在でも納められない方が大変多くなっています。未納の割合が高くなっています。

国のほうで決めた子育て支援金は、本来、国の責任で負担すべきではないのかと思うのですが、市長としての見解などはどうでしょうか。

大江 周税務課長 議長、大江 周。

佐藤卓也議長 大江税務課長。

大江 周税務課長 佐藤悦子議員の質問にお答えします。

子育て支援の納付金につきましては、調定見込みとしては1,700万円程度ということで、あと収納率につきましては95%ということで、収納見込みとしまして1,656万円程度というふうに見ております。

また、今回のこの制度につきましては、国の税制改正で、地方税法の改正に合わせた改正というふうになりますので、子育て支援金の納付のほうをお願いしたいと思っております。

1世帯当たりの今回の予算につきましては、1世帯当たり年額ですけれども、4,600円程度というふうに見込んでおります。

以上です。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

佐藤卓也議長 佐藤悦子議員。

1 番（佐藤悦子議員） 国保税は、年金暮らしなど低所得者が大変多く、この間、物価高、エネルギー価格の上昇の影響を受けております。国保税本体分の引下げで増税を抑えることができたのではないのでしょうか。

岩手県陸前高田市など31自治体で、本体分を下げることで子育て支援金分を増税しないで相殺した自治体があります。そして、値上げをしないということにしたという自治体があります。その検討をなさったのでしょうか。

佐藤卓也議長 佐藤悦子議員に申し上げます。

今回の条例改正の部分とは質問がちょっと違いますので、質問を変えてしていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

悦子議員、そのとおりでよろしいでしょうか。

1 番（佐藤悦子議員） はい。議長、佐藤悦子。

佐藤卓也議長 佐藤悦子議員。

1 番（佐藤悦子議員） このたびの国保税の増額分は1,656万円ということで、これだけ国民健康保険税が全体として上がることになります。1世帯当たりで年4,600円程度上がるということになります。

しかし、これを国保税の基金を見ますと、新庄市は約5億円あります。9月の決算のときの繰越金は3.2億円ありました。そういう意味では、基金を中心に活用すれば、このたびの1世帯当たり年4,600円の値上げをしない、そして、3年で上がっていく予定ですが、このことも値上げしなくてもよいという基金の状況であります。

そういう意味で、基金を活用すれば値上げは、このたびのような値上げは必要ないのではなか

ったのかということと、さらに、先ほど市長のほうから答えがありませんでしたが、本来国で決めた子育て支援金については、本来は国の責任で負担すべきではないのかと、市長として言ってもよいのではないかなと思うんですが、このことについての市長の見解を伺いたいということです。

高橋智江健康課長 議長、高橋智江。

佐藤卓也議長 高橋健康課長。

高橋智江健康課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

国保会計に関する御質問ですので、私のほうからお答えさせていただきます。

まず、子ども・子育て支援金ですけれども、国のこども未来戦略に基づく新たな給付、支援策を将来にわたり安定的に実施するための財源として制度化されたものでございます。

社会全体で子育て世代を支えるという制度であり、全ての医療保険者は今年度から毎年度、被保険者から支援金を代理徴収し、徴収した支援金を子ども・子育て支援納付金として国に納付することになります。

支援金を徴収せず、繰越金や基金で賄えるのではないかという御質問ですが、繰越金はここ数年、年度によって金額のばらつきはございますけれども、毎年度減少しておりますし、また、基金を取り崩して納付金を支払う方法では、なくなった後に急激な負担上昇を招いてしまうおそれがございます。

将来にわたって子ども・子育て施策を安定的に支えるため、制度の趣旨に沿って支援金を徴収して納付金を納める必要があると考えてございますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

佐藤卓也議長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 ほかに質疑なしと認めます。よっ

て、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ
討論の通告はありません。討論ありませんか。

佐藤議員、賛成ですか、反対ですか。

1 番（佐藤悦子議員） 反対です。

佐藤卓也議長 それでは、原案に反対討論として、
佐藤悦子議員。

1 番（佐藤悦子議員） 報告第5号、内容は国民健康保険税増税になることになります。そこに反対します。

政府は、先ほども言いましたが、子ども・子育て支援金というのを創設し、新庄市でも国保税の引上げを行われるようにしました。金額は、このたびで1,656万7,000円、1世帯当たり年4,600円程度の値上げということです。

国保加入者の負担を見た場合、同じ年収の会社員が加入する協会けんぽよりも負担がずっと重い国保税であります。年収200万円の方の場合、国保加入者の方は会社員の方より、このたびの子育て支援金は単身の場合で1.9倍、夫婦世帯では2.3倍もの負担になることが分かりました。

国保税本体そのものが社会保険より重いために、現在でも納められない方が多い状況で、未納・滞納の割合が大変高い厳しい税です。

子育て支援金は、国の責任で負担すべきではないのかと、私たちは意見を言うべきだと思います。

国保は年金暮らしなど低所得者が多くて、この間、物価は上がり、エネルギー価格は上がりということで、生活費が大変圧迫されている状況です。国保税本体の引下げで、このたびの増税を抑えることができたのではないのでしょうか。

先ほども述べましたが、全国の中では31自治体で本体分を下げて、このたびの子育て支援金分は増税しない形で相殺した自治体があります。その検討についてお聞きしたのですが、答えはありませんでした。

新庄市の国保の基金額は、約5億円でした。先ほど繰越金が毎年減少しているという話もありましたが、繰越金があります。基金を中心に活用すれば値上げは必要ないと思います。

そうした努力を行っている自治体もあるわけですから、新庄市でも値上げをせずに本体の引下げで、値上げをしないでやっていけたと私は思うのです。

以上です。

佐藤卓也議長 ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 ほかに討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、報告第5号は討論を終結し、直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

御異議がありますので、電子表決システムにより採決を行います。

報告第5号について承認することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

（電子表決）

佐藤卓也議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

投票を締め切ります。

投票の結果は、賛成14票、反対1票、賛成多数であります。よって、報告第5号はこれを承認することに決しました。

次に、報告第6号新庄市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 質疑なしと認めます。よって、質

疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ
討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 討論なしと認めます。よって、討
論を終結し、直ちに採決したいと思います。こ
れに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、
報告第6号は討論を終結し、直ちに採決するこ
とに決しました。

これより採決いたします。

報告第6号は、これを承認することに御異議
ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、
報告第6号はこれを承認することに決しました。

日程第6報告第7号新庄市新型インフル エンザ等対策行動計画につ いて

佐藤卓也議長 日程第6報告第7号新庄市新型イ
ンフルエンザ等対策行動計画についてを議題と
いたします。

提出者の説明を求めます。

山科市長。

（山科朝則市長登壇）

山科朝則市長 報告第7号新庄市新型インフルエ
ンザ等対策行動計画について御説明申し上げま
す。

本計画は、平成25年4月に施行された新型イ
ンフルエンザ等対策特別措置法に基づき平成26
年2月に策定した計画であります。このたび
同法の改正に伴い、国の政府行動計画及び県の
行動計画が改定されたことを受け、本市の行動

計画の改定を行いましたので、新型インフルエ
ンザ等対策特別措置法第8条第8項の規定によ
り、準用をする同条第6項の規定により報告す
るものであります。

主な改定の内容につきましては、対象疾患及
び対策項目の追加、発生段階の考え方の変更で
あります。

以上、新庄市新型インフルエンザ等対策行動
計画の報告といたします。

佐藤卓也議長 本件は、新型インフルエンザ等対
策特別措置法第8条第6項の規定による報告で
ありますので、御了承願います。

日程第7報告第8号一般財団法人 新庄市スポーツ協会の経営状況の 報告について

佐藤卓也議長 日程第7報告第8号一般財団法人
新庄市スポーツ協会の経営状況の報告について
を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

山科市長。

（山科朝則市長登壇）

山科朝則市長 報告第8号一般財団法人新庄市ス
ポーツ協会の経営状況の報告について御説明申
し上げます。

本報告は、地方自治法第243条の3第2項の
規定により、同協会の令和8年度事業計画及び
予算につきまして報告するものであります。

令和8年度の事業計画及び予算といたしまし
ては、別冊の令和8年度事業計画書・予算書の
1ページ目にありますとおり、本市のスポーツ
を振興し、市民の体力向上と健康の増進並びに
スポーツ精神の高揚を図り、明るく豊かな市民
生活の形成に寄与することを目的に、スポーツ
振興事業のより一層の充実とともに施設利用者

の安全確保とサービスの向上に努め、公益法人としての安定した法人経営を図るため、総額2億615万4,000円の予算を計上しております。

なお、詳細につきましては、別冊の事業計画書・予算書を御覧ください。

以上、一般財団法人新庄市スポーツ協会の経営状況の報告といたします。

佐藤卓也議長 ただいまの報告は、地方自治法第243条の3第2項の規定による報告でありますので、御了承願います。

報告4件一括上程

佐藤卓也議長 日程第8報告第9号令和7年度新庄市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてから日程第11報告第12号令和7年度新庄市下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてまでの報告4件を、会議規則第35条の規定により一括議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、報告第9号から報告第12号までの報告4件を一括議題とすることに決しました。

提出者の説明を求めます。

山科市長。

(山科朝則市長登壇)

山科朝則市長 報告第9号令和7年度新庄市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてから報告第12号令和7年度新庄市下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてまでの報告案件4件につきまして、一括して御説明申し上げます。

初めに、報告第9号令和7年度新庄市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてですが、去る令和7年12月定例会、令和8年1月臨時会及び3月定例会におきまして、令和7

年度予算の一部を令和8年度に繰り越して使用することができる経費の限度額を決定いただきましたが、これらの事業につきまして繰越額が確定しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費繰越計算書の御報告するものであります。

繰越しをいたしますのは、3款民生費、民間立保育所等施設整備費補助金交付事業、7款商工費の物価高騰対策事業、10款教育費の中学校管理運営事業など15事業であります。

いずれも関係機関との協議に時間を要したことや、施工に当たり不測の日数を要したことなどにより繰り越したものであり、繰越総額は8億2,010万1,964円であります。

財源につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、就学前教育・保育施設整備交付金、社会資本整備総合交付金、学校施設環境改善交付金及び地域経済活性化・物価高騰対策事業費補助金などの国県支出金並びに学校教育施設改修事業債などの地方債のほか、一般財源として前年度繰越金を充当するものであります。

次に、報告第10号令和7年度新庄市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について御説明申し上げます。

令和6年度から令和7年度へ繰越しをいたしました令和6年7月の豪雨災害に伴う農地災害復旧事業、農業用施設災害復旧事業、道路橋梁災害復旧事業及び河川災害復旧事業につきまして、災害復旧事業の集中により入札不調が続いたことや、令和8年1月の大雪により工事の中断を余儀なくされたことなどから、年度内の事業の完了が困難となったため、その一部を事故繰越したものであり、地方自治法施行令第150条第3項の規定により、事故繰越し繰越計算書の報告をするものであります。

繰越総額は9億5,919万8,996円となり、財源につきましては、道路橋梁災害復旧事業費負担

金、河川災害復旧事業費負担金及び耕地災害復旧事業費補助金などの国県支出金並びに災害復旧事業債などの地方債のほか、一般財源として前年度繰越金を充当するものであります。

次に、報告第11号令和7年度新庄市水道事業会計予算繰越計算書の報告について御説明申し上げます。

本案は、新庄市水道事業会計において建設改良費の一部を繰り越したため、地方公営企業法第26条第3項の規定により、繰越計算書の報告をするものであります。

繰越しをいたしましたのは、1款資本的支出1項建設改良費の給配水設備工事であります。畑送水ポンプ場水道施設災害復旧工事につきましては、国との災害査定協議に時間を要したことにより、また、荒小屋地区配水管布設替え工事につきましては、関連工事の荒小屋地区汚水管渠布設工事が入札不調となったことにより、それぞれ繰り越したものであります。

繰越総額は1億2,911万8,000円であり、財源につきましては、国庫補助金及び当年度損益勘定留保資金を充当するものであります。

次に、報告第12号令和7年度新庄市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について御説明申し上げます。

本案は、新庄市下水道事業会計において建設改良費の一部を繰り越したため、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、繰越計算書の報告をするものであります。

繰越しをいたしましたのは、1款資本的支出1項建設改良費の管渠建設改良費であります。荒小屋地区汚水管渠布設工事及び升形川2号・3号雨水幹線雨水排水路整備工事につきまして、入札不調になったことにより繰り越したものであります。

繰越総額は6,241万1,700円となり、財源につきましては、国庫補助金及び当年度損益勘定留保資金を充当するものであります。

以上、よろしくお願い申し上げます。

佐藤卓也議長 ただいまの報告は、地方自治法施行令第146条第2項及び地方公営企業法第26条第3項の規定による報告でありますので、御了承願います。

議案21件一括上程

佐藤卓也議長 日程第12議案第40号新庄市農業委員会委員の任命についてから日程第32議案第60号新庄市農業委員会委員の任命についてまでの議案21件を会議規則第35条の規定により一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、議案第40号から議案第60号までの議案21件を一括議題とすることに決しました。

ここで、笹農業委員会会長職務代理者の退席を求めます。

暫時休憩いたします。

(笹 行也農業委員会会長職務代理者退席)

午前10時42分 休憩

午前10時43分 開議

佐藤卓也議長 休憩を解いて再開いたします。

提出者の説明を求めます。

山科市長。

(山科朝則市長登壇)

山科朝則市長 議案第40号から議案第60号までの新庄市農業委員会委員の任命について御説明申し上げます。

本案は、令和8年7月19日に本市の農業委員会の委員の任期が満了することに伴い、新たな

委員を任命するため、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

委員に任命しよういたしますのは、三原幸一氏をはじめとする21名の方々であります。

任期は令和8年7月20日から令和11年7月19日までの3年間であります。

参考といたしまして経歴を添付しておりますが、農地等の利用の最適化などを推進していただく上で、誠にふさわしい方々であると存じます。

御審議いただき御同意賜りますようお願い申し上げます。

佐藤卓也議長 ただいま説明のありました議案第40号から議案第60号までの各議案については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、本件は委員会の付託を省略することに決しました。

本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、議案第40号から議案第60号は直ちに採決することに決しました。

初めに、議案第40号はこれに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、議案第40号はこれに同意することに決しました。

議案第41号はこれに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、

議案第41号はこれに同意することに決しました。

議案第42号はこれに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、議案第42号はこれに同意することに決しました。

議案第43号はこれに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、議案第43号はこれに同意することに決しました。

議案第44号はこれに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、議案第44号はこれに同意することに決しました。

議案第45号はこれに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、議案第45号はこれに同意することに決しました。

議案第46号はこれに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、議案第46号はこれに同意することに決しました。

議案第47号はこれに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、議案第47号はこれに同意することに決しました。

議案第48号はこれに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、議案第48号はこれに同意することに決しました。

議案第49号はこれに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、議案第49号はこれに同意することに決しました。議案第50号はこれに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、議案第50号はこれに同意することに決しました。議案第51号はこれに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、議案第51号はこれに同意することに決しました。議案第52号はこれに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、議案第52号はこれに同意することに決しました。議案第53号はこれに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、議案第53号はこれに同意することに決しました。議案第54号はこれに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、議案第54号はこれに同意することに決しました。議案第55号はこれに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、議案第55号はこれに同意することに決しました。議案第56号はこれに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、議案第56号はこれに同意することに決しました。

議案第57号はこれに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、議案第57号はこれに同意することに決しました。議案第58号はこれに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、議案第58号はこれに同意することに決しました。議案第59号はこれに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、議案第59号はこれに同意することに決しました。議案第60号はこれに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、議案第60号はこれに同意することに決しました。暫時休憩いたします。

（笹 行也農業委員会会長職務代理者復席）

午前10時52分 休憩

午前10時53分 開議

佐藤卓也議長 休憩を解いて再開いたします。

議案3件一括上程

佐藤卓也議長 日程第33議案第61号新庄市固定資産評価審査委員会委員の選任についてから日程第35議案第63号新庄市固定資産評価審査委員会委員の選任についてまでの議案3件を会議規則第35条の規定により一括議題としたいと思いま

す。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、議案第61号から議案第63号までの議案3件を一括議題とすることに決しました。

提出者の説明を求めます。

山科市長。

（山科朝則市長登壇）

山科朝則市長 議案第61号から議案第63号までの新庄市固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明申し上げます。

本案は、令和8年6月23日に本市の固定資産評価審査委員会委員の任期が満了することに伴い、新たな委員を選任するため、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

委員に選任しよういたしますのは、新たに選任する方として佐藤正守氏、引き続き選任する方として矢口雅彦氏及び佐藤正弓氏の3名の方々であります。

任期は令和8年6月24日から令和11年6月23日までの3年間であります。

参考といたしまして3名の方々の経歴を添付しておりますが、知識、経験とも豊富であり、本委員会を適正に運営していく上で誠にふさわしいの方々であると存じます。

御審議いただき御同意賜りますようお願い申し上げます。

佐藤卓也議長 ただいま説明のありました議案第61号から議案第63号までの各議案については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、本件は委員会の付託を省略することに決しました。

本件は人事案件でありますので、質疑、討論

を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、議案第61号から議案第63号は直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

議案第61号はこれに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、議案第61号はこれに同意することに決しました。

次に、議案第62号はこれに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、議案第62号はこれに同意することに決しました。

次に、議案第63号はこれに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、議案第63号はこれに同意することに決しました。

日程第36議案第64号新庄市固定資産評価員の選任について

佐藤卓也議長 日程第36議案第64号新庄市固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

山科市長。

（山科朝則市長登壇）

山科朝則市長 議案第64号新庄市固定資産評価員の選任について御説明申し上げます。

固定資産評価員は、固定資産を適正に評価し、かつ市長が行う価格の決定を補助するという職務の性格上、本市におきましては税務課長の職

にある者が最も適任であるとし選任をしてきたところであります。

本案は、本年４月１日をもって新たに任命した税務課長を固定資産評価員に選任するため、地方税法第404条第２項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

御審議いただき御同意賜りますようお願い申し上げます。

佐藤卓也議長 ただいま説明のありました議案第64号は、会議規則第37条第３項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、議案第64号は委員会の付託を省略することに決しました。

議案第64号は人事案件でありますので、質疑、討論を省略して、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第64号はこれに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、議案第64号はこれに同意することに決しました。ただいまから10分間休憩いたします。

午前１１時００分 休憩

午前１１時１０分 開議

佐藤卓也議長 休憩を解いて再開いたします。

日程第３７議案第６５号財産の取得について

佐藤卓也議長 日程第37議案第65号財産の取得についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

山科市長。

（山科朝則市長登壇）

山科朝則市長 議案第65号財産の取得について御説明申し上げます。

本案は、マイクロバス４台を取得するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により議決を求めるものであります。

取得する財産は、29人乗りのマイクロバス４台であります。

内容といたしましては、本合海小学校、升形小学校及び八向中学校の統合により、遠距離通学となる児童生徒の通学手段確保のために取得する車両が２台、また、現在運用しているスクールバスの老朽化に伴い更新する車両が２台であります。

取得価格は4,027万8,242円であり、太平興業株式会社荘内支店から取得するものであります。

以上、御審議いただき御可決賜りますようお願い申し上げます。

佐藤卓也議長 ただいま説明のありました議案第65号は、会議規則第37条第３項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、本件は委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第65号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

議案 4 件一括上程

佐藤卓也議長 日程第38議案第36号令和8年度新庄市一般会計補正予算（第1号）から日程第41議案第39号令和8年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）の補正予算4件について、会議規則第35条の規定により一括議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、議案第36号から議案第39号までの補正予算4件を一括議題にすることに決しました。

提出者の説明を求めます。

山科市長。

（山科朝則市長登壇）

山科朝則市長 議案第36号から議案第39号までの令和8年度新庄市一般会計及び特別会計の補正予算について御説明申し上げます。

補正予算書1ページ、議案第36号令和8年度一般会計補正予算であります。歳入歳出それぞれ1億3,195万7,000円を追加し、補正後の予算総額を216億495万7,000円とするものであり

ます。

4ページ、第2表地方債補正につきましては、道路長寿命化事業及び消防施設整備事業に係る地方債の額を変更しております。

主な補正内容であります。初めに歳入につきましては、全体を通して国庫支出金及び県支出金の内示に伴う補正を計上しております。

次に、歳出の款ごとの主な内容であります。2款総務費には、首都圏との二地域居住についての実証事業を行うための費用を新たに計上しております。

11ページからの6款農林水産業費には、地域農業構造転換支援事業費補助金などの各種補助金を増額補正しております。

12ページからの8款土木費には、市道堀端町線の無散水消雪施設改修のための工事請負費を新たに計上しております。

14ページからの10款教育費には、市認定地域クラブの活動費助成のための費用として認定地域クラブ活動支援補助金を新たに計上したほか、旧農林省積雪地方農村経済調査所庁舎の利活用検討のための費用を新たに計上しております。

一般会計補正予算については以上となります。17ページからの議案第37号国民健康保険事業特別会計補正予算、議案第38号介護保険事業特別会計補正予算及び議案第39号後期高齢者医療事業特別会計補正予算につきましても、今年度の事業執行に必要な予算の補正を行うものであります。

私からの説明は以上であります。各会計の詳細につきましては財政課長に説明させますので、御審議いただき御可決賜りますようお願い申し上げます。

伊藤リカ財政課長 議長、伊藤リカ。

佐藤卓也議長 伊藤財政課長。

（伊藤リカ財政課長登壇）

伊藤リカ財政課長 それでは、私から議案第36号から議案第39号までの補正予算について御説明

申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。

初めに、議案第36号一般会計補正予算（第1号）につきまして、一般会計補正予算は、歳入歳出それぞれ1億3,195万7,000円を追加し、補正後の総額を216億495万7,000円とするものでございます。

各款、各項の補正予算額及び補正後の額につきましては、2ページ、3ページの第1表歳入歳出予算補正にて御確認いただきたいと思います。

次に、4ページをお開きください。

第2表地方債補正につきましては、いずれも総事業費を変更したことに伴うもので、橋梁長寿命化事業に充てる道路長寿命化事業債及び消防施設整備事業に充てる消防施設整備事業債の限度額を変更するものでございます。

次に、7ページからの歳入について御説明申し上げます。

初めに、1款市税でございますが、3項2目環境性能割につきましては、国の制度改正により、軽自動車税の環境性能割が廃止されたことに伴い減額補正しているものでございます。

なお、自動車税の環境性能割廃止に伴う地方譲与税の減少につきましては、当初予算において反映しております。

これらの減収の影響につきましては、当面の間、国により財源措置がなされることとなっており、10款地方特例交付金におきまして、軽自動車税減収補てん特例交付金及び自動車税減収補てん特例交付金を新たに計上しております。

次に、15款国庫支出金及び8ページの16款県支出金でございますが、全体を通して内示額や交付決定額などに合わせた補正を行っております。

後ほど歳出予算で詳しく御説明させていただきます。

次に、17款財産収入でございますが、本合海

小学校の閉校に伴い、学校林の立木を伐採・売却し、売却益を本合海小学校閉校記念式典負担金に充てるものでございます。

18款寄附金でございますが、本合海小学校、升形小学校、八向中学校の閉校記念式典実施のためにと市内企業より寄附の申出をいただきました教育総務費寄附金を計上しております。

続きまして、21款諸収入でございます。4項4目雑入のうち、コミュニティ助成事業助成金につきましては、消防団の災害活動用資機材購入費に充てるものでございます。

続きまして、10ページからの歳出について御説明申し上げます。

初めに、2款1項7目企画費につきましては、首都圏と新庄市での二地域居住についての実証事業を行うための費用を新たに計上しております。

10ページから11ページにかけての3款1項2目国民年金費及び3款1項3目障害者福祉費には、国の法改正等により必要となったシステム改修費用を計上しております。

11ページ中段、3款2項1目児童福祉総務費には、中部保育所からもみのき保育園へネットワーク回線機器の移設と設定を行うための費用を計上しております。

11ページ下段から12ページにかけての6款1項3目農業振興費には、担い手総合支援対策事業費として国の地域未来交付金を活用し、農林専門職大学生や新規就農希望者を対象とした専門家等招聘による伴走支援事業を行うための費用を新たに計上しております。

また、地域農業構造転換支援事業費補助金などの各補助金につきましては、それぞれ県補助金の内示額に合わせて補正しているものであり、農業者に対して施設や機械などの導入費用を補助するものであります。

12ページ、6款1項5目農地費でございますが、県補助金の内示額に合わせて雨水ため池廃

止工事を行うための費用を増額補正しているものでございます。

12ページ下段から13ページにかけて、8款2項2目道路維持費の道路長寿命化事業及び橋梁長寿命化事業につきましては、国庫補助金の内示に合わせて減額補正しているものでございます。

その下、8款6項1目除排雪費につきましては、市道堀端町線の無散水消雪施設更新のための費用を新たに計上しております。

また、8款6項2目雪総合対策費につきましては、桧町地区流雪溝整備事業において、送水管ルートの変更が必要となったことから工事請負費を減額し、農地調査などの委託料を増額補正しているものでございます。

13ページ下段から14ページにかけて、9款1項3目消防施設費につきましては、本合海地区における消火栓移設に係る修繕料及びコミュニティ助成事業助成金を活用して行う消防団の災害活動用資機材を整備するためにかかる費用を増額補正しております。

9款1項5目災害対策費につきましては、山形県・新庄市合同総合防災訓練実施のために新たに必要となる費用を計上しているものでございます。

次に、10款2項小学校費及び10款3項中学校費につきましては、本合海小学校、升形小学校、八向中学校の閉校記念式典開催のための負担金を計上しているものでございます。

14ページ下段から15ページにかけての10款5項1目社会教育総務費及び15ページ下段の10款5項11目社会体育費の補助金につきましては、部活動の地域展開の受皿となる市認定地域クラブに対する運営費等の補助を行うための費用を計上しているものでございます。

15ページ上段にお戻りいただき、10款5項6目文化財保護費につきましては、旧農林省積雪地方農村経済調査所庁舎の利活用方法の検討に

必要な費用を新たに計上しているものでございます。

以上で一般会計を終わりにして、特別会計に入らせていただきます。

17ページを御覧ください。

議案第37号国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）でございますが、歳入歳出それぞれ12万9,000円を追加し、補正後の予算総額を30億7,598万3,000円とするものでございます。

内容といたしましては、国民健康保険税における子ども・子育て支援金制度が創設され、新たに子ども・子育て支援金分の歳入が生じることに伴い、必要な経費の補正を行うものでございます。

続きまして、23ページをお開きください。

議案第38号介護保険事業特別会計補正予算（第1号）でございますが、歳入歳出それぞれ66万円を追加し、補正後の予算総額を41億2,891万9,000円とするものでございます。

内容といたしましては、介護保険事業の制度改革に伴うシステム改修に係る費用を計上するものでございます。

続きまして、29ページをお開きください。

議案第39号後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）でございますが、歳入歳出それぞれ44万円を追加し、補正後の予算総額を6億5,768万3,000円とするものでございます。

内容といたしましては、子ども・子育て支援金制度の開始に向けて、令和7年度に実施したシステム改修について、受入れ済みの国庫補助金の不用額返還に係る費用を計上するものであります。

以上で、一般会計及び特別会計の補正予算案の説明を終わります。

御審議いただき御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

佐藤卓也議長 ただいま説明のありました補正予算4件につきましては、会議規則第37条第3項

の規定により委員会への付託を省略したいと思っています。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、議案第36号から議案第39号の補正予算4件につきましては、委員会の付託を省略し、6月12日金曜日、定例会最終日の本会議において審議いたします。

散 会

佐藤卓也議長 以上で本日の日程を終了いたしました。

6月3日水曜日午前10時より本会議を開きますので御参集願います。

本日は以上で散会いたします。

お疲れさまでした。

午前11時29分 散会

令和8年6月定例会会議録（第2号）

令和8年6月3日 水曜日 午前10時00分開議

議長 佐藤 卓也

副議長 山科 春美

出席議員（16名）

1番	佐藤悦子	議員	2番	亀井博人	議員
4番	鈴木啓太	議員	5番	坂本健太郎	議員
6番	田中功	議員	7番	山科春美	議員
8番	鈴木法学	議員	9番	辺見孝太	議員
10番	渡部正七	議員	11番	新田道尋	議員
12番	今田浩徳	議員	14番	山科正仁	議員
15番	高橋富美子	議員	16番	佐藤卓也	議員
17番	小野周一	議員	18番	小嶋富弥	議員

欠席議員（1名）

13番 伊藤健一 議員

欠 員（1名）

出席要求による出席者職氏名

市長	山科朝則	副市長	石山健一
総務課長	川又秀昭	総合政策課長	鈴木則勝
財政課長	伊藤リカ	税務課長	大江周
防災危機管理課長	柏倉敏彦	市民課長	笹原佳子
環境エネルギー課長	杉澤直彦	成人福祉課長 兼福祉事務所長	佐藤朋子
子育て推進課長 兼福祉事務所長	土屋智史	健康課長	高橋智江
農林課長	井上勝人	商工観光課長	高橋潤
都市整備課長	高橋学	上下水道課長	井上利夫
会計管理者 兼会計課長	石黒真紀	教育長	津田浩
教育次長 兼教育総務課長	岸 聡	学校教育課長	大町淳

社会教育課長	小 関 紀 夫	監 査 委 員	須 田 泰 博
監 査 委 員 長	小 野 亜 希	選挙管理委員会 選 委 員 長	武 田 清 治
選挙管理委員会 選 務 局 長	國 分 亮 一	農 業 委 員 会 農 会 長 職 務 代 理 者	笹 行 也
農 業 委 員 会 選 務 局 長	長 沼 俊 司		

事務局出席者職氏名

局 長	井 上 徹	議 会 総 務 主 査	伊 藤 幸 枝
主 事	小 野 一 樹	主 事	秋 葉 佑 太

議 事 日 程 （第2号）

令和8年6月3日 水曜日 午前10時00分開議

日程第 1 一 般 質 問

- 1 番 渡 部 正 七 議員
- 2 番 辺 見 孝 太 議員
- 3 番 田 中 功 議員
- 4 番 坂 本 健太郎 議員

本日の会議に付した事件

議事日程（第2号）に同じ

令和８年６月定例会一般質問通告表（１日目）

発言 順序	質問者氏名	質 問 事 項	答 弁 者
1	渡 部 正 七	1. 「観光振興によるまちの活性化」について 2. 「指定管理者制度」について 3. 「子どもの体験格差」について 4. 「森林保全の状況」について	市 長 教 育 長
2	辺 見 孝 太	1. 市役所新庁舎の整備について 2. 新庄まつり実行委員会の新たな組織体制と持続可能な まつり運営について 3. 「まんがの街 新庄」のブランディングについて 4. 回覧板の運用と行政情報の伝達について	市 長
3	田 中 功	1. 観光拠点整備と賑わい創出について 2. 未利用公共用地（普通財産）の利活用について	市 長 教 育 長
4	坂 本 健太郎	1. 都市計画と市庁舎建設について 2. 林野火災の防止と消防団の活動体制について 3. 市役所におけるカスタマーハラスメント対応について	市 長

開 議

佐藤卓也議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は16名です。

欠席通告者は伊藤健一議員の1名です。

なお、農業委員会会長が欠席のため、農業委員会から笹 行也会長職務代理者が出席しておりますので、御了承願います。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第2号）によって進めます。

なお、クールビズ期間でありますので、暑いときは上着を脱いでも構いません。

日程第1 一般質問

佐藤卓也議長 日程第1 一般質問。

これより一般質問を行います。

今期定例会の一般質問者は12名です。質問の順序は、配付しております一般質問通告表のとおり決定しております。

なお、質問時間は、答弁を含めて1人50分以内といたします。

本日の質問者は4名です。

渡部正七議員の質問

佐藤卓也議長 それでは最初に、渡部正七議員。

（10番渡部正七議員登壇）

10番（渡部正七議員） おはようございます。

6月定例会、1番目に一般質問いたします、新政・結の会、議席番号10番の渡部正七です。

よろしくお願いします。

それでは、通告に従いまして質問に入ります。

発言事項1番目、「観光振興によるまちの活性化」について。

本市にとって、観光は単なる経済活動ではなく、地域ブランドの確立、そして持続可能なまちづくりに不可欠なものと考えます。

訪客の滞在時間や宿泊日数を伸ばし、観光消費の拡大につなげていくため、テーマ性を持たせた体験型の新たな観光資源の創出など、本市の今後の観光振興施策についてどのように推進していくのか、市長の御見解をお伺いしたいと思います。

次に、発言事項の2番目になります。

指定管理者制度についてお伺いします。

まず、指定管理者のこの制度の目的は、多様化する市民のニーズに効果的に対応するため、公の施設の管理に民間のノウハウを活用し、市民サービスの向上とコスト削減を図ることでありまして、民間のノウハウを活用した市民サービスの向上とは、行政の直営や従来の管理委託ではできなかった質の高いサービスを提供することです。

指定管理者制度の最大のこのポイントとしては、やはり様々な自主事業をどれだけ実施できるかという点だと考えます。

そこで、公募時の応募要項等においても、まず行政がその施設でどのようなサービスを提供したいのか、このようなことを具体的に示し、事業者に対しどのような自主事業を展開できるのか、何をしたいのかを積極的に求めていくべきと考えるところであります。市の見解をお伺いします。

2番目になりますが、各自治体において、応募者のこの固定化による制度の膠着化が進み、幅広い団体の参入を促し、民間の創意工夫を生かした複数の事業者が応募しやすいような環境整備が必要であるとの指摘があります。

本市において、現時点で複数期にわたり同じ指定管理者となっている施設の件数、それとともに全体に対する割合をお伺いします。

また、この現行の指定管理者以外に応募がなかった施設について、その原因と課題に対する見解をお伺いしますので、よろしくお願いします。

3番目になりますが、同一の事業者による指定管理者が続くと、この管理運営に関する新しい提案や魅力的な自主事業の実施がなされなくなる、そのような懸念を持つことでありますが、このような課題をどのように解決していくのか、方針を伺います。

また、その一方では、この指定管理者の固定化ということで、業務の継続性が確保され、安定したサービスの提供につながることで、それから利用者とのやはり信頼関係の構築、地域特性を生かした地域密着型の運営ができること等、メリットも非常にあると思いますが、この固定化のメリットについての見解をお伺いしたいと思います。

以上、指定管理者制度についての質問となります。

続きまして、発言事項3番目の「子どもの体験格差」についてお伺いします。

子供の育ちや学びにおいて、体験の重要性が広まる中、物価高などによりまして、経済的事情で体験格差への社会的関心も非常に高まっていると聞いております。

体験格差とは、家庭環境や地域といった子供の生育環境により、学校外で行われる体験の機会に格差が生じている状況のことを言います。

ここでの体験には、旅行とかキャンプとか、自然体験、科学体験、それから文化芸術体験など、イベントといったいろいろな非日常的なこの体験があるわけですが、それから塾とか習い事、また、友達との遊び、家でのお手伝い、日々の暮らしの中で行われる様々な体験も、体

験には含まれると思います。

本市においても、この体験格差の解消や、学校での体験活動の充実に取り組んでいくためには、体験格差の状況を把握し、体験活動の効果について理解を深めておくことが大切であると考えますが、このことについて、現状と課題をどのように捉えているのか、また、今後の取組等についての見解をお伺いしますので、よろしくお願いします。

最後になりますが、発言事項の4番目、「森林保全の状況」についてお伺いします。

近年、気候変動による豪雨の増加等に伴い、山地災害が激甚化、多様化しており、荒廃山地の問題が深刻になってきていると思います。

自然災害による大規模な土砂災害などを防止するには、これまで以上にきめ細やかに森林の保全が必要になってくると考えます。

本市における森林の現状と課題、林地保全による自然災害対策等について、今後どのように取り組んでいくのか、見解をお伺いします。

以上、大項目4つの質問となりますので、よろしくお願いします。

山科朝則市長 議長、山科朝則。

佐藤卓也議長 山科市長。

(山科朝則市長登壇)

山科朝則市長 おはようございます。

それでは、渡部議員の御質問にお答えします。

子供の体験格差につきましては、教育長が答弁しますので、よろしくお願いいたします。

初めに、観光振興によるまちの活性化についての御質問であります。本年3月に策定されました国の第5次観光立国推進基本計画において、観光は地域経済や日本経済の発展を牽引するだけでなく、日本の魅力や活力を次世代へ持続的に継承・発展させていくため、戦略産業であるとされております。

本市におきましても、観光は今後のまちづくりを進める上で重要な分野であると認識してお

りますが、戦略的に施策を推進していくためには、より具体的な方針や指針の整理が必要であると考えております。

このため、今年度は総務省の地域力創造アドバイザー制度を活用し、観光資源の発掘や、これまで十分に活用されてこなかったコンテンツの磨き上げなどについて、専門的な助言をいただくこととしております。

これらを踏まえながら、本市に適した観光によるまちづくりの方向性について情報収集や検討を進め、今後の観光振興につなげてまいります。

次に、指定管理者制度についての御質問にお答えをいたします。

初めに、指定管理者の自主事業の実施についての御質問ですが、指定管理者が自主事業に積極的に取り組むことは、多様化する市民ニーズへの対応や市民サービスの向上などに寄与するものと認識しております。

自主事業は指定管理者が自ら企画し実施するものでありますので、公募時に公募要綱等に具体的な事業の内容を明記しておりません。

市といたしましては、自主事業においては、指定管理者の自主性や独自性に富んだ事業を期待するところであります。

次に、複数期にわたり同じ指定管理者となっている施設の件数についてであります。現在、指定管理者制度を導入している施設は10施設あり、今年度から指定管理者制度を導入した新庄市エコロジーガーデンを除き、全ての施設において、前回と同じ団体に指定管理を委託している状況であります。このため、全体に対する割合といたしましては9割となっております。

現行の指定管理者以外に応募がなかったことにつきましては、様々な要因があると考えておりますが、全国的にも人件費の高騰や物価上昇による利益率の低下、指定管理者担い手となる市民活動団体の減少などにより、応募が減少し

ている傾向にあると認識しております。

本市におきましても、これらの課題に対して、引き続き適正な指定管理料の算定を行うとともに、公募を広く行うことで、対応を検討してまいりたいと考えております。

最後に、同一事業者の指定管理による課題についての御質問であります。管理運営に関する新しい提案や魅力的な自主事業が実施されなくなる懸念がある一方で、ノウハウの蓄積による施設運営や雇用の安定など、指定管理者が固定化することによる効果もあると捉えております。

今後も、指定管理者の柔軟な発想を生かすとともに、自主性を尊重しながら、地域の活性化や新たなサービスの創出が図られるよう、指定管理者制度の改善に努めてまいります。

次に、森林保全の状況についての御質問にお答えをいたします。

森林は、木材生産の場としてだけでなく、地球温暖化防止、水源涵養、土砂災害の防止など、多面的な広域的機能を有しており、市民生活の安全・安心を支える重要な社会基盤であると認識しております。

近年は、全国的に豪雨災害が激甚化・頻発化しており、本市におきましても、森林の適切な整備と保全は、防災・減災の観点からも極めて重要であると考えております。

本市では、これまで国県の補助制度や森林環境譲与税を活用しながら、間伐や再造林、林道整備などの森林整備を進めてまいりました。また、森林経営管理制度に基づく森林所有者への意向調査などにも取り組んでいるところであります。

一方で、林業従事者の高齢化や担い手不足、木材価格の低迷、所有者不明森林の増加などにより、適切な管理が行われない荒廃森林の発生などの課題もあります。

今後につきましては、森林環境譲与税を有効

に活用しながら、森林組合や関係機関との連携を強化し、間伐や再造林の推進、担い手確保、林道整備、治山対策などを総合的に進めてまいります。

森林は、本市の豊かな自然環境と地域資源を将来引き継ぐために大切な財産であります。今後も、森林の公益的機能の維持向上に努め、持続可能な森林づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

以上、壇上からの答弁といたします。

津田 浩教育長 議長、津田 浩。

佐藤卓也議長 津田教育長。

津田 浩教育長 それでは、私からは、子供の体験格差についての御質問にお答えいたします。

本市では、体験の格差の状況について、現在、具体的な方法での把握は行っておりません。

子供が様々な体験を通して成長していくというふうなことは大切であると認識しております。学校においても、体験的な活動を通して実感と経験に基づいた学びができるような教育活動を実践しているところでございます。

しかしながら、本市だけでなく、県内の小中学生におきましては、例えば、これまで手紙やはがきを書いたことがない子供が一定数いるなど、時代の流れとともに社会的体験が少なくなっている課題もございます。

そのような中で、学校では、授業を通して知らないことを知る喜びやできなかったことができるようになる喜びを実感し、社会とのつながりが感じられるような活動を実践しております。

その中の一つに、本市では、ふるさと学習の充実を推進しております。

子供たちが、地域の自然や文化、それを支える方々に学ぶ体験は、ふるさとへの愛着を育むことはもちろん、様々な方の生き方に触れ、自分の将来の生き方を考える貴重な機会であると考えております。

また、現在、各校におきましては、地域学校

協働活動の推進や部活動の地域展開等、地域の方々の御協力をいただきながら教育活動を進めております。

平日の下校時間が早まったり、土日の部活動がなくなったりするなど、家庭で過ごす時間が増えてきていることから、家庭においても様々な体験が求められております。

今後も、学校と地域、家庭の連携の充実を図りながら、子供たちの体験活動の充実を図ってまいります。

以上でございます。

10番（渡部正七議員） 議長、渡部正七。

佐藤卓也議長 渡部正七議員。

10番（渡部正七議員） いろいろとありがとうございました。

それでは、再質問ということで、最後の後ろのほうの森林保全の状況についてから再質問させていただきます。

本市においては、新庄市の森林整備計画、計画期間を令和7年から令和17年まで策定しており、これに沿って、今後これらに基づいて森林の整備等を推進していくと思います。

本市の林家のほとんどがこういう所有面積が5ヘクタール未満の零細所有が多くて、非常に林業の効率がよくない状況であると思いますが、地区単位での共有林も本市の場合は非常に多いと思います。市、森林組合、森林所有者等、地域全体での森林施業を推進する体制を整備するとともに、やはりこの集落単位での森林施業の実施に向けた体制づくり、これが非常に重要と思いますが、この点についての御見解をお聞かせ願いたいと思います。

井上勝人農林課長 議長、井上勝人。

佐藤卓也議長 井上農林課長。

井上勝人農林課長 地域の共有林をはじめとする森林整備の実施に向けた体制整備についての御質問にお答えいたします。

本市の森林整備におきましては、御質問いた

だいたとおり、多くが零細な森林所有者となっております。また、集落単位、地区単位での共有林も多く存在することから、森林施業の集約化と効率化が課題ということで捉えているところでございます。

こうした中、共有林の整備に関しましては、令和8年4月に施行されました森林経営管理法の改正によりまして、共有者の一部が行方不明の場合であっても、持分価格の2分の1以上の同意があれば、森林整備の実施が可能となるようになりました。

こうした関係制度の緩和も進められておりますので、本市としましては、地域での管理や合意形成が困難となっている共有林等に対しましては、森林経営管理制度を活用することで、市、森林組合、そして森林所有者等との地域全体が連携する中で、集落単位での森林施業や適切な管理が円滑に進むような体制を構築することによりまして、荒廃森林の発生防止、持続可能な森林環境の保全に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

10番（渡部正七議員） 議長、渡部正七。

佐藤卓也議長 渡部正七議員。

10番（渡部正七議員） 課長のほうから大変いろいろな御意見を伺えたわけですが、課長が先ほど申し上げましたとおり、本当に森林所有者の高齢化というのは非常に今進んでいと思いますし、やはり手入れ不足、そして何よりやはり所有者が地域外にいる。そういうことによって人工林が増えたり、土砂災害の危険性が非常に高まっているような地域も非常に見受けられると思います。

そこでですが、森林環境譲与税、この財源を活用しながら、いろいろ森林組合等、林業事業主体が中心となって、これまでも間伐とか造林等を行ってきたと思いますが、森林環境譲与税の基金の積立金がありますが、今年も予算計上

されています。これ、令和2年度あたりからずっと積み立ててきて、多分、正式な決算額はまだ出ていないと思うんですけども、去年の時点あたりで多分5,000万近くもう積み上がっていると思うんですが、やはりこれ、積立としていくのもずっと大切だと思うんですが、やはり今後こう増大されると思われますこの森林経営管理法に基づくいろいろな整備、これらに活用していかなければならないと考えますが、この森林環境譲与の基金の積立金、この活用方法についての御見解をお聞かせ願いたいと思います。

井上勝人農林課長 議長、井上勝人。

佐藤卓也議長 井上農林課長。

井上勝人農林課長 森林環境譲与税の基金積立金の活用方法について、御質問いただきました。

本市における森林環境譲与税の基金の積立額につきましては、御質問にありましてとおり、制度開始以降積立てが増しまして、昨年度末現在でおよそ5,000万円程度となっているというところでございます。

これまでの活用実績を御紹介させていただきますと、民有林の間伐に対する補助金の交付、林道の災害復旧事業、あるいは林道の路盤整備・補修、森林管理制度に基づきます意向調査や集積計画の策定、さらには県と協働による森林台帳のデジタル化事業などに活用させていただいて、残額を将来の森林整備事業の財源として積み立てているところでございます。

今後の活用方法につきましては、森林経営管理法に基づきます森林整備事業の実施、市が委託を受けて実施する森林整備、これは意向調査や集積計画の策定後に実施するものでございます。こうしたものをはじめ、民有林における下刈りや間伐並びに伐採後の再造林など、こちらのほうの補助を拡充するなど、荒廃森林発生の抑制を図っていきたいと考えているところでございます。

また、近年、熊の出没等の状況に鑑みまして、

人里への出没を防ぐための里山整備や緩衝地帯の整備など、鳥獣被害対策も含めた中で活用を検討してまいりたいと考えております。

大切な財源であります森林環境譲与税を適正かつ計画的に今後管理するという事で、森林が持つ公益的機能の発揮に向けまして、実効性のある事業へ活用してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

10番（渡部正七議員） 議長、渡部正七。

佐藤卓也議長 渡部正七議員。

10番（渡部正七議員） ぜひ、本当に今、熊の問題とか鳥獣被害が多いわけですから、里山の整備等を非常に頑張っていただきたいと思うところであります。

それから、本市の林業、先ほども言いましたが小規模経営で、しかもこの農業等、他産業との兼業がほとんどでありますので、農業振興、これも大変充実していかなくちゃいけないと思いますが、林業労働者の育成対策、これも同時に進めていかなければならないと思います。

林業に従事する人の養成及び確保についてはどのようなお考えをお持ちでしょうか。お願いします。

井上勝人農林課長 議長、井上勝人。

佐藤卓也議長 井上農林課長。

井上勝人農林課長 林業における担い手の養成及び確保対策についてお答えいたします。

本市の林業につきましては、小規模経営かつ他産業との兼業が確かに多く、次世代を担っていく担い手の育成と確保につきましては、農業振興と並びまして大変重要な課題であると捉えているところでございます。

林業分野における新規就業や起業につきましては、高性能林業機械をはじめとする必要な資機材について、かなり高額になりますので初期費用を要するというところです。また、収益性の確保が容易でないというところです。さらに

は、作業の専門性、安全確保の難易度が高いということで、新卒者や新規参入者が単独で起業するということにつきましては、極めて困難な状況にあると認識しているところでございます。

一方で、本市内には、林業経営体が6社、木材関連企業5社ほど存在しております。そのほかに最上広域森林組合でありますとか、金山森林組合等も組織されているというところでございます。

まずは、これらの実績と経験が豊富であろう既存の企業や森林組合へ就労することによって、現場での技術や知見を蓄積することが確実な人材育成につながる有効な選択肢であると考えているところでございます。

こうした状況を踏まえまして、関係企業や森林組合などと連携する中で、担い手、企業双方にアプローチを行っていききたいと考えているところでございます。

また、東北農林専門職大学及び附属農林大学の学生のほうに在学中から支援を行うなど、受入れとなる林業企業体への支援も含めた中で、情報提供等を行って、林業を志す若者が地域に定着して安心して働ける環境づくりを進めていくことが必要であろうと考えておるところでございます。

以上です。

10番（渡部正七議員） 議長、渡部正七。

佐藤卓也議長 渡部正七議員。

10番（渡部正七議員） 先ほど市長の答弁にもありましたが、本当に森林の公益的機能の維持・向上に努めるとともに、本当に持続可能な森林づくり、今後ともよろしく願います。

それでは、次に、子供の体験格差について再質問させていただきます。

全国的にこの部活動、地域のスポーツクラブなどに委ねる地域展開が本格的に導入されているわけですが、家庭の経済事情で、部活動のよ

うになかなか続けられなくなる子供も出ているような話もありますし、非常に経済的に苦しい子供を支援する就学援助を受けている、そのような世帯を対象とした補助制度を設けているような自治体も、一部に限られているようであります。

専門家からは、これらが地域格差につながっているのでは、これからつながっていくのではないかという指摘もありますが、本市におけるこの部活動の地域展開において、この体験格差、これはどのように捉えているのか、お聞かせ願いたいと思います。

小関紀夫社会教育課長 議長、小関紀夫。

佐藤卓也議長 小関社会教育課長。

小関紀夫社会教育課長 部活動の地域展開に伴います体験格差という御質問でございますが、先ほど教育長の答弁のほうにもございましたとおり、部活動の地域展開におきましても、現時点では具体的な実態調査は実施していないというのが現状でございます。

ただ、今、議員おっしゃられましたとおり、家庭環境に伴いますそういった体験格差というものが存在しているというふうな認識ではございますので、そういった部分で部活動の地域展開におけます体験格差が左右されないように、様々な対策を講じていくべきだというような認識は持っております。

以上でございます。

10番（渡部正七議員） 議長、渡部正七。

佐藤卓也議長 渡部正七議員。

10番（渡部正七議員） 多分、今回の6月補正でも、国からとか県からの運動部の活動点検、この推進事業の補助とか、それを使って認定地域クラブの活動支援とか活動参加者への支援、今回計上されていますけれども、多分その金額だと思うんですけども、ぜひこれから地域展開する上で、この体験格差が出ることをないように、こういう補助金を使って有効利用して、

よろしくお願ひしたいと思います。

それから、続きまして、指定管理者制度について、再質問させていただきます。

本市においては、利用料金制度を導入しているわけですが、指定管理者はこの指定管理料と利用料収入を合わせた併用型での施設運営をしているわけであります。

他の自治体の指定管理者においては、この昨今の社会情勢、人件費とか物価の高騰により、施設を貸せば貸すほど赤字になっていくような、そのような事態も発生していると聞いておりますが、本市におけるこの利用料金制度の実態について、どのように把握しているのか、お聞かせ願いたいと思います。

川又秀昭総務課長 議長、川又秀昭。

佐藤卓也議長 川又総務課長。

川又秀昭総務課長 本市におけます各公の施設の利用料金制の実態というふうなところでの御質問ですけれども、今、議員おっしゃいました他自治体の例では、貸せば貸すほど赤字だというふうな部分については、うちのほうの施設はどのような状況になっているかどうかというふうなところは把握しておりませんが、今、利用料金については使用料といたしまして各施設の設置管理条例のほうで使用料が定められておりますが、利用料金制につきましては、基本的にはその条例のほうに上限を定めることになっておりまして、利用料金制度を導入している施設が、自由な発想の下で使用料を範囲の中で定められるというふうなところが本来の趣旨となっております。

ところが、本市におきましては、使用料として条例に定めている額が、マックスな状態での料金として徴収しているというふうな現実があるかと思います。

これにつきましては、5年ごととか、定期的に見直しを図っているわけですが、そういった部分につきましては、議員の皆様におき

まして、利用料金制の制度、そういうふうな実態というふうなものを考慮いただきまして、本来あるべき上限額を引き上げた中で指定管理者が自由に設定できるような仕組みというふうなものをきちんとしていくということが望ましい姿ではないかなというふうに捉えているところです。

以上でございます。

10番（渡部正七議員） 議長、渡部正七。

佐藤卓也議長 渡部正七議員。

10番（渡部正七議員） 今、課長のほうから、利用料金制度についていろいろ御説明も受けました。

利用料金を定めるに当たって、条例で定められた範囲、上限を超えていけないという課長の話もありましたよね。当然、指定管理者に自由に利用料金を設定するわけではいけないわけですが、そして、結局、指定管理者が利用料金を設定しても、市の承認を得なければできない。最終的に結果論で言えば、今の段階では指定管理者には自由な裁量権というか、例えば民間の場合ですと、いろいろなサービスありますよね。例えばスキー場なんかですと、今、食事券とリフト券をセットにした券とか、当然当たり前のようにあります。ペア割引とかいろいろありますし、例えば文化施設なんかですと、いろいろな施設を3つの施設を共有してできるような共有券とか、いろいろな民間の場合だとサービスできるわけですが、本市の利用料金制度の今の現在ですと、指定管理者の裁量権というか、価格設定とか使用区分の柔軟性を持ったもう少し利用料金の設定ができないかなと思うわけですが、その点についてはいかがでしょう。

川又秀昭総務課長 議長、川又秀昭。

佐藤卓也議長 川又総務課長。

川又秀昭総務課長 利用料金制に伴う自由な展開というふうなところですが、できないと

いうふうなことではなくて、やはり指定管理者のほうからそういう提案がありましたら、協定のほうに盛り込むことで、いろいろな展開ができるのではないかなというふうに考えております。

ただ、徴収いたします料金については、条例で定められている上限を超えることができないというふうなところがありますので、今現在、使用料を上げるのは何となくまかりならんみたいところで、どうしても見直しするときに抑えみになっている、あるいは小中学生無料とかいうふうな意見なども出たりする中で、無料としているような部分ありますけれども、そういった部分を、条例の中では割と幅を持たせて設定しておいて、指定管理者のほうの事業者が様々決定するというふうなところの仕組みづくりというふうなところがこれから求められるのかなというふうに思っているところです。できないということではないというふうな状況でございます。

以上でございます。

10番（渡部正七議員） 議長、渡部正七。

佐藤卓也議長 渡部正七議員。

10番（渡部正七議員） やはり指定管理者が自ら創意工夫、経営努力によって、施設の利用者を増やしていく。稼働率を高めていけば、それが直接やはり指定管理者の収入増加につながって努力が報われるという、言葉が正しいか分からないんですけど、そういう仕組みがやはりこの指定管理者にとっては魅力的なサービスとかいろいろな、施設を管理運営する上で、そういういろいろなことが指定管理者ができていくと思いますので、本当に今先ほど課長のほうからありましたが、今のこの物価高の社会情勢において、現在のこの施設の使用料ですね。これは設定いろいろありますけれども、私自身いろいろな施設を見ていますと、その設定の仕方とかの部分、非常に疑問に感じる部分もあるん

ですが、この辺についてはどうでしょうかね。

川又秀昭総務課長 議長、川又秀昭。

佐藤卓也議長 川又総務課長。

川又秀昭総務課長 今の使用料の様々な疑問に思われる点というふうなところですけども、こちらについては、やはり見直しをする段階で担当部署のほうと調整しながら、あるいは様々な意見を聞きながら調整をしていきたいというふうに考えているところでございますけれども、施設を持っているところの発想と、あとは今現行で指定管理を行っているところの発想等をいろいろ協議しながら、よりよい料金体系の在り方について、協議を進めることが必要であるというふうに考えております。

以上でございます。

10番（渡部正七議員） 議長、渡部正七。

佐藤卓也議長 渡部正七議員。

10番（渡部正七議員） なかなか難しい問題だと思うんですけども、この使用料の決め方というか、計算方法はいろいろあると思います。受益者負担ということも考えればいろいろあると思いますが、公平性を考慮した負担割合となれば、やはり施設を利用する人、しない人、この間で負担の公平性を保つ。それは利用者に適正な費用を負担してもらうという、そういう考えというのは本当は基本だと思いますが、これからやはり施設も当然老朽化していくわけですし、維持管理費もかかりますので、使用料についても、5年に1回の見直しではあるんですが、その辺、社会状況等も含めて今後検討していただきたいと思いますし、その際には、ぜひ指定管理者の御意見も十分に取入れた料金使用料の設定のほうをお願いしたいと思いますので、よろしくをお願いしたいと思います。

それから、新庄市の指定管理者の運用指針がありますが、この中では、災害が発生した場合、指定管理者は施設の利用者及び緊急避難の誘導とか安全確保を行うわけです。そして、避難所

が開設した場合は、いろいろと施設の運営とか、そして市との連携を行いながら、いろいろと受入れ態勢、運営支援を行っていくわけですが、これ、大規模な自然災害、地震とか風水害とか、感染症のパンデミック、大規模なシステム障害とかいろいろあるわけですが、こういうことが起こった場合に、市民生活に不可欠なやはり公共のサービスを可能な限り維持しなきゃいけないわけですし、そして何よりも早期に復旧させなきゃいけないわけです。

そのためにBCP、事業継続計画というものがあわけですが、この指定管理者制度を導入して以来、指定管理者がこのBCPの策定を行っているのでしょうか。その辺の現状、どのように捉えているか、お聞かせ願いたいと思います。

川又秀昭総務課長 議長、川又秀昭。

佐藤卓也議長 川又総務課長。

川又秀昭総務課長 指定管理者の事業継続計画、BCPの捉え方というふうなところですけども、現状については、それぞれ指定管理者の皆さんが策定しているかどうかというふうな部分までは把握しておりませんが、やはり今議員おっしゃいましたように、公共サービスを途切れさせないというふうなことからいきますと、市と指定管理者が一体となって、災害時に業務の継続に取り組むというふうなところが大事だというふうに考えております。

基本的には、民間事業者につきましては、それぞれ単独で事業継続計画を立てるというふうなところになるかと思いますが、やはり今申し上げましたとおり、指定管理者の場合には、災害が起きたときには、避難所の開設でありますとか、公の施設の開ける、開けないでありますとか、そういった部分も含めて一体となって取り組んでいく必要があるというふうなところがありますので、国のほうのスタンスといえども、自治体と指定管理者が一体とな

って不測の事態に備えるべきだというふうな見解も出ているようですので、そういった捉え方で、今後推進してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

10番（渡部正七議員） 議長、渡部正七。

佐藤卓也議長 渡部正七議員。

10番（渡部正七議員） 市が策定している地域防災計画等いろいろあると思いますので、指定管理者もBCPをつくった場合、お互いにそごがないように整合性を確認しながら、そしてやはり合同での訓練とか、そういうものも定期的に実施するなど、実効性を高めるような取組をしていただきたいと思いますので、今後ともよろしくをお願いします。

それでは、これで私の一般質問を終わります。

佐藤卓也議長 ただいまから10分間休憩いたします。

午前10時45分 休憩

午前10時55分 開議

佐藤卓也議長 休憩を解いて再開いたします。

辺見孝太議員の質問

佐藤卓也議長 次に、辺見孝太議員。

（9番辺見孝太議員登壇）

9番（辺見孝太議員） おはようございます。

本日2番目に質問に立ちます議席番号9番、新政・結の会の辺見孝太です。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、通告に従い質問をさせていただきます。

初めに、市役所新庁舎の整備についてお伺いします。

現在、市では、令和17年の新庁舎開庁を予定し、整備基金の積立てを進めていますが、現時点では整備スケジュール等の具体的な方向性が十分示されておらず、結果として、公共施設全体の再編や個別施設の今後の在り方の検討にも影響を及ぼしていると考えます。新庁舎整備の今後の進め方について、市の考えをお伺いします。

続いて、新庄まつり実行委員会の新たな組織体制と持続可能な祭り運営についてお伺いします。

新庄まつり実行委員会の新たな体制について、3月定例会でも質問したところでありますが、その後の新庄まつり実行委員会における新たな組織体制及び役割分担の調整の状況についてお伺いいたします。

また、現在の祭り運営においては、実務処理や調整業務に負担が集中し、将来的な方向性や新たな企画等を検討する機能が十分に発揮されにくい状況もあると感じております。

市として新庄まつり実行委員会をどのような役割を担う組織として位置づけ、持続可能な祭り運営にどのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

あわせて、熱中症対策や有料観覧席の設置の検討状況についてもお伺いします。

続いて、「まんがの街 新庄」のブランディングについてお伺いいたします。

令和8年度の主要事業となっている漫画・アニメを活用した地域活性化事業について、地域力創造アドバイザー制度を活用した専門家の招聘の状況や、アニメ作品を活用した周遊企画の具体的な実施時期などについてお伺いします。

また、それらの取組を通じて、市としてどのような「まんがの街 新庄」のブランディングを目指しているか、お伺いいたします。

最後に、回覧板の運用と行政情報の伝達についてお伺いいたします。

少子高齢化や人口減少が進む中、自治会運営を担う区長等の負担が増しています。特に、高齢の区長からは、月2回実施されている回覧板配布が大きな負担となっているとの声があります。一方で、市街地の自治会からは、回覧回数を減らすと行政情報や地域情報の周知が滞るとの意見もあり、地域によって実情が異なっています。

地域住民への確実な情報伝達を維持しながら、自治会役員の負担軽減をどのように図っていくのか、市の考えをお伺いいたします。

以上、御答弁よろしくをお願いいたします。

山科朝則市長 議長、山科朝則。

佐藤卓也議長 山科市長。

(山科朝則市長登壇)

山科朝則市長 それでは、辺見議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、市役所新庁舎の整備についての御質問であります。平成29年3月に策定した公共施設等総合管理計画は、今年度で計画期間を終えることから、見直しを行う予定としております。

本市を取り巻く状況は、計画策定時の予想を上回る勢いで人口減少が進んでおり、将来にわたって市民サービスの維持向上を図り、持続可能なまちづくりと財政運営を念頭に、市有施設の在り方を検討し、統廃合や再編などを進めることは、大変重要であると考えております。

このため、各施設の状況に関する詳細な分析、今後に必要な施設機能の検討などを行うことにしております。

市役所新庁舎整備の今後の進め方につきましては、公共施設全体の再編や集約化・複合化などの協議を進める中で、新庁舎に必要な機能などに関する検討を進めていく考えであります。

そのため、今年度から、公共施設等総合管理計画の見直しと連動し、庁内の検討組織において、新庁舎整備に向けた協議に着手する予定で

あります。

庁舎機能の多機能化や複合化は、市民の利便性の向上や財政面などから大変有効な手段であると考えており、今後、公共施設全体の見直しを進める中で、新庁舎の整備に向けた検討を着実に進めてまいります。

次に、新庄まつり実行委員会の新たな組織体制と持続可能な祭り運営についての御質問にお答えをいたします。

4月下旬に開催されました新庄まつり実行委員会において、本市と新庄観光協会の2団体による事務局体制の新たな実行委員会と、新庄まつり協力企業・団体ネットワークが加入することが承認されました。

この団体は、地域企業や団体等から祭り業務の一部を支援していただくことを想定しており、昨年実施しました新庄まつり市民総参加宣言にもつながるものと認識しております。

多岐にわたる祭り業務につきましては、新庄観光協会と詳細について調整しているところでありますが、持続可能な新庄まつりとするためには、実行委員会事務局による円滑な業務遂行はもちろん、地域企業や団体等の御理解と御協力を得ながら進めていくことが重要であると考えております。

近年、新庄まつりは地球温暖化の影響等により猛暑での開催となっていることから、熱中症対策につきましては、実行委員会から祭り関係団体に予防対策を要請するとともに、祭り期間中に飲料水の提供を実施する予定であります。また、アビエス内の有料観覧席の方々には冷却材の配布、駅前通り等の中心市街地の観覧者には注意喚起の放送を行うなどの対応を予定しております。

さらに、本市と包括連携協定を締結している大塚製薬株式会社様の御協力を得て、市職員や祭り関係団体の代表等を対象とした熱中症対策講習会の受講についても検討しております。

有料観覧席の設置状況につきましては、24日の宵まつりは、特別観覧席を含めてアビエス内に約2,200席、25日の本まつりはアビエス内のスタンド席のみ有料観覧席とし、約1,200席を準備する計画であります。

今年の祭り運営につきましては大変御心配をいただいておりますが、新たな企画等を検討する場といたしましては実行委員会専門部会を、将来的な方向性を検討する場といたしましては、実行委員会とは異なる組織を今年度中に設置することを予定しております。

今後も、関係団体をはじめ地域企業や団体等と協力・連携しながら、円滑な運営と安全・安心な新庄まつりの開催を確保できるよう努めてまいります。

次に、「まंगाの街 新庄」としてのブランディングについての御質問であります。本市では、国内外からの交流人口拡大を図るため、昨年度に引き続き、本市ゆかりの漫画家の作品を活用した漫画・アニメを活用した地域活性化事業に取り組んでおります。

地域力創造アドバイザー制度を活用した専門家につきましては、4月に業務委託契約を締結しており、現在、アニメ・イラスト等の知的財産の活用に関する権利者との調整や観光コンテンツの企画造成等について助言をいただきながら、事業を進めているところであります。

今後は、今年の実施企画を踏まえ、本市の観光まちづくりの方向性について検討を行ってまいります。

また、アニメ作品を活用した周遊企画につきましては、現在は作品の世界観に合わせた体験内容の検討や、市内の飲食店や宿泊施設といった地域事業者への協力依頼等、体験型周遊コンテンツの造成に向けた準備を進めているところであり、今後は権利者への申請や企画プロモーションに取り組む予定でありましたが、観光庁補助事業の1次採択には該当しませんでしたの

で、2次採択に向けて準備を進めております。

本市が目指す「まंगाの街 新庄」としてのブランディングにつきましては、今回の企画をきっかけに、地域の魅力に触れ、滞在や地域全体の周遊につながる聖地巡礼型観光としてのコンテンツ造成を進めながら、交流人口の拡大に向けた魅力発信によるブランディングの形成、持続可能な観光地域づくりにつなげてまいりたいと考えております。

次に、回覧板の運用と行政情報の伝達についての御質問であります。現在、市から区長に依頼している業務の一つに月2回の使送がございます。これは、広報しんじょうの発行日に合わせて毎月10日頃と25日頃に各世帯への配布をお願いしているものでありますが、区長が直接各世帯に配布するほか、世帯数の多い行政区では、区長が各組長に分配し配布している地区もあるようであります。

使送の回数を減らすことにつきましては、配布する側、受け取る側それぞれの置かれている立場や状況により様々な御意見があろうかと存じますが、近年の他自治体の状況を見ますと、従来月2回発行していた広報紙を月1回の発行に変更し、これに伴い使送の回数も月1回とするケースが増えてきているようであります。

この状況を鑑み、本市におきましても、今後の業務の在り方を見直すため、今年の2月から3月にかけて広報紙に関するアンケートを実施いたしました。16歳から85歳までの市民1,000人を無作為抽出し、アンケート用紙を郵送したほか、市公式LINEでもアンケートを配信したところで、電子申請により多くの回答をいただき、合計約740件もの回答をいただいたところであります。

詳細につきましては現在集約中ではありますが、約7割の方が、広報しんじょうの発行回数は月1回でもよいと回答されております。

この結果を受け、今後は広報紙を配布してい

ただいている区長や、広報紙により情報を提供している行政機関などの意見も集約し、今後の広報紙の発行回数や使送の業務の在り方について検討してまいります。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

9 番（辺見孝太議員） 議長、辺見孝太。

佐藤卓也議長 辺見孝太議員。

9 番（辺見孝太議員） 御答弁ありがとうございます。

それでは、市役所新庁舎の整備に関して再質問させていただきます。

市役所新庁舎の整備に関しては、これまでも様々な議員が質問していますが、改めて整備スケジュールを中心に質問させていただきます。

私の通告書には、新庁舎の方向性が示されないために公共施設の再編が進まないのではないかと書かせていただきましたが、あくまでも総合管理計画の中で公共施設全体を見据えて計画立てをし、その中で新庁舎の方向性も見えてくるといった答弁だったかと思います。

筋の通った考えだと思う一方で、やはり新庁舎は中核施設となるはずで、公共施設マネジメントについては3月定例会で一通り答弁いただきましたので、あまりそちらには話は広げませんけれども、こういった中核施設の計画を進めることで公共施設再編の考え方が整理しやすくなるのではないかとということと、現在使っている庁舎の耐用年数もありますので、先ほど総合管理計画と連動させながら進めていくというお話でしたが、これは総合管理計画と同時並行で市役所新庁舎の整備計画も進めていくという考えでよろしいでしょうか。

伊藤リカ財政課長 議長、伊藤リカ。

佐藤卓也議長 伊藤財政課長。

伊藤リカ財政課長 新庁舎の建設に関する御質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、やはり市庁舎というのは、市民にとっても大変重要な施設である

というふうに認識しております。ですので、こういった新庁舎が建つのか、こういった場所に建つのか、そういったところは市民が非常に関心を持っているということも認識しております。

そういった中で、やはり今現在、市内に公共施設たくさんあるわけですが、そういったところを考えながら、市庁舎についても、こういった機能を複合化していくかといったところを検討しながら考えていくというようなことを考えております。

その中で、やはり総合管理計画、こちらのほうの見直しが今年度ということを用意しておりますので、その中で、やはり現在の公共施設の見直しと、その中で複合化できるもの、こういった施設があるかといったようなことを検討しながら、市庁舎の基本的な構想についてもこれから検討を始めるというようなことを考えております。

以上です。

9 番（辺見孝太議員） 議長、辺見孝太。

佐藤卓也議長 辺見孝太議員。

9 番（辺見孝太議員） その基本構想、基本計画というところ、どのような手順で計画を進めていくかということを確認したいんですけども、基本構想、基本計画、実施計画、建築工事というような流れになるのかと思いますが、その手順をちょっと確認させていただきたいのと、策定期間にどのような見通しを持っているのか。また、あわせて現在の進捗状況、まだ基本構想を立てる前の段階だと思いますが、これはどのようにこの進捗状況を評価しているか、お願いいたします。

伊藤リカ財政課長 議長、伊藤リカ。

佐藤卓也議長 伊藤財政課長。

伊藤リカ財政課長 まずは、新庁舎の建設のスケジュールというところがございますが、現在まだ初歩的な部分も着手していないというような状況でして、基金の積立だけを行っている

というような状況になりますので、具体的なスケジュールというのが今まだ立っていない状況にはなりますけれども、やはり議員おっしゃったように、基本構想を計画した上で、その後に基本計画、実施設計、建設工事というような順に進んでいくものと考えております。

そういった中で、今、この状況はどういう進み具合かというところに関しましては、基金を立ち上げたときには、まず今年度からそういった構想について着手するというようなスケジュールを立ててはありましたが、やはり今現在、これから着手する予定ですが、そのときに立てたスケジュールとしては、計画どおりではあるんですが、現在の建設工事の状況などを見ましても、やはりできるだけ早い段階で様々なことを決めていかなければならないということは認識しておりますので、まず今年度、今の段階で未着手でありますので、できるだけ早急に基本構想を策定できるような、まず委員会のほうを立ち上げて、検討を開始したいと思っております。

以上です。

9 番（辺見孝太議員） 議長、辺見孝太。

佐藤卓也議長 辺見孝太議員。

9 番（辺見孝太議員） 分かりました。

計画どおりではあるものの、もう少し余裕を持って進めたいというようなことかなと思います。

基本構想、基本計画という順番どおり進んでいくというのは分かるんですが、例えば場所などの検討だけ先に進めるだとか、そういったことというのは可能なんでしょうか。

あくまでもやはり造る物、規模を決めてから場所の検討という、何かこう少し余裕を持って進めるとしたら、進められる検討だけ進めるという考え方もあるかと思うんですが、いかがでしょうか。

伊藤リカ財政課長 議長、伊藤リカ。

佐藤卓也議長 伊藤財政課長。

伊藤リカ財政課長 場所の検討は非常に重要なところと捉えておりますので、基本構想、基本計画と移っていく中で、やはり同時に考えていかなければならないというふうに認識しておりますので、そういったこともまずは早めに検討を進めたいと思っております。

以上です。

9 番（辺見孝太議員） 議長、辺見孝太。

佐藤卓也議長 辺見孝太議員。

9 番（辺見孝太議員） 分かりました。

新庁舎の規模や何を入れるのかということが今の既存の施設の存続や廃止にも関わってくると思いますので、計画立てのほうをどうぞよろしく願いいたします。

続いて、新庄まつり実行委員会の新たな組織体制と持続可能な祭り運営について再質問させていただきます。

先ほど、まだ調整している部分もあって、協力企業・団体ネットワークというものを入れるというふうに御答弁いただきました。

新たな体制に移行する中で、これまで蓄積されてきた運営のノウハウや経験も当然、今後の祭り運営に生かしていただきたいと思いますが、このあたりも問題ないでしょうか。

高橋 潤商工観光課長 議長、高橋 潤。

佐藤卓也議長 高橋商工観光課長。

高橋 潤商工観光課長 実行委員会のこれまでのノウハウといいますか、そういったものの継承というふうな御質問でございました。

市長答弁にもありましたように、事務局が新庄市と観光協会と担っていくというふうな形になったわけですが、その引継ぎといいますか、これまでこういった手順でこういったタイミングでこういった事務をしてきたというふうな部分について、当然商工会議所のほうで担ってきたわけですので、そちらに様々な情報があるわけですが、やはり大規模な事業でありま

すので、様々細いことがあるようでございます。

一通りの引継ぎといいますか、情報は最初の段階でいただいているところではありますが、それをより詳細について適切なタイミングで管理できるように、2週間に1回程度、商工会議所のほうから情報を得る機会を設けまして祭りの準備を進めているところでございますので、当然商工会議所で持っていた事務について我々でやるわけですので、様々不足な点も想定されるわけではございますけれども、そのようなことが発生しないように、そうして今申し上げたような仕組みで準備を進めているところでございます。

以上です。

9 番（辺見孝太議員） 議長、辺見孝太。

佐藤卓也議長 辺見孝太議員。

9 番（辺見孝太議員） 分かりました。よろしくをお願いいたします。

これまでの体制の中で、将来的な方向性や持続可能性といったことへの議論があまり進まなかったのではないかなと感じています。

新たな企画はもう専門部会ですということと、持続可能性はまた別のものですという御答弁でしたが、今までコロナ禍や猛暑といった対応や、実行委員会、事務局が実務と調整に追われて、ちょっとこうやらなければいけないことに追われ過ぎて、中長期で考えるべき課題に十分に組み込んでこれなかったということがあるのかなと感じます。

なので、体制が変わったとしても、事務局だけに負担が集中するというような体制にならないということが大切かと思います。そうした体制づくりがあって、初めて持続可能な祭りの検討であったり、新たな企画の検討ということが可能になってくるのかなと思います。そのあたりはいかがでしょうか。

高橋 潤商工観光課長 議長、高橋 潤。

佐藤卓也議長 高橋商工観光課長。

高橋 潤商工観光課長 持続的な新庄まつりにしていくための検討というふうな御質問でございました。

今、議員おっしゃったように、実行委員会、これまで年3回程度行っているわけですが、そちらの中では、どうしてもその年の新庄まつりの開催についての議論というふうなものがメインでございまして、持続可能な部分についての問題についての検討というのはなかなかそこまでできなかったというのがあるかと思います。

持続的な祭りとするための検討につきましては、先ほど市長答弁にもあったように、実行委員会とは別の組織というふうなことを申し上げましたけれども、関係する団体が結構同じ団体だったりすることもあるのかなということもあって、ちょっと整理が必要だなと思っておりますけれども、有識者であったり、専門家であったり、そうした方々に十分に協議をいただいた上で、実行委員会の中で確定していくというふうな形になろうかなと思っております。

また、事務局に一極集中しないようなというふうなお話をいただきました。

先ほど答弁にもありました協力企業・団体ネットワークというふうなものにつきましては、市内でその趣旨に賛同いただける企業とか団体の方を、実行委員会にこのネットワークという団体の一員として位置づけるというふうなものでございまして、例えば祭りの当日の運営の支援であったり、事務局の事務の支援であったり、そういったものをしていただけないかなということで進めていきたいというふうに考えているところです。

昨年、市民総参加宣言というふうなものをさせていただきましたが、その趣旨にものつとめるものであろうということで、ぜひ積極的に進めていきたいというふうに考えておりまして、その枠組みがきちんと整備された暁には、事務局

一極でない体制ができ上がってくるのではない
かというふうに考えております。

こちらにつきましては、およそのその内容整理
終わりました、個別に当たっている団体さん、
企業さんなんかも少しずつ出てきております。
そうした中で、既に祭りへ参加するというふう
なことで、当日の運営になかなか人を割けない
かもしれないというふうなお声もいただいでい
るところですので、そういった部分についても
う少し詰めさせていただいた後に、公募しなが
ら団体を整備していきたいと。進めながら、今
後に向けてよりよいものにしていきたいと考
えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

9 番（辺見孝太議員） 議長、辺見孝太。

佐藤卓也議長 辺見孝太議員。

9 番（辺見孝太議員） 分かりました。よろし
くお願いいたします。

また、ちょっと毎年確認しているんですけれ
ども、熱中症対策救護体制というところで、市
長答弁のほうで、飲料水の配布であったり、大
塚製菓様の講習会、有料観覧席には冷却材など、
様々な対応をお答えいただきました。

昨年配布していただいた熱中症対策の心得で
すね。こちら、山車参加者への啓発として今年
も継続していただきたいなと思っております。
熱中症予防のポイントと症状について記載され
ておりまして、効果的な体の冷やし方や、応急
処置のフローや、クールシェアスポットの設置
場所などが書かれておりました。大変助かりま
したので、今年もよろしくお願いいたします。

救護体制は、昨年を参考にしっかりお願いし
たいというところと、トイレの場所をやはり聞
かれるケースが当日多いです。特に女性用、女
性の方のトイレがやはり男性より大分多くない
と、なかなか難しいのかなと思っておりますの
で、そちらもよろしくお願いいたします。

有料観覧席なんです、25日もスタンド席の

み有料で行うということで、分かりました。

昨年少し申し上げたんですけれども、やはり
25日は24日に比べてスペースが取りやすいとい
うところがございまして、ベビーカーや車椅子
の方が少し観覧しやすいスペースなんかを設
けていただければと思います。これは、百年の
大計の中にもベビーカーを利用する家族連れの
観覧者に配慮した観覧場所の検討ということが
書かれておりましたので、検討していただけれ
ばと思いますが、いかがでしょうか。

高橋 潤商工観光課長 議長、高橋 潤。

佐藤卓也議長 高橋商工観光課長。

高橋 潤商工観光課長 ベビーカーの方の観覧に
ついてというふうな御質問ですが、車椅子の方
の観覧席ということで、これまでも用意はして
きたところでございまして、同じようなその枠
組みの中で、ユニバーサル席といいますか、ベ
ビーカーを使う方も活用できるような席とい
うことで位置づけて設置できないかというふうな
検討を現在進めているところでございまして、
ちょっと売り方の問題もありますので、今ちょ
っと明確にお答えできないんですけれども、そ
ういったものが設置できればよりよい観覧席に
なるんだろうなということで検討は進めている
ところでございまして、よろしくお願いいた
します。

9 番（辺見孝太議員） 議長、辺見孝太。

佐藤卓也議長 辺見孝太議員。

9 番（辺見孝太議員） 特別席、毎年頑張っ
ていただいておりますが、今年は少し広報もして
いただければと思います。何が特別で何を保障
してくれる席なのかということと、おもてなし
の在り方ということですね。お礼のEメールと
いうのはしてもいいんじゃないかなというふう
に思っております。よろしくお願いいたします。

ちょっと次へ進ませていただきます。

「まんがの街 新庄」のブランディングにつ
いて再質問させていただきます。

周遊企画のほうはちょっと採択されずということで、引き続き頑張っていたきたいと思っております。

こうした周遊企画を含めた体験型の観光コンテンツの重要性ということで、少しお話をさせていただきたいと思います。

先日、機会をいただきまして、酒田港の大型のクルーズ船であるMSCベリッシマの船内見学会に参加してまいりました。まずその巨大さに大変驚いたんですが、船内にはレストランやバー、プール、ショッピングモールや無料で見られるショーやエンターテインメントなどがあり、私が見学に行った日は4,000人超が下船し、酒田市内外の観光名所を回ったそうです。実は本日も寄港する予定になっていたんですが、台風の影響で残念ながら中止になってしまったということです。しかし、やはりこういったクルーズ船の誘致は進めたいというふうにおっしゃってありました。

その見学会で感じたことは、とにかく船内で何でもそろいますし、便利で快適でエンターテインメント性にあふれる、そうした乗り物で酒田港を訪れた方々に、さらに新庄市まで足を伸ばしていただくためには、やはり船内でできない体験、そうしたことが、体験型の観光コンテンツというものの、そうしたものがやはり必要不可欠だと感じました。逆に言えば、そういったことがないとなかなか来ていただけないのかなと感じました。

また、MSCベリッシマは、現在午前8時30分に酒田港に入港して、夕方5時には次の場所へ出港してしまうという中で、時間がかなり限られております。

こうした中で、まずシャトルバスで真っ先に新庄に向かうという方々をいかにして増やすかという工夫が必要になってくるかと思えます。

漫画・アニメを活用した地域活性化事業、収益核というものは非常に可能性を感じておりま

して、旅行会社のツアーコースに組み込めるようなコンテンツがあると、新庄に訪れてもらえるのではと思っております。

銀山温泉からの観光誘客にも当てはまることがあるのかなと思いますが、こうしたことを踏まえて、これからも周遊企画ということの実現に力を入れていただければと思いますが、お考えをよろしく願いいたします。

高橋 潤商工観光課長 議長、高橋 潤。

佐藤卓也議長 高橋商工観光課長。

高橋 潤商工観光課長 様々御提案をいただきました。

クルーズ船に関しましては、これまでクルーズ船の乗客の方々をこちらにお呼びするための情報発信の仕方とか、そういったものがちょっとなかなか調べ切れずにここまで来ております。市内に来ていただいている方については、歴史センターのみになっているかと思いますが、そういった状況の中で、県のほうで観光資源といえますか、そういったものを取りまとめて、恐らくクルーズ船の上部組織といえますか、団体のほうに情報提供するんだと思いますけれども、そういったルートが今年初めて情報収集の依頼といえますか、そういったものが来たところでございました。

そういった機会を利用して、こういったものを売っていくのかと、情報提供していくのかというふうなことになりますけれども、やはり議員おっしゃったように、通年型で、通年で観光客を呼べる、しかもインバウンドにもアピールするコンテンツとして、やはり漫画というものについては、可能性があるものだと考えております。

こういった商品にするかというふうな部分も含めまして、これまでは単に漫画家の方々のゆかりの土地であるというふうなことだけをアピールしてきたわけですが、そのコンテンツをどのように生かして、こういった手法でど

ういう状態までにして売っていくのかというふうな戦略的な部分というのが、これまで検討が不足していたのではないかというふうに考えております。

今年度行います地域力アドバイザーの方を招聘した事業の中でも、そういったものも含めまして内容を検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

以上です。

9 番（辺見孝太議員） 議長、辺見孝太。

佐藤卓也議長 辺見孝太議員。

9 番（辺見孝太議員） よろしく願いいたします。

「まんがの街 新庄」というブランディングについて再質問させていただきます。

地域の魅力に触れ、聖地巡礼していただけるようなブランディングという答弁をいただきました。

「まんがの街 新庄」というブランディングは、非常にいいところに目をつけていただいているなと思います。

新庄と言えば、祭りと雪のふるさと、雪がたくさん降って、大きい祭りがあるというイメージがあるかと思います。そこにまんがの街という新たな顔をつくって新庄市が独自の価値を確立することができれば、他地域との比較や競争から抜け出せると考えています。

さらに、新庄と言えばまんがの街という認識が広がれば、住む人や観光客からも選ばれるまちになることができるのではないかなと思います。だからこそ、何をもってまんがの街を名づけるのかについて伺います。

例えば、県内を見ると、天童市の将棋のまちは、将棋駒の生産日本一で、マンホールや橋の欄干など、まちの至るところに将棋駒のモチーフがデザインされていて、毎年人間将棋が開催されています。私としては天童市の取組というのはすごく参考になるのではないかなと思って

おります。

また、比較的新しいもので言うと、山形市の「ラーメンの聖地、山形市」宣言は、1世帯当たりのラーメン消費額日本一を4連覇ということに注目して、観光誘客や交流人口の拡大に取り組んでいます。

ほかにも米沢牛をはじめとする米沢ブランドやフルーツ王国山形といったものがありますが、どれもその地域ならではの歴史や文化、産業などの背景があって形成されています。

こういったことを踏まえて、市が考える「まんがの街 新庄」とは、最終的にどのような状態を指すのか、お願いいたします。

高橋 潤商工観光課長 議長、高橋 潤。

佐藤卓也議長 高橋商工観光課長。

高橋 潤商工観光課長 天童等の取組というふうなことで情報いただきましたが、先ほど申し上げましたように、その漫画を使って、どういうふうにとどのレベルまでといいますか、状態までするのが新庄市の取り組むべき方向性なのかというふうなところについては、現時点ではしっかりと定まっていないところがあるのかなというふうに考えております。

先ほど申し上げたように、漫画家ゆかりの地であると、何かの漫画家さんのゆかりの地であるというふうなことに加えて、やはり例えば町なかにモニュメントがあるとか、あるいは漫画家、漫画にちなんだような催しが随時開催されているだとか、そういったものを組み合わせていかないと、「まんがの街 新庄」というふうなものにはたどり着いていかないんだろうなというふうに考えております。

そのあたりを専門家の方の意見も聞きながらまとめていきたいなというふうなものが、今年度取り組もうとしている事業でございますので、その中で新庄市にふさわしい最終形といいますか、ゴールといいますか、そういったものも目指し、探っていきたいなというふうに考えてお

るところですので、よろしくお願いいたします。

9 番（辺見孝太議員） 議長、辺見孝太。

佐藤卓也議長 辺見孝太議員。

9 番（辺見孝太議員） きっかけはこうした観光施策からだと思いますが、「まんがの街 新庄」の推進というものは、観光施策にとどまるものではないと考えます。せっかくまんがの街を名のるのなら、観光だけで終わらず、例えばなんですが、空き家の解体補助金のチラシやがん検診の啓発チラシを漫画で作るなど、市民への情報発信にも漫画を積極的に活用してみてもどうでしょうか。

「新庄って何でも漫画だよ」と言われるぐらいにやっていくということもいいのではないかなと思います。若年層にも届きやすいのではないかなと思います。

公共施設マネジメントのパンフレットを漫画で作成されたという例があるかと思います。AI もいいんですが、やはりまんがの街ですので、市内のクリエイターや漫画家を目指す方にちょっと手伝ってもらい、書いてもらったりという、市民が参加したり、そういったクリエイターを育てるという視点が行政にあってもいいのかなと思います。漫画を新庄ならではの文化資源として育てていくというような。

将棋やラーメンの事例を紹介しましたが、実は漫画はエンタメ性もありますが、ほかの活用されている事例よりも実用的でもあると思います。漫画には、物事を分かりやすく伝えるという力があります。行政情報や健康づくりのチラシの件には先ほど触れましたが、新庄の歴史や郷土の偉人の業績を伝えたりするのにも、相性がいいのではないかなと思います。漫画を使った観光施策に力を入れながらも、観光施策にとどまらず、「まんがの街 新庄」のブランディングを推進していただきたいと思います。

ちょっと時間がないので、御答弁いただきます。

最後に、回覧板の運用と行政情報の伝達について再質問させていただきます。

市民アンケートの結果なども含めて、7割がちょっと減らしてもいいんじゃないかという回答だったというふうに御答弁いただきました。

どちらにしろ、高齢化が進む中で、現行の年24回という運用を将来にわたって維持できるのかということも考える時期に来ているかと思います。地域の実情に応じて回覧回数を減らすなど、柔軟な運用に努めていただきたいと思います。

こうした減らすということは可能なんでしょうか、お伺いいたします。

鈴木則勝総合政策課長 議長、鈴木則勝。

佐藤卓也議長 鈴木総合政策課長。

鈴木則勝総合政策課長 使送回覧を減らすことが可能かというようなことで御質問いただいたところですが、いわゆる各町内会、自治会のほうにおきましては、地域の役員、成り手が少なく、そういった大変だというような声もお聞きしておりますので、自治会運営の負担をどう軽減していくかというのは、新庄市だけでなく多くの自治体で抱えている課題ではないかなというふうに思っております。

市長答弁にもございましたが、今後の広報あるいは使送の在り方について、検討していくというようなことでアンケートを行った結果、700を超えるような形で回答をいただいておりますので、そういった結果を踏まえながら、今後の広報紙の発行、あるいは使送の在り方については検討していきたいというふうに思っております。

使送の発行を減らすこと、そのことにつきましては、近年、県内の他の自治体でも、月2回だったものを1回に変えてきているというところもありますので、そういったところの事例などをちょっとお聞きしながら研究していかなければならないというふうに考えてござい

ますが、アンケートの中では、月に1回にしてもよいという中でも、やはり月2回やった分の情報量というものは保ってほしいというような声が非常に多かったというふうに認識しております。

やはり変更していくに当たりまして、やはりそういった情報量をちゃんとどうやって伝えていくか、そういったところをしっかりと考えながら、変更については考えなければならないのかなというふうに認識しているところであります。

以上です。

9 番(辺見孝太議員) 議長、辺見孝太。

佐藤卓也議長 辺見孝太議員。

9 番(辺見孝太議員) よろしく御検討をお願いいたします。

例えば、回覧板の回数を変更した場合に、その分の情報はデジタルの情報発信で補うということになるかと思いますが、これは回覧板と違って、届けてもらって机の上に置かれていて見るというものと違って、LINEであれば、LINEに登録して通知を開く必要があったり、ホームページやかむてんチャンネルは、基本的には自分から見に行かないと駄目というところがあります。デジタルでの情報発信と同時に、市民が自ら情報を取りに行く習慣を根づかせる必要があると考えております。

私、今回一般質問を準備するに当たって、私自身公式LINEに登録しているにもかかわらず、総合政策課の先ほどお話にあった広報しんじょう等に関するアンケートを見落としてしまいました。大変すみませんでした。

自分を正当化するわけではないんですが、これが市民の情報受信の難しさというふうにちょっと考えているんですが、私は行政情報に興味があって受信をしているんですが、セグメント配信なんかを使って情報を絞っていなかったんです。多くの情報に埋もれてしまったんですが、

その後少し情報を絞ろうと思って設定開いたんですが、やはり全部受け取りたいなと思いまして、減らせませんでした。

行政情報の伝達という話なんですが、情報発信の量を増やすことと、情報が確実に届くことというのは、別問題であると感じました。その上で改めて回覧板はなぜか見やすいなと思いました。公式LINEは毎日何かしら通知が来て、正直またかと思います。例えば回覧板のように、一定期間の情報を整理して届けるという手法にも、学ぶべき点があるのではないかと感じました。

情報をまとめる、整理して発信することで、市民に届きやすくするという事なんですけれども、当然緊急情報は即時配信していただいて、全てのイベント情報や行政情報をリアルタイムでLINEにたくさん流すのではなくて、週1回または月2回でカテゴリーごとにまとめて配信するとか、今週のイベント情報や申込み期限が近い手続情報のような入り口をつくって、その入り口を公式LINEに配信して、入り口をタップするとイベント情報を閲覧できるといったほうが見やすいし、情報を自ら受け取るという習慣化にもつながっていくのかなと思います。

タップされなければ意味がないので、見出しの工夫なんかは必要かと思いますが、将来的には地域情報もそういった形で自治会単位で配信できれば、回覧板をデジタルで再現できるのではないかなと思っております。

回覧板の強さというのは、紙だからではなくて、地域の生活情報がまとまって届くからであって、そこをデジタルでどう再現するかが本質かと思います。

ちょっと時間ない中なんですが、情報を少しまとめて配信するという手法はどうでしょうかというところで、御答弁いただければと思います。

鈴木則勝総合政策課長 議長、鈴木則勝。

佐藤卓也議長 鈴木総合政策課長。

鈴木則勝総合政策課長 市からの情報の発信の仕方は、様々媒体があるというふうに思っております。

やはり広報紙であったり、市のホームページであったり、LINEであったりということで、それぞれちょっとそれぞれの特徴といいますか、得意な分野、不得意な分野があるんだろうなというふうに思っております。

LINEにつきましては、やはり必要なタイミングでお知らせする、直近の情報というような形で効果は強いかなと思いますが、例えばスマートフォンのページ1ページでいろいろな情報が次々来ると、過去のものが非常に見つらいといったことがありますので、そこら辺については、LINEの使い方としてやはり直近の情報、リアルタイムな情報なのかなと思いますが、そこにリンクを張るような形で、例えば市のホームページのほうを見やすくしていったら、市のホームページは情報を多く得られるような仕組みであったりとかいう関係性というところを少し整理、我々もしていかなければならないかなと思っております。

いずれにしても必要な情報が市民の方に届くような仕組みというのはしっかり考えていかなければならないと思いますので、今回様々見直しもしていきたいと思っておりますので、その中で検討を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

佐藤卓也議長 ただいまから1時まで休憩いたします。

午前11時46分 休憩

午後 1時00分 開議

佐藤卓也議長 休憩を解いて再開いたします。

田中 功議員の質問

佐藤卓也議長 次に、田中 功議員。

(6番田中 功議員登壇)

6 番(田中 功議員) 令和8年6月定例会一般質問、本日3番目に質問をさせていただきます、議席番号6番、共に創る市民の会の田中功です。

発言通告に従い、一括方式で質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

発言事項1、観光拠点整備と賑わい創出について。

新庄市においては、人口減少や地域経済縮小が進む中、交流人口の拡大と観光振興が重要な課題となっております。

その中で、新庄駅周辺から最上公園、歴史センターなどを結ぶ観光動線の整備とにぎわい創出は、本市の魅力向上に大きく関わるものと考えます。また、観光客だけでなく、市民が誇れるまちづくりという観点からも、観光資源の磨き上げは重要であると考えます。そこで、今後の観光振興と地域活性化について、市の考え方をお伺いいたします。

①最上公園整備計画の進捗状況についてお伺いいたします。

②観光客や市民から要望の多い最上公園周辺のトイレ改修について、早急な対応が必要と考えますが、市の考えをお伺いいたします。

③歴史センターのフルオープンの見通しと運営の在り方について、例えば、市民の入館料免除や、にぎわい創出に向けた活用について、お伺いいたします。

④新庄まつり山車の表彰台数と年間展示の拡大、山車めぐり構想など、観光資源としてのさらなる活用についてお伺いをいたします。

発言事項2、未利用公共用地(普通財産)の

利活用についてでございます。

学校統廃合や施設再編により、市内には未利用公共用地（普通財産）が増えつつあります。これらの公共資産は、地域活性化や健康増進、交流人口拡大など、新たなまちづくりにつながる可能性を持つ重要な資源であると考えます。そこで、今後の利活用について、市の考えをお伺いいたします。

①先日の総務文教委員協議会において、旧北辰小学校跡地利用に関する計画案が示されました。その内容では、地域交流拠点としての活用を基本とし、多目的スペースや屋外広場、防災機能などを備えた施設整備の方向性が示されております。地域住民の健康増進や交流促進の観点から、常設グラウンドゴルフ場としての活用を検討してはどうかと考えておりますが、市の考えをお伺いいたします。

②県立新庄北高等学校用地について、今後どのような利活用を考えているのか、お伺いをいたします。

③未利用公共用地（普通財産）について、中長期的な利活用計画を策定する考えはないか、お伺いいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

山科朝則市長 議長、山科朝則。

佐藤卓也議長 山科市長。

（山科朝則市長登壇）

山科朝則市長 それでは、田中議員の御質問にお答えいたします。

観光拠点整備とにぎわい創出のうち、歴史センターに係る御質問と、未利用公共用地の利活用のうち、旧北辰小学校の跡地利用に関する御質問につきましては教育長が答弁しますので、よろしくお願いいたします。

初めに、観光拠点整備とにぎわい創出についてでございますが、最上公園整備計画の進捗状況につきましては、本丸跡と二の丸跡の2つのエリアに分けて整備を進めることとしており、新

庄城址としての歴史的価値を大切にしながら、市民に親しまれる公園機能の向上を図る方針であります。

現在、二の丸エリアにおきまして、新庄ふるさと歴史センター前の駐車場整備及びもみのき保育園前の広場や園路整備の工事を発注しているところであります。

次に、最上公園周辺のトイレ改修につきましては、経年に伴う機能低下が生じていることや、バリアフリー及び多様性への配慮など、現代において求められている仕様に即した改修が必要であることは認識しており、利便性向上は重要な課題であると考えております。

一方で、当該エリアは貴重な文化財が埋蔵されている可能性が高いエリアであり、本格的な整備に際しては県の指導の下、事前の発掘調査等が必要となり、経費及び期間を要することとなります。そのため、整備実施に至るまでは一定の制限が生じる課題があります。

本市の歴史的資産の保護と利用者の皆様の利便性向上を両立させる観点から、関係機関等と協議を行いながら、よりよい整備の実現に向けて努めてまいります。

次に、観光資源である新庄まつりのさらなる利用についての御質問であります。常設展示する山車に関しましては、歴史センターやゆめりあへの展示山車を決定する枠組みの中で実施されていることや、増えた山車の新たな展示場所をどう確保するかなどの課題がありますが、新庄まつりを通年集客できる観光コンテンツとするための手法の一つであると考えております。

新庄まつりを単発のイベントだけではなく観光資源として通年活用することにつきましては、長年にわたり課題とされており、今後も工夫を凝らしていく必要があると考えております。

展示のほか、山車製作体験や囃子演奏体験なども活用方法として考えられますので、様々な角度から検討してまいりたいと考えております。

次に、未利用公共用地の利活用についての御質問にお答えをいたします。

初めに、旧県立新庄北高等学校用地についての御質問ですが、旧県立北高等学校は旧県立新庄南高等学校と統合し、この4月に県立新庄志誠館高等学校として開校いたしました。

現在、旧新庄北高校の校舎は志誠館高校として利用されておりますが、今後は旧新庄南高校の敷地内に新校舎を建築し、移転する計画であると伺っております。また、県からは、新校舎建設後の旧新庄北高校用地の利用は現段階では未定と伺っておりますので、本市といたしましては、現時点で利活用について考えてはおりません。

次に、普通財産の利活用に関する御質問ですが、現在、市が所有する建物や土地は、公的な団体や民間事業者、地縁団体などに貸付けを行うことで有効活用を図っております。また、一定の広さや利便性の高い市有地につきましては、可能な場合は売却を行う対応としております。

利活用計画につきましては、現在のところ策定の予定はありませんが、今後、施設の統廃合や再編を進めていく際には、市有地の有効活用について検討を行うなど、引き続き適切に対応してまいります。

以上、壇上からの答弁といたします。

津田 浩教育長 議長、津田 浩。

佐藤卓也議長 津田教育長。

津田 浩教育長 私からは、2点お答えいたします。

初めに、ふるさと歴史センターについての御質問でございますが、一昨年の豪雨で被災したふるさと歴史センターは、現在、1階展示室のみの公開となっております。昨年度から被災箇所への修復工事に着手しており、当該工事と館内の展示品整理が完了する今年の夏以降の全館公開を目指しているところでございます。

運営の在り方につきましては、施設の管理運営面における持続的可能性と、山車会館及び歴史民俗資料館の2つの機能を併せ持つふるさと歴史センターの性質を踏まえて、社会教育、生涯学習面におけるさらなる活用の両立が必要と考えております。

現在は1階展示室のみの公開となっていることから、暫定的に入場料を無料としておりますが、全館開館後は通常の入館料を徴収する方向で検討しているところでございます。

なお、全館開館後の市民の入館料免除につきましては、施設の特性や目的に合致することを前提に、市として、教育活動が伴う場合にはこれまでどおりの免除を継続する予定でございます。

ふるさと歴史センターは、実物の山車展示により新庄まつりを内外に発信しつつ、伝統文化を保存・継承していく施設であるとともに、所有する歴史資料や美術品、工芸品等の常設展示のほか、企画展や講座の実施など、社会教育・生涯学習活動の充実により、歴史民俗資料館としての活性化が図られるべきであると考えてございます。

こうしたことから、まずは復旧工事等の完了による全館開館を最優先するとともに、歴史文化資料を活用した講座や美術・芸術作品の展示はもちろんのこと、ふるさと歴史センター本来の姿である山車会館及び歴史民俗資料館として、市民の社会教育・生涯学習活動により寄与するための方向性、活用性について研究してまいります。

次に、旧北辰小学校跡地の利活用についての御質問にお答えいたします。

旧北辰小学校跡地の利活用につきましては、地域からの要望や、エコロジーガーデン周辺地区都市再生整備計画の趣旨を踏まえ、地域における交流及び地域活動の活性化によるにぎわいの創出を目的に検討を進めてまいりました。

利活用に当たりましては、地域からの要望を基本に、校舎玄関口の芝生広場や記念碑、ケヤキの木など、かつての学びやの歴史を象徴する要素を生かしながら、多世代の地域住民が憩い、交流し、多目的に利用できる広場としての活用を考えております。

そのため、特定の用途に限定した常設施設として整備するのではなく、多様な利用ニーズに対応できる広場として、道の駅新庄エコロジーガーデン原蚕の杜との連携を見据えた活用ができるよう整備することとしておりますので、常設グラウンドゴルフ場として活用する考えはございません。

以上でございます。

6 番（田中 功議員） 議長、田中 功。

佐藤卓也議長 田中 功議員。

6 番（田中 功議員） ありがとうございます。

それでは、再質問をさせていただきます。

順を追って進めさせていただきますけれども、最初に最上公園周辺の整備計画並びにトイレ改修計画でございます。

確かに最上公園については、このたび二の丸の跡地で、先日、もみのき、あじさい保育園の内覧会といいますか、内部を拝見させていただきましたけれども、大変立派な施設であるなど感じました。

その施工に当たっても、皆様御存じのとおり発掘調査をしなければならないという、当時予想もそんなにしていなかった要件が出てきており、周辺を例えばにぎわいづくりの拠点にするとなれば、またいろいろとハードルもついて回るのかなあというふうには認識しております。それを把握した上で、今後の拠点づくりといいますか、整備が図られていくものと考えます。

その中で、やはり近々の課題となっております最上公園内のトイレですね。

以前も御質問いたしましたけれども、整備計画と同時に考えていくという考え方がありまし

たが、当時は再度発掘調査とかという考えも持ち合わせない中で、なるべく早い段階での整備計画を持っていたと思うんですけども、それを踏まえて、現時点でのどの程度まで検討しているのか、あるいは時期的にはどのように考えているのかをお伺いしたいと思います。

高橋 学都市整備課長 議長、高橋 学。

佐藤卓也議長 高橋都市整備課長。

高橋 学都市整備課長 最上公園内におけるトイレの改修の件についての御質問ということでございます。

今、市長答弁のほうでもさせていただいたように、本丸跡エリア、二の丸跡エリアにつきましては、文化財の埋蔵があるということで、様々の整備を行うと、物理的にそこに力をかけるといったときには、本格的な発掘調査が必要になってくるといったことが県の担当部署から指導を受けているところでございますので、この発掘調査におきまして、やはり相当の期間と経費ということがかかるということも想定されておりますので、今後、最上公園の整備計画を進める中での非常に大きな課題だというふうに認識しておりますので、そうは言いながら、御指摘のようにトイレ、公衆便所等々につきましては、やはり建築してからそれ相応の年数がたちながら、その機能というところも見直さなければいけないという課題もあるというふうなことで認識してございますので、これらを両立できるようなことを今後考えていかなければいけないんだろうというふうに思っているところでございます。

今年につきましては、二の丸エリアでふるさと歴史センター前の駐車場整備であったり、広場の整備というところを考えてございます。これが今年、来年ということで現在計画して実行しているところでございますので、その後の整備ということで、本丸跡、二の丸跡というところの最上公園整備計画をどのようにやっていく

かというところを早急に検討していかなければいけないということで考えているところでございます。

以上です。

6 番（田中 功議員） 議長、田中 功。

佐藤卓也議長 田中 功議員。

6 番（田中 功議員） やはり優先されるのが文化財保護というか、調査ということになるようです。ですので、本年度は二の丸、来年度と含めて二の丸のところの歴史センター周辺等々の駐車場とか環境の整備が行われる予定で今伺いましたけれども、例えば発掘調査に関しては、独自に新庄市で行うわけではないのかなと。予算立ては新庄市が持たなければならないというふうになるかと思えます。

現在考えられている中部保育所の移転先、あじさい保育園のときも経験したんですが、着工はしたんだけど施工ができないというような課題がありました。

そうじゃなくて、同時並行的に、例えば今課題となっている公園内のトイレ等について、あるいは昨年度予算化されました公園内の駐車場の施工関係についても、協議しながら同時並行に進めれば、例えば今年と来年は二の丸方面の施工、それ以降については文化財保護調査も行っておれば、すぐ着工への道筋もできるのかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

高橋 学都市整備課長 議長、高橋 学。

佐藤卓也議長 高橋都市整備課長。

高橋 学都市整備課長 発掘調査につきましては、その土地の物理的に手を入れる部分について調査を行わなければいけないということがございますので、駐車場整備にせよ、例えばトイレの改築、新たな場所に建てるというようなことがあれば、そのエリアを特定して、そのエリアを発掘しなければいけないということになりますので、まずは計画を立てて、どのエリアで発掘が必要なのかということを決めて、その後発掘

調査をすると。それで、発掘調査が終わって整備可能であるということが分かれば、初めて整備ができるというような流れにございますので、議員おっしゃるように同時並行で行うということも必要かと思いますが、それにおきましては時間と費用ということのバランスも非常に大切になってくるかなというふうに考えておりますので、その辺も考慮しながら計画を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

6 番（田中 功議員） 議長、田中 功。

佐藤卓也議長 田中 功議員。

6 番（田中 功議員） そうですね。それも分かります。

実際、トイレに関して申し上げますと、場所の変更とかは考えなくてもいいと思うんですね。場所は、また構造物どの程度の掘削が伴うのかということについては、やはり計画を立てて進めなければならないと思うんですが、なるべく現存の位置とか、構造物を変えなくても可能な方法とか、建屋の改修なども考えられるのではないかな。あるいは、和式の部分を洋式にするとかというような方法であっても、今みたいな条件が伴うのか。そこら辺の検討も同時並行に行っていただけないかというふうな思いなんです。

高橋 学都市整備課長 議長、高橋 学。

佐藤卓也議長 高橋都市整備課長。

高橋 学都市整備課長 今、議員からお話がありましたように、今ある建物の改修と、物理的に拡張するとか拡大することではなくて、今あるものの改修ということであれば、発掘調査というものが伴わないというふうなことになるかとは思います。

ですので、その改修の仕方ということも当然考えなければいけないというふうに思っておりますので、今ある建物の大きさの中で、どういった改修ができるかということも検討する一

つだというふうには認識してございますので、
よろしくお願いいたします。

6 番(田中 功議員) 議長、田中 功。

佐藤卓也議長 田中 功議員。

6 番(田中 功議員) よろしくお願ひします。

次に、教育関係になるんですけれども、歴史
センターについてでございます。

私は、歴史センターについては開いてこそ価値
がある施設、また、入館者が多くあって価値
があるのではないかなというふうに思います。

新庄市民にあつては、一度館内の状況が分か
れば、2回目として案外入館料を出して何うと
いうふうなことが、まれにあるでしょうけれど
も少なくなるのかなと。ところが、現在は無料
の入館状況ですので、結構入館者が多いと思
います。過去の入館と比較してどのような数値を
把握しているか、お伺ひします。

小関紀夫社会教育課長 議長、小関紀夫。

佐藤卓也議長 小関社会教育課長。

小関紀夫社会教育課長 具体的な資料が手元に
ございませんので、はっきりした数字まではち
よっと把握してございませんが、入館者数の推移
につきましては、やはり昨年度がここ最近では
一番多いというような状況でございました。

以上です。

6 番(田中 功議員) 議長、田中 功。

佐藤卓也議長 田中 功議員。

6 番(田中 功議員) 私が以前伺ったところ
によりますと、やはり昨年は400年記念事業と
いうこともあって、すごい人数が、あとそれか
ら入館無料ということもあり、いろいろな条件
が重なって入館者数が多くなったようです。

過去から比較しても、コロナ前と比較しても
戻ったと、それ以上だったというふうに伺って
おりますが、やはり人が出入りすることによ
って、そのエリアがあるいはその周辺にぎやか
さを呼ぶと思うんですね。

あわせて、先ほど辺見議員の質問にもありま

したが、酒田港に入ってくる大型客船のお客
さんが歴史センターでは把握されている、ある
いは問合せがあるんだけど、逆にそれが商工
観光課のほうにはあんまり伝わっていないと
いますか、商工観光課のほうでは把握してい
ないというようなお話のように——あ、違いま
すか。そんなイメージを受けたんですけれど
も、やはり歴史センターを今年の場合は何回
となく問合せがあるというふうにも伺って
います。

その中で、一般市民も例えばそこに参観
しているとすれば、交流なんかも図れるの
かなというふうな少しの期待も持ち合せて
います。

今後はフルオープンするときには、市民
に対しては従来どおり1回300円の多分
そうなると思うんですが、入館料を徴収
するということではあるんですが、例
えば市民サービスデーとかを設けて
実施するとか、そういうような考
え方もないでしょうか。

小関紀夫社会教育課長 議長、小関紀夫。

佐藤卓也議長 小関社会教育課長。

小関紀夫社会教育課長 先ほど議員のほう
からおっしゃられました、開いていてこそ
価値があるというような御質問もござ
いしましたが、私のほうでも、1階
施設につきましては、市民の方々が
御利用いただいてこそ価値がある
ものだというふうにご考えてござ
います。

先ほどの教育長答弁にもござい
ましたが、一昨年の豪雨災害から
復旧工事を進めてございまして、
今現在は1階フロア全て公開とい
う形で、ただし全館フルオープン
という形ではございませんので、
こちらのほうも今現在無料とい
うような形になってございます。

歴史センターは、もともとは
条例上の位置づけ、それから
施設の存在意義等を考えれば、
山車会館として実物の山車を
展示公開している施設と、
それから郷土の歴史資料、
それから工芸品・美術品等々
を収集保存、それから展示
する歴史民俗資料館の2つの
機能を持ち合わせる

施設でございますので、市民の方々が社会教育・生涯学習活動を行う上で気軽に歴史センターを御利用いただくという視点は非常に大切なというふうに考えておるところでございます。

今後も、最上公園の歴史的風致を生かしたまちづくりを進めていくものとは考えてございますが、歴史センターの設置意義や立地的特性も生かした中で、社会教育事業の研究を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

6 番（田中 功議員） 議長、田中 功。

佐藤卓也議長 田中 功議員。

6 番（田中 功議員） 今の考え方は分かるんです。それを踏まえての市民側に立ったといえますか、あそこの施設を何回となく行き来、往来する機会を設けるには、やはり有料、そのたびに300円ずつ、展示内容が特別展とかとなれば、やはりその都度違う展示物になるので、その価値感は見いだせると思うんですが、そうではない限りは、なかなか市民が何回も行き来するということはないのかなあというような思いがありますので、ぜひとも市民の思いなんかも考えていただいて、対応できればなということをお願いしたいと思います。

次に、新庄まつりは本市最大の観光資源であると思います。祭りの期間だけでなく、年間を通して展示や活用が進められることで、さらなる交流人口の拡大につながると思います。市の考え方を伺いたいんですが。

高橋 潤商工観光課長 議長、高橋 潤。

佐藤卓也議長 高橋商工観光課長。

高橋 潤商工観光課長 新庄まつりが新庄市で最大の観光資源であるというふうなことからして市の考えということでしたけれども、全くそのとおりだというふうに考えております。

以上です。

6 番（田中 功議員） 議長、田中 功。

佐藤卓也議長 田中 功議員。

6 番（田中 功議員） それを踏まえて、新庄駅から最上公園までの回遊性の向上、にぎわい創出について、市はどのような取組を考えているか、伺います。

高橋 潤商工観光課長 議長、高橋 潤。

佐藤卓也議長 高橋商工観光課長。

高橋 潤商工観光課長 新庄まつりからのお話というふうなことでございますけれども、新庄まつりに絡めて、あの通りについて、市街地について、こういう整備をするだとか、こういう取組をするだとかという具体的な計画については今持ち合わせておりませんが、新庄まつりをつ一つのテーマとして様々な場面で活用していくというふうなことについては、随時考えていかなければならないことだと思っておりますし、先ほど質問の通告書の中で山車めぐりとかというふうな言葉も議員のほうお使いになってはいますが、そういった山車そのものを見せる場をつくるのはどうかというふうなことも一つの考え方だと思います。

ただ、場所の問題であったり、例えば展示するに当たって、歴史センターなどでは台車を別に用意して対応しているというふうな部分もありまして、その経費に対して効果がいかなものかというふうなことも考えなければいけませんし、これまで検討してきた中では、例えば何らかの体験をさせることで、新庄まつりを観光資源として使う期間を延ばせるのではないかとというふうな考え方でもこれまでありました。

昨今、農林専門職大の学生さんたちが、山車製作であったり、囃子演奏であったり、そちらの体験をする取組をしていただいておりますけれども、そういったものを商品化するような動きもアイデアとしてあるのではないかと。体験を絡めるというふうなところですが、そういった考え方でいろいろと活用について検討していきたいと思っております。

以上でございます。

6 番(田中 功議員) 議長、田中 功。

佐藤卓也議長 田中 功議員。

6 番(田中 功議員) そうですね。ありがとうございます。

確かに今、製作が始まっている町内もあるようです。新庄は8月24、25、25日と本まつりがありますけれども、そこに機会がなくて、あるいは都合が悪くて見るができなかったという残念な意見が結構あるんですね。あるいは、その時期は宿泊場所もなくて困るんですよねという話も聞こえます。

せっかくの20台近い山車が練り歩くわけですので、現在は、聞くとところによりますと、歴史センターが中心になって3台の山車を選考するというふう、正確か後で伺いたいんですが、選考しているということなんですが、その3台以上の表彰台数を増やしてはというような私の考えですけれども、実際その全てが展示台数というふうな、できれば展示台数になってほしいものではあるんですけれども、表彰を例えばもう2台ぐらい、何とか賞とかというネーミングをつけて特別賞的な表彰ができないものか。これは、歴史センターで選考しているとなれば、歴史センターのこちらのほうに伺わなきゃならないし、商工観光課の要件だとすれば、商工観光課のほうに伺わなきゃならないですけれども、お伺いします。

高橋 潤商工観光課長 議長、高橋 潤。

佐藤卓也議長 高橋商工観光課長。

高橋 潤商工観光課長 表彰に関しましては、今の議員のお話ですと、展示を前提としないような表彰というふうなお話であったかと思います。多くの今以上に、今、3台の山車を展示するための選考のプロセスとして選んでいるというふうなことで、それ以上の表彰をしてはいかかかというふうな御質問かと思います。

現在、祭り実行委員会において、各若連からの推薦を基に、その若連の方の表彰をそれぞれ

の町内でしているというふうな状況がございます。祭りに尽力していただいた方への表彰というふうな意味では、今そういった仕組みがあると。それ以上のものが必要なのかどうかというふうなことについては、特段話題になったことはございませんけれども、今後、実行委員会等で少し意見を聞いてみたいと思います。

以上です。

小関紀夫社会教育課長 議長、小関紀夫。

佐藤卓也議長 小関社会教育課長。

小関紀夫社会教育課長 展示の部分の山車の展示、歴史センターに入れる山車の部分についての御質問については私のほうでお答えさせていただきますが、表彰状とか表彰というのではなく、あくまでも歴史センター、教育委員会でお渡ししているものは、歴史センターで展示しましたという認定書でございます。あくまでも表彰状ではございません。

以上です。

6 番(田中 功議員) 議長、田中 功。

佐藤卓也議長 田中 功議員。

6 番(田中 功議員) 仕組みあるいは表彰といますか、選考基準といますか、の内容については理解しました。

なかなかこれは私たち一般市民から見ると、3台、優秀な山車だというふうなことで3台選ばれていると思います。それがやはり表彰されたものというふうに理解して、展示を選考するための選考だというふうな考え方は持ち合わせて、そういう理解もできていなかったところがあります。

例えば、先ほど言いましたように、展示については確かに今の考え方でよいんですが、例えば特別賞、あるいは市長賞、実行委員会賞とかというような形であれば、個人的に山車を作っている方々への表彰は、私も見えていますので分かりますけれども、やはり山車本体を表彰することが、やはり一生懸命山車皆さん作っていた

だいているし、表彰を受けたいもんだというふうな形で、あるいは歴史センターに選考されたいという思いでやっていると思うんですが、そういう気持ちをしんしゃくして表彰という形でできないものかなという考えです。いかがでしょうか。

高橋 潤商工観光課長 議長、高橋 潤。

佐藤卓也議長 高橋商工観光課長。

高橋 潤商工観光課長 今現在、あくまで歴史センター、ゆめりあ展示山車についての選んでいる過程というのは、展示山車を選考するというふうなものであると。それ以上に表彰といいますか、賞を決めることで、その方々にどういった思いというか、影響を与えることができるのかなというふうなことを考えますと、これまでそういった声が寄せられていることはないというふうな状況もあります。

今後、新庄まつりを末永く、未来永劫にわたって続けていくために、関係する方々の思いに対して様々報いるというふうなことについては、いろいろと考えていく必要があるんだろうと思いますけれども、現時点で表彰数を増やすというふうなことについては考えていないところでございますので、よろしくお願いいたします。

6 番（田中 功議員） 議長、田中 功。

佐藤卓也議長 田中 功議員。

6 番（田中 功議員） 個人表彰、山車表彰、山車表彰の分類なんですけれども、考えもあっていいのかなというふうな思いですので、いろいろな機会でお話をしてみてほしいと思います。

次に、財産関係について、時間ありませんので、何点か質問させていただきます。

北辰小学校跡地利用については、計画案の内容で、地域交流拠点としての活用を基本として、多目的スペースや屋外広場、防災機能などを備えた施設整備の方向性が示されております。

特定の団体への利用とか、あるいはそういったグラウンドゴルフ場の常設の考えはないとい

うことなんですが、例えば高齢者の健康増進や地域交流の機能についてはどのように考えているのか。また、これについては、今後も例えば升形小学校、本合海小学校等々、出てくる可能性があります。同じような内容で展開すれば、広場の広範なエリアが広がるというふうな状況になるのかなと思います。いかがでしょうか。

小関紀夫社会教育課長 議長、小関紀夫。

佐藤卓也議長 小関社会教育課長。

小関紀夫社会教育課長 旧北辰小学校の跡地につきましては、今議員がおっしゃられましたとおり、様々な年代等々、それから様々な方々の御利用ができるような方策という形で、多目的広場という形で検討を進めてきたところでございました。

特定の部分の御利用の方々を想定したわけではございませんし、なるべく多くの方々から様々な活用方法を駆使していただいて活用いただきたいというようなところを目的として、庁内でも検討を進めてきたという形でございます。

また、八向3校の跡地につきましては、今後検討されるべきものだというふうに考えてございますので、私からの答弁は控えさせていただきます。

6 番（田中 功議員） 議長、田中 功。

佐藤卓也議長 田中 功議員。

6 番（田中 功議員） 今後検討ということでございますので、跡地利用についてはそういう土地が多くなってくる可能性もございますので、前もって検討を進めるべきであるなというふうに思います。

その中で、旧県立新庄北高等学校用地が、現在は志誠館高校ということで校舎を使っているわけなんですけれども、先ほど答弁ありましたように、旧新庄南高校跡地に移転計画があります。その中で、グラウンドとかは新庄北高等学校のほうを利用しながらというふうな話題もあるようです。校舎跡地については、市長の答弁があ

ったように、現在、県でも未定だと、考え方は決まっていないということでございます。

それを踏まえてなんですが、県に対して、このような利用の方法はできないかとか、要望をする考えはないでしょうか。市として望ましい活用像を描くというふうなことはないでしょうか。

新庄市として、どういうまちづくりを目指すか。あそこに旧北高校跡地というような形でグラウンドは残るのか、校舎はなくなるのか、それも未定なんだろうけれども、空白地ができて、人が往来する、子供たちがグラウンドなりを利用するときには集まる。行ったり来たりの用途は発生すると思うんですが、それ以外はそのまま空白地に残るというふうな要件が心配されます。その点、県のほうへの提案とか、考え方はないでしょうか。

鈴木則勝総合政策課長 議長、鈴木則勝。

佐藤卓也議長 鈴木総合政策課長。

鈴木則勝総合政策課長 旧県立新庄北高校跡地、校舎の部分解体した後の土地利用についてというようなことでございますが、市長答弁にもございましたとおり、現在は志誠館高校として利用しているわけでございます。

県にお聞きしたところでは、その後の利用が未定というようなことですが、ちょっとグラウンドでまた使うような話もあるというような状況で今ちょっとお伺いしたところですが、全体的な利用をどうするかというところは県としても決まっていないというところですので、もしくはそのまま県でそのまま利用するというようなこともあるのかもしれませんし、この辺につきましては、県としての方向性が定まってから、市としてどうあるべきか考えるものではないかなというふうに考えております。

以上です。

6 番（田中 功議員） 議長、田中 功。

佐藤卓也議長 田中 功議員。

6 番（田中 功議員） 県の情報と整合しながら、ぜひ新庄市の考え方も伝えと。そこには新庄市の考え方がなければ駄目なわけですから、私たちも含めてどうあるべきかを考えていかなければならないかなというふうに思っております。

最後にですけれども、学校統廃合や施設再編などにより、先ほども言いましたけれども、八向地区の校舎などが対象になって、未利用公共用地として増えてくるのではないかなというふうに考えております。

今後、そういった土地を計画的に利活用できるような考え方が必要だと思いますが、中長期的な活用方法などを考える考えはありませんか。

伊藤リカ財政課長 議長、伊藤リカ。

佐藤卓也議長 伊藤財政課長。

伊藤リカ財政課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

市の施設総合管理計画の中で、そういった部分も検討しているところではございますが、土地そのもののだけをどうしていくかというようなところだけをまとめたようなものは今現在ないわけですが、そういった総合管理計画の中で、全庁的に整理して統一的な考えを持って対応してまいりたいと思っております。

佐藤卓也議長 ただいまから10分間休憩いたします。

午後1時50分 休憩

午後2時00分 開議

佐藤卓也議長 休憩を解いて再開いたします。

田中 功議員より発言の申出がありますので、これを許可します。

6 番（田中 功議員） 議長、田中 功。

佐藤卓也議長 田中 功議員。

6 番（田中 功議員） 先ほどの一般質問の中で、「もみのき保育園」を「あじさい保育園」

と発言しましたので、訂正いたします。

佐藤卓也議長 田中 功議員から発言を訂正したいの旨の申出がありました。この訂正の申出を許可することにいたします。

坂本健太郎議員の質問

佐藤卓也議長 次に、坂本健太郎議員。

(5番坂本健太郎議員登壇)

5 番（坂本健太郎議員） 令和8年6月定例会一般質問、議席番号5番、共に創る市民の会の坂本健太郎です。

本日4番目となります。通告に従って、3点御質問いたします。御回答よろしく願いいたします。

発言事項1、都市計画と市庁舎建設について。

先ほど辺見議員からも質問がありましたけれども、都市計画の観点で御質問したいと思います。

本市の都市計画については、人口減少や高齢化、空き家・空き地の増加、公共交通の維持、除排雪の負担の増大など、時代の変化に応じて先を見通し、計画実行のサイクルを回していく必要があると認識しております。

また、本市では、令和17年度までに市役所庁舎の建て替えが計画されており、市庁舎の立地や機能の在り方は、単なる公共施設の更新にとどまらず、中心市街地の人の流れ、公共交通、防災拠点、行政サービスの利便性など、将来の都市機能に大きな影響を与えるものと考えます。

市役所は、市民サービスの拠点であると同時に、まちづくりや防災、福祉、相談機能などを担う重要な都市機能であり、その整備に当たっては、都市計画や立地適正化計画、公共交通、中心市街地の活性化など、連携し、総合的に検討する必要があると考えます。

そこで、次の点について伺います。

1、人口減少時代における本市の都市計画について、現状と課題をどのように認識しておられますでしょうか。

2、市庁舎建設について、単なる公共施設の更新ではなく、都市機能の再編や中心市街地の在り方に関わる重要な事業として位置づけるべきと考えますが、市の認識はいかがでしょうか。

3、市庁舎の立地や機能を検討するに当たり、都市計画、立地適正化計画、公共交通、防災、除排雪、中心市街地への影響などをどのように連携させ、総合的に検討していくのか、その考えはあるのか、伺いたいと思います。

発言事項2、林野火災の防止と消防団の活動体制についてです。

近年、全国各地で林野火災が大規模化・長期化する事例が発生しており、一たび延焼が拡大すれば、住民避難や広域応援、自衛隊、防災ヘリとの連携が必要となるなど、地域全体に大きな影響を及ぼす災害となります。

本市においても、多くを森林が占め、春先の乾燥や強風、野焼き等を原因とする火災のリスクが懸念されます。

一方で、消防団員の確保や平日日中の出動体制、山林火災に対応した装備の整備、ドローン等を活用した情報収集体制など、検証すべき課題もあると感じております。

そこで、次の点について伺います。

1、本市における林野火災の発生状況やリスクについてどのように認識されておりますか。

2、林野火災を想定した消防団の活動体制や装備、ドローン等を活用した情報収集体制について、現状と、今後の方向性をどのように考えておりますか。

発言事項3、市役所におけるカスタマーハラスメントの対応について。

近年は、行政機関においても、長時間にわたる拘束、威圧的な言動、暴言、過度な要求など、

いわゆるカスタマーハラスメントへの対応が課題となっております。

こうした事案は、職員個人の心身の負担にとどまらず、職場環境の悪化や通常業務への影響、ひいては市民サービス全体の低下にもつながる可能性があります。

総務省の2025年の調査では、カスハラを受けたことがあると回答した自治体は35%でした。厚生労働省が2024年に民間事業者に対して行った調査では10%と、約3倍の違いがありました。

改正労働施策総合推進法により、令和8年10月からカスタマーハラスメント対策が事業主の義務となることを踏まえれば、本市においても、職員を守るための方針の明確化、相談体制の整備、発生時の対応手順、再発防止など、組織的に備えていく必要があると考えます。

市民に丁寧に対応する姿勢を大切にしながらも、職員が安心して働くことができる環境を整えることは、持続可能な行政運営のためにも重要であると考えます。

そこで、次の点について伺います。

1、本市において、窓口や電話対応等におけるカスタマーハラスメントに類する事案の実態や課題をどのように把握していますでしょうか。

2、改正労働施策総合推進法により、カスタマーハラスメント対策が事業主の義務となることを踏まえ、本市において必要な措置をどのように講じていくお考えか。

以上3点、質問いたします。

山科朝則市長 議長、山科朝則。

佐藤卓也議長 山科市長。

(山科朝則市長登壇)

山科朝則市長 それでは、坂本議員の御質問にお答えします。

初めに、都市計画と市庁舎建設についての御質問であります。人口減少時代における本市の都市計画の現状と課題につきましては、高齢化や人口減少に伴い、空き家及び空き地が増加

し、市街地の人口密度低下や空洞化が進行している状況にあります。

これらを踏まえた課題としましては、都市機能の集約化による効率的な土地利用の推進、公共交通の維持による移動手段の確保、除排雪等のインフラ維持費用への対応、地域コミュニティーの活力維持などが挙げられます。

次に、市庁舎建て替えについての御質問であります。市庁舎は、都市機能の核となる重要な施設であると捉えており、単なる公共施設の更新にとどまらず、点在している施設の集約化及び複合化などにより、都市機能の再編や中心市街地の活性化に関わる重要な事業であると認識しております。

次に、市庁舎の立地や機能の総合的な検討についての御質問であります。新庁舎は、立地適正化計画における都市機能誘導区域内への立地を基本とし、中心市街地の人の流れ、公共交通、防災拠点、行政サービスの利便性など、将来の都市機能の向上に寄与する必要があると認識しております。

利用される市民の皆様の利便性と防災面での機動性を備え、また、多様化するニーズに対応するため、全庁的な検討体制はもとより、関係機関とも連携し、様々な観点から総合的に検討してまいります。

次に、林野火災の防止と消防団の活動体制についての御質問にお答えをいたします。

初めに、林野火災の発生状況やリスクについてであります。林野火災により延焼が拡大した場合には、消火活動が困難となるほか、住民避難や広域応援が必要となることも想定されることから、本市としても注意すべき災害の一つであると認識しております。

また、林野火災の防止対策として、令和8年4月1日から林野火災注意報及び林野火災警報の運用が開始されており、本市では、市報、市民向け回覧や公式LINEにより制度の周知を

行ったところであります。

本市での林野火災は、令和7年度までの直近5年間に於いて合計9件発生しております。今年度は発生してはおりませんが、最上郡内において林野火災注意報が複数回発令されているほか、山形県内においても大規模な林野火災が発生しております。

このような状況を踏まえ、本市では、林野火災注意報の発令時には、公式LINE等を活用し、注意喚起に努めているところであります。また、林野火災警報の発令時には、防災行政無線により市民への周知を行うこととしております。

次に、林野火災を想定した消防団の活動体制や装備、情報収集体制についてであります。林野火災発生時における消防団の主な役割は、消防本部と連携した初期消火活動、現場周辺での警戒、必要に応じた住民への避難の呼びかけや誘導などがあります。

特に、消防団は地域の地理や道路状況に詳しいことから、現場周辺の状況把握や安全確保において重要な役割を担うものと認識しております。

装備につきましては、林野火災時の鎮圧に向けた消火活動に活用するため、ジェットシューターなど専用資機材の配備を進めているところであります。

また、ドローンを活用して上空から火点や延焼範囲を確認することは、現場活動の安全確保や効率的な消火活動につながるものと捉えており、消防団内にドローン部隊を新たに発足させる予定であります。

今後も消防本部及び消防団と連携しながら、林野火災に対応できる体制や装備の充実を図るとともに、火災予防の注意喚起を継続し、市民の安全・安心の確保に努めてまいります。

次に、市役所におけるカスタマーハラスメント対策の御質問にお答えをいたします。

職員に対して行われる過度な要求や人格否定をする言動は、いわゆるカスタマーハラスメントとして全国的にも大きな問題となっております。

こうした中、本市でカスタマーハラスメントが発生した際に、毅然とした態度をもって適切かつ迅速な組織的対応を行うことで、職員が本来取り組むべき業務に専念し、よりよい行政サービスを提供できるよう、昨年12月に新庄市職員のカスタマーハラスメント対応に関する指針を策定いたしました。

この指針では、カスタマーハラスメントの基準を明確にするとともに、判断手順とその対応方法などを定めております。また、対応した事案については、各課において記録を作成するとともに、必要に応じて総務課へ報告することとしており、これにより窓口や電話対応における事案の実態や課題の把握を行っております。

職員が安心して業務に専念できる職場環境は、市民サービスの質の向上に直結するものでありますので、引き続きこの指針に基づいた組織全体での対応体制の強化や継続的な研修、情報共有の徹底などを図りながら、市民の皆様にもカスタマーハラスメントの防止に向けた情報の周知を行い、事案への適切な対応と発生の防止に努めてまいります。

以上、壇上からの答弁とします。

5 番（坂本健太郎議員） 議長、坂本健太郎。

佐藤卓也議長 坂本健太郎議員。

5 番（坂本健太郎議員） 市長答弁、ありがとうございました。

最初に、都市計画と市庁舎の建設というところで再質問させていただければと思います。

先ほども立地適正化計画というところでお話ありまして、都市機能の誘導施設に該当するので、都市機能誘導区域に配置をしていくということでした。

新庄市立地適正化計画ということで、令和7

年の3月に策定されたということで、なかなかこれを全部読むという機会がちょっとこれまでもあまり飛ばし読みしかしていなかったんですけども、今回、全部目を通していただきました。

もうこの中には、これからの新庄の20年の先をどうするかということがもう書いてありまして、先ほどの市長答弁の中にもあった人口減少、少子高齢化の中で、どのように今年が推移していった、それに対してどのように対応していかなければいけないのかというのが、全て書いてあったというところで認識しております。

その中で再質問させていただきたいのが、立地適正化計画の中で、新庄市役所そのものが都市機能誘導の施設というところで、都市機能誘導区域の中に配置をしていく、要するにそれ以外には建てないというふうなエリアになっているということでした。あと、防災指針では、防災機能を強化したというところで庁舎整備を検討していくと、防災拠点なんだよというところで明記されておりました。

新庁舎は、単なるその公共施設の更新ではなくて、都市機能の誘導区域の中の形成とか、あとは防災機能の強化、行政中核機能の確保に関する事業、集約化とか、効率化というふうな言葉も市長答弁からはありましたけれども、この立地適正化計画と一体で進めるべきものとして認識してよろしかったでしょうか。

高橋 学都市整備課長 議長、高橋 学。

佐藤卓也議長 高橋都市整備課長。

高橋 学都市整備課長 市庁舎の建設について、都市計画との関連性と、特に立地適正化計画との関連ということでの御質問でございます。

市庁舎の改築におきましては、公共施設等総合管理計画の中で定めていくというお話をさせていただいておるかと思います。そちらの中で、集約化というようなことも今後考えていくと。

それもしながら、立地適正化計画の中では、

やはり都市機能誘導区域の中に建設が望ましいんだらうということがございますので、建物の機能をどうするかということと併せて、その立地場所、建設場所についても、都市計画上まちづくりの中でどこが適正なのかということを検討しながら、両方見据えながら進めていく必要があるということで認識をしているところでございます。

5 番（坂本健太郎議員） 議長、坂本健太郎。

佐藤卓也議長 坂本健太郎議員。

5 番（坂本健太郎議員） なかなかこの課がというところではなくて、先ほどの答弁の中でも、今年度、委員会なのか、どういう進め方なのか分かりませんが、まずは検討委員会となるようなものを立ち上げて、全庁舎的に進めていくというお話がありました。

今回の質問は都市計画という観点で質問しておりますが、現在の市役所庁舎、計画の中では、立地適正化計画の中では、防災指針によれば、河川の氾濫のリスクのところにさらされているよというふうな記載がありました。ハザードマップなんですけれども、全戸配布ということでされまして、中見ても、なかなか市内全域が色が塗られているというふうな形で、どこに立地するかというのはなかなか難しいようなところもありました。

ただ、その中でも、市役所周辺は特に災害リスクが高いというふうな記載が載っております。その前提であれば、移転が前提という認識でよろしかったでしょうか。

高橋 学都市整備課長 議長、高橋 学。

佐藤卓也議長 高橋都市整備課長。

高橋 学都市整備課長 立地適正化計画の中において、防災面の中で、議員がおっしゃるようなハザードマップ上、3メートルを超えるような浸水エリアが現在の庁舎の近くになっていると。本庁舎自体はそのエリアではないですが、周辺にはそういったものがあるということで記載を

されております。

これらも鑑みながら、ただ、今の現在のエリアについても、都市施設の誘導区域の中にはございますので、現在の位置も候補の一つではあるというふうに認識しているところでございます。

5 番（坂本健太郎議員） 議長、坂本健太郎。

佐藤卓也議長 坂本健太郎議員。

5 番（坂本健太郎議員） 様々な可能性があって、その候補になる、どのような建物にするかによっても、そういうリスクもはねのけられるみたいなそういう考えの下、立地する場所については、まずは様々な検討を進めていくというふうなお考え、回答だったと思います。

山形市とかほかの市でも、やはり市の中心市街地が少子高齢化によって空白化、あとは人口が流出するというふうな問題で、様々なところでやはり同じような問題があります。

特に山形市では、七日町を中心にどのようにしていくかというのを前から話をしていまして、新聞等でも100年に一度の市街地の大改造というふうな言葉で説明しているときもありました。

市役所の建物は、まさに100年に一度の市街地の大改造というか、建てることによって、そこが大きく変わってくるというふうに私は思っております。

であれば、財政課とか、あとは公共施設の担当の部署だけでなく、都市整備とか、そういうところも本当に早くから、早い段階で連携して検討していく必要があると思っていますが、その辺はどうでしょうか。

伊藤リカ財政課長 議長、伊藤リカ。

佐藤卓也議長 伊藤財政課長。

伊藤リカ財政課長 検討を今年度から始めるということを先ほどもお話ししましたが、新庄市市庁舎建設構想検討委員会というのを検討の委員会として設置することとしておりますが、この中には、今現在公共施設などを持っている課で

ありますとか、当然都市整備課なども入っておりますが、そういったほぼ市のそういったことに関連している課の課長が委員として入るような形になっておりますので、そこで全庁的な構想について検討していくというような形になっております。

5 番（坂本健太郎議員） 議長、坂本健太郎。

佐藤卓也議長 坂本健太郎議員。

5 番（坂本健太郎議員） 検討するそういう委員会というか、組織は立ち上がっているということで、その中でも都市計画のところは入っているというふうな御回答だったと思います。

本当は都市計画の都市整備課長とだけ話す、討論すると思っていたんですけれども、すみません、ちょっと財政課のほうにも行ってしまいました。

令和17年というところの期限というものが示されておりますので、やはり令和17年に供用開始を想定するというところで動いていращやると思います。もう既に10年を切っております。

先ほども基本構想、そこからの設計、その前なのか後なのかちょっと分かりませんが、候補地をどこにするか。あとは設計があって建設があってというふうに逆算すると、もうそんなに時間がないのかなと考えております。

通常、今回の市役所の庁舎に関係なくとも、通常であれば、建設に2年間とか、あと、設計に1年間、構想に1年間とか、標準で結構ですので、どのぐらいかかるんでしょうか。

伊藤リカ財政課長 議長、伊藤リカ。

佐藤卓也議長 伊藤財政課長。

伊藤リカ財政課長 ざっくりとということで、計画を先ほど今年度から検討を開始してというふうなお話をさせていただきましたけれども、やはり建設工事には3年程度かかるというふうに考えております。また、実施設計、基本設計というのがありますので、そちらにもそれぞれ1年程度はかかるというふうに考えております。

その前段といたしまして、先ほど言いましたような基本構想ですとか、基本計画とかいうものがあると思っておりますので、そちらのほうにもそれなりの時間を要するというふうに考えておまして、先ほど用地選定というところになりますと、やはりこの基本構想の中でそういった選定も必要になってくるかと思っておりますので、やはり基本構想の部分は、その用地選定のことを考えますと、ちょっとそれなりに時間を要するのかなというふうに今、考えているところでございます。

5 番（坂本健太郎議員） 議長、坂本健太郎。

佐藤卓也議長 坂本健太郎議員。

5 番（坂本健太郎議員） ありがとうございます。

なかなかお答えにくい質問だったかもしれないんですけども、今のざっくりとしたところで立ち上げると、もう大体7年ぐらいはかかるということで、もうあと9年しかないということを見ると、本当に時間がないのかなと思います。

市役所庁舎、老朽化というところで、もうそれが代名詞のようにになっている新庄市でもあるんですけども、やはりちょっと時代に合わない構造なども限界に達しているのかなというところもやはり見受けられます。市民はそれが市の代名詞となっても、やはり新しい庁舎にすごい期待をしておりました。待ち望んでおります。

特に、高齢者の方がなかなか階段だけではつらいというようなところもありましたので、早急に工程表などを示していただいて、それに添えていただければと思います。よろしくお願いします。

続いて、林野火災について再質問をさせていただきます。

大船渡市とか、県内でも南陽市とか、天童市とか、規模は違っても、林野火災本当に頻発しております。いつ新庄市で発生してもおかしく

ないような状況が感じられます。

特に強風が今年は多かったのも、そのときにも火災が発生したらどのぐらい広がるんだろうなというのは、本当に怖いものがあったかなと思います。

今年からなのか、すみません、注意報、警報の運用が始まったということで、林野火災注意報・警報の運用が始まったということはすごい重要だと思っておりますが、発表された情報が市民の行動にどうつながるかというのがやはり重要なと思っております。

先ほどもLINEとか、防災無線で流していますというふうなお話でしたけれども、注意報・警報が出た際に、市民に対して具体的にどのような行動を求めるのか、野焼きや火入れの自粛も含めて運用をどのように考えているのか、再度伺いたいと思います。

柏倉敏彦防災危機管理課長 議長、柏倉敏彦。

佐藤卓也議長 柏倉防災危機管理課長。

柏倉敏彦防災危機管理課長 林野火災注意報、それから警報の運用ということで御質問いただきました。

林野火災、まず警報からいきますけれども、こちらにつきましては、指定された森林という、いわゆる新庄市で言うと、山林、それから原野が相当します。そちら120平方キロ以上ありますので、市内の約57%がそれに相当するということになります。こちらの直近1キロ以内では、火入れをしない、それから煙火を消費しない。これは花火ですね。それから、屋外で火遊びとか、たき火はしない。それから、引火性または揮発性の物品、その他可燃物の付近で喫煙をしない。それから、先ほど言いました120平方キロの場所で喫煙をしないということが挙げられます。

こちらにつきましては、警報が出た場合は、罰金刑、それから刑務所に入るというようなこともございますので、こちらは御注意いただ

ればというふうに思います。

火災注意報の場合は、そちらは努力義務というふうなことになりますが、いずれにしましても、新庄市の場合、野焼きはしていけないというふうになっていますので、こちらについては幾度となく隣の環境エネルギー課とともに、通報があった場合、パトロールに行きながら指導をしているというような状況でございますので、よろしくお願いしたいというふうに思います。

5 番（坂本健太郎議員） 議長、坂本健太郎。

佐藤卓也議長 坂本健太郎議員。

5 番（坂本健太郎議員） 注意報・警報の運用ということで、私もこれ頂いたやつ、チラシあるんですけども、広域消防本部から出ているチラシで、林野火災警報になった場合は、この火の使用制限に従わない場合は30万円以下の罰金、拘留に処されることがありますと書いてあります。

ただ、この注意報・警報が自分の身にどこまでかかっているかというのを本当に自分事として考えないと、なかなかリスクが減らないと思っております。

実際に火を使う可能性が高い方、特に農業などで出たものを燃やすとか、あとは山林の所有されている方とか、あとは町内会で、野焼きじゃないんですけども、おさいどみたいな形で火を使うなど、それぞれの方に本当に届くことが重要ななと思っております。

農協なり、森林組合、あとは町内会、消防団と連携した、実際にその方々に届くような、そういう周知を行う考えはありますでしょうか。

柏倉敏彦防災危機管理課長 議長、柏倉敏彦。

佐藤卓也議長 柏倉防災危機管理課長。

柏倉敏彦防災危機管理課長 これまでもLINE、それから広報、回覧板等で周知はしておりますが、なおかつ消防団の広報活動でも、そうした注意報・警報の注意喚起等々もしていただいております。関係機関それぞれの立場、立場であ

るわけですが、もし火入れをするというようなことがありましたら、地域、町なかの地域でも農村周辺部の集落でも構いませんが、必ず届出を出していただく。そして、消火の準備をしていただく。これが重要であろうというふうに考えておりますので、議員のほうからも周知方よろしくお願ひしたいと思ひます。

5 番（坂本健太郎議員） 議長、坂本健太郎。

佐藤卓也議長 坂本健太郎議員。

5 番（坂本健太郎議員） この一般質問が一番広報になるのかなと思って質問をしておりますので、ぜひそのようなことで周知よろしくお願ひします。

先ほど整備、消防団の整備の話でジェットシューターという話がありました。これまで配置、整備されていなかったものなので、すごい前進だと思ひますが、どこにどれだけ、どの基準で配備するかというのが重要になってくると思ひます。林の多い地域、あとは水利、林道など、リスクに応じた配備などあると思ひますけれども、その辺はどういうお考えがありますでしょうか。

柏倉敏彦防災危機管理課長 議長、柏倉敏彦。

佐藤卓也議長 柏倉防災危機管理課長。

柏倉敏彦防災危機管理課長 背負い式水のうの御質問をいただきました。

こちらにつきましては、国のコミュニティー助成を受けまして10分の10で措置されたものでございますが、初めて新庄市としてその装備資機材、専用資機材を導入することに至っております。

今回の6月補正の予算書にも出ておりますが、こちらが可決次第、消防団のほうと発注業務の検討をさせていただければなというふうに思ひます。ただ、予算が限られておりますので、今年度につきましては、10個程度の配備になるのかなというふうに思ひしております。

議員おっしゃったように、どの分団にとか、

どのエリアにというふうなことは、現段階の数では配備できるものでございませので、団本部において管理をして、災害が発生したときにそれを使用するというようなことで現在は考えております。

後々装備数が増えてきた段階で、各分団への配備、それからエリアを決めた配備というのものを検討していくものというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

5 番（坂本健太郎議員） 議長、坂本健太郎。

佐藤卓也議長 坂本健太郎議員。

5 番（坂本健太郎議員） 徐々に配備していくというのはそのとおりだと思いますので、ぜひ装備のほうを充実していただければと思います。

もう1点質問なんですけれども、ジェットシューターなり、ドローンというところで、今後装備していくわけなんですけれども、やはり実際に使えるように訓練、検証することがやはり必要かなと思っております。

林野火災を想定した実践的な訓練を私はしたことないんですけれども、やはりほかの大規模災害が、林野火災があったところでは、やはり翌年から火災を想定した消防訓練、この前も天童市であったようですけれども、そのような装備を使うという場面をやはり想定しておかないと、なかなか本番ではどのように動いたらいいのかというのが分からない場合もあると思います。

あと消防団と広域の消防本部の連携とか、そういうところでも、林野火災ってなかなか想定して訓練というのは難しいかもしれないんですけれども、今後の予定ありますでしょうか。

柏倉敏彦防災危機管理課長 議長、柏倉敏彦。

佐藤卓也議長 柏倉防災危機管理課長。

柏倉敏彦防災危機管理課長 御質問ありがとうございます。

訓練ということでございます。本来であれば、

今年開催される県と新庄市の総合防災訓練の場でできればいいんですけれども、そこはなかなか難しいというようなこともありまして、今後その団と広域消防本部と相談しながら、訓練の開催に向けて検討してまいりたいと思います。

それから、林野火災が発生した場合は、広域消防本部がまず現場本部を立ち上げるわけなんですけれども、その広域消防本部が早めに緊急援助隊を要請して、それから自衛隊へりも要請するというようなことを遅くならないように、早く連絡をするというような連携の方法も、昨年度の大船渡市の林野火災を契機に通達が消防庁に出されておりますので、そうした訓練も含めて検討してまいりたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

5 番（坂本健太郎議員） 議長、坂本健太郎。

佐藤卓也議長 坂本健太郎議員。

5 番（坂本健太郎議員） 頼もしいお言葉でした。

やはり訓練、なかなか訓練するだけでも大変だと思いますが、やはり林野火災、一たび延焼すると、その拡大スピードが本当に地域全体に大きな影響を及ぼしますので、今後も積極的に防火、防災に努めていただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

最後に、市役所におけるカスタマーハラスメントの対応について再質問させていただきます。

先ほども令和8年の12月に指針が出ているところで、新庄市職員のカスタマーハラスメント対応に関する指針ということで、こちらのほう見させていただきました。

令和8年の12月に事業主の義務という前に、このような指針をつくっていただきまして、本当にありがとうございます。

その中での再質問なんですけれども、知識として、やはりこれまでも対応していただいていたとは思いますが、この知識としてこの方針を読むだけでなく、やはり実際の窓口

で電話対応でどうその言葉を返すか、どの時点で対応を切り上げるか、実践的な訓練というものも必要だと考えております。

全職員向けの周知に加えて、窓口職員、管理職を対象としたそういう実践的な研修などを行っていますでしょうか。

川又秀昭総務課長 議長、川又秀昭。

佐藤卓也議長 川又総務課長。

川又秀昭総務課長 カスタマーハラスメントに対応した職員の実践的な訓練というふうな御質問でございますけれども、昨年指針を策定したときに、まず全職員の研修というふうなところで位置づけて、それぞれ管理職と管理職以外というところで分けて研修をさせていただいたということがあります。

あと電話対応であったり、窓口対応であったりの部分で、一言で対応ができる研修があるかということ、なかなかちょっと厳しい部分がありまして、いろいろな研修をする中で、それぞれ職員が、若手職員をはじめとして、窓口できちんとコミュニケーションが取れるような能力を身につけていくんだらうというふうなところでありますので、このカスタマーハラスメントに直接対応するというふうなことではなくて、クレーム対応研修であったり、折衝力であったり、あるいはアサーションと言われるコミュニケーション能力の研修であったりを、様々機会を捉えて受講していただいて、能力育成に努めていくような形で考えております。

以上でございます。

5 番（坂本健太郎議員） 議長、坂本健太郎。

佐藤卓也議長 坂本健太郎議員。

5 番（坂本健太郎議員） 研修はやはり今までもされてきたというところで、それぞれの研修の内容がカスタマーハラスメントの対応というところに、そこは直結ではないにしろ関わっているという言葉だったと思います。ぜひ研修等は継続して、この指針についても、機会を捉え

て何回か見直すとか、そういうところもしていただければと思います。

カスハラのはやり大変なところは、発生というか、被害を受けるのは職員の方であって、実際にそれを行うというのが住民の方という、この庁舎の中で市役所が対応するということであればそういうことになるので、なかなかこうやはり難しい部分というのがあるのかなと思います。

住民からしてみれば、クレームとかは思っていないくて本当に言ってくるという場合が多々あるとは思いますが、ただ、これがカスハラなんだよとか、こういうのが法律に、本人がカスハラに該当しますというふうな、そういうところを分かっていたかかないと、なかなか防止には役に立たないのかなとも思っております。

住民に対して、どのように継続した周知、実効性のある周知というものをしていくのか、その辺お聞きしたいと思います。

川又秀昭総務課長 議長、川又秀昭。

佐藤卓也議長 川又総務課長。

川又秀昭総務課長 住民の方へのカスハラというふうなところですけども、まずは一般的にはチラシとか、あとそういう広報等で周知を行いますけれども、実際は窓口でどういう対応されるかというふうな現場でその事案がカスハラに該当するかどうかというところをもって周知といいますか、直接対応するというような形になると思いますので、その際には先ほど言いました研修等も当然重要なんですけども、その中で、これ以上対応できませんとか、これ以上は電話等は切らせていただきますというふうなところで、当然相手に対してこれはカスハラですというふうなことは当然言えないわけですので、そういった部分も含めて研修をしながら、実務の中で学んでいくような対応になるのかなというふうに捉えております。

以上でございます。

5 番（坂本健太郎議員） 議長、坂本健太郎。

佐藤卓也議長 坂本健太郎議員。

5 番（坂本健太郎議員） 現在、この指針というものが、新庄市の市の職員を対象にしたものと理解しておりますけれども、市民から見れば、指定管理の施設もやはり市の公共サービスの一部というところで、市役所の職員ではないにしろ、市のサービス、公共施設というところでの職員の方という認識をすると思います。

指定管理の職員の方がこのカスハラに直面した場合でも、判断基準、対応手順について、この市の方針を参考にすると思うんですけれども、共有はしていますでしょうか。また、どのようにそういうものを、指定管理の施設でも防ぐという観点からどのようにしているか、お考えをお聞きしたいと思います。

川又秀昭総務課長 議長、川又秀昭。

佐藤卓也議長 川又総務課長。

川又秀昭総務課長 指定管理事業者におけるカスタマーハラスメント対策というふうなことでございますが、直接今現在、指針のほうを示してやり取りをしているというふうなことはございませんが、指定管理者も一民間事業者としてカスタマーハラスメント対策しているケースも想定されますけれども、やはり市の公共施設を管理していただいているというふうなところからいけば、今後、この市のカスタマーハラスメントの対応指針を参考にしながら、それぞれお客様対応していただくような旨、連携取っていく必要があるかなというふうなところで考えておりますので、今後そのような対応に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

5 番（坂本健太郎議員） 議長、坂本健太郎。

佐藤卓也議長 坂本健太郎議員。

5 番（坂本健太郎議員） ぜひ、そのようによろしくお願ひしたいと思います。

あと最後になりますけれども、カスハラ的事

案というものは発生していないということでお聞きしましたけれども、やはり中には長時間対応しなければいけないとか、カスハラまではいかないけれども、でも窓口の中では対応している中では言動的なところで心身でちょっと嫌な思いをしたとか、様々な、そこまでいかないまでも、そういう対応があると思います。

そういうものは、先ほど共有しているという話でしたけれども、そのカスハラ認定になる前の段階でも共有して対応を検討しているということではよかったでしょうか。

川又秀昭総務課長 議長、川又秀昭。

佐藤卓也議長 川又総務課長。

川又秀昭総務課長 職員を守るというふうな観点から、カスハラ的一步手前の部分でのクレーム対応といたしますか、そういった部分での職員の心身不調などの影響を抑えるというふうな御質問かと思っておりますけれども、そういった部分からいきますと、やはりそれぞれの職場での窓口対応といたしますか、お客様対応の中で、やはりクレーム対応とカスハラの定義される部分の境目ってなかなか難しい部分で、総務課として一概に全庁的にこうあるべき論は指導をちょっとしておりませんで、やはりそれぞれの課の中で管理職も含めて対応していくような形になると思っておりますけれども、そういったことで職員が心身不調に陥らないようにしていくというふうなところは重要なポイントだと思いますので、今後そのようなところに留意して取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

5 番（坂本健太郎議員） 議長、坂本健太郎。

佐藤卓也議長 坂本健太郎議員。

5 番（坂本健太郎議員） 非常に対応が難しい場面というのがあると思うんですけれども、職員を守ると、これまで以上に実効性のある対応をお願いしたいと思います。

これで一般質問を終わります。

散 会

佐藤卓也議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

4日午前10時より本会議を開きますので、御参集願います。

本日は以上で散会いたします。

御苦労さまでした。

午後2時50分 散会

令和8年6月定例会会議録（第3号）

令和8年6月4日 木曜日 午前10時00分開議
議長 佐藤 卓也 副議長 山科 春美

出席議員（16名）

1番	佐藤悦子	議員	2番	亀井博人	議員
4番	鈴木啓太	議員	5番	坂本健太郎	議員
6番	田中功	議員	7番	山科春美	議員
8番	鈴木法学	議員	9番	辺見孝太	議員
10番	渡部正七	議員	11番	新田道尋	議員
12番	今田浩徳	議員	14番	山科正仁	議員
15番	高橋富美子	議員	16番	佐藤卓也	議員
17番	小野周一	議員	18番	小嶋富弥	議員

欠席議員（1名）

13番 伊藤健一 議員

欠 員（1名）

出席要求による出席者職氏名

副市長	石山健一	総務課長	川又秀昭
総合政策課長	鈴木則勝	財政課長	伊藤リカ
税務課長	大江周	防災危機管理課長	柏倉敏彦
市民課長	笹原佳子	環境エネルギー課長	杉澤直彦
成人福祉課長 兼福祉事務所長	佐藤朋子	子育て推進課長 兼福祉事務所長	土屋智史
健康課長	高橋智江	農林課長	井上勝人
商工観光課長	高橋潤	都市整備課長	高橋学
上下水道課長	井上利夫	会計管理 兼会計課長	石黒真紀
教育長	津田浩	教育次長 兼教育総務課長	岸聡
学校教育課長	大町淳	社会教育課長	小関紀夫

監査委員	須田泰博
選挙管理委員会 委員長	武田清治
農業委員会 会長	浅沼玲子

監査委員	小野亜希
選挙管理委員会 委員長	國分亮一
農業委員会 会長	長沼俊司

事務局出席者職氏名

局長	井上徹
主事	小野一樹

議会総務主査	伊藤幸枝
主事	秋葉佑太

議事日程（第3号）

令和8年6月4日 木曜日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

1番	亀井博人	議員
2番	山科正仁	議員
3番	鈴木啓太	議員
4番	小嶋富弥	議員

本日の会議に付した事件

議事日程（第3号）に同じ

令和８年６月定例会一般質問通告表（２日目）

発言 順序	質問者氏名	質 問 事 項	答 弁 者
1	亀 井 博 人	1. 市の花アジサイについて 2. 中東情勢について 3. 流雪溝について	市 長
2	山 科 正 仁	1. 人口減少対策と若者定着について 2. 新庄市立泉田保育所の今後について	市 長
3	鈴 木 啓 太	1. わらすこ広場について 2. 市道の安全確保について 3. まつり振興基金について 4. 安全安心な通学について	市 長 教 育 長
4	小 嶋 富 弥	1. 市民が誇れるまちづくりの醸成について 2. 持続可能な行政運営について	市 長

開 議

佐藤卓也議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は16名です。

欠席通告者は伊藤健一議員の1名です。

なお、山科市長が体調不良により欠席しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第3号）によって進めます。

なお、クールビズ期間でありますので、暑いときは上着を脱いでも構いません。

日程第1 一般質問

佐藤卓也議長 日程第1 一般質問。

本日の質問者は4名です。

これより2日目の一般質問を行います。

なお、質問時間は、答弁を含めて1人50分以内といたします。

亀井博人議員の質問

佐藤卓也議長 それでは、最初に、亀井博人議員。
（2番亀井博人議員登壇）

2 番（亀井博人議員） おはようございます。

6月定例会一般質問2日目、最初に質問をさせていただきます、議席番号2番、亀井博人です。よろしくお願いいたします。

一括方式にて、3つの内容について質問をさせていただきます。

1つ目、市の花アジサイについて、2つ目、

中東情勢について、3つ目、流雪溝についてとなります。

まず、1つ目の市の花アジサイについてです。

7月はアジサイが見頃となります。昭和59年、市制施行35周年、市の花アジサイとして制定されたアジサイについて伺います。

制定から40年以上が経過し、最上公園に2万5,000本、東山公園あじさいの杜には34種類、4万5,000本が植栽されたようです。市民生活が潤いに満ち、多くの人を訪れるように、量から質へ、拡大から縮小へ見直すことも必要ではないでしょうか。

①最上公園、東山公園あじさいの杜、合わせて約7万本のアジサイの毎年の維持管理はどのようにしていますか。

②策定中の最上公園整備計画の中で、アジサイや桜をどのように位置づける予定ですか。

③あじさいを育てる会の活動をどう評価し、市民がより参加しやすい市民協働についてどのように進める予定ですか。

④最上公園内の傾斜のある場所では、植えたアジサイが消えている場所もありますが、場所に合った花の植栽を検討されてはいかがでしょうか。

⑤計画的な植栽として、青と白に特化したアピール性のある色彩のゾーンや、ヤマアジサイのゾーンなど検討してはどうでしょうか。

⑥県内各地でツツジ、バラ、ダリア、ユリなどで公園を整備し、誘客を図り、地域内好循環をしている市町村もあるようです。市の花アジサイの今後の方向性をどのように考えていますか。

2番です。中東情勢について。

中東情勢の影響を受け、全国の自治体の一部で石油関連製品の自治体指定ごみ袋などが不足しているようです。本市でも臨時的に指定ごみ袋以外の使用を認めるなどの措置で対応中です。

中東情勢の影響が続いた場合、本市への影響

と見通しについて伺います。

①ここ数年の平均として、市指定ごみ袋の生産、販売、在庫等の状況について。

②投資的経費をはじめ過去最大の市の予算への影響について。

③地域経済に与える影響について。

3番です。流雪溝について。

春になると雪のことを忘れがちですが、令和7年度市民アンケートでは、転出理由の一番に、雪が多い、除雪が困難との結果となっています。

また、重要度では、除雪・排雪体制の充実が、20代から60代において一番、二番に多くなっています。

豪雪となったこの冬、雪を寄せる場所がない、流雪溝があればといった声があります。機械除雪は最重要ですが、より快適な冬季生活が送れるように、流雪溝整備の加速について伺います。

①流雪溝整備には多額の費用がかかるようですが、その財源内訳はどうなっていますか。整備を進めている桧町地区の事業費、財源内訳、水源についてお願いします。

②第3次総合雪対策基本計画を策定中とのことですが、現計画では、計画延長約92キロ、整備率52%とのこと。計画箇所今後の整備予定と課題についてお願いします。

以上、よろしくお願いいたします。

石山健一副市長 議長、石山健一。

佐藤卓也議長 石山副市長。

(石山健一副市長登壇)

石山健一副市長 おはようございます。副市長の石山でございます。山科市長、体調不良によりまして本日欠席させていただいておりますけれども、私から代わって答弁を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

それでは、亀井議員の御質問にお答えいたします。

初めに、アジサイの維持管理につきましては、除草、施肥及び園路整備、剪定、雪囲いなど、

年間を通じて管理を行っております。

基本的には、業務委託契約により、受託業者が適切な時期に実施しているところでありますが、最上公園のあじさい園につきましては、除草、施肥、園路整備など、あじさいを育てる会と協働活動で実施しております。

次に、最上公園整備計画におけるアジサイや桜の位置づけについてでございますが、全体の整備計画の中で樹木や植栽の配置や整備など詳細を検討する予定はございませんので、個別の整備計画が必要であると考えております。

次に、あじさいを育てる会の活動につきましては、東山公園や最上公園が市民の憩いの場となるよう、アジサイの植栽及び管理並びに市内外に向け広く本市のアジサイのPRを行っている団体でございます。

平成26年には、長年の功績が認められ、紺綬褒章を受章されており、公益的な活動に貢献されている団体であると認識しております。

今後も、会の運営とアイデアを持ち寄りながら、市民協働による活動がしやすい環境を整えていくことが大切であると考えております。

次に、最上公園の場所に応じた植栽につきましては、あじさい園の中で生育が悪い場所があることも認識しており、その原因を確認しながら、今後の植栽や補植をしてみたいと考えております。

次に、計画的な植栽につきましては、東山のあじさいの杜の整備において、花の色や品種、配置などを工夫して、見栄えがよくなるように植栽をしていましたが、土壌により花の色が年々変わることがあります。色彩の変化や品種ごとの形状などを含め、見る人にアピールできる配置など、研究が必要と考えております。

次に、アジサイの今後の方向性につきましては、市の花として大事な存在でありますので、あじさい園及びあじさいの杜が市民の憩いの場となるよう維持管理してまいります。

また、インターネットやSNSを通じて情報発信をしながら、新庄市の花アジサイの魅力を広めてまいりたいと考えております。

続きまして、中東情勢についての御質問にお答えいたします。

初めに、ごみ袋の生産、販売、在庫等についての御質問ですが、中東情勢の影響によりまして、全国的に石油化学製品の調達が不安定な状況にあり、本市におきましても、5月末時点で指定可燃ごみ袋が品薄になることが想定されたことから、市指定以外の市販袋を使用することを一時的に可能とする旨を市民の皆様にお知らせしたところでございます。

直近5年間の指定ごみ袋の生産量等につきましては、可燃、不燃、各サイズ合わせて年間約102万枚を製作し、ごみ袋の売りさばき業務委託者である新庄商工会議所を通じて市内各店舗へ販売しております。

また、在庫につきましては、新庄商工会議所が保有する倉庫での保管料なども勘案しながら年4回程度に分けて発注し、管理しているところでございます。

6月下旬には入荷する予定でありますので、市民の皆様におかれましては落ち着いた対応をお願いしたいと考えております。

次に、投資的経費をはじめとした市の予算への影響についてであります。建設事業などの投資的経費につきましては、現在のところ、物価高騰などを要因とした入札不調は発生しておらず、計画どおり事業を執行している状況であります。

一方で修繕料や委託料などにつきましては、見積合わせの結果、当初予算編成時の想定を上回る金額となる案件も見受けられており、人件費や資材費、燃料費等の高騰が影響しているものと捉えております。

今後の見通しにつきましては、中東情勢を含めた国際情勢は先行き不透明な状況が続く、物

価上昇につきましても継続するものと考えられますので、その推移や国の動向等を注視しながら、必要に応じて補正予算等により対応し、事務事業の円滑な執行に努めてまいります。

次に、地域経済に与える影響につきましては、中東情勢の緊迫化に伴う原油価格や物流費の上昇によりまして、市内事業者の経営にも影響が及んでいるものと認識しております。

特に製造業や運輸業、小売業などへの影響が想定されることから、今後の動向を注視し、国や県の支援策等の情報収集に努めながら、必要な対応を検討してまいります。

続きまして、流雪溝につきましの御質問にお答えいたします。

初めに、現在整備を進めております桧町地区の事業費につきましては、第1期から第3期事業までの全体事業費は約12億5,000万円と見込んでおり、財源の内訳といたしましては、事業費の約6割を国の社会資本整備総合交付金、このほか約3割を有利な起債を活用し、残りのおおむね1割は市の一般財源となっております。

また、水源につきましては、第1期は一級河川指首野川を水源とするかんがい用水の2次利用により供用を行っております。

第2期、第3期は新たに水源を確保する必要があるため、農林水産省が所管する国営新庄農業水利施設を多目的使用することとし、一級河川最上川から取水し、計画区域への供給を計画しており、流雪溝の整備や供用に合わせて改めて水利権の取得を目指し、関係機関との協議等を進めております。

次に、計画箇所の今後の整備予定と課題につきましては、現在、第3次総合雪対策基本計画の策定を進めており、整備計画エリアの見直しとともに整備年次計画を検討しております。

流雪溝整備の課題といたしましては、財源確保はもとより、水源確保、効率的な水路網の構築などの地理的な制約、流雪溝の利用ルール

周知など、管理運営に至るまで様々あると考えております。

雪対策においては、流雪溝整備のみで全ての課題を解決することは困難であり、除排雪体制や人員の確保、雪寄せ場の確保など、様々な対策を組み合わせながら対応する必要があると認識しております。

これまでの実績や課題を検証し、第3次新庄市総合雪対策基本計画において総合的に雪対策の策定を進めてまいります。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

2 番（亀井博人議員） 議長、亀井博人。

佐藤卓也議長 亀井博人議員。

2 番（亀井博人議員） それでは、再質問をさせていただきますと思います。

最初に、市の花アジサイからお願いしたいと思います。

現在、東山には4万5,000本、最上公園には1万8,000本から2万5,000本という資料を見たわけですが、東北・北海道でのアジサイが有名な公園等調べてみますと、この4万5,000本というのは、東北・北海道地区では多分最大の本数になっているようです。昭和59年当時、もう今から40年以上前ですが、あじさいの杜に4万5,000本というのは、当時、新庄市の人口が4万3,000人ぐらいで、4万5,000人を目指してという意味合いがあったというふうに私は記憶しておりますが、最近人口が減る中で、このアジサイの管理というものが、本数が多い分大変じゃないかなというふうに思っております。

アジサイについて、特にあじさいの杜の維持管理について、現在の約4万5,000本というのは、管理に適した植栽数、本数というふうに考えておりますでしょうか。

高橋 学都市整備課長 議長、高橋 学。

佐藤卓也議長 高橋都市整備課長。

高橋 学都市整備課長 東山のあじさいの杜の植

栽の本数ということでございますが、計画をして整備をした当時から、面積的、管理をする面積は変わってございませんので、そこに必要なアジサイの本数ということで管理をしているということでございます。

管理をしながら、増えたり減ったりという箇所は多少あるというふうに思っておりますけれども、まずは全体を、あじさいの杜全体を管理するために必要な本数であるというふうな認識をしているところでございます。

2 番（亀井博人議員） 議長、亀井博人。

佐藤卓也議長 亀井博人議員。

2 番（亀井博人議員） 山形県内でアジサイで有名な酒田市の飯森山公園というところがありますけれども、土門拳記念館とか体育館などがあるところですが、ここは水辺とかも結構大きめにあって、そこで1万5,000本と、1万本から1万5,000本というような状況にはなっているようです。

また、図上であじさいの杜の、何ていうか、面積を測ってみますと、入り口から奥まで直線距離にして250メートル以上はあるかなというふうな、結構広大な面積を有しているというふうに思います。

また、市内には都市公園も18か所あるという中で、その全てをきちんと維持管理されていると思いますが、今後に向けて、公共施設等の総合管理計画等の中では特に管理等のことはないんですけれども、そういった状況踏まえて、再度そのあじさいの杜についての維持管理についての意見をお願いしたいと思います。

高橋 学都市整備課長 議長、高橋 学。

佐藤卓也議長 高橋都市整備課長。

高橋 学都市整備課長 あじさいの杜の維持管理についてということの御質問でございます。

確かに、あじさいの杜については非常に広大な面積でありまして、歩道をずっと散策しても非常に見応えのある距離だなというふうに私も

思っているところでございます。

この規模感が大き過ぎないかとか小さ過ぎないかというような議論というところも、今後やはり必要になってくるのかなというふうには考えてございますが、まずは今現在のあじさいの杜を維持していくということを考えておりますので、よろしく願いいたします。

2 番（亀井博人議員） 議長、亀井博人。

佐藤卓也議長 亀井博人議員。

2 番（亀井博人議員） ⑤、⑥の関係で、他市他県の事例をまず私が見た中でちょっと紹介とかしたいと思いますけれども、1つは、岩手県一関市にある、日本一のアジサイ園と言われるみちのくあじさい園というところがあるようです。広さが東京ドーム3個分以上あって、広大な杉山の中に400種類、4万株とも5万株とも言われるアジサイが咲いている、東北を代表するアジサイの名所だそうです。

ここでは、広いというだけではなくて、いわゆるインスタ映えする取組というのをしているようです。あじさいの池と言われるところに5,000個ぐらいのアジサイの切った花を浮かべて、インスタ映えするようにやっているという取組が目を行っているようです。

2つ目が秋田県男鹿市の、今かなり人気になっていて、いずれもテレビでも私は毎年見んですが、雲昌寺というお寺ですね。雲昌寺ブルーと呼ばれる青一色のアジサイ、青だけのアジサイがあると。ただし、2,000株ぐらいだそうです。境内いっぱい咲くアジサイと日本海の景色が重なり、今や東北屈指のアジサイの名所と言われているそうです。

これら2つは、いずれも個人もしくはお寺の経営となっているようです。

3つ目です。紹介事例の3つ目、最後ですけれども、今年、開園から70周年を迎えた村山市の東沢バラ公園。こちらはアジサイではないんですが、ここでは2万本のバラが咲いているそ

うです。祭り期間、もう6月を前後に、5月、6月、7月と結構長い期間で、様々なイベントもあるようです。有料ですが。平成14年に一帯をリニューアルして、ここは私も行ったことあるんですが、かなり魅力的な場所になって、大勢の人も来ているそうです。

今後の方向性として、答弁にもありましたけれども、こういった事例についてどのような感想を持ちますか。

高橋 学都市整備課長 議長、高橋 学。

佐藤卓也議長 高橋都市整備課長。

高橋 学都市整備課長 アジサイを活用した、またアジサイのPRの仕方ということで御紹介をいただきました。ありがとうございます。

新庄市のアジサイについて広くPRするという意味では、そういったところの事例を参考にさせていただきながら研究をすることが必要だなというところを改めて感じているところでございますので、維持管理をしっかりとしながら、その魅力を発信する方法という手法についても様々検討をしていきたいなというふうに考えているところでございます。

2 番（亀井博人議員） 議長、亀井博人。

佐藤卓也議長 亀井博人議員。

2 番（亀井博人議員） 今年度の公園費は1億7,000万円ほど計上されておりまして、そのうち最上公園の工事費が1億円ある中で、公園管理費としては6,500万円ほどに今なっていると思います。

東山のアジサイのみならず、最上公園についても、案内看板のさらなる充実であるとか、駐車場、遊歩道、トイレ等の様々あると思いますけれども、こちらの充実にも努めていただきたいと思います。

次、2番に行きます。中東情勢についてです。

最初に、ごみ袋についてお願いをしたいと思います。

新庄市のごみ袋は、現在どこであの生産はさ

れているのでしょうか。

杉澤直彦環境エネルギー課長 議長、杉澤直彦。

佐藤卓也議長 杉澤環境エネルギー課長。

杉澤直彦環境エネルギー課長 それでは、指定ごみ袋の生産に関する御質問でありますけれども、製作につきましては県外の企業と契約しております、製作自体は中国のほうで行っているというふうに聞いております。

以上です。

2 番（亀井博人議員） 議長、亀井博人。

佐藤卓也議長 亀井博人議員。

2 番（亀井博人議員） 中国で生産されているということで、中国自体が世界第5番目ぐらいの産油国でもあるということで、私、生産分というのは不足しないのではないかと思ったりしたところなんですけれども、在庫管理は商工会議所の倉庫でされていると。7月には在庫不足が解消される予定だということなんですけれども、その後の見込みとして大丈夫ということでしょうか。

杉澤直彦環境エネルギー課長 議長、杉澤直彦。

佐藤卓也議長 杉澤環境エネルギー課長。

杉澤直彦環境エネルギー課長 それでは、今後の在庫不足の解消されるかどうかという御質問でいただきましたけれども、今般、全戸配布させていただいたチラシのほうにも書かせていただいておりますけれども、指定ごみ袋につきましては、6月の末までには納品される見込みでありまして、7月上旬には店舗等に並ぶと。品薄が解消される予定となっております。

契約に基づいて発注等行いますので、中東情勢自体、先行き不透明なところありますけれども、7月以降につきましても、引き続き製品確保のほうに注力していくところであります。

以上です。

2 番（亀井博人議員） 議長、亀井博人。

佐藤卓也議長 亀井博人議員。

2 番（亀井博人議員） 今回の臨時措置は、市

民の皆様にはいち早くお知らせするということがまた重要であったと思います。公式LINE、ホームページの重要欄に1年半ぶりに掲載されるとともに、臨時措置の内容を全戸配布もしていただきました。

このお知らせに当たっては、今、4世帯に1世帯が高齢者のみ世帯で、3人に1人が高齢者という状況もある中で、また、上山市と新庄市の2つの市だけが臨時措置を取ったことから、テレビ4局にも課長をはじめ出演し説明している様子を私も見ました。

このテレビ等を受けて、問合せや反響というのはかなりあったものですか。

杉澤直彦環境エネルギー課長 議長、杉澤直彦。

佐藤卓也議長 杉澤環境エネルギー課長。

杉澤直彦環境エネルギー課長 このたび、これまでにないような対応をさせていただいたことで、マスコミ等にも取材等ありまして、それぞれ対応していたところです。

問合せ等につきましては、やはり、私どもの職員5名でそれぞれ電話対応しておりますけれども、まだ具体的に集約していませんけれども、二、三十件ぐらいの電話はあったと考えています。

やっぱり内容はサイズ等に関する質問であったりとかということであり、あと、今ありましたけれども、今後の予定だったり、様々お聞きする内容の御質問、問合せをいただいたところであります。

以上です。

2 番（亀井博人議員） 議長、亀井博人。

佐藤卓也議長 亀井博人議員。

2 番（亀井博人議員） 次です。

テレビ等では、インク不足や高騰により、例えばお菓子のカルビーの商品がカラーから白黒に変更したといったニュースがかなり流れていましたけれども、市において、例えば広報しんじょうなどの印刷に現在影響はあるのかないの

かについてお聞きしたいと思います。

鈴木則勝総合政策課長 議長、鈴木則勝。

佐藤卓也議長 鈴木総合政策課長。

鈴木則勝総合政策課長 中東情勢などに絡んでインク不足というようなことも話は出てございますが、広報紙についてもやはりインクを使っているわけですが、今年度の広報の発行について言いますと、今年度ということに関しては特に影響はないものというふうに今認識しているところです。

2 番（亀井博人議員） 議長、亀井博人。

佐藤卓也議長 亀井博人議員。

2 番（亀井博人議員） また、ホームページの入札状況も見ているんですけども、5月の入札の中で新庄中学校校舎等屋根の塗装工事というのがありました。無事といたしますか、順調に落札もされたようで、シンナー不足ということもかなり放送がされていた中でよかったなと思っていますけれども、その辺の入札の今後の状況とか、先ほど、修繕、委託料についてはというお話はありましたけれども、何か特筆すべき点ありましたらお願いします。

伊藤リカ財政課長 議長、伊藤リカ。

佐藤卓也議長 伊藤財政課長。

伊藤リカ財政課長 先ほども答弁申し上げましたが、入札不調などは現在発生しておりませんので、まずは状況を見ながらという形になると思いますが、今現在はそういった状況となっております。

2 番（亀井博人議員） 議長、亀井博人。

佐藤卓也議長 亀井博人議員。

2 番（亀井博人議員） 今年度の投資的経費については、資料を見ますと、昨年度より6億4,000万円ほど多い約30億円ほどとなっているかと思います。また、令和7年度予算を振り返りますと、3月補正時には約232億円ということで、32億円ほど増加しており、予算上あまり心配ないのかなと思いますが、今後の中東情

勢を受けまして、予算編成等において特に配慮している点等ありましたらお願いします。

伊藤リカ財政課長 議長、伊藤リカ。

佐藤卓也議長 伊藤財政課長。

伊藤リカ財政課長 この中東情勢というものが今後どの程度続いていくのか、全く見通しが立たない状況でございますので、予算といたしましては粛々と執行していくというようなことを考えております。

以上です。

2 番（亀井博人議員） 議長、亀井博人。

佐藤卓也議長 亀井博人議員。

2 番（亀井博人議員） 次、農業関係についてお聞きしたいと思います。

中東情勢の悪化を踏まえて、県では農林漁業者への利子補給を始めるといったニュースが流れたりしておりますが、ビニール製品など農業資材の不足や高騰等があるというふうに聞いております。

そういった農業分野での高騰等、不足等の把握と対応についてありましたらお願いします。

井上勝人農林課長 議長、井上勝人。

佐藤卓也議長 井上農林課長。

井上勝人農林課長 中東情勢による農業資材の不足や価格の動向についての御質問でありますけれども、こちらについては、市内の2JAや集出荷業者、農業資材販売している業者と情報交換等行う中で、その状況や価格について情報共有しているところでございます。

まず、供給状況につきましては、今春の営農につきましては予約販売で既に品物のほう十分に届いておりますので、営農のほうに支障を来すということにはなかったようです。

ただ、今後ですけれども、全体的に逼迫した状況になりつつあるということもお聞きしております。

そうした中で、主要な園芸作物のほうの資材につきましては、今シーズン分については確保

している状況であると。こうした中で、代替品も含めたもので確保できているという状況でございます。

ただ、御質問いただいたとおり、一部の製品につきましては、入荷待ちであったり出荷制限のほうがあるものが出てくるのではないかというふうな危惧もあるということお聞きしております。

先ほども印刷の関係でありましたけれども、野菜とかを包装する袋のほうに印刷ができず、この秋以降、出荷がちっと難しくなるのではないかというふうな危惧もあるようでございました。

そうした中で、価格につきましては、今年始まったことではなくて、昨年来、もう資材については物価の高騰が始まっておりまして、今期も大体1割から3割の値上げを検討しているところでございました。今現在で上がっているものもありますけれども、農業関係についてはそういった状況となっているところでございます。

2 番（亀井博人議員） 議長、亀井博人。

佐藤卓也議長 亀井博人議員。

2 番（亀井博人議員） 次、小中学校の給食についてお聞きしたいと思います。

ある調査会社によれば、6月に値上げする飲食品は1,078品目、7月は一層加速し2,260品目と、6月からは倍増するとの報道があります。

こうした状況を受けて、新庄市の小中学校の給食の食材について、野菜、肉、魚などは地元の商店からも購入されていると思いますけれども、物価高騰の影響があるのかないのか、ある場合はどのように対応していくお考えか、お聞きしたいと思います。

大町 淳学校教育課長 議長、大町 淳。

佐藤卓也議長 大町学校教育課長。

大町 淳学校教育課長 それでは、ただいまの学校給食に対する物価高騰の影響についての御質

問でございますが、今年度、小学校、中学校ともに1食当たり50円の値上げを、学校給食の運営協議会の御意見もいただきながら各校でさせていただいているところでございます。

その中で、4月からの給食の実施に当たっては、物価高騰等による影響は現在のところ報告がございません。また、この50円という金額につきましては、昨今の物価高騰の中で、昨年度、令和7年度につきましては、4月から20円の値上げ、また、補正の御可決をいただきまして、11月からは1食当たり40円の補助、また、令和6年度は30円の値上げ、そして11月から20円の補助という中での50円という出てきた金額でございますので、この中で物価の上昇については注視していかなければならないと思っておりますが、50円の中での検討を現在はお考えているところでございます。

以上です。

2 番（亀井博人議員） 議長、亀井博人。

佐藤卓也議長 亀井博人議員。

2 番（亀井博人議員） 次、流雪溝についてお願いをしたいと思います。

流雪溝整備をするということが目的ではなくて、新庄の魅力を高めて、新庄に定住する方、新しく転入してくる方を増やすということが重要なことだと思っております。

しかもこの流雪溝に対する要望はかなり高く、機械除雪はもちろんなんですけれども、令和7年度の市民アンケートを見て、雪に対する期待、雪に対する不満というのがやっぱり一番多いなと私も思ったところですが、まず、改めてアンケート結果についてどのように考えますか。

高橋 学都市整備課長 議長、高橋 学。

佐藤卓也議長 高橋都市整備課長。

高橋 学都市整備課長 まずは、アンケート結果についての考え方ということでございますけれども、やはり新庄市にお住まいになる方につい

て、雪という問題については切っても切れないものだというふうに認識してございますし、冬期間の生活をいかに乗り越えられるかということも必要だと、大事なことだということで認識してございます。

その除雪体制がやはり中心になるんだというふうにも認識してございますので、雪に対する考え方、雪対策というところを総合的に考えていかなければいけないだろうというふうに思っているところでございます。

2 番（亀井博人議員） 議長、亀井博人。

佐藤卓也議長 亀井博人議員。

2 番（亀井博人議員） 同じく市民アンケートの回答者の状況を見ますと、新庄市生まれの方が67%で3分の2と、次に郡内の方が20%と多いわけですが、定住している方ばかりが回答しているわけではないので一概には言えないんですが、3分の1は市外の方がアンケートには答えていただいていると。この市外の方へのアピールといいますか、新庄市は機械除雪をはじめ流雪溝もやっているんだということを、何ていうか、知らせるということも重要だと思います。

また、5月29日には国勢調査の結果が公表されまして、速報値ではありますが、新庄市の人口はこの5年間で2,779人減少して、3万1,653人になったと。減少率は8.1%になったようです。

この国勢調査の結果の分析の一つというのがありまして、その中では第一に豪雪ということが挙げられていました。2つ目には、移住等に対応した住環境の不足が人口減少の大きな要因であるといったコメントがありましたけれども、これについて何か感想とかありましたらお願いしたいと思います。

鈴木則勝総合政策課長 議長、鈴木則勝。

佐藤卓也議長 鈴木総合政策課長。

鈴木則勝総合政策課長 国勢調査の数値について

の感想というようなことで、先日、国勢調査の数値発表されたところでございますが、やはり人口減少に対してどう向かっていくかということが非常に市としても大きな課題であるかと思っております。

今お話ありました雪の対策というのも当然必要であると思ひますし、それに加えて、市民の生活をどう向上させていくか、そういった総合的なところの取組というのも大事なんだろうというふうに考えております。

そういったことで、こういったところの分析は今後、まだ詳細、年齢区分などまだ出ておりませんので、そういった詳細な分析、今後詰めながら、市としてその政策もさらに練り上げていきたいというふうに考えております。

以上です。

2 番（亀井博人議員） 議長、亀井博人。

佐藤卓也議長 亀井博人議員。

2 番（亀井博人議員） 新庄市の魅力を高めるために、今は流雪溝整備の加速化ということでお願いをしているわけですが、それだけで新庄がよくなるということでもないということは皆さんも分かっていると思います。

総合的に新庄の魅力を高めるように私も頑張っていきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

終わります。

佐藤卓也議長 ただいまから10分間休憩いたします。

午前10時46分 休憩

午前10時56分 開議

佐藤卓也議長 休憩を解いて再開いたします。

山科正仁議員の質問

佐藤卓也議長 次に、山科正仁議員。

(14番山科正仁議員登壇)

14番(山科正仁議員) お疲れさまでございます。令和8年6月定例会、6番目になります、議席番号14番の山科正仁です。一問一答でやらさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、一般質問の発言事項1です。

人口減少対策と若者の定着についてということで、要旨としましては、本市においては人口減少と少子高齢化、これが急速に進行しております。これは全国的な進み方でありますので、大変大きな課題だと思っております。

これは、地域経済とか地域コミュニティの維持、さらには行政サービスの持続性にも大きく影響を及ぼすということだと思います。

特に若年層については、進学や就職、これを機に市外に転出してしまいまして、その後地元に戻ってこないというふうな状況が続いております。将来的な地域の活力の低下が大きく懸念されるということになります。

また、人口減少というのは、単なる数字の問題ではないと思います。地域産業の担い手の不足、それから地域行事、自治会活動の縮小、それから空き家の増加、さらには地域医療や公共交通の維持など、市民生活全般に関わる深刻な課題へとつながっていると思います。

一方で、若い方々からは、地元では働きたいけれども、希望する仕事が少ない。それから、子育てに対する将来的な不安がある。そして、都市部と比較すれば、生活環境とか情報の環境に差を感じるんだというふうな声が聞かれています。

特に若者に選ばれる新庄市になるためには、従来以上に踏み込んだ施策、これが必要であろうかと考えております。

さらに、近年では地方移住への関心が高まっ

ておりまして、テレワークみたいな働き方、この変化も見られる中で、本市でも地域の魅力を積極的に発信して、ぜひ住み続けたい、それから戻ってきたいと思える環境づくりを推進する必要があるのではないかと考えます。

人口減少対策というのは、本市の将来そのものに関わる最重要課題であると考えますが、市長は現在の状況をどのように認識して、今後どのような方向性で若者定着、そして地域活性化を進めていくのかをお伺いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

石山健一副市長 議長、石山健一。

佐藤卓也議長 石山副市長。

(石山健一副市長登壇)

石山健一副市長 それでは、山科議員の御質問にお答えいたします。

初めに、人口減少対策と若者定着についての御質問にお答えをいたします。

令和2年国勢調査におけます本市の人口は3万4,432人でございました。令和7年国勢調査の速報値が先日発表されましたが、3万1,653人でございまして、この5年間で約3,000人減少しております。

人口減少の大きな要因は、就職や大学への進学などに伴う顕著な若年層の人口流出と、その後の回帰率が低いことにありと捉えております。

人口減少は、地域経済の担い手不足や地域コミュニティの衰退、そして行政サービスの持続可能性に関わる、本市の最重要課題であると認識しております。

若者世代の切実な声には、これまで以上に危機感を持って向き合わなければならないというふうに考えております。

本市では、今後のまちづくりの羅針盤として、令和8年3月に第5次新庄市総合計画後期5か年基本計画の見直しを行ったところでございます。

総合計画では、若者・女性の定住に対応する

ため、重点プロジェクトを設定し、限られた経営資源を人口減少対策などの重点分野へ集中的に配分することで、若者や女性から選ばれる持続可能なまちづくりを目指しております。

まず、働く場の創出につきましては、本市では総合計画の見直しと並行して、令和8年3月に新庄市産業振興ビジョンを策定いたしました。市内企業へのニーズ調査に基づいた本ビジョンの指針にのっとり、付加価値の高いものづくりや、産業界と教育機関との連携などを強力に推進し、魅力的な職場環境へのアップデートを加速させます。また、起業や事業承継への伴走支援を行い、若者の挑戦の場を創出いたします。

次に、子育てへの支援につきましては、小中学校の給食費や子供の医療費などの経済的負担の軽減や、育児・子育てに関する相談体制を強化することで精神的負担を軽減し、子供を安心して産み育てられる町の実現を図ってまいります。

さらに、新庄まつりをはじめとする豊かな地域資源を教育に取り入れ、次代を担う子供たちの郷土愛を育むことで、将来的な地元回帰への強い心の絆を形成してまいります。

生活環境につきましては、誰もが安心して暮らせるまちとするため、医療提供体制や福祉、買物、交通等の生活必需サービスの維持に取り組むとともに、地域の実情に応じた都市形成や公共交通ネットワークの形成により、持続可能なまちづくりを目指してまいります。

さらに、人口減少社会における地域課題解決のため、AI、デジタルの新技術の社会実装に取り組み、行政サービスにおいても自治体DXや各種手続のオンライン化といった行政の効率化を進めてまいります。

近年の地方移住への関心の高まりにつきましては、そのニーズを捉え、Uターン希望者や移住検討者へのアプローチに努めます。

また、本市を第2のふるさととして選んでも

らうため、ふるさと住民登録制度の活用など、関係人口創出に係る取組を進めてまいります。

これらの施策を総合的に推し進めるとともに、東北農林専門職大学との連携や中心商店街の活性化など、地域資源を最大限活用した取組により地域活性化を図ってまいります。

人口減少という厳しい現実に対し、本市は後期5か年基本計画の指針の下、引き続き全庁挙げて、地域活性化や若者・女性が希望と誇りを持って回帰、定着できるための施策を実行してまいります。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

14番（山科正仁議員） 議長、山科正仁。

佐藤卓也議長 山科正仁議員。

14番（山科正仁議員） 副市長、御答弁ありがとうございました。副市長から、現状認識について、非常に、市の取組事例、若干総花的なメニューかなと思いましたが、御答弁いただきました。ありがとうございます。

人口減少問題というのは誰でも分かることではありますけれども、分かるというか理解している点では、全国的な傾向だからもうやむを得ないんじゃないかというふうな捉え方もあります。でも、これはもう、新庄市として市を運営していくという考えであれば、そんな言葉で済ませるような段階ではないんじゃないかなと考えております。

特に本市の場合は、若年層流出、今、副市長からありましたけれども、流出が多いと、回帰性が少ないということで、そういう事例が多いということを伺いました。

これは、若年層の流出が将来担い手不足に直結しているわけですから、この進路によってその流出が最もどの点が多いのか、どういうふうな流出の例が多いのかというように分析しているのかをまずお伺いしたいと思いますが、あわせて、進学それから就職後に戻ってこなくなる理由というのをどのように具体的に把握してい

るのか。例えばアンケートを取っているとか、若者の意見交換をやっているとか、そういう実際の声を把握する取組というのをやっているのかどうかをお伺いしたいと思います。

鈴木則勝総合政策課長 議長、鈴木則勝。

佐藤卓也議長 鈴木総合政策課長。

鈴木則勝総合政策課長 人口減少対策という部分で、若年層が流出している部分の分析をもう少し詳しくということと、あとは戻ってこなくなる部分の理由ということで御質問いただいたかと思えます。

まず初めに、人口減少のちょっと全体的なところの状況、説明させていただきますと、先ほど副市長の答弁にもございましたが、先日、令和7年の国勢調査の速報集計が発表されました。その数値で新庄市の人口は3万1,653人となりまして、令和2年調査からのこの5年間で2,779人の減少となっております。

一方で、令和5年に国立社会保障・人口問題研究所、社人研と言われるところで、将来推計人口というものを公表されているわけですが、この令和5年に公表された令和7年の新庄市の将来推計人口としましては、3万1,065人で行っていました。このたびの国勢調査の数値と比較しますと、そのときの将来推計よりは500人ほど多い数字というような結果だったというふうに今見ているところでございます。

人口減少というものはやはり進んでいるわけではございますが、この将来推計からされたこの数年間の結果を見ますと、ここ数年の取組、様々してきた中で、人口減少のスピードというのは若干緩和されてきているのではないかと考えておりますので、さらなる取組の強化というのが必要かと思っております。

そこで、その中での若年層の流出に関する分析ということになります。ちょっと令和7年の年齢別など詳細まだ出てございませんので、ちょっとこのたびは、昨年、総合計画を見直し

した際に行った分析がございますので、その結果に基づいてお答えさせていただきたいというふうに思っておりますが、まず、1つ、人口統計におきまして、人口ピラミッドという、男女別、そして年齢層ごとの人数を表したグラフがございます。この新庄市における人口ピラミッド、その分析の当時は2020年の人口ピラミッドでございましたが、15歳から19歳の年齢層から、20歳から24歳の年齢層に移る際に大きな人口の減少というのが見られます。その数値となりますのが、2020年の数字となりますが、男性が15歳から19歳の層で819人、こちらが20歳から24歳の層になりますと575人ということで、260人近い男性での減少。女性のほうになりますと、女性が15歳から19歳の区分で726人、こちらが5年後の20歳から24歳になると476人ということで、女性もこの年齢層で250人程度減少しているといった状況になってございます。

この間の年齢における状況としますと、やはり高校の卒業という年に当たりますので、進学あるいは就職による転出が要因というふうなことで考えてございます。

高校卒業後の進路の状況など調査した経過もございますが、最上地域の高校生の進学率はおおむね7割を超えているというような現状でございます。また、就職者につきましても、市内への就職というのは約半数程度ということになりますので、この時期に地域外への転出が多いというようなことが分かるかと思えます。

進学された方のその後の追跡調査というのまではしてはいないわけですが、卒業後に相当する25歳から29歳の年齢層になりますと若干の増加というのが見られます。進学や就職により転出された方が卒業、就職等により戻ってきているものと思われそうですが、人口減少したほどの増加とはなっておりませんので、回帰率が低い状態にあるというふうなことが言えるかと思えます。

なお、戻ってこない理由というようなところで、なかなか追跡調査、非常に難しいところではありますが、そうですね、たしか、成人式の二十歳を祝う会など、アンケートなど昔取った経過があつて、ちょっと昔のデータであります、やはり魅力的な職場がないなどといった回答が、戻ってこないの理由で挙げられたことがあったかなというふうなことで記憶はしているところでございます。

このようなことで、本市の人口減少の大きな要因としましては、やはり就職、進学に伴う若年層の人口流出とその後の回帰率の低さというようなところがございますので、人口減少対策としましては、この若年層に対する回帰促進のための取組というのが非常に重要になってくるというふうに考えているところでございます。

以上です。

14番（山科正仁議員） 議長、山科正仁。

佐藤卓也議長 山科正仁議員。

14番（山科正仁議員） ありがとうございます。

アンケート、さっきちょっと抜けていると思いますけれども、アンケートや若者と意見交換会は、実際取り組んでいらっしゃるのか。また、その内容とか、そこで出た課題とか分かりましたらお願いします。

鈴木則勝総合政策課長 議長、鈴木則勝。

佐藤卓也議長 鈴木総合政策課長。

鈴木則勝総合政策課長 残念ながら、若者を対象として定期的なアンケートというのは、今のところ行っていないというような状況でございます。

14番（山科正仁議員） 議長、山科正仁。

佐藤卓也議長 山科正仁議員。

14番（山科正仁議員） はい、分かりました。

ぜひとも、情報の収集をしないと、どのような方法で進めていくというのがつかめないとしますので、その辺もよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、再質問の2番目になりますけれども、雇用、若者の定着のために、まず、住みたいだけではなくて、働き続けられる環境というのが大事かと思ひます。もう必要不可欠であると思ひます。

現在、本市として、企業誘致、それから地元企業支援、それに取り組んでいるのかと思ひますが、実際にこの若者定着にどの程度つながっているのか、具体的な成果というのをどのように検証しているのかというのをお願ひしたいと思ひます。

また、近年、若者も働き方が変わってきているようで、IT関連とかテレワークとか、あとはユーチューブとか、いろんな働き方、そういう対応を市としても考えていく必要があるのかなと思ひます。今後、本市として、新たな産業に対する支援、それから若者向けの雇用の創出というのをどのように進めていく考えかをお願ひしたいと思ひます。

鈴木則勝総合政策課長 議長、鈴木則勝。

佐藤卓也議長 鈴木総合政策課長。

鈴木則勝総合政策課長 雇用に向けてのこれまでのまず成果というようにことで御質問ありましたが、その成果につきましても、昨年、総合計画の中間見直しを行った際に様々分析をして、すみません、今手元にそちら資料持ってきていなかったの、ちょっとそのときの記憶ですが、やはりなかなか当初設けた目標までには達しなかったというところが非常に多かったかなというふうに思っております。全体としてもやはり若者が増えていない、減少が続いているというところは、やはり狙ったところまでは進んでいなかったというようなところもありますので、そういった点を踏まえまして、昨年、総合計画見直しの中で重点プロジェクトなど設けながら、新たな方向性の取組の方向性定めてきたところでございます。

その中でも、やはり若者の雇用の創出という

ようなところは市として大きな課題でありますので、総合計画の見直しの中でも、重点プロジェクトというような形で、雇用に関する施策を新たに設けて取り組む方向性を示してきてございます。

1つが魅力ある働き方、職場の創出に関連する施策というようなことで、今後の取組の方向性として、地域での働き方改革、こちらワーク・ライフ・バランスですとか、様々、企業の方に育休を取れるような職場体制にしてほしいとか、そういった働きかけによる、選ばれるというまちとなるための取組でありましたり、起業や新規創業などの支援充実させることによりまして、若年層の新規ビジネスの応援、そして多様な人材が活躍できる社会を目指すような方向で計画をまとめております。

また、もう一つの施策として、地域資源の一体化による高付加価値化というような部分になります。こちらは、本市の、本市産業の稼ぐ力を向上させるため、高い付加価値を生み得るような様々な地域資源、最大限活用しまして、高付加価値化に向けた取組を強化、そういった上での雇用の確保に向けていきたいというような考えでいるところでございます。

このような計画作成における経過など踏まえまして、令和8年度におきましては、若者のビジネス創出に向けた挑戦を後押しするような事業でありましたり、地域農業を担う後継者や新たな担い手確保に、育成に向けた事業、あるいは地域産業の持続可能な産業集積に向けた産業振興ビジョンの進行するための事業など、様々、各種取組を令和8年度においては取り組んで、今進めているといった状況でございます。

14番（山科正仁議員） 議長、山科正仁。

佐藤卓也議長 山科正仁議員。

14番（山科正仁議員） はい、分かりました。

アンテナを広げていって、若者が引かれるような仕事というか、そういうの、新たな多分い

ろんな仕事は今発生しているなと思います。私もあまり分からないものですから、どのようなのが若者受けするのかというふうなこともいろいろアンテナ広げた上で情報収集を行っていたきたいと思いますので、よろしくお願いします。

あと、さっきもありましたけれども、人口減少して今約3,000人、副市長からありましたけれども、減っているということで、考えてみれば、私の集落だって人口恐らく200人ぐらいかなと思いますけれども、単純に考えれば、集落が10ぐらいなくなっているという考えなわけなんです。集中して全部なくなれば即なくなるんでしょうけれども、分散しているので分からないだけで、その辺は、人口減少というのは本当にやばいんだな、大変だなと思って取り組んでいかないと駄目だと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、3つ目の再質問になりますけれども、子育て、住宅、それからいろんな奨学金制度というのがありますけれども、若者世代が定住するには、結婚して出産して子育てを安心して行えるというふうな環境整備というのが重要であろうかと思います。

実際にはどうなっているかといいますと、子育てするにもやっぱり経済的な不安あるよ。住宅を建てるにしても、取得するにしても、ちょっと負担が大きいなと。それから、例えば、大学まで行ったんだけど、奨学金の返済ちょっと厳しいかなというふうなことが、地方の定住を妨げる要因になっている、ためらう要因になっているんじゃないかなと思います。

本市として現在実施している支援策、いろんなものがあると思いますが、その市民への支援策について、市民へどのように周知して、どのように利用実績を把握しているのか。これをお伺いしたいと思います。

鈴木則勝総合政策課長 議長、鈴木則勝。

佐藤卓也議長 鈴木総合政策課長。

鈴木則勝総合政策課長 まずは、ちょっと全体的なところとしまして、若者の定着に向けて様々な支援をどう行っているかというような部分、ちょっと私のほうから説明させていただきたいというふうに思いますが、若者の支援という部分につきまして、一概に若者といいましても、やはり学生るときから、それから就職、そしてまた結婚して、また子育てといった、それぞれのライフステージといったところがござimasuので、それぞれのライフステージに応じた支援の在り方というものがあるものというふうに考えてございます。

学生の時期につきましては、令和6年度に子ども計画策定をしましたが、その際の高校生のアンケートによりますと、将来や進路に難しいと感じることについて、進学にお金がかかる、経済的な面の心配がございました。その上で奨学金などの支援といったのが期待されております。市としましては、高等教育への修学支援という形で、最上育英会の奨学金であったり、県と連携した奨学金返還支援などに取り組んでいるところでございます。

また、卒業しての就職という部分につきましては、雇用の創出というところもありますが、地元定着というところに向けましては、やはり地元企業に目を向けてもらうというようなことも必要でありますので、学生の時代から企業の情報であったり魅力であったり、そういったところの発信というような機会も設けております。

また、結婚から子育てに向けての支援ということにつきましては、結婚新生活支援というような形で、若者の婚姻に伴う住宅取得、あるいは家賃等への補助といった部分での経済的な負担軽減を行っているほか、子育て家庭の負担の軽減という意味では、子育て支援医療、あるいは予防接種への費用の助成、そして保育料、学校給食費の負担軽減、体育施設の利用料軽減、

定住促進住宅の家賃割引など、各種の支援制度行っているところでございます。

これらのライフステージにおけるそれぞれの支援がござimasuが、そういった積み重ねの充実によって若者の定着に伴って変わっていくものというふうに考えておりますので、総合的に取り組んでいく必要があろうかと思っております。

それぞれの利用実績というところにつきましては、全体的な取りまとめというのはちょっと今してはいないところでしたが、やっぱりこちら辺につきましては、ちょうど令和7年度が終わって、今後決算の取りまとめなど入っていくところでありますので、そういった中でしっかり実績、分析を踏まえて、今後につなげるようにしていければというふうに考えております。

以上であります。

14番（山科正仁議員） 議長、山科正仁。

佐藤卓也議長 山科正仁議員。

14番（山科正仁議員） ありがとうございます。

今後、若者世代に選ばれる町にするためには、やはり支援の拡充とか、今、課長おっしゃいましたけれども、いろんな施策の導入というのを考えていかなきゃならないと思いますので、その検討もよろしくお願ひしたいと思います。

この質問の最後になりますけれども、人口の減少対策というのは、これ1つの部署ではとてもできるものじゃないということで、横断的に各部署全部で全庁的に取り組まなきゃいけないと思っております。この人口減少さらに進行した場合には、地域のコミュニティというのがますます希薄になっていって、これがイコール行政サービスが低下したり、非常に大きな影響を及ぼすのではないかなと思われmasu。

これ、今日、市長休んでおりますけれども、副市長にお伺ひしますが、若者に今後選ばれる新庄市となるためには、どのような町をつくっていくのかというふうなことをどういうふう

して実現していくのかという点を簡略にお願いします。

石山健一副市長 議長、石山健一。

佐藤卓也議長 石山副市長。

石山健一副市長 今後じゃあ全庁的にどういうふうに取り組んでいくのかというふうな考え方、方向性のお話というふうに承りました。

先ほど危機感を持ってというふうなお話を申し上げましたけれども、やはり人口が減っても、この地域が未来に対して、ちゃんと次の世代に対して未来に引き継いでいけるような、そういう地域でなければならないと思っておりますので、人口減少社会でもきちんと、何ていうのかな、地域が、先ほどコミュニティーの話もありましたが、地域がちゃんと活力が維持されるような社会、そのために市民の方々が安心して暮らせる社会、そして若者が本当にここの地域でよかったと思えるような、そういう社会に全庁挙げて取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

14番（山科正仁議員） 議長、山科正仁。

佐藤卓也議長 山科正仁議員。

14番（山科正仁議員） 副市長、ありがとうございました。

それでは、発言事項の2です。

新庄市立泉田保育所の今後についてということになります。要旨を読み上げますが、少子化の進行、それから保育ニーズの多様化というのが全国的に起こっております。さらには、保育士が不足していたり、この保育行政というのを取り巻く環境というのは大きく変化してきております。

そのような中で、当市では2所体制ということで、このたびもみのき保育園、それからあとは泉田保育所という点で、これは長年にわたって地域の子育てを支えてきました。地域に密着した保育施設でありまして、重要な役割を果たしてきた。現在も果たしています。

また、この保育所というのは、単に子供を預かる施設というだけではないわけです。保護者同士それから地域の住民のつながり、それを生み出す地域のコミュニティーの拠点として役割を担っている点があります。

しかしながら、先ほど人口減少の話もしましたけれども、少子化によりまして入所児童数の減少、それから施設の維持管理、それから保育士の確保、質の向上もありますけれども、様々な課題がある中で、地域住民や保護者からはこういうふうな意見があります。今後も現在の形で泉田保育所というのは運営されていくのか。また、統廃合の対象となる可能性はあるのか。それから、地域の子育て環境が縮小されるのではないかというような、不安それから心配の声が聞かれております。

特にこの地域における保育施設というのは、子育て世帯の定住にも大きく関わる重要な生活基盤でありまして、単純に入所数が少なくなったから縮小しようというふうな効率性だけで判断すべきものではないと考えております。一方で、将来的な保育の需要、それから財政の負担、施設の老朽化、こういうふうな対応も、行政としては持続可能な保育環境を今後どのように維持していくのかというような視点も必要であることは十分承知しております。

今後の保育の行政の方向性について、保護者とか地域住民への丁寧な説明、その理解を得ながら進めていくことが重要であろうかと思っておりますが、市長は泉田保育所の現状、課題をどのように認識しているのか、今後どのような方向性で地域の保育を維持していくのかを伺いたいと思います。

石山健一副市長 議長、石山健一。

佐藤卓也議長 石山副市長。

石山健一副市長 それでは、泉田保育所の今後についての御質問にお答えいたします。

泉田保育所につきましては、昭和51年に建設

され、老朽化対策など適宜修繕を行いながら、児童の安全性の確保や保育環境の向上に努めておりますが、施設の老朽化への対応に加え、配慮が必要な児童のクールダウンルームの確保など、現代の多様な保育ニーズへの対応が課題であると捉えております。

これまで公立保育所整備計画に基づきまして中部保育所の整備を優先して進めてまいりました。泉田保育所の今後の方向性につきましては、さらに進行する少子化の状況や、本市全体の将来的な保育提供体制の確保といった観点を踏まえまして検討する必要があると考えております。

そのため、まずは現在抱えている諸課題を一つ一つ整理するとともに、市民や民間立保育事業者など関係者の御意見をお聞きしながら、整備の方向性や運営方法、定員規模なども含め、今後の在り方について検討を重ねてまいりたいと考えております。

以上でございます。

14番（山科正仁議員） 議長、山科正仁。

佐藤卓也議長 山科正仁議員。

14番（山科正仁議員） ありがとうございます。

さっきも私申し上げましたが、いろんな保育の今後の状況を考えながら進めていかなきゃならない、それは重々承知の上なんです。ただ、この前、うちら、うちらというか我々、北部のほうの議員の新田議員、それから山科春美議員、それから渡部正七議員、あと私とですね、泉田保育所の保護者対象にしましたちょっとした話合いというのを持ちました。その結果は、子育て推進課のほうに、課長のほうにも報告書として上げておりますけれども、この内容、全部説明すると質問時間終わってしまいますので、要約した内容で言いますと、全て、参加した保護者全員、6名しかといっても、本当の代表者というか、かなり権限のある方6名集まったので、ほぼほぼ入所保護者の代表だという取扱いにしておりますが、その方全員が泉田保育所の存続

というのを希望しているんだよと。廃止とか市街地への集約という、それを支持する意見は見られませんでした。特に共通した意見とすれば、子育て支援施設としての必要性とか、冬期間含む送迎の負担の軽減とか、あと地域のコミュニティの維持、それへの貢献、それから、Iターン、Uターン促進の定住対策の効果もあるよと。現在の保育内容にも高い評価をしております。

だから、これは単なる現状維持ではなくて、将来見据えた改善策と改善案というのいろいろ出されておりました。総じて言えば、泉田保育所というのは地域の子育ての基盤として必要だよと。施設整備や運営改善を行いながら現在地で存続すべきというのが保護者の意見の大勢でありました。

これは、結果としてこのような意見が集約されたという点ですが、それに関連しまして、それを念頭に置いていただいた上で、再質問としては、現在、今、運営状況として、地域に根差した重要な保育制度であると私は考えておりますけれども、現在入所状況、それから運営の体制について、市の評価、今現状どうなのかという点をお伺いしたいと思います。

また、少子化が影響しているといいますけれども、どの程度の影響を受けているのかという認識なのかをお伺いしたいと思います。

土屋智史子育て推進課長兼福祉事務所長 議長、土屋智史。

佐藤卓也議長 土屋子育て推進課長兼福祉事務所長。

土屋智史子育て推進課長兼福祉事務所長 泉田保育所の運営状況についての御質問でございます。

泉田保育所につきましては、今年度、利用定員につきましては63名としております。これに対して現在の入所児童は61名となっております。

年齢別の内訳で見ますと、ゼロ歳児が6名、1歳児が7名、2歳児から5歳児までが各12名

となっております。充足率は定員に対して96.8%と高い水準で推移しているところでございます。

また、近年の入所児童数の推移につきましては、平成30年には89名の入所児童がいたところでございますが、そこから急激な減少を見せておりまして、令和5年度には61名というような状況で、ここ数年についてはおおむね60名前後で推移している状況でございます。

泉田保育所の本来の認可定員につきましては80名ということになっておりますけれども、このように年々入所児童が減少してきていること、また、市内の民間立保育施設の定員状況も含めた市全体の保育需要と供給量を見極めながら、毎年、実際の利用定員を調整して、現在の63名という定員を決定したところでございます。

また、泉田保育所に入所している児童の状況ですけれども、そのほとんどが地元の萩野学区にお住まいの児童となっております。一方で、萩野学区全体で見ますと、萩野学区全体の児童の約半数が泉田保育所に入所しているわけですが、一方で、残りの半数は市内の民間立保育施設などに入所している状況でございます。これにつきましては、保護者の皆様の勤務先が例えば市内にあるとか、そういうような状況によって、通勤や送迎の事情に合わせて市内の保育施設を選択しているものと考えております。

直近の入所の申込状況としましては、基本的には御希望に沿えるような調整を図っているところでございますが、中には、希望どおりにいかなくなって、泉田保育所でなくて別の保育所になったりというような状況もございますが、これについては、泉田保育所に限らず市内各園で発生している状況となっております。

少子化がどのように影響しているかということの御質問ですけれども、これについては、市全体、各園で同じですけれども、年々、定員に対して入所児童数が減ってきているというよう

な状況でございます。

以上です。

14番（山科正仁議員） 議長、山科正仁。

佐藤卓也議長 山科正仁議員。

14番（山科正仁議員） はい、分かりました。

現状としては少なくなっているという点が見えるんですが、これ少なくなっているのに合わせて定員を減らしていつてしまつて充足率を上げるって、ちょっと手法としていかがかなと思うんですけれども、しょうがないという点だと思います。

これ例えば、今後少子化が進んでいくとすれば、保育施設の在り方というのもやはり変化していくのはしょうがないという点で、例えば泉田地区、萩野地区にとって、泉田保育所の役割、これは市としては今のところどのように認識しているのか。難しい話かもしれませんが、必要とされていると地域の言葉がある中で、市とすればどのような位置づけをして、今後していくのかと。つまり、単に保育機能だけでなく、やはり地域のコミュニティー、さっきも言いましたが、コミュニティーとか子育ての支援拠点としての役割もあるわけですから、どのように認識しているのか、これをお伺いしたいと思います。

土屋智史子育て推進課長兼福祉事務所長 議長、土屋智史。

佐藤卓也議長 土屋子育て推進課長兼福祉事務所長。

土屋智史子育て推進課長兼福祉事務所長 泉田保育所の位置づけというふうなお話、御質問でございました。

公立保育所につきましては、公的な役割を果たす施設として市全体の保育に関して重要な役割を担っておりまして、公立保育所として期待される主な役割としましては、特別な配慮が必要な児童への対応とか、また医療ケア児など多

様な保育ニーズへの対応、また保育のセーフティネットとして緊急時における子供の緊急的な受入れとか、また、市全体の入所児童数の調整ということで、市全体の保育の需要に対して供給が、定員がですね、上回っているような場合、民間立保育施設の安定的な経営を維持するため、公立の入所児童数を調整するようなことで需給のバランスを取るというような役割を担っております。また、保育の質の向上ということで、民間立も含めた市内全体の合同の保育研修などで、市全体の保育の質の向上につながるような連携も行っているところです。

そういう中で、泉田保育所につきましては、本市にある2つの公立保育所の一つとして役割を担っている施設であります。特に北部地域におきましては泉田保育所が唯一の保育施設であるため、現在その地域ニーズが大きいことは市としても十分に認識しているところでございます。

また、保育所につきましては、単に日中子供をお預かりするという保育の機能にとどまらず、地域コミュニティの拠点としての役割も担っておりまして、地域における保育施設があるということは、若い世代が安心してその地域に定住するためにも深く関わってくるような重要な生活基盤であるというようなことについても、地域の活力を維持する上では欠かせないものであるのかなというような、そういう認識を持っているところでございます。

以上です。

14番（山科正仁議員） 議長、山科正仁。

佐藤卓也議長 山科正仁議員。

14番（山科正仁議員） ありがとうございます。重要な拠点であるということは共通して共有しているという点だと思います。

これからちょっと質問が一番重たい部分に入りますけれども、この施設維持管理、今現在、泉田保育所自体がかなり不具合があるという点

は御理解いただいていると思いますけれども、これの今後の維持管理と、この老朽化への対応、それを今後どのように進めていくのかという、まず明確な考えをお伺いしたいと同時に、これ地域住民の間では統廃合するんじゃないかなとか、あと民営化になっちゃうのかなというような不安の声があると先ほど申し上げましたが、現在、市として、将来的な方向性、これをどのように考えているか。今後の方向性をまた検討する場合に、地域住民とか保護者への説明、協議というのを丁寧に進めていかなきゃならない、さっきも申し上げましたが、これをどのように進めていくのかという具体的なタイムスケジュール等お伺いしたいと思います。

土屋智史子育て推進課長兼福祉事務所長 議長、土屋智史。

佐藤卓也議長 土屋子育て推進課長兼福祉事務所長。

土屋智史子育て推進課長兼福祉事務所長 泉田保育所に関する施設の維持、また方向性、住民への説明というような御質問でございました。

まず、泉田保育所の施設の現状でありますけれども、泉田保育所は昭和51年に建設され、建築から既に50年が経過しておりまして、老朽化が進んでおります。これまで、児童の安全確保と環境維持を第一に考えて、適宜修繕を行ってまいりました。

現状においては雨漏りなどは発生してはおりませんが、今後は屋根などの大規模な修繕が必要になってくる可能性も想定されております。また、建物の断熱性能が低いため、夏は暑く冬は寒いといった構造上の課題も抱えております。また、現在の保育ニーズへの対応ということで、配慮が必要な子供のためのクールダウンルームがないなど、そういった課題も抱えているところです。

この施設の維持につきましては、計画的な修繕、また適宜の修繕ということで、子供の安全

確保を第一に進めてまいりたいと考えております。

また、今後の方向性についてでありますけれども、令和3年度に策定いたしました公立保育所整備計画におきましては、まず中部保育所の整備を優先して行い、その後に泉田保育所の方向性について検討を進めていくこととしておりました。現段階においてこの計画の基本方針は大きく変わっているものではございません。

しかしながら、計画策定当時の想定をはるかに上回るスピードで急激な少子化が進行しております。令和3年当時の推計では、令和8年度の就学前児童数は1,147人と見込んでおりましたけれども、今年度の実態としては957人ということで、190人もの乖離が生じております。これはおよそ、保育所という2つ程度に相当する大きな減少となっております。

このような急激な人口動態の変化を踏まえて、今後の方向性を決定するために、まず改めて将来の児童数の推計や民間立保育所の施設の整備予定、さらには市全体の保育の確保量の見込みなどを確認しながら、今後の整備の方向性を検討する課題を整理していきたいと考えております。

具体的な検討におきましては、施設の老朽化だけでなく、整備の方向性、設置主体、運営方法、また適正な定員規模なども含めて検討してまいりたいと考えております。

また、この検討の中では住民への説明というものも必要だと思っておりますけれども、まずは市民の方、また民間立事業者の方も含めた形で御意見を伺いながら、丁寧の説明をし、課題を整理した上で検討をして進めていきたいと考えております。

以上です。

14番（山科正仁議員） 議長、山科正仁。

佐藤卓也議長 山科正仁議員。

14番（山科正仁議員） ありがとうございます。

まだまだ実現性がない話でしょうがないんでしょうけれども、ぜひとも現実的な議論ができるような場というのをなるべく早急に進めていてもらいたいと思います。

先般差し上げました、課長に差し上げた協議した内容というのの中に多分入っていたと思いますが、例えば保育士の休憩スペースが非常に狭い、それから職員設備やトイレ環境の改善が必要だと。それから、給食調理員の作業環境が非常に厳しいと。子供のためにも職員が働きやすい環境整備が重要であるというふうな意見が出されてあるかと思います。この辺一番課題だと思うんです。

子供たち、今、もみのき保育園、この前の内覧会で見せてもらいましたが、あそこで保育される子供と泉田保育所で保育される子供のあまりにも環境が違い過ぎるというのが、新築と51年の年月があればしょうがないんでしょうけれども、それは保育環境の平等性から考えると非常に問題がある事例になったりすると思います。その辺の改善点をどのようにしていくのか。

子育ての環境の充実というのは、若い世代の定住に直結する課題だというふうに思っております。特に、この地域地域における保育施設というのは、安心して子育てできるかどうかにかかっているわけなんです。その環境づくりにかかっている。それに欠かせない存在であると思いますので、この辺を考えて課長も取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いします。答弁をお願いします。

土屋智史子育て推進課長兼福祉事務所長 議長、土屋智史。

佐藤卓也議長 土屋子育て推進課長兼福祉事務所長。

土屋智史子育て推進課長兼福祉事務所長 泉田保育所の保育環境、また職員の働く環境というようなどころでの御質問であったかと思います。

このたびもみのき保育園が完成いたしました、

こちらについては、特に今おっしゃったような職員の労働環境、また子供の保育環境ということで、例えばクールダウンルームを設置するか、静養室、医務室のようなものを設置するか、そういったことに注力をして建設したものでございます。したがって、現在の泉田保育所と比べれば、泉田、そうですね、もみのき保育園と比べれば、泉田保育所については老朽化の課題がたくさんあると考えております。

この課題につきましては、現在については、入所児童が少し減ってきているというような部分も含めて、スペースの確保、また適宜の計画的な修繕と緊急的な修繕も併せて、何とか保育環境の整備に努めているところでございます。

今後についても、必要な整備を行いながら、よりよい保育環境になるように努めてまいりたいと考えております。

以上です。（「終わります」の声あり）

佐藤卓也議長 ただいまから 1 時まで休憩いたします。

午前 11 時 46 分 休憩

午後 1 時 00 分 開議

佐藤卓也議長 休憩を解いて再開いたします。

今田浩徳議員から、これより欠席の届けが出ております。

鈴木啓太議員の質問

佐藤卓也議長 次に、鈴木啓太議員。

（4 番鈴木啓太議員登壇）

4 番（鈴木啓太議員） こんにちは。6 月定例会一般質問、本日 3 番目に質問をさせていただきます議席番号 4 番、新政・結の会の鈴木啓太です。

今回は 4 項目について質問させていただきます。一括方式にて質問をいたしますので、御答弁のほどよろしくお願いいたします。

1 つ目は、わらすこ広場についてです。

本市の屋内遊戯施設わらすこ広場については、令和 8 年度予算において改修事業が予定され、子供の遊び場の充実に向けた取組が進められているものと認識しております。

今回の改修では、小学校 6 年生までの対象年齢の拡大や遊具の刷新、施設内環境の改善などが図られるものと理解しておりますが、工事に伴い一定期間の施設利用の中止も見込まれます。

そこで、今後のスケジュール及び供用再開時期の見通しについて伺います。

また、改修後の利用状況や事業効果をどのように把握し検証していくか、市長の見解をお伺いいたします。

2 つ目に、市道の安全確保についてです。

北本町の歩道の路面タイルの剥がれや下地の露出などの危険箇所等については、市として現状把握しており、損傷が激しい箇所には応急的な対応を行いながら全体的な整備についても検討していくと、以前一般質問した際に伺いました。

当該歩道については、現在も損傷が見受けられる箇所が多数あり、子供から高齢者まで誰もが安全に通行できる環境の確保が必要であると考えます。

そこで、前回の答弁以降の応急的な補修の実施状況及び今後の修繕方針についてお伺いいたします。

続いて、3 番目です。まつり振興基金について。

近年の物価高騰、とりわけ塗料をはじめとする資材費の上昇により、新庄まつりの山車制作や運営に大きな影響が生じることが想定されます。

これまでも新庄まつり実行委員会を通して各

町内に補助金が交付されるとともに、通常の補助金だけでは対応が難しい場合にはまつり振興基金など活用しながら対応してきた経過があるものと認識しております。

こうした状況を踏まえると、急激な物価高騰など、各町内の自助努力だけでは対応が難しい事態が生じた際に必要に応じて対応を検討できる備えを持つておくことが重要であると考えます。

今後の備えとして、基金に一定程度の残高を確保しておく考えがあるか、市長の見解をお伺いします。あわせて、現在の基金残額についてもお伺いいたします。

4 番目です。安全安心な通学について。

近年の猛暑による熱中症リスクの高まりなどにより、児童生徒の通学環境は変化しており、安全安心な通学環境の確保がこれまで以上に求められております。

以前、通学環境の変化を踏まえたスクールバスの乗車基準の在り方について質問した際に、熱中症リスクや防犯対策など踏まえ、距離基準の見直しについて複合的、総合的に検討する必要があるとの考えが示されたものと認識しております。現時点において、スクールバスの距離基準の見直しについてはどのような検討が行われているのか、お伺いいたします。

以上4点につきまして、よろしくお願いいたします。

石山健一副市長 議長、石山健一。

佐藤卓也議長 石山副市長。

(石山健一副市長登壇)

石山健一副市長 それでは、鈴木議員の御質問にお答えいたします。

安全安心な通学の御質問につきましては、教育長が答弁いたしますので、よろしくお願いいたします。

初めに、わらすこ広場についての御質問ですが、本改修事業につきましては、企画力

や技術力、専門的なノウハウが必要となることから、広く参加者を募り、提案内容を総合的に審査して最適な事業者を選定する公募型プロポーザル方式により委託先を決定する予定であります。

また、本事業のスケジュールにつきましては、今後、事業者の募集を開始し、候補事業者を選定後、9月の契約締結を予定しております。想定している工期につきましては6か月程度と考えておりますが、内装工事や遊具設置などにより施設の利用休止が必要な期間は3か月程度を見込んでおります。また、施設の供用再開時期につきましては、年度内の再開を目指しております。

改修後の利用状況の把握や事業効果の検証につきましては、新たな取組といたしまして入退館管理システムの導入、運用を検討しており、これらを活用しながら、居住地や年齢層、来場する時期や時間帯などを把握することで、子育て世代のニーズを捉えた取組となるよう努めてまいります。

次に、歩道の安全確保についての御質問にお答えいたします。

北本町歩道の応急的な補修につきましては、昨年の夏に、滑りやすくなっている箇所や損傷により凸凹がある箇所について、アスファルト舗装による補修を実施しており、それ以降、パトロールを実施しながら、損傷の進行状況を確認しているところであります。

今後の修繕方針につきましては、定期的なパトロールの実施と利用者からの損傷の通報などで危険箇所が発見され次第、舗装補修などの対応を行ってまいります。

また、劣化や損傷の度合いが進行するおそれがあると判断される場合は、全体計画の中で施工エリアや部分的な改修などを検討していく必要があると考えており、今後も歩行者が安心して通行できるよう、安全確保に努めてまいります。

す。

次に、まつり振興基金についての御質問にお答えいたします。

新庄まつり振興基金につきましては、新庄まつりがさらに発展し、地域の活性化を図るため、平成元年にふるさと創生事業の一環として4,500万円が基金に積み立てられたものであります。

これまでの基金の主な使途といたしましては、平成6年から平成22年までの新庄まつり運営費や文化財保護管理費のほか、平成17年の新庄まつり250年祭や10年後の260年祭といった記念事業などに活用してまいりました。また、令和元年や令和4年には、地域企業から多くの寄附金が寄せられ、新型コロナ対策や物価高騰対策として、各若連への補助金を増額するための財源として活用してまいりました。

こうした経緯を踏まえ、急激な物価高騰など、各町内の自助努力だけでは対応が困難となった場合に本市が対応を検討できる一定程度の基金残高を確保しておくことは重要であると考えております。

令和8年3月末現在の基金残高は、これまでで最も少ない約477万円となっております。今後は、当該基金の安定的な収入源を確保できるよう、情報収集や研究を進めながら、仕組みについて検討してまいります。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

津田 浩教育長 議長、津田 浩。

佐藤卓也議長 津田教育長。

津田 浩教育長 私からは、安全安心な通学についてお答えいたします。

スクールバスの運行につきましては、全ての児童生徒に公平公正なサービスの提供を行うことを前提とした上で、熱中症リスクなどの通学環境の変化に対応するため、複合的、総合的に判断し、距離基準の見直しを検討する必要があると認識しております。

スクールバスの距離基準の見直しにつきましては、昨今の気象状況を踏まえ、年々高まる気温に対し熱中症リスクを回避するために必要な距離の基準について調査を進めており、距離基準を変更した場合に想定される課題の洗い出しや、必要となる経費の調査なども同時に進めております。

児童生徒の安全安心な通学環境の確保に向け、距離基準の見直しにつきましては引き続き検討してまいります。

4 番（鈴木啓太議員） 議長、鈴木啓太。

佐藤卓也議長 鈴木啓太議員。

4 番（鈴木啓太議員） ただいま、4つそれぞれ御回答いただきました。順番に再質問のほうをさせていただきますと思います。

まず初めに、わらすこ広場についての再質問をいたします。

今、スケジュールと効果測定について伺いましたが、初めにスケジュールのほうから伺います。

9月ぐらいに契約というふうなことお伺いしましたが、念のためこの場で確認させていただきたいです。

まずは、この夏の期間にわらすこ広場を通常どおり利用できると理解していいのかという点を改めて確認したいです。近年は夏の暑さがすごく厳しくなっていて、子供たちがやっぱり屋内で遊ぶということを保護者としては求めていることがありますので、まずは、今年夏、わらすこ広場遊べるのかだけ確認させてください。

土屋智史子育て推進課長兼福祉事務所長 議長、土屋智史。

佐藤卓也議長 土屋子育て推進課長兼福祉事務所長。

土屋智史子育て推進課長兼福祉事務所長 わらすこ広場の改修事業についての御質問でございます。

わらすこ広場につきましては、近年、特に35

度を超えるような猛暑の日について利用者数が伸びるというような状況でございます。

今回の改修事業につきましては、今月中に公募を始めまして、7月頃に業者選定、7月から8月にかけて業者選定をして、9月に契約締結というような予定となっておりますので、ちょうど一番暑い時期につきましては、通常どおり、わらすこ広場のほうの利用ができるような状況となっております。

以上です。

4 番（鈴木啓太議員） 議長、鈴木啓太。

佐藤卓也議長 鈴木啓太議員。

4 番（鈴木啓太議員） 夏の期間、利用については支障ないということで安心いたしました。やっぱり35度を過ぎて外に子供を連れていくかという、かなり、子供もそうだし親も大変な部分があるので、すごく安心しました。

なんですけれども、年内のどこかで休止する期間がまずあるということなので、その改修に伴って使えない時期というものを、特に子育て世代の方にお伝えしなければいけないのかなと思っております。暑い時期以外でも利用者はたくさんいるので、その期間やっぱり不便に感じる部分があると思うので、早め早めに周知していただきたいなと思っているんですけれども、この周知についてはどのような方法でいつぐらいからされるのか、そのあたり教えていただければと思います。

土屋智史子育て推進課長兼福祉事務所長 議長、土屋智史。

佐藤卓也議長 土屋子育て推進課長兼福祉事務所長。

土屋智史子育て推進課長兼福祉事務所長 周知についての御質問でございます。

今回、公募型プロポーザルということで、業者選定する中で工期の工程とかそういうことについても提案をいただいて選定する予定となっております。業者が決定して、具体的なスケジ

ュールが決まった段階で、わらすこ広場の利用者へのチラシの配布、また市報やホームページなど、休止期間などについて丁寧に周知を図ってまいりたいと考えております。

4 番（鈴木啓太議員） 議長、鈴木啓太。

佐藤卓也議長 鈴木啓太議員。

4 番（鈴木啓太議員） 選定時にスケジュールが分かり次第、その逆算でされるのかなと思いますが、これはちょっとお願いじゃないですけども、周知する際に、休止ということに加えて、リニューアルというふうなポジティブなメッセージも発信するといいのかなと思っておりますので、その周知の仕方も工夫していただければなと思っております。

次の次の再質問に進むんですけれども、まずはそういった形で周知していただくと。加えまして、2月の産業厚生常任委員会の協議会において概要説明していただいた際に、今回の改修について、導入する遊具とか施設の使い方とかそういったものについて、実際に利用する方や子育て世代、市民の皆さんの意見を反映する場所というか機会があるといいのではという趣旨で質問させていただきました。その際は、何らかの方法を検討したいというふうなことを御回答いただいたと記憶しているんですけれども、2月の概要説明されて、3月の予算委員会を経て今に至っているんですが、その意見を徴収、収集する場所とかそういった方法というのはどのようにして考えているのか、そのあたり、検討状況お聞かせいただきたいと思います。

土屋智史子育て推進課長兼福祉事務所長 議長、土屋智史。

佐藤卓也議長 土屋子育て推進課長兼福祉事務所長。

土屋智史子育て推進課長兼福祉事務所長 利用者、市民のニーズ、どのような遊具が望まれているかというような御質問でありましたけれども、今回、遊具を刷新するに当たりまして、利用者

などへの直接の調査等はしておりません。ほかの自治体の事例など参考にしながら、また今回、公募型プロポーザルというようなことですので、専門的なノウハウのある事業者から、そういった、こういった遊具が望まれているのかというようなことを含めて提案を受けて、遊具の刷新を図っていきたいと考えております。

また、事業者の選定の審査委員のほうに市民の方を3名ほどお願いする予定でございますので、審査の中で市民委員の方から出た意見などにつきましては、プロポーザルで提案を受けた内容をベースに、反映できる部分につきましては内容に盛り込む形で、市民の意見として取り入れてまいりたいと考えております。

以上です。

4 番（鈴木啓太議員） 議長、鈴木啓太。

佐藤卓也議長 鈴木啓太議員。

4 番（鈴木啓太議員） プロポーザルの提案に対する審査会において、市民の方を審査員にお願いして、そこで意見反映できるかどうかという、そういう内容かなと理解いたしました。

確かに、年度内の事業ということで、検討というかそういう時間がないというのも現実的な話なのかなと思い、そういうふうな市民の方の意見を反映する機会というのを設定していただいたという点についてはありがたいなと思っております。

その前段でもう少し、もしかしたら、どういうものを望まれて、それに基づいてこういうふうな形でという、事業化するというプロセスがあってもよかったのかなと思いますが、予算とか補助金とかのタイミングなどもあるかと思っておりますので、まずは、この限られたスケジュールの中で、できる限り利用者の満足度の高い事業になるように進めていただきたいなと思っております。

続いてなんですけれども、入場手続の入館システムの導入を検討しているというふうなこと、

先ほど副市長からお話ありました。御存じのとおり、現在は紙で、入るときに書いて入場するような形になっているんですけれども、何回もお伝えさせていただいたと思うんですが、やっぱり小さいお子さんを連れてやるというと、なかなか、子供たちが走り出してしまいそうな、今にも、そんな中で待っているというのも大変だと思うので、なるべくそこを簡略化するというのは非常に有効なことかなと思っております。あわせて、紙のカードだと、それを転記して集計して、さらにそれをエクセルか何かに移して分析するとなると、職員にとっても手間のかかるものかなと思っておりますので、ちょっとタブレットみたいなものを私はイメージしているんですけれども、そういったものを利用することで、先ほど副市長もおっしゃっていたように、情報の分析なんかもしやすくなるのかなと思っています。

なので、せっかく今回リニューアルすることなので、そのリニューアルに合わせてこの入館システム導入してはいかがかなと思うんですが、この導入時期というのはいつ頃を考えているのか、お聞かせいただければと思います。

土屋智史子育て推進課長兼福祉事務所長 議長、土屋智史。

佐藤卓也議長 土屋子育て推進課長兼福祉事務所長。

土屋智史子育て推進課長兼福祉事務所長 入館システムについての御質問でございます。

今回の改修事業に併せて、入退館の管理システムというのを導入しようと考えております。具体的な検討についてはまだこれからとなりますが、主にタブレット等を使用して、居住地とか年齢層、来場するような時間帯などを分析できるような形のものを考えております。

導入時期につきましては、できればリニューアルオープンと一緒にできれば一番いいなと考えております。もしくは新年度からというよう

なところで、なるべく早い導入を目指したいと考えております。

以上です。

4 番（鈴木啓太議員） 議長、鈴木啓太。

佐藤卓也議長 鈴木啓太議員。

4 番（鈴木啓太議員） まず今回の改修に併せて進めていただけるということで、こちらについては併せて、リニューアル事業と併せて進めていただければと思います。

本事業で、利用者と、一番は子供たちの満足度が高まるような施設になることを、事業になるように、よろしくお願ひしたいと思います。

続いて、市道の安全確保についての再質問をさせていただきます。

先ほど、アスファルト舗装等をしていただき、加えてパトロール確認していただいているというふうな内容をお伺ひいたしました。私もあそこをよく歩くので、舗装していただいているなというところを確認させていただいて、その点については非常にありがたいかなと思っております。

前回もこの歩道については質問させていただいたんですけれども、今回と同様の趣旨の答弁をいただいたかなと記憶しております。劣化状況とかを見ながら全体計画を考えていくというふうな御回答だったかと思うんですけれども、その全体計画について、見直すというか、計画に組み込むに当たっては、どのような基準とか要素、優先度なんかが反映されて考えられるのか、お伺ひできればなと思います。例えば損傷の程度とか通行量とか財源の見通しなんかもいろいろあるかと思うんですけれども、そのあたり、どういうふうな要素を踏まえて検討されるのか、もう少し詳しく教えていただければと思います。

高橋 学都市整備課長 議長、高橋 学。

佐藤卓也議長 高橋都市整備課長。

高橋 学都市整備課長 道路の改修計画について

ということで御質問いただきました。

全体的な話としまして、5年に一度、道路の路面調査ということで行っております。その路面調査を行った上で優先的なところを計画を立てるというのがまずは大きな流れでございます。

この調査に関しましては、今年度行うということで予算のほうにも計上させていただいたところでございます。今年、その路面性状調査を行いますけれども、車道について行い、また、必要な歩道についてもこの中で調査を行いたいというふうに考えているところでございます。

実際の調査の内容につきましては、評価の項目として、物理的に評価をするというところでございますと、ひび割れであったり、段差、平坦性などを、評価基準に従い一定の評価をして数値化をするというのがまず第一としてございます。機械的な評価を行うと。それに加えて優先度の判定項目ということで、交通量であったり、歩道であれば通行される方の状況というようなこともありますし、その場所が通学路路線であったり除雪の強化路線というような重要な項目というのが、そういったものを加味して、加点というような形になろうかと思いますが、そういった評価をしながら、全体的な中で優先度を持って修繕計画を立てるということになろうかと思ひます。その評価の中で、健全であるとか、A B C Dランク分けというようなことをしながらというようなことになろうかと思ひます。

以上です。

4 番（鈴木啓太議員） 議長、鈴木啓太。

佐藤卓也議長 鈴木啓太議員。

4 番（鈴木啓太議員） ありがとうございます。

まずは5年に一度路面調査をして、そこで優先度を決めていくということで、今年度がその年であるというふうな点理解いたしました。車道、歩道、物理的な劣化等、あとは交通量や通行量というふうな項目などがある中で決まってい

という内容かと思います。

その上で、利用者数という点からもう少し質問を重ねさせていただきたいと思っています。

1個前の質問でわらすこ広場についての改修について質問させていただきました。今年度、約2億円をかけた大規模な改修が予定されているわけですが、改修後はやはり利用者の増加も見込まれるのかなと思っております。

予算委員会においても、利用者が増えた場合、駐車スペースについては立体駐車場、こちらを利用するような想定をしているというような説明がありました。そうすると、立体駐車場からわらすこ広場まで、小さいお子さんを連れた保護者や、もちろんお子さん本人が歩く場合もあるし、あるいはおじいちゃんおばあちゃんがお孫さんを連れて歩いてくることが想定されます。その際に歩道のタイルが剥がれていたりとか、段差があったり、ガタガタしたりとかすると、ベビーカーを押す方とか非常に大変ですし、子供の手を引いて、片手には小さいお子さんを抱えて歩く方にとって非常に危険です。特に雪なんか、雨が降っていると、剥がれたタイル、本当に滑りやすい状況です。

こうした路面環境ですので、せっかくわらすこ広場を改修して利用、その施設の満足度が上がっても、何ていうか、そこに行くまでにちょっと課題があると、なかなか心理的に足が向きにくくなることも心配されるので、このわらすこ広場、せっかく改修するので、さらに周辺の利用環境を上げるという意味でも優先度が高いような場所なのかなと私は考えているんですけども、そのあたり含めて、あの辺りについてどのように考えているのかお聞かせいただければと思います。

高橋 学都市整備課長 議長、高橋 学。

佐藤卓也議長 高橋都市整備課長。

高橋 学都市整備課長 歩道の利用者についてということでございます。

歩道の改修計画を立てるに当たりまして、先ほど申し上げたように、機械的な評価をして、それにさらに優先度の判定項目で加点をするというようなことをお話しさせていただきましたが、その中でやはり通行量という数的な問題というのと、通行される方のどういった方が通行されるかということも内容としては加味されるべきなのかなというふうに考えてございます。

今、御質問にあったように、やはり小さな子供、また高齢者の方といった方が多く利用されるということがやっぱり加味される要素としては必要なのではないかとということでも考えているところでございますので、これまでの利用状況、これからの利用状況というところも含めて評価をさせていただければいいのかなというふうに考えているところでございます。

4 番（鈴木啓太議員） 議長、鈴木啓太。

佐藤卓也議長 鈴木啓太議員。

4 番（鈴木啓太議員） これまでの利用状況、これからの利用状況ということで、そういうふうな加点、加味する事項等々を踏まえて、こちらを引き続き検討していただければなと思っております。あそこの歩道は、新庄まつりのパレードでも、25日、歩く動線にもなっておりますので、中心市街地全体の歩道環境や、町を訪れた方々、観光客への印象にも関わるような場所ではないのかなと思っておりますので、引き続き御検討いただければと思います。

続いて、まつり振興基金についての質問に移らせていただきます。

副市長の御答弁で、運営費や記念事業等々に活用してきたというふうな御回答をいただきました。あわせて、基金残高が477万円ということで、大体500万円程度、今あるということでした。

備えておく必要性については重要な考え方だというふうにお伺いしました。あわせて、安定的な方法を考えていく必要があるということ

すが、ちょっと私、過去どのぐらい基金を使ってきたかということで、令和4年度から決算書ベースで振り返ってきたんですけれども、令和4年度ですと大体800万円程度、令和5年度ですと3,000万円ほど、そして令和6年度に600万円程度、基金から取り崩してきた経過があるものと認識しています。大体ですので詳細は少し前後するかもしれないんですけれども、こちらの令和4、5、6年度について、どのような目的で、詳細というか、その年度年度でどういふような目的で基金を取り崩してきたのか、お聞かせいただきたいと思います。

高橋 潤商工観光課長 議長、高橋 潤
佐藤卓也議長 高橋商工観光課長。

高橋 潤商工観光課長 まつり振興基金の使途と
いいますか、そういった御質問でした。

令和4年につきましては、祭り関係の振興事業費ということで、経費の一部として一般会計のほうに繰り入れたというふうなことであります。翌年につきましては、山車の派遣、巢鴨へ行っておりますが、そちらの経費に1,500万円程度。また、連盟からの要請を受けて若連への支援金を増やしたというふうな部分の対応にも使っております。そして、またその翌年、令和6年につきましては、実行委員会の負担金のほうに使わせていただいたというふうな状況でございます。

以上です。

4 番（鈴木啓太議員） 議長、鈴木啓太。

佐藤卓也議長 鈴木啓太議員。

4 番（鈴木啓太議員） 令和4年が実行委員会の経費と令和6年も実行委員会の経費で、令和5年が山車派遣、巢鴨に行った際かと思いますが、経費ということと、あと各若連に支援金ということでしたが、この令和5年の若連に対する支援金というか、これはコロナに関連するような内容でよかったのか、確認させてください。お願いします。

高橋 潤商工観光課長 議長、高橋 潤。

佐藤卓也議長 高橋商工観光課長。

高橋 潤商工観光課長 議員御指摘のとおりでございます。

4 番（鈴木啓太議員） 議長、鈴木啓太。

佐藤卓也議長 鈴木啓太議員。

4 番（鈴木啓太議員） 令和5年度にコロナで各若連に支援金を追加したということで承知しました。

質問の通告書にも書かせていただいたんですけれども、今年度については、ナフサ不足というところで、塗料とか建築資材とかそういったところが値上がりしているような話を聞いていますし、人形の借り上げ料も今年値上がりしています。こうした状況踏まえると、今年以降というか、今後も令和5年度と同じように基金の活用検討しなければいけない場面が将来的に出てくる可能性があるんじゃないかなと考えています。ただ、先ほど副市長から、約500万円程度の基金残高ということでしたので、仮に令和5年度のような規模での対応をした際に、ほぼゼロになくなってしまうという状況だと思っています。

なので、新庄まつりについて、想定外の事態が起きたときでも、そういうふうな持続性というか、継続していけるような備えというのは必要なのかなと思っていますが、この基金残高の現状について、担当課としてはどういうふうな認識を持っているのかお聞かせいただければと思います。

高橋 潤商工観光課長 議長、高橋 潤。

佐藤卓也議長 高橋商工観光課長。

高橋 潤商工観光課長 現状についての捉え方というふうな御質問でございました。

477万円というふうな残高になっておるといふふうなことですが、このことが直ちに新庄まつりの実施に影響するのかというふうなことになりますと、この状態でも祭りは運営できると

いうふうな状況なわけですが、基金の性格を踏まえて、一般財源を補完するような財源としてこれを生かしていくというふうな趣旨であると考えたときに、この金額を充実させてあれば、より安定的な対応ができるものなんだろうというふうに考えております。

以上です。

4 番（鈴木啓太議員） 議長、鈴木啓太。

佐藤卓也議長 鈴木啓太議員。

4 番（鈴木啓太議員） 直ちに影響はないというふうな御回答でしたが、本当にそれがゼロになったからというふうな部分については、そのとおりなのかもしれません。もちろん市の財政状況に余裕があるわけではないので、それを継続的に増やすということについては、余裕がないのかもしれないし、今後、公共施設の維持管理費なんかで財政負担が見込まれるということは理解しているつもりです。

しかしながら、新庄まつりは新庄市民にとって言わば誇りのようなものであるし、アイデンティティーそのものと言えるような大切な伝統行事、伝統文化だと思っています。だからこそ270年以上にわたって継がれてきているものですので、将来に向かって持続性というものは考えていかなければいけないんだなと思っています。

ちょっと祭りの財源のほうを話、私もちょっと若連に入っていますので、お話しさせていただきますと、物価高騰とか人形代で経費が年々上がっていく一方で、人口減少とかの影響によって、各若連が集め得る御祝儀というのは以前より少なくなっている町内が多いのではないかなと思います。なので、支出は増える一方で収入は減っているというような、今、構造になっていると思います。なので、これから同様にインフレが続いてしまうと、同じ補助金額頂いても、相対的に、支えていただいている範囲は小さくなってしまふのかなと思っていますので、

各町内というか、若連の努力でカバーするには限界な部分がもしかしたら将来来るのかもしれないです。

なので、そういった点で、経済的な側面から見て持続性というものを考えていかなければいけないんですが、ただ、それを全部一般財源だけというのは難しいと思うので、外から新庄まつりを応援してもらえるような、そんな仕組みを考えられないかなと思っています。

例えばふるさと納税とかクラウドファンディングなんかを活用して、新庄市から外に行った方は結構たくさんいるけれども、新庄まつりのファンはすごくいっぱいいると思うので、そういった方々にも一緒に支えてもらえるような仕組みを考えていけるかなと思っていますんですが、外部資金を活用しながら、基金を使って、新庄まつりの持続性を高めていくというふうな考え方について、商工観光課としては、そういった発想についてはどのように捉えているのかお伺いします。

高橋 潤商工観光課長 議長、高橋 潤。

佐藤卓也議長 高橋商工観光課長。

高橋 潤商工観光課長 まず、各若連における収支というふうな話が最初にあったわけですが、そちらにつきましては、昨日の辺見議員の一般質問の中でも触れた、今後の課題を検討していく場の設置をまずは進め、その中でいろいろと関係者からも情報収集しながら協議を進めていければなというふうに考えております。

また、外からの財源確保というふうなお話につきましては、大変有意義なといいますか、可能性のある取組であるというふうに、我々のほうとしても捉えております。クラウドファンディングの活用とかそういった部分も、長期的な新庄まつりの課題解決の協議の場で話されるべき課題であろうというふうにも捉えておりましたし、ふるさと納税に関しましては、庁内協議の中で、庁内検討の中で、いろいろと実現に向

けた検討もできるものであるというふうを考えておりますので、そうした庁内協議について進めてまいりたいというふうを考えております。

以上です。

4 番（鈴木啓太議員） 議長、鈴木啓太。

佐藤卓也議長 鈴木啓太議員。

4 番（鈴木啓太議員） まずは検討する場の設置と、それとこの外部資金を活用してというふうな検討、前向きに御検討いただけるというふうに捉えさせていただきました。

いろいろ課題や解決しなければいけないことはあるかと思いますが、子供たち含め、次の世代へしっかりとこの新庄まつりという伝統を受け継いでつないでいくためにも、財政面からも持続性というものをぜひ一緒に考えさせていただければなと思っております。引き続きよろしく願いいたします。

最後に、安全安心な通学について、再質問させていただきたいと思います。

前回からの検討状況をお伺いして、調査を進めていると。そして、課題の洗い出しと。財源なんかも検討する必要があるということでお伺いいたしました。

本市においては、冬期間について、積雪や路面状況なんかを踏まえて、通常よりも冬期間は乗車基準を緩和して運用、運行していると思っています。ただ、一方で、雪国ならではの環境に適したものに加えて、近年では猛暑による影響が非常に大きいのかなと考えています。去年は熊の発生ということで質問させていただいたんですけれども、この熊、ごめんなさい、この猛暑というものは、突発的なものではなくて、もうこれから先、継続的に暑さが続くようなもので、通学する上では非常に危険なものだと思います。

先ほど検討しているというふうなお話の中で、この距離基準の見直しの要素として、夏の暑さが通学負担とか熱中症のリスクなんか、そうい

ったところを要素として検討していると思うんですけども、その暑さに対する危険性、リスクについては、教育委員会としてはどのように認識しているかお伺いいたします。

岸 聡教育次長兼教育総務課長 議長、岸 聡。

佐藤卓也議長 岸教育次長兼教育総務課長。

岸 聡教育次長兼教育総務課長 熱中症対策、暑さについての御質問いただいたところです。

こちらにつきましては、数年前から暑い状況が続いておりまして、教育委員会におきましても、学校において熱中症対策のガイドラインを定めまして、それに従いまして学校内におきましては対応しているところでございます。そういったところも踏まえまして、大きな事故等は起きていないのかなというふうには認識するところでございます。

また、通学につきましても、外ですので暑さというのは非常に関係性がございますので、危険かどうかという部分はございますけれども、今後はそういった部分に関しても考えていく必要があるんであろうなというふうには考えているところでございます。

以上です。

4 番（鈴木啓太議員） 議長、鈴木啓太。

佐藤卓也議長 鈴木啓太議員。

4 番（鈴木啓太議員） ありがとうございます。

今の距離基準ですと、小学生については3キロ、夏。中学生については5キロということですが、どうしてもやっぱり炎天下の中で3キロ、ランドセルやジャージとかを持って歩くというのは、大人でも非常に大変だと思います。東山の陸上競技場でいえば7周半、その状態で歩くのと一緒に歩くので、なかなか一概、少しこれまでの距離基準とは違ってくるのかなと思っています。

今、次長がおっしゃったように、暑さについても考慮して検討していくというふうなお話でしたので、実際、気候、通学環境が変わってい

くということを踏まえて、ぜひこの距離基準については考えていただきたいなと思っております。何よりも子供たちが安心して登下校できるような環境を整えていくことが大人の役割でもあると思いますので、今後いろいろ学校再編とか通学区域、こういったところが変わってくると思いますので、こちらに合わせて、こちらのスクールバスの乗車基準の在り方というものも引き続き検討を進めていただきたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

岸 聡教育次長兼教育総務課長 議長、岸 聡。

佐藤卓也議長 岸教育次長兼教育総務課長。

岸 聡教育次長兼教育総務課長 議員おっしゃるとおり、子供たちが安全に通学する、これが第一義でございます。そういった観点を考えますと、距離基準というのはある一定の見直しは必要でないのかなというのは考えているところでございます。

ただ、今回、特に暑さといいますと、特に国のほうから指針が出ておりませんので、こういった距離が適正なのか、こういった部分については苦慮するところでございますので、他市の状況なども考慮しつつ、今後検討していきたいと考えております。

以上です。（「終わります」の声あり）

佐藤卓也議長 ただいまから10分間休憩いたします。

午後1時49分 休憩

午後1時59分 開議

佐藤卓也議長 休憩を解いて再開いたします。

小嶋富弥議員の質問

佐藤卓也議長 次に、小嶋富弥議員。

（18番小嶋富弥議員登壇）

18番（小嶋富弥議員） 皆さん、お疲れさまでございます。令和8年6月定例議会、一般質問2日目の最後の質問者となりました、新政・結の会の議席番号18番の小嶋富弥であります。

一般質問2日目の最後となりますと、皆様方もいささかお疲れも増してくると存じますが、日々行政運営に御尽力をいただいております執行部の皆さんに敬意を表し、質問を行いたいと思います。

今、世の中は大きく変化しております。まさに少子高齢化が進み、世界の動きが混迷し、生活にじわっと重くのしかかる物価高等々、重く感じ、日々の生活が今日より明日が希望の持てるふるさとのために、簡にして要を得た質問を心がけてまいりたいと思いますので、改めてまたよろしく願い申し上げます。

それでは、最初に質問させていただきます発言事項は、市民が誇れるまちづくりの醸成についてであります。

令和5年2月に当市は、歴史的風致維持向上計画について国の認定を受けました。この歴まちにおける法の目的は、歴史的風致の維持向上を図るためまちづくりを推進する地域の取組を国が積極的に支援することにより、個性豊かな地域社会の実現を図り、都市の健全な発展、文化の向上に寄与することを法律で施行してまいりました。これに市では手を挙げ、計画書をつくり、国より認定を受け、10年間の歴まち事業を展開して3年が経過いたしました。

多くの市民の皆様方からは、このまちづくりの計画、姿、成果が見えないと、何したんだべや、これからこの計画が本当に計画に従って成果が上げることできるのだかとの問合せや質問が私どもに寄せられております。私も同じく、市民の皆さんと同じように危惧を抱く一人であります。

また、去年は、新庄開府400年でイベントも

多くあり、市民はその歴史を再認識し、新たなまちづくりの起点としての取組を求めているのであります。

市民が誇れるまちづくりの醸成は、今を生きる我々にとって、次世代につながる責務があるのではないのでしょうか。この計画は、次世代に継承するためにはとても大事な事業計画だと思っています。

そこで、それらについて4点を伺いたいと思います。

1点目は、この計画進捗管理はどう行っているのでしょうか。

次に、2点目は、10年のスパンの展開での残された期間での重点区域整備の計画をどのように図るのでしょうか。

3点目といたしましては、開府400年記念事業後の新たなまちづくりの起点となるような戦略はお持ちなんでしょうか。また、この歴まちに重点的に財政の投資のお考えはありますか、ないのでしょくか、お聞かせいただきたいと思うのであります。

4点目といたしましては、この歴まち計画を、城下町新庄として、市の成長戦略としての取り組む考えがあるのかないのかをお聞きいたすものでございますので、以上よろしく御答弁いただきますようお願い申し上げます。

次の発言事項2つ目の持続可能な行政運営についての質問を行いたいと思います。

私は、新庄市の行政が持続性を図り、なおかつ確かなものとするためには、行政サービスの総量を現実に合わせ、再設計を図り、また、豊かな人材の確保、育成の仕組みが柔軟にかつスピーディーに発揮される組織運営が不可欠ではないかと思うのであります。

今般、昨年12月行われました国勢調査の速報値の発表がありました。それらによりますと、新庄市の人口は3万1,653人、前回の5年前の調査から、人口は8.1%減の2,779人が5年間で

減少しております。このように人口が減るのに、国、政府は地方分権の推進を図る中で、国から県へ、県から市町村に事務の権限が移行され、地方分権一括法は、国と地方の関係を上下・主従から対等・協力へ改めようとして、住民に身近な行政はできるだけ自治体、とりわけ市町村に任せた結果、行政の仕事が増して、構造的ギャップが生じてきているのではないのでしょうか。このようなことは、昨今の新聞でも載っております。

国勢調査の結果からも分かるように、人口が減っておりますが、新庄を愛し、日々生活しておる市民の行政サービス、ニーズの対応は、揺るぎないものに進めていかなければなりません。まさに、市民にとって市役所は、生活の基盤を守る行政機能の機関であります。私は、職員の皆さんは市民生活のデータと現場を知る知見を蓄積し、市民の課題を分析し、政策立案を支える、公共のシンクタンクとしての役割集団だと思っております。

それらをつかさどる職員の方々の働き方改革、業務のアップデートの観点から、3点につきまして、市長のお考えをお聞きいたすものであります。

1つ目は、市役所で各課にインターネット接続端末が十分に本当に行き届いておるのでしょうか。

これは、単なる機器の問題でなく、行政運営の根幹に関わる重大な課題と考えます。国や県から通知制度、改正情報、災害・防災関連の警報など迅速な対応が求められる情報が、端末接続が不足により、それぞれの担当者に遅れる可能性があることは、市民サービスや危機管理に直結する深刻なリスクではありませんか。この点について、市の認識と、改善策をどのように講じておるのか、お伺いいたします。

2点目は、時代にマッチした働きやすさ、業務効率化の手段として、業務特性に応じるため

のブラッシュアップは常に求められることは言うに及びません。

そこで、私が申し上げたいのは、働き改革と行政サービスの質向上のためには、業務特性に応じたタブレット端末の最適配置を図り、必要な職員に確実に貸与する方針について伺いたします。

3点目について伺いたします。

この質問は、職員の勤務時間を変えず、市民の訪れる窓口時間の短縮を提言しておるのであります。

市民サービスと働き改革の両立という観点からお伺いたしますわけですが、これらを進めるためには、制度上の制約があるのでしょうか、ないのでしょうか。組織上の課題ですか、または技術的に不可能なののでしょうか。執行部としての率直な意思決定のお考えをお示しいただきたいのであります。

以上、よろしくお願い申し上げます。

石山健一副市長 議長、石山健一。

佐藤卓也議長 石山副市長。

(石山健一副市長登壇)

石山健一副市長 それでは、小嶋議員の御質問にお答えいたします。

初めに、市民が誇れるまちづくりの醸成についての御質問にお答えいたします。

歴史的風致維持向上計画の進捗管理につきましては、事業実施に当たり、有識者等を交えた推進協議会を年2回開催し、計画の進行管理や個別の実施事業に関して専門的な見地からの御意見や評価をいただき、進捗評価や協議会での意見をホームページで公表するなどし、適切な進行管理に努めているところでございます。

次に、残された期間における重点区域整備の計画につきましては、新庄藩主戸沢家ゆかりの歴史的風致エリアを基本とし、最上公園周辺、エコロジーガーデン周辺の施設整備及び新庄まつり振興事業など、19事業を実施予定でありま

す。

次に、開府400年記念後の重点的な投資の考えにつきましては、現在、社会資本整備総合交付金等を活用し、施設整備及び歴史的建造物等の改修を進めております。

今後におきましては、開府400年記念事業により育まれたレガシーについては、それぞれの分野で継承していくという視点が必要であると認識しております。

次に、歴史まちづくりを本市の成長戦略として取り組むことにつきましては、本計画を推進し、本市の魅力を最大限に引き出し、歴史、文化、伝統を次世代に継承していくことで、市民の郷土への愛着と誇りを持つことの醸成につながり、交流人口の拡大も期待されます。

今後も、本市の魅力である歴史的資源の保存と活用に向け、計画的に整備し、持続可能な発展を支える重要な戦略の一つとして取り組んでまいります。

続きまして、持続可能な行政運営についての御質問にお答えいたします。

初めに、庁舎内のインターネット端末配備状況についてであります。現在、庁舎内のネットワーク環境としては、住民基本台帳や税情報などの個人情報を取り扱うマイナンバー利用事務系、財務会計と一般的な事務作業用で行政専用のネットワーク網に接続できるL G W A N接続系、そして、インターネット閲覧が可能なインターネット接続系の3系統があり、それぞれが独立したネットワークで、お互いに接続できない仕様となっております。

これは、2015年に総務省が主導したネットワークの3層分離の考えにのっとりネットワーク環境となっており、これにより本市ネットワークのセキュリティー水準は非常に高いものとなっております。

現在、庁舎内で台数が多く配置され、ほとんどの職員が利用しているのはL G W A N接続系

の端末で、電子メール送受信、生成ＡＩの活用、チャットツールを活用した職員個人所有のスマートフォンとの連携が可能となっております。

これらにより職員の業務利便性は以前よりも向上しているところではありますが、インターネットを活用した業務の利便性向上を図るため、多くの職員が利用するＬＧＷＡＮ接続系の端末から安全にインターネット閲覧を可能とするためのソフトウェアを今年度中に導入する予定でありますので、同じく本年度予定している端末機器の更新と併せて導入作業を進め、業務効率の向上に努めてまいります。

第２に業務の特性に応じた端末機器の配置の必要性に関する御質問にお答えいたします。

本市では、各課の必要業務に合わせて、端末機器やソフトウェアを配置しておりますが、昨年度には、地理情報システムを現地調査支援が可能なシステムに更新し、スマートフォン等を活用した調査対象物の位置確認や撮影した写真の共有を可能にし、職員の現地調査の効率化や省力化を図っております。

現在、外部の会議等に持ち運び可能な端末や、外勤時にリアルタイムで処理することが可能な端末の配置には至っておりませんので、今後、情報化社会への対応を進め、業務の効率化を図るために、各課へ調査を実施し、端末を導入することで効率化が見込まれる業務や必要な台数、端末の種類などを精査した上で導入を検討してまいります。

続きまして、窓口業務の時間短縮についての御質問にお答えいたします。

昨年６月定例会で御答弁申し上げましたとおり、窓口業務の時間短縮につきましては、職員の働き方改革や業務の改善等見直し、時間外勤務の縮減などの観点からは非常に有効な手段である反面、市民サービスの利便性や満足度を低下させないよう、十分な配慮が必要なものと認識しております。

このため、市民サービスへの影響を最小限にするための検討資料とするため、市民の皆様が多く訪れる課を中心に、来庁される方々がどのような要件でどのような時間帯に訪れているかなどにつきまして、現在調査を行っているところであります。この調査結果を基に課題整理を行うとともに、先行して実施した他市の成果と課題のヒアリングなど行いながら、対象とする窓口業務の種類や短縮する時間などについての検討をさらに進めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

１８番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

佐藤卓也議長 小嶋富弥議員。

１８番（小嶋富弥議員） 答弁いただきました。

それでは、もう少しお尋ねしたいと思います。

歴まちのこの計画の進捗管理は、委員で年２回やっているというのを聞きました。予算を見ますと、事業、４１万円ですね、事業費、もらっているのはね。これは、協議委員のほとんど日当といいますか報酬で終わるので、事業というのは、私のところは見えないんですけども。それで、国の認定を受けた法定計画でございますので、この重点ごとの進捗状況、ハード、ソフトも含めて、状況は、やはりホームページ載せているというんですけども、実際なかなかリアルタイムに伝わってこない。

あと、ＫＰＩ、成果指標の達成度または年度ごとの評価とＰＤＣＡ、要するに計画、実行、評価、改善。こういうもの、やはりある部分では我々議会なりにも示していただく、見える化が必要ではないんでしょうか。

これに関し、まずどのような方策、伝達がなされたのか、まずお聞きしたいと思います。

高橋 学都市整備課長 議長、高橋 学。

佐藤卓也議長 高橋都市整備課長。

高橋 学都市整備課長 歴史まちづくりの推進体

制、進捗管理について御質問をいただいております。

先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、この進捗管理につきましては、新庄市歴史的風致維持向上計画推進協議会という、13名の委員から成る推進協議会において評価をしていて、まずは、年度初めにその年度の計画について報告をしながら、進捗の、計画の内容を評価していただいて、年度末には実際の進捗についての評価ということで、年2回の協議会を開いているところでございます。その評価内容についてはホームページで公開をしているという状況でございますので、ただ、今、御指摘のありましたように、分かりづらいというか、もっと皆さんに説明すべきではないかというような御意見でございましたので、ホームページで公開するのみではなくて、様々な場面を利用して、この評価、進捗状況というものをどういった形で皆さんに公表して理解していただけるかというのは課題だというふうに受け止めましたので、今後検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

18番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

佐藤卓也議長 小嶋富弥議員。

18番（小嶋富弥議員） 次いで、これ非常に城下町新庄としての期待される事業だと思うんです。ホームページの中に、協議会の、私も取りました。13名の中には副市長も委員でおりまして、教育長も委員であります。もちろん議長もお入りになっておる。それらの方々が協議会を開催やって、もちろん計画をつくった、それをチェックする今度立場でしょうけれども。以前は学識経験者、工学院大学教授の後藤先生が恐らくリーダーだったと思うんですけれどもね。

それで、この評価シートというのが確かに出ていました、ホームページ見ました。私、結構厚いでしょう。30ページ近い。これを見ますと、やっぱり本当にペーパーに記述したというよう

なことみたいな気がして、全部私は深くしませんが、そういった面も含めて、公表、今、課長に評価を知らしめるというお答えをいただきましたので、よろしくその点を踏まえながら注視したいと思います。よろしくお願いします。

あと、次、残された期間での重点整備、これも大変だと思いますよ、これ。5つあるんでしょう、この重点事業がね。歴史的建造物の保存に活用する事業、また歴史的建造物周辺の環境整備の事業、あといろいろあって、その中に、これ、かなりこの新庄市、萩野鹿子踊も含めて、本合海も含めて、雪国の農村文化の伝承するというようなことで。

これ、今、都市整備課でやっているんだけど、これ非常に各課にまたがって事業展開で、私は、本当に都市整備課に任せていいんだかなと。都市整備課は、本来の仕事がある中で、いろんなやっていて、これ専任制度、専任制度、これやって、任せておかないと、本当に誰が指揮者で誰がマネジメントするか、非常に大変だ。あと、職員も転勤するとバトン渡しができなくなって、また戻るといふような。10年のスパンで、あと7年しか、私は、ないものですから、やはり専任的な人事配置をして、継続的にしていって、いろんな課にまたがるものをしていかないと、俺、都市整備課に付度するわけでないけれども、本当に大変だと思う。そういった点も、組織上、やはりもう少し踏み込んだ体制をやっていただきたいと思うんですけれども。これは通告していないから、誰答えるか分からないけれども、ここは通告していないからお願いできないんだけれども。

これ、今後の進捗が一番問題だと思うんです。あと7年しかない、これは。年度ごとのロードマップもつくねんね、財政計画もつくねんね、ソフト事業も強化しなね。これ、残された重点を、かなり範囲広いから、どげた順位にして、スケジュール伺っていいべか。もし、優

先順位のスケジュールをお聞きしたいな。よろしくをお願いします。

石山健一副市長 議長、石山健一。

佐藤卓也議長 石山副市長。

石山健一副市長 今、小嶋議員から、都市整備課でそれを全部まとめているのはちょっと大変ではないかというふうなお話がまずありましたが、それに関しては、それぞれの事業の所管している課がありますので、その事業の所管課が事業を実施するというようなまずつくりになっていて、この歴まちの協議会なりなんの制度を持っているのが都市整備課で、そこは事務局になっているという形になっていますので、それぞれの課がそれぞれの事業を、計画書の中に年次が書いてありますので、その年次のスケジュールに従って実施していくという体制を取っております。

そのために、協議会に行く前に庁内では庁内の検討委員会をしまして、そこで各課のものを全部それは調整をした上でその計画書になって、協議会で御審議していただくということになっておりますので、そこは都市整備課が全て一手に引き受けているわけではなくて、全庁的に各課が対応しながら都市整備課で一つにまとめていると。（「窓口は都市整備課だべ。一般質問したの都市整備課って書いてある。都市整備課が答えてけろ」の声あり）

高橋 学都市整備課長 議長、高橋 学。

佐藤卓也議長 高橋都市整備課長。

高橋 学都市整備課長 庁内の体制というところでの御質問をいただいております、今ちょっと副市長のほうからの答弁もありましたように、まずは全体の進捗管理の担当事務局ということで、都市整備課が預かってございます。

協議会に諮る前に、やはり庁内での全体の共有ということで、8課で構成しております庁内推進委員会というものがございまして、こちらのほうも随時情報を共有しながらということで、

進捗管理のほうを進めているところでございます。

具体的にそれぞれの事業ということになりますと、やはり担当課担当課という中で計画を立てて、年次スケジュールを評価シートのほうにも掲載していると。そのスケジュールを全体的にみんなで共有しながら進捗管理を行っているというような状況でございます。

ですので、それぞれの事業について、残された年度の中でこういったスケジュールでやるかというのを、それぞれ評価シートのほうに掲載しているというようなところでございますので、御理解いただければと思います。

18番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

佐藤卓也議長 小嶋富弥議員。

18番（小嶋富弥議員） 俺心配するほどでねな。よかった、まず。

じゃあそれぞれ各課にまたがっているわけだけれども、例えば最上公園の整備は、あとエコロジーガーデン、あそこのところ、その計画を進めるものを我々にフィードバックは、どのような形で事業展開しますよ、フィードバックというのものあるんですか、ないんですか。残された期間の事業の、こういう計画を私どもに示していただけるんだなという、この各課でまとめて歴まちのあれでしますよというようなやり方というか、方法どうなんだべし。

高橋 学都市整備課長 議長、高橋 学

佐藤卓也議長 高橋都市整備課長。

高橋 学都市整備課長 個別の事業計画を各担当課で作成しているというような状況でございますので、その計画をお知らせする場合には、担当課で必要に応じて皆様にお知らせをするというような形を今現在取っております。まとめて歴まちの事業としてという形になりますと、非常に多くの事業がございまして、大変な時間がかかるのかなというふうに思っております。推進協議会でも、評価するに当たりまして、や

はり非常に多くの時間をかけながら評価していただくというような状況でございますので、一括して皆様にお知らせするというよりは、それぞれの事業計画を担当課で説明しているというのが今の現状でございます。

18番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

佐藤卓也議長 小嶋富弥議員。

18番（小嶋富弥議員） 分かりました。この5項目の事業は、それぞれの担当課が所管して、進捗状態なり経過報告を示すというような理解でいいわけですね。はい。じゃあ期待しています。

あと、開府400年で大変、羽州ぼろ鳶ダンスとか奥山峰石さんの展示会とかロゴマークとか記念式典やって、また、市民提案型の事業やりました。これを次の新庄市の戦略として、お金もかかるんですけども、どういうふうなことで続けていくか、具体的にお聞きしたいんですけども、いかがでしょうか。

佐藤卓也議長 暫時休憩いたします。

午後2時33分 休憩

午後2時34分 開議

佐藤卓也議長 休憩を解いて再開いたします。

小関紀夫社会教育課長 議長、小関紀夫。

佐藤卓也議長 小関社会教育課長。

小関紀夫社会教育課長 一応、400年記念事業のほうの担当事務局ということで社会教育課が携わってございましたので、私のほうから方針としてを伝えさせていただきます。

先ほど副市長答弁のほうにもございましたが、400年の記念事業の遺産等々は様々ございます。ただ、今後は、それぞれの分野で活用していくという視点に立ちまして、社会教育課であれば社会教育活動それから生涯学習活動の振興という視点、目的に沿いまして、効果的な事業の展開等々を研究してまいりたいというふうに考え

てございます。

以上です。

18番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

佐藤卓也議長 小嶋富弥議員。

18番（小嶋富弥議員） せっかく金かけて事業したなさよ、ほんで終わってうまくねべと思うのよ。これを継続して、まちづくりに継続していただきたいというのが私の思いでありますので、ぜひ、400年事業のロゴマークにも、「受けつぐ思いが、未来をつくる。」ってテーマつくっているんだべや。これに沿ったようなやはり展開を継続的にしていって、やはり新庄市の基礎の城下町というものを醸し出しながらまちづくりをしていっていただきたいなって思っていますので、やはりこのいろんなまちづくり、歴まちをつくって、成長戦略を捉えて、地域の活発な活動している地域もあるわけだね。滋賀県の長浜市の黒壁とか、長野県の塩尻市とか、山口県だって錦帯橋を中心にしてまちづくりやっているわけですから、せっかくこういったものでしてもらって、よりよいふるさととしていただきたいなって思っていますので、ひとつよろしくお願いします。やはり、これには新庄だって、祭りや芸能を、人の営みがやはり観光資源になるわけですので、ぜひひとつ、こういったものを契機にして、ワンチーム、ワン市役所でひとつ頑張ってもらいたいと思うので、よろしくお願い申し上げます。

次、庁舎の働き方改革といただきました。

端末の、インターネット端末は、お聞きしますと、各課に1台ないし2台で、1台使っていると使われなくなると、職員の方々が。すると、自分のスマホでまあもういいから調べる。今、やっぱりそういった時代でなくて、端末が自分のあれに使えるような、やはりしてけるという、切なる職員が出ているわけですので、今年度中に進めるというようなことでお聞きしてよかったなと思うんですけども。またあと、タブレ

ットもするというんだけど、大体どのようなスケジュールで、端末のあれとタブレットのスケジュール、どういうふうに進めるかお聞きしたいな。

鈴木則勝総合政策課長 議長、鈴木則勝。

佐藤卓也議長 鈴木総合政策課長。

鈴木則勝総合政策課長 インターネットが閲覧できるようなまず端末の導入の計画というようなことになりましたが、まず、今、職員が使っている机上の端末のちょっと入替えを今年度予定しております。それを夏頃というふうに考えております。それが終わり次第、今度、各職員がインターネットできるようなソフトの導入を導入していきたいと思いますので、なるべく早くそこら辺は進めていきたいと思っております。

あと、タブレットにつきましては、各課でこういった仕様のものが必要かというのは、ちょっと私どもには把握し切れておりません。やはり今、デジタルが進む中で、やはり導入して職員の利便性が上がったり、市民サービス向上できるものであれば導入進めていきたいと思っております。

今年度、デジタルに関する進め方、ちょっと考え方整理していきたいと思っておりますので、その際に各課からどのようなものが必要かというところちょっと聞き取りした上で、また必要性など精査の上、計画的に導入できる、そこら辺は導入の仕方を今年度中にちょっと整理していきたいというふうに考えております。

以上です。

18番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

佐藤卓也議長 小嶋富弥議員。

18番（小嶋富弥議員） 今の時代に合ったような行政を進めるというようなことで、どんどんどんどん積極的にやってもらいたいと思うんですけども。

私思うには、職員の皆さんが日頃仕事をしながら、こういうふうないと手詰まりになると

か目詰まりなるとか、こういったものが何でうちの庁内で導入できないのかや、こういうようなものをぜひしていただきたいや、してもらいたいというような声を拾って、それを早く、よその市町村に負けないような庁内の環境整備、そういったものを、ねえなだべがなあと思うんです。やっぱり、上意下達で、上から、するからな、入れるからな、使えやということなくて、そういった庁内、会社では企業風土と申しますけれども、そういった、職員の皆さんのそういったいろんな思いを吸い上げて、タブレットだけじゃないですよ、よその課も同じだと思うんですよ、いろんな、課題のないところないと思うんですけども、課題あるんですけども、そういった庁内の風通しのよさとかそういったものが不足してんなねがなあと思うんですけども、いかがでしょうか。

川又秀昭総務課長 川又秀昭。

佐藤卓也議長 川又総務課長。

川又秀昭総務課長 今、ただいま小嶋議員からは、庁内の組織風土ということで、なかなか下から声を上げられるような雰囲気ではないのではないかとといったような御質問かなというふうに捉えたところですけども、確かに、財政難のときから続きまして、何か言っても駄目だみたいな風潮は、確かに全くないというふうなところは否定できないというふうに捉えております。

やはり若い職員が、様々、今、小嶋議員おっしゃったように、私たち今、インターネットこういうふうな時代で、こういうふうにもっとなればいいなみたいなのがやっぱり若い職員から出てくるというふうなところ、我々の年代ではとても考えが及ばないようなところの意見がどんどん出てきて、それを我々のような管理職なり中間管理職も含めて、引き上げ、意見を引き上げられるような組織風土というところが、全体の空気、職場の空気のよさをつくっていくものだと思いますので、今後そういうふう

なものへ醸成するには相当時間もかかると思いますけれども、そういう課題解決に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

18番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

佐藤卓也議長 小嶋富弥議員。

18番（小嶋富弥議員） ちょっとね、タブレット導入の機会とかそういったものがなかったかと聞いて、今、総務課長から前向きの、前向きというか、そういったもののお話いただきました。

やはり先般、当議会始まる前に、11人のフレッシュな職員が入って、職員の目のきらきら光る決意を受けて、頑張ってもらいたいなと。やはり途中でスキルアップするから市役所辞めるわというようなことのないように、ひとつ、そういったものの、今の若い人の声を全部聞けやと言ったって聞かれるわけないし、聞く必要も、いいことは聞いて悪いことは聞かないでいいと思うんだけど、やはりそういったものも大事ではないかなと思うので、ぜひひとつね。

私が言うのでなくて、そういうふうな風土にしていかなないと、最終的には市民が、やはり市役所の職員の皆さんが生き生き働いて、庁舎に訪れたときにいい雰囲気でご我々に接していただくことが、やはり市民サービスの一番のもとだと私思うんです。やっぱり元気の職員の皆さんがいていただかないと、市民も最終的には不幸になるというか、享受できないわけですので、ぜひそういう観点からもお願いしたいと思います。

次は、勤務時間を変えないで窓口時短と。

これ、前、私も話し申し上げて、私だけでなく、この職員のいろんな思いをして、同僚の鈴木啓太議員も、この議会で質問いたした経過があるわけです。

端的に言うところ、この窓口業務変えるのは、何も法律的にも制約ないわけでしょう。この勤務時間は条例で決めるわけだ、市の職員、この

窓口は、内部で統一して告示すれば、ほとんど、ほとんどいいと思うんです。私は、何でこう、また同じようなこと繰り返すけれども、例えば、朝15分、市民の窓口を遅らせて、終わる時間を、例えば30分であれ変えていくと、私は、朝一番の市民対応する前に職員が情報共有しないと、ミスが出る可能性があると思うんです。どの自治体でも、この朝の申し送りは大変必要だと思うんですよ、大事だと。そういう観点から言いますし、例えば、受付時間をたとえ市民の皆さんに遅らせるだけでも、市民対応の質が上がるというようなデータあるんですよね。ほかのやっていると。

あともう一つ、もう1点言わせていただければ、行政は文書主義なので、日報、決裁、翌日の準備は、必ずこれ必要だと思うんですね。やはり退社ぎりぎりまで窓口を開けていますと、職員はあと残業前提でしか処理できないというようなことだと言われているですね。30分のクローズはむしろ適正な行政運営に必要な時間だと、やっぱり解釈するようなことと私は思うんです。

あと、これ勤務時間を変えないのは、これ制度上で問題あるんでしょうか、ないんでしょうか。

川又秀昭総務課長 議長、川又秀昭。

佐藤卓也議長 川又総務課長。

川又秀昭総務課長 勤務時間を変えることが制度上問題あるかないかというふうな御質問につきましては、今、各ほかの市におきましても、柔軟な働き方改革というところで、試行あるいは本格運用しているところありますので、問題があるというふうなことはございません。

以上でございます。

18番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

佐藤卓也議長 小嶋富弥議員。

18番（小嶋富弥議員） 私もそのようなことだと思ってやっていますし、やっている自治体はやっていますね。

やはり、これはやっぱり、これ意思決定の責任者は誰ですか。

川又秀昭総務課長 議長、川又秀昭。

佐藤卓也議長 川又総務課長。

川又秀昭総務課長 最終的には市長となります。

以上でございます。

18番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

佐藤卓也議長 小嶋富弥議員。

18番（小嶋富弥議員） その中でも、やはり職員の意向とか業務上の流れをくみながら提案していくと思うんです。やっぱり最後の結論に至るまでのプロセスをしっかり庁内で積み上げることが肝要ではないかなと思いますので、前からずっと検討検討ってお聞きしましたけれども、やはりある程度の一定の方向性を示さないと、いろんな会社でも短縮やっているけれども、職員の本音は、早くやってけろということじゃないんですか。この執行部の皆さんだって、そんなことすつことねえと思う皆さんはいないと私は思うんだけど、ぜひそういったことを踏まえながら、時世に合ったようなことをして、やはり選ばれる新庄市、新庄市役所となるようなことをお願いしたいと思いますので、これに答えろといったって、これ以上答えられないと思うんだけど、総務課長、お答えいただけますか。はい、お願いします。

川又秀昭総務課長 議長、川又秀昭。

佐藤卓也議長 川又総務課長。

川又秀昭総務課長 度々御質問いただきます窓口の時間短縮ですけれども、小嶋議員おっしゃったように、やはりメリットといたしましては、内部事務を短縮して、本来やるべき仕事に充てられる時間でありますとか、あるいは情報共有、あるいは残業前提ではない時間外勤務の短縮など、メリットはあります。その一方でクレームとかの可能性とかもありますけれども、やはり時代の流れに合わせて様々変えていかないと、やはり小嶋議員がおっしゃったような、選ばれ

る市役所、いわゆる今の若手職員というのは、柔軟な働き方をしている職場であるとかワーク・ライフ・バランスがしっかりしている職場、市役所を、採用を目指してくるというふうなところもありますので、そういったところからいきますと、やはり魅力ある、柔軟な働き方ができる、そしてここに勤めてよかったと言えるような市役所を選んでくると思いますので、これに限らず、全体としてそういうふうな魅力ある職場環境をつくっていくようなことに努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。（「ありがとうございました。終わります」の声あり）

散 会

佐藤卓也議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

5日午前10時より本会議を開きますので、御参集願います。

本日は以上で散会いたします。

御苦労さまでした。

午後2時50分 散会

令和8年6月定例会会議録（第4号）

令和8年6月5日 金曜日 午前10時00分開議
議長 佐藤 卓也 副議長 山科 春美

出席議員（16名）

1番	佐藤悦子	議員	2番	亀井博人	議員
4番	鈴木啓太	議員	5番	坂本健太郎	議員
6番	田中功	議員	7番	山科春美	議員
8番	鈴木法学	議員	9番	辺見孝太	議員
10番	渡部正七	議員	11番	新田道尋	議員
12番	今田浩徳	議員	14番	山科正仁	議員
15番	高橋富美子	議員	16番	佐藤卓也	議員
17番	小野周一	議員	18番	小嶋富弥	議員

欠席議員（1名）

13番 伊藤健一 議員

欠 員（1名）

出席要求による出席者職氏名

市長	山科朝則	副市長	石山健一
総務課長	川又秀昭	総合政策課長	鈴木則勝
財政課長	伊藤リカ	税務課長	大江周
防災危機管理課長	柏倉敏彦	市民課長	笹原佳子
環境エネルギー課長	杉澤直彦	成人福祉課長 兼福祉事務所長	佐藤朋子
子育て推進課長 兼福祉事務所長	土屋智史	健康課長	高橋智江
農林課長	井上勝人	商工観光課長	高橋潤
都市整備課長	高橋学	上下水道課長	井上利夫
会計管理者 兼会計課長	石黒真紀	教育長	津田浩
教育次長 兼教育総務課長	岸 聡	学校教育課長	大町淳

社会教育課長	小 関 紀 夫	監 査 委 員	須 田 泰 博
監 査 委 員 長	小 野 亜 希	選挙管理委員会 選 委 員 長	武 田 清 治
選挙管理委員会 選 事 務 局 長	國 分 亮 一	農 業 委 員 長	浅 沼 玲 子
農 業 委 員 長	長 沼 俊 司		

事務局出席者職氏名

局 長	井 上 徹	議会総務主査	伊 藤 幸 枝
主 事	小 野 一 樹	主 事	秋 葉 佑 太

議 事 日 程 （第4号）

令和8年6月5日 金曜日 午前10時00分開議

日程第 1 一 般 質 問

- | | | |
|-----|---------|----|
| 1 番 | 山 科 春 美 | 議員 |
| 2 番 | 高 橋 富美子 | 議員 |
| 3 番 | 鈴 木 法 学 | 議員 |
| 4 番 | 佐 藤 悦 子 | 議員 |

本日の会議に付した事件

議事日程（第4号）に同じ

令和８年６月定例会一般質問通告表（３日目）

発言 順序	質問者氏名	質 問 事 項	答 弁 者
1	山 科 春 美	1. 多文化共生について 2. 児童虐待対策について 3. 情報モラル教育について	市 長 教 育 長
2	高 橋 富美子	1. 高齢者肺炎球菌ワクチンの制度改正に伴う周知徹底と接種率向上について 2. 市民のニーズに応える乳がん検診の選択肢拡大と新たな検査手法の周知徹底について 3. がん予防対策の強化と男性へのＨＰＶワクチンに対する費用の助成について	市 長
3	鈴 木 法 学	1. 商工業の育成・支援について 2. 観光誘客と情報発信について 3. 部活動の地域展開について 4. 学校区統合について	市 長 教 育 長
4	佐 藤 悦 子	1. 会計年度任用職員の処遇改善について 2. 子育て負担の軽減と高齢者支援強化 3. 公共施設管理と財政運営について 4. 多面的機能支払交付金の運用について 5. 戦争反対、憲法９条を守って平和外交をという声をあげていこう	市 長 教 育 長

開 議

佐藤卓也議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は16名です。

欠席通告者は、伊藤健一議員、1名です。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第4号）によって進めます。

なお、クールビズ期間でありますので、暑いときは上着を脱いでも構いません。

日程第1 一般質問

佐藤卓也議長 日程第1 一般質問。

本日の質問者は4名です。

これより3日目の一般質問を行います。

なお、質問時間は、答弁を含めて1人50分以内といたします。

山科春美議員の質問

佐藤卓也議長 それでは、最初に山科春美議員。

（7番山科春美議員登壇）

7 番（山科春美議員） おはようございます。

6月定例会3日目、1番目に質問させていただきます、議員番号7番、新政・結の会の山科春美でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、通告に従い質問させていただきます。

1番目の大きな質問です。3つ質問しますが、1番目の質問、多文化共生についての

質問です。

外国人の県内人口は年々増加し、2024年末に初めて1万人を突破したという新聞報道がありました。県内人口が100万人を割り、人口減少が進む状況の中、外国人材は暮らしや地域経済を支える一員となってくると思われます。県では、共生社会の実現を目指した推進プランを作成しておりますが、当市において多文化共生の考え方について伺いたいします。

まず初めに、現状についてということで、当市にはどれくらいの外国人が住んでいますか。どんな目的で来日した外国人が住んでいますか。

人口減少が進む中、働くために来ている外国人が増えている、今後も増加すると思われていますが、課題も含め、多文化共生についてどのように推進していこうとお考えですか。

次、外国人労働者についてということで、2027年度には技能実習制度が廃止され、育成就労制度が開始し、特定技能への移行がスムーズになります。日本語や業務に関する資格試験を合格し、特定技能2号となれば、事実上、永住滞在も認められます。制度が改正されることで、外国人労働者を受け入れている市内の企業から市に対して要望等がありますか。

また、次、日本語教育の推進について。

多文化共生の推進において、相互理解がとても大切であり、市民プラザでは日本語での日本語教室は多くの外国人労働者が参加されているようですが、現状と課題、期待することについて伺いたいします。

コミュニケーションが相互理解の鍵とされていますが、やさしい日本語の推進についてどのようにお考えですか。

以上、多文化共生についての質問です。

次、大きな質問の2番目、児童虐待対策についてです。

本県では、今年1月に令和6年度の児童相談所における児童虐待相談対応件数が発表されま

した。643件ということですが、長期的に見ても増加傾向にあるということです。

当市においては、令和7年4月よりこども家庭センター「にこっと」が開設されましたが、児童虐待などの相談や通告があった場合、どのように対応されているのか。また、児童虐待防止対策について、市の取組について伺います。

こども家庭センターを設置してから変わった点がありますか。本市における過去3年間の通告件数と主な内容について、誰がどのような経路で通告・相談されるのか。児童虐待防止対策の強化に向けてどのような取組を行っていますか。

次に、3番目の質問です。情報モラル教育についてということです。

SNSのトラブルが若年化していると聞いていますが、情報の公開性、記録性を理解し、被害者は無論、加害者にならない情報モラル教育が必要とされています。当市の小中学校におけるインターネットの利用の状況と情報モラル教育はどのように行われているかについて伺います。

小中学校のインターネットの利用率について、SNSに関わるトラブルがどのくらい起きていますか。スマートフォンなどの依存や心身への悪影響が見られますか。

情報モラル教育の具体的な取組について、児童生徒、保護者対象、教員対象、取組の評価と課題について。今後、情報モラル教育を充実させていくための取組について。

以上、よろしくお願いいたします。

山科朝則市長 議長、山科朝則。

佐藤卓也議長 山科市長。

(山科朝則市長登壇)

山科朝則市長 それでは、山科議員の御質問にお答えいたします。

多文化共生についての御質問のうち、日本語

教育の推進及び情報モラル教育につきましては教育長が答弁しますので、よろしくお願いいたします。

初めに、多文化共生についての御質問であります。現状といたしましては、本市に住民登録している外国人は、令和7年度末で500人となっております。

住民登録をしている外国人のうち、主なものといたしましては、技能実習生などの就労が認められる在留資格の方が7割、永住者の方が2割となっております。

また、昨年新庄市に転入された外国人の方は158名でありました。

本市では、多文化共生に向け、出前講座において日本に在留するための手続きやマイナンバーカードの取得手続き、相談窓口の案内などについて外国語のパンフレットを用いて説明すると同時に、ごみの分別についても説明しております。

また、依頼があった町内に対しては、外国語表記の注意書きをごみステーションに掲示するなどの取組を実施しているところであります。

また、国では、令和7年度から特定技能外国人を雇用する企業に対し、企業が所在する自治体へ協力確認書の提出の義務づけが開始されております。これにより、自治体からごみ出しのルールの周知や災害時の対応、地域イベントの周知、日本語教育の受講の案内などの共生社会の実現のために実施する施策に対する協力を要望された場合、企業は自治体に対し必要な協力をしなければならないとされております。

本市におきましては、現行の取組に加え、協力確認書の制度を通じた企業からの協力を得ながら、外国人住民が安心して暮らし働くことのできる環境を整備していきたいと考えております。

次に、外国人労働者についての御質問にお答えいたします。

外国人労働者につきましては、人口減少や人

手不足が進む中、市内企業や地域経済を支える存在となっております。

令和9年度からは、技能実習制度に代わり育成就労制度が開始され、特定技能への移行が進むことで、より長期間に地域で働き生活する外国人材の増加が見込まれております。

現時点で、企業から本市に対し、制度改正に伴う具体的な要望等は寄せられておりませんが、今後は制度内容に関する情報提供や生活支援を含めた受入れ環境の整備が重要になるものと認識しております。

次に、児童虐待対策についての御質問にお答えいたします。

本市におきましては、昨年4月に母子保健と児童福祉の相談機能を一体的に行う機関として、こども家庭センター「にこっと」を設置し、子育てに関する心配事や児童虐待に関する相談など、妊娠期から子育て期まで切れ目のない相談支援を実施しております。

相談窓口を一本化した結果、関係機関を介さずに御家族から直接相談をいただくケースが増加しており、より早い段階から様々な支援を行うことができるようになったものと考えております。

次に、本市における児童虐待の通告件数の状況につきましては、令和5年度が15件、6年度が29件、7年度が22件となっております。

主な内容としましては、心理的虐待の場合が高い傾向にあります。

また、通告や相談の経路につきましては、保育所や学校など日頃から子供たちと接している関係機関からの通告が多くを占めております。それに加え、近隣住民の方などからの虐待対応ダイヤル189（いちはやく）を通じて児童相談所へ直接通告がされている状況であります。

最後に、児童虐待防止に向けた取組についてありますが、こども家庭センターにおきましては、統括支援員を中心に子ども家庭支援員等

を配置し、相談体制の強化を図っております。

それに加え、早期の相談、通報につなげていくために、市報や市ホームページなどを通して児童虐待防止に関する効果的な周知・啓発に努めております。

今後も、子供の安全を最優先とする考えの下、地域や関係機関と密接な情報共有を図り、虐待の未然防止と早期対応に取り組んでまいります。

以上、壇上からの答弁とします。

津田 浩教育長 議長、津田 浩。

佐藤卓也議長 津田教育長。

津田 浩教育長 私からは、2点お答え申し上げます。

初めに、日本語教育の推進についてでございますが、本市では、多様性社会理解促進事業の一つとして、在住する外国人を対象とした日本語教室を以前から実施しており、市民プラザが指定管理者制度を導入してからは、委託事業の一つとして継続実施しております。

この事業は、当初は日本人配偶者となった方々が主に受講されておりましたが、近年は外国人労働者も増えてきたことから、長期間居住している方を対象とした木曜日の夜に開催するコースと来日して日が浅い方を対象とした日曜日の午前中に開催するコースに分けて実施しております。

日本語講師が少ないことが課題であるため、令和3年度に文化庁の地域日本語教育スタートアッププログラムに採択されたことを契機に養成講座や研修を行い、サポートボランティアの育成にも力を入れているところであります。日本語教室やその中で開催する地域の方々との交流事業により、多様性社会理解促進の一助となることを期待しております。

また、やさしい日本語につきましては、日本人と外国人が円滑なコミュニケーションを図るため有効な手段であると認識しております。日本語教室におきましても、やさしい日本語を意

識しながら実施しているところであります。

次に、情報モラル教育についての御質問にお答えいたします。

初めに、小中学生のインターネット利用率についての御質問であります。学校で1人1台端末を配付しておりますので、利用率は100%となっております。

また、家庭でインターネットにつながるICT機器所有率は、令和7年度末で小学生が86%、中学生が98%となっております。

次に、SNSに関わるトラブルについての御質問であります。昨年度に実施した調査によりますと、「パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことを言われる」と答えた件数は、小学生では8件、中学生では7件ございました。

また、スマートフォンなどの依存や心身への悪影響についての御質問であります。令和6年度の全国学力・学習状況調査のアンケート内容では、SNSや動画視聴を平日に3時間以上行う割合は、小学生で29.3%、中学生では39.6%でありました。

本市の子供たちは、全国平均よりもゲーム機やスマートフォンを使用している時間が長い傾向にあります。学校からは、深夜までSNSやゲームをしていて家庭学習の時間が確保できないでいるとか、寝不足になっているなど、依存傾向が心配される児童生徒がいるといった報告もなされております。

次に、情報モラル教育の取組についての御質問であります。全ての学年における道徳の授業でゲームやインターネットとの関わり方や個人情報扱い、SNSでのやり取りにおけるマナーなどを発達段階に応じて学習しております。

また、各校に派遣しているICT支援員に依頼し、児童への情報モラル研修を行っている学校もございます。

さらに、新庄警察署や消費生活センター、最上教育事務所の青少年指導担当やエリアスクー

ルソーシャルワーカーにより、児童生徒や教職員、保護者を対象としてネットに関する加害や被害の具体例やSNSトラブルの対応等について指導・助言をいただいている学校も多くございます。

取組の評価といたしましては、学校での指導とともに、様々な専門機関や団体から講義や研修を受けることで、子供たちがSNS等との関わりについて、より真剣に向き合い、具体的な対応方法について考えることができるようになってきております。

課題としましては、保護者の理解をさらに深めながら、家庭と連携した情報モラル教育を展開していくことと考えております。

今後は、児童会や生徒会で子供たちが主体となってルールづくりを行うなどの自治的な活動をさらに推進していくとともに、PTA総会やPTA研修会などを活用し、子供が犯罪の被害者にも加害者にもならないようにすることやゲーム等での無断課金の防止等について、保護者への周知と意識強化を繰り返し呼びかけていくよう各校に指導してまいります。

スマートフォンやゲーム機は、既に幼児期から身近にあるものとなり、これからの子供たちの生活にとって切っても切り離せないものになっております。利便性と危険性を理解し、自らコントロールできる力を育てていくとともに、よりよい活用の仕方を身につけられるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

7 番（山科春美議員） 議長、山科春美。

佐藤卓也議長 山科春美議員。

7 番（山科春美議員） 御答弁いただきありがとうございます。

多文化共生についてというところで再質問をさせていただきたいと思います。

令和7年末時点で500人ということで、少しずつですが増えているんだなというふうに思い

ました。

また、当市では地域おこし協力隊の方が外国の方でいらっしゃるというので、そして技術、人文知識、国際業務ということで、技人国というビザで、在留資格で来られていらっしゃるんだと思うんですけども、普通の就労のビザとまた違った形のビザで働かれていて、すごく活躍されていてすばらしいなというふうに思っているところでもあります。

これから本当に外国人の方々も増えていくのではないかなというふうに思いますけれども、今年3月に第5次新庄市総合計画後期5か年基本計画が示されました。令和12年度までの計画ということですが、社会経済状況の変化と昨今の最重要課題である人口減少に伴う諸課題を踏まえて見直しがあったものだと思っております。

また、計画の趣旨にも示されているように、国立社会保障・人口問題研究所が2023年に発表した人口推計によれば、本市の総人口は2050年には2万人を下回り、65歳以上の老年人口が総人口に占める割合は5割に達する見込みになっているというふうにあります。

そんな中、総合政策課主催で、新庄市地域リーダー講座というのが今年3月1日にエコロジーガーデンであり、「多文化共生のまちづくり」ということで、山形大学の内海先生を招いて講演があり、とてもやっぱり人口減少に対しての問題として、そういった多文化共生という内容で、タイムリーで、今後も必要になってくる大切な内容だなと思いましたので、参加させていただきました。

講話では、今後人口が減ってくると、結局働く人、税金を納める人、消費する人が減ってくるわけで、そうすると産業の衰退はもちろん、公務員とか学校の先生、警察官、消防士、またいろんな公共事業とか社会保障、そういったのも維持が厳しくなってくるということが予想さ

れるというお話から始まって、でも今新庄市においても、働くために来ている外国人も増えているので、今後多文化共生の考えを持ってやっぱりまちづくりを考えていかなければいけないのではないかなといった内容のお話でありました。

後期5か年基本計画の重点プロジェクトには、多文化共生について言及されてはいませんでしたけれども、人口減少に伴う諸課題を踏まえて、多文化共生に向けて今後施策に反映すべき項目など検討していることがございましたらお聞かせください。

鈴木則勝総合政策課長 議長、鈴木則勝。

佐藤卓也議長 鈴木総合政策課長。

鈴木則勝総合政策課長 おはようございます。

多文化共生について、まず市の施策にどう反映していくのかというような趣旨で御質問だったかと思いますが、まず多文化共生につきましては、国籍・民族など異なる人々が文化の違いを認め、対等な関係で暮らしていくことというようなことで認識しております。

現に、議員からお話ありましたが、地域おこし協力隊の方をはじめ、地域で活躍する外国人が増えてきていると、そういったことも踏まえて、身近なテーマというようなことで感じていただくために、地域リーダー講座、開催させていただいたところでございました。その参加者からは大変好評だったというふうに受け止めておりまして、こういった講座の中で、機運の醸成といったところも図れたのではないかなと感じております。

総合計画後期5か年の施策への反映という部分でございますが、昨年総合計画の見直しを行った際には、やはり市の課題などへの対応という形で取りまとめしたところですが、その中では新たに多文化共生にしていきたいと思いますというところまでの議論までには至らなかったところです。ただ、重点プロジェクトの中には、1つ、誰もが活躍できるまちプロジェクトとい

うのがございます。その中の施策に、様々な人々が活躍できる地域社会の実現、この中にそういった多文化共生といった意味合いも含めて策定したというようなつもりでございました。

施策の中では、誰もが活躍できるまちづくりのため、年齢、性別、国籍、障害の有無にかかわらず、住民一人一人が活躍できる共生社会の実現に向け取り組んでいくとしております。多文化共生というような表現には限らず、誰もがというような言葉の中で、包括的に共生社会の実現を目指していくというような形で計画の中ではまとめさせていただいたところでございました。

その取組としましては、市長答弁にもございましたが、出前講座でありましたり、ごみステーションの日本語表記など、そういったところに現在取り組んでいるというような状況でございます。

以上です。

7 番（山科春美議員） 議長、山科春美。

佐藤卓也議長 山科春美議員。

7 番（山科春美議員） ありがとうございます。

誰もが活躍できるまちづくりということで、本当に最重要課題であります課題も踏まえての5か年計画の中にも示されているということで、やっぱりそういった多文化共生に向けてもちょっとみんなで考えていかなきゃいけないというふうに思います。

外国人労働者についてというところなんですけれども、以前もちょっと質問したことがあるんですけど、やっぱり地域の企業からはそういった育成就労制度に変わってくるということで、そのあたりにはあまり話がなかったということだったんですけど、ある程度結構外に出ると外国の方に会う方も多いわけですので、やっぱり企業の方々にとっても、多文化共生についてもう一段地域理解というのも進めてほしいというふうに何か望んでいるみたいな声も聞

いたことがございます。

そのためには、本当に多文化共生に向けての地域理解というのがすごく大切になってくると思いますが、いろんな出前講座とかもやっていくということでありますけれども、地域の方々に伝えていく上で、いろいろほかにも考えていることがあったらお聞かせください。リーダー講座もその一つでもあったと思うんですが、お願いします。

高橋 潤商工観光課長 議長、高橋 潤。

佐藤卓也議長 高橋商工観光課長。

高橋 潤商工観光課長 産業のほうの主管、担当ということで、少しお答えさせていただきますが、市長答弁にもございましたように、具体的に企業側からこの制度の変更についてどうこうというようなお話というのはいただいていないところでございます。

大きな流れとして、地域内の事業所、企業において、人材が足りないというふうな状況があり、かつ国で、これまで研修制度で、日本で技術を身につけていただいて国に帰っていただいて活躍いただくというふうな方向から、一つの労働力として日本の中で活躍していただきたいというふうな制度に変わったというふうなことを踏まえますと、今後やはり議員も御指摘のとおり、外国人の労働者が増えていく傾向にはあるんだろうというふうなことを感じるころではございます。

昨今のニュース等を見ますと、外国人に関していいニュースもあれば悪いニュースもあるというふうな状況だということは皆さん御存じのことと思いますが、そうした中で正しい情報を発信していった、地域理解を深めていくというふうなことは重要なことであるというふうな認識はございます。

具体的な取組について、現在持ち合わせているわけではございませんけれども、そういったスタンスといいますか、そういった考え方で今

後さらに研究をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

7 番（山科春美議員） 議長、山科春美。

佐藤卓也議長 山科春美議員。

7 番（山科春美議員） 商工観光課長のほうでも、実際に本当に外国人労働者を受け入れている企業側の立場からのお話もいただきましてありがとうございます。

次、日本語教室の必要性についてということなんですけれども、日本語教室を今委託事業として市民プラザのほうでやっているということだったんですけども、ちょっと市民プラザの方に聞いたわけなんですけれども、事業者の方がすごく企業で働く外国人労働者に対して、預かって仕事をしていっているわけなんですけれども、親心で、日本語を学び、ただ仕事と職場の往復だけではなくて本当によりよい生活をしてほしいと思っていらっしゃるとか、あと、また本人たちが仕事と家の往復だけなので、地域と関わりを持ちたいというふうに思っているということを言っておりました。そして、日本語は、業務の日本語だけではなくて、もっともっと会話をしたい、日本人と会話をしたいみたいな思いもあるので、あえて本当に日本語教室に来て学びをやっているというふうな話を聞きました。

また、先ほどこっとボランティアの話もあったんですけども、結構高校生のボランティアもいらっしゃるということで、日本語教室の中で、グローバル的な考えを持った若者も増えて国際的な仕事をしたいと思っている方もいて、外国人と関わりを持ちたいがゆえにボランティアをしたいというふうに考えを持ってされる方も多いということです。

そういうことなんですけれども、先ほど言った2027年4月から育成就労も始まるんですけれども、やっぱり賃金だけでいけば、賃金の高い

ほうに外国人労働者が、育成就労制度が始まると高い首都圏のほうに仕事を望んで行ってしまうことになりかねないところもあるんですが、当市において、さらなる、そういった新庄のことを理解したいとか、新庄のために頑張りたいというふうな、そういった方が増えて、そして新庄のよさを感じてもらうことがとても大事だと思うんですけれども、そのあたりどのようにお考えでしょうか。

小関紀夫社会教育課長 議長、小関紀夫。

佐藤卓也議長 小関社会教育課長。

小関紀夫社会教育課長 日本語教室の御質問でございましたが、今議員おっしゃられましたとおり、外国人の方々に本市のよさを知っていただくこと、そして市民の方々におきましても、異文化に接していただいて視野を広げるということ、この2点の部分については、特に市民の方々の生涯学習の振興や、あと多様性社会の構築の第一歩だというふうに捉えているところでございました。

また、日本語教室では、語学学習だけではございませんで、受講生やスタッフとの交流イベント等を開催していただいているところでございます。

以上です。

7 番（山科春美議員） 議長、山科春美。

佐藤卓也議長 山科春美議員。

7 番（山科春美議員） 本当に日本語教室でもいろいろ頑張ってくださっているんだと思います。

結局、この間の研修がありましたけれども、総合政策課での多文化共生のまちづくりの研修でもありましたけれども、相互理解とか共生にとって大事なものは、やっぱり言葉だし、相互理解だし、でもその共通語は英語でも何でもなくて日本語なんだということで言っていました。相手に分かりやすい日本語を伝え、やさしい日本語という概念があるんですけれども、分かり

やすい話をして、そして相互理解を深めて、そして新庄の方たちとのいろんな話もできて、また新庄はいいところだということで、この地域で頑張っていただし、また新庄まつりの担い手とか、また地域のコミュニティーの担い手にもなっていけるようになっていっていただきたいなというふうに思いますので、こういった、あと多文化共生のほうもぜひ進めていっていただきたいなと思います。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

児童虐待対策についてということでありまして、虐待の通告件数ということで、少しずつ増えていっているのかなとも思っているんですが、でも令和7年度が少なくなったので、よかったなというふうにも思っているところなんです。

再質問のところなんですけれども、ちょっとこの質問は、4年前の令和4年9月議会でも質問させていただいた内容とちょっと同じなんですけれども、そのときの答弁として、「児童虐待対策の強化として、当市においても、家庭児童相談員を1名増加し、相談体制を強化している」というふうにおっしゃってくださっております。

それから4年たちましたけれども、現在はどうのような相談体制になっているのか。

また、相談された方で解決につながったケースや相談体制における課題などがございましたらお聞かせください。

土屋智史子育て推進課長兼福祉事務所長 議長、土屋智史。

佐藤卓也議長 土屋子育て推進課長兼福祉事務所長。

土屋智史子育て推進課長兼福祉事務所長 児童虐待対策につきましても相談体制というような御質問でございました。

以前につきましては、昨年4月からこども家庭センターということで設立しまして、母子保

健と児童福祉の相談体制を一体的にするというような体制となっております。

以前は、御質問にありましており、家庭相談員等、相談体制3名という体制でありましたが、昨年の4月から統括支援員1名をおきまして、そのほか子ども家庭支援員を2名、そのほかの相談員を3名ということで、5名プラス統括支援員という体制となっております。

また、そのほかにも保健師も所属しております、大幅に相談体制を強化して、以前と比べましてより手厚く迅速な対応ができる体制となっております。

また、解決につながったケースや課題という御質問でございますけれども、相談体制を強化したことによりまして、相談者一人一人に寄り添った丁寧な対応が可能となっております。学校などの関係機関と連携して支援に入ること、事態の解決や改善につながるケースも増えておりますけれども、その後についても継続的な見守りを丁寧に行うことで、その丁寧な対応を通じた相談者との間に信頼関係なども構築されて、解決後にも別の困り事が生じた際にも再び安心して御相談いただけるようになったことが大きな成果だったと考えております。

一方で課題といたしましては、様々な御事情により窓口へ来庁して相談することが難しい方ですとか、そもそもどこに相談していいかわからず一人で悩みを抱えている方というのが潜在的にいらっしゃるのかなと考えております。こうした課題にも対応する対応策といたしまして、現在スマートフォン等からでも御自宅から気軽にアクセスできるオンライン相談の導入を準備しているところでございますので、こういった取組で、より多くの相談に対応したいと考えております。

以上です。

7 番（山科春美議員） 議長、山科春美。

佐藤卓也議長 山科春美議員。

7 番（山科春美議員） ありがとうございます。

4年たちまして、今度5名体制と、また保健師とかもいらっしゃるということで、すごく万全な体制になられて、より丁寧な対応ができるようになったということを聞きまして安心いたしました。これからもよろしく願いいたします。

やっぱりこの189ですね、児童相談所虐待対応ダイヤルとかの周知についても、いろいろ市報とか、またインターネットとか、LINEとかを通してやっているということですが、今後も本当に何かこの189に電話するということは、いざというとき電話するということは、連絡者や連絡内容に関する秘密も守られること、または匿名でも可能であるということも知らせながら、そういった事態が心配される場合には連絡できるような体制、そしてまた解決につながる相談体制も、本当に今後もまたよろしくお願いいたします。

それでは、最後の情報モラル教育についての再質問をさせていただきます。

情報モラル教育ということなんですけれども、友人関係とかがすごく何よりも大切な時期ではございますけれども、ふだん何げない行動が友人とのトラブルにつながる場合もあるわけですが、自分の嫌なことは人にはやっていけないとか成長とともに善悪を学ぶ機会があればいいなと思っておりますが、いろいろ本当に実際にトラブルがあったときの具体的な対応というのはどのように行っているかお聞かせください。

大町 淳学校教育課長 議長、大町 淳。

佐藤卓也議長 大町学校教育課長。

大町 淳学校教育課長 トラブルへの対応ということでございますが、学校内におきましてトラブルがあった場合には、関係する子供たちに話を聞きながら、まずは事実の確認をさせていただきます。その上で、子供たちが何が悪かった

のか、また今度はどうすればいいのか、ここを子供たちの言葉でしっかり考えさせるようなことを大切にしております。その言葉、子供の発した言葉を御家庭にもお伝えいたしまして、学校と家庭が連携しながら子供たちの情報モラルであるとか、また規範意識の醸成、これを連携しながら育むことをしております。

ただ、SNSのトラブルに関しましては、校内だけではなかなか収まらないような特徴もございます。市内の複数校にまたがって、または地区内の複数の学校にまたがるような事例でありますとか、また画像等が拡散するような事例もございます。そのような場合には、御家庭の御理解、御協力、御判断の下に警察への御協力をお願いするようなこともございます。

以上でございます。

7 番（山科春美議員） 議長、山科春美。

佐藤卓也議長 山科春美議員。

7 番（山科春美議員） 学校では解決できないことは、やっぱり警察とかそういったところにも相談するということも聞きました。少し本当に深刻になってきているんじゃないかなというふうに思っています。

先日、5月11日なんですけれども、新庄市更生保護女性会総会におきまして、管内の犯罪情勢と最新の防犯対策として、新庄警察署の生活安全課の方から講話を聞いてきました。その中で、少年たちのSNSのトラブルが今年になって多くなっているということをおっしゃっていて、学校でもトラブル防止の講話を行い、子供たちに注意喚起をしているというお話をされていました。

学校内にとどまらず、SNSを使い、さつき課長もおっしゃったように、他校の同級生ともつながっていて、いい関係ならよいのですが、あまり好ましくない関係でつながっているという事案も出てきているといった、そういったリアルなお話も聞きました。それが令和7年11月

頃から急激に増えてきていて、SNS事案のちょっと多発地域になってきているといったお話もあったので、こういった質問をさせていただいた理由でもあったんですけども、そうならないようにということなんですが、学校でも情報モラル教育を様々な形でされていますけれども、そのようなトラブルに子供たちが巻き込まれないように、学校側から地域でしていただきたいことなどがありましたら伺いたします。

大町 淳 学校教育課長 議長、大町 淳。

佐藤卓也 議長 大町学校教育課長。

大町 淳 学校教育課長 それでは、ただいまの御質問でございますが、先ほどの教育長の答弁にもございましたが、各学校では危機感を持って子供たちへの講演会等、関係機関と連携しながら行っております。また、4月のPTA総会の折に、既にPTAの方に関係機関の方の講話をいただいた学校もございます。ただ、子供たちの情報モラルや規範意識の醸成というのは、学校と家庭だけでも十分ではない面もあるかと思っております。

現在、学校では、ふるさと学習といたしまして、子供たちが地域に出向いたり、また地域の方に学校に来ていただいたりしながら様々な地域の方との触れ合い、関わりを進めておりますが、学校からの報告では、そういう地域の方から子供たちが褒めていただいたり認めていただいたりする中で、子供たちの自己有用感、これが大変育っているという報告がございました。子供たちの規範意識、情報モラル、その土台となるものは、この自己有用感であろうかと思っております。今後も、ぜひ地域の方にも、子供たち、また保護者の方とも関わっていただきながら、子供たちの自己有用感、そして規範意識の醸成にお力をお借りできれば大変ありがたいと思っております。

以上です。

7 番（山科春美議員） 議長、山科春美。

佐藤卓也 議長 山科春美議員。

7 番（山科春美議員） ありがとうございます。

今おっしゃったように、子供たち一人一人が頑張っていけるように、自分の力を伸ばしていけるように、地域としても、その自己有用感というのを育めるように、みんなでちょっと頑張っていきたいなというふうに改めて思いました。

結構、SNSにしても、物理的な技術の進歩がどんどん発達していて、ICTとか、メディアとか、AIとかいろんなものが発展していますけれども、やっぱりそれを使う人間の心というか、倫理観というか、道徳観が何かちょっと追いついていないような状況を感じております。今回3つの質問として共通している「人」についての質問がちょっと多かったんですけども、そういったすごく多様性のある時代ではあるんですけども、やっぱり地域の皆さんで協力して子供たちを守っていくとか、いろんな方々を守っていくように頑張っていきたいなと思います。

また、いろんな相談業務とか、尊いお仕事をされている市職員の方、市民団体の皆様とかもいっぱいいらっしゃるので、ボランティアをされている方もいらっしゃるので、本当に感謝したいなというふうに思います。

以上で質問を終わらせていただきます。

佐藤卓也 議長 ただいまから10分間休憩いたします。

午前10時50分 休憩

午前11時00分 開議

佐藤卓也 議長 休憩を解いて再開いたします。

高橋富美子議員の質問

佐藤卓也議長 次に、高橋富美子議員。

(15番高橋富美子議員登壇)

15番(高橋富美子議員) おはようございます。

一般質問3日目、2番目の質問となります、新政・結の会の高橋富美子でございます。通告に従いまして一括方式にて質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

今回は、健康寿命の延伸に向けて3点について質問をさせていただきます。

1点目に、高齢者肺炎球菌ワクチンの制度改正に伴う周知徹底と接種率向上について伺いたします。

高齢者において肺炎は、がんや心疾患と並び主要な死亡原因の一つであり、その多くを肺炎球菌感染症が占めています。

特に、65歳以上、中でも75歳以上の高齢者では、基礎疾患や免疫機能の低下によって重症化しやすいため、肺炎の予防対策の重要性は年々高まっています。

国は、これまで高齢者の肺炎予防対策として肺炎球菌ワクチンの定期接種制度を進めてきましたが、令和6年度、2024年度からは、定期接種の対象が満65歳の者に限定されました。これにより、従来の経過措置の対象者であった70歳、75歳などの対象者が制度から外れることとなり、より肺炎の罹患や重症化のリスクが高い高齢者の接種機会の減少や接種率の低下が懸念されています。

また、本年4月からは、定期接種に使用できるワクチンが23価の多糖体ワクチンから20価のPCVと呼ばれる結合型ワクチンへ変更されました。

結合型ワクチンは、従来のワクチンよりも優れているとされ、国としても高い予防効果と費用対効果を評価しています。

こうした制度変更を踏まえ、本市として高齢者の肺炎予防をどのように進めていくのかをお

伺いします。

①本市における過去3年の高齢者肺炎球菌ワクチンの定期接種率の推移をお伺いいたします。

②2026年4月からの定期接種ワクチンの変更に伴い、対象となる高齢者や地域医療機関に対し、どのような周知を行っているのでしょうか。

③定期接種の対象期間65歳の1年間に接種できなかった方や再接種を希望する方、ハイリスクな高齢者に対し、任意接種の費用を一部助成するなど本市独自の支援策を導入する考えはないか見解を求めます。

次に、2点目に、市民のニーズに応える乳がん検診の選択肢拡大と新たな検査手法の周知徹底について伺いいたします。

乳がんは、日本人女性の9人に1人が罹患し、年間約1万5,000人の方が亡くなられています。ほかの病気と同様に検診などで早期発見し治療すれば、乳がんで亡くなることは防ぐことができます。

そこで、①本市における乳がん検診の受診率の現状をお伺いいたします。

また、マンモグラフィー検査においては、胸を強く挟まれる激しい痛みや不快感が挙げられています。これらがハードルとなり、受診をためらったり敬遠してしまう市民が地域に多く存在すると推測されます。こうした痛みなどを理由とする潜在的な受診敬遠層の声をどのように把握し認識されているか、お伺いいたします。

②日本人女性の約4割に該当する高濃度乳房の場合、マンモグラフィーの画像では乳腺も白く写ってしまうため、がんが存在しても見落とされるリスクが医学的に指摘されています。自分の乳房がこのタイプであるかを知ることが、適切な検診プランを選ぶ上で極めて重要ですが、多くの市民にはまだ伝わっていません。本市では、検診対象者に対し、この高濃度乳房のリスクや特徴について、どのような注意喚起や周知を行っているのか、お伺いいたします。

③無痛MRI乳がん検診が全国で注目をされています。この検査は、乳房を圧迫しないため、完全に無痛であり、被曝もありません。さらに乳腺の密度に影響されないため、高濃度乳房でも極めて高い発見率を誇ります。現在は全額自己負担ではありますが、痛みが嫌で検診に行けない人にとって、これは命を守るための重要なもう一つの選択肢です。市民が自分の体質やニーズに合わせて適切な検診を比較し、自ら選ぶことができる環境をつくるべきと考えます。検診の案内チラシやホームページ等において、全額自己負担にはなるが痛みのない無痛MRI乳がん検診という新たな選択肢が受診可能であるという旨を明確に掲載し、周知を徹底すべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

3点目にがん予防対策の強化と男性へのHPVワクチンに対する費用の助成について。

がんは、死因の第1位であり、国民の2人に1人が生涯のうちにがん罹患する時代を迎えています。本市にとっても、市民の生活と健康を守り、健康寿命を延伸することは、福祉・保健行政における最重要課題の一つであると考えます。

がん対策の基本は、生活習慣の改善等による一次予防と検診による早期発見・早期治療にあります。しかし、コロナ禍以降、がん検診の受診率は全国的に伸び悩んでおり、本市においても、受診率をさらに引き上げるための積極的な取組が必要ではないでしょうか。

①男性の中咽頭がんをはじめとするHPV関連がんの現状と本市におけるがん予防、一次予防の重要性に対する認識についてお伺いいたします。

②これまでHPVは、子宮頸がんの原因として女性の課題と捉えがちでした。しかし、HPVは男性にとっても生活の質を著しく落とす尖圭コンジローマのほか、肛門がん、そして何より中咽頭がんの重大な原因になることが分かっ

てきています。

国立がん研究センター等の統計によれば、日本国内の中咽頭がんはここ数十年で約2倍に増加しており、その中咽頭がんの約半数から6割近くがHPV感染に関連していると報告されています。男性がワクチンを接種することは、男性自身の命を守る疾病予防になるだけでなく、パートナーへの感染防止を可能にし、社会全体での集団免疫を獲得して子宮頸がんなどの根絶を加速させるという極めて高い公共の利益を持っています。世界保健機構や主要7か国の多くでは、既に男女共同での公的接種が標準となっております。しかし、日本では、男性への接種はいまだ全額自己負担の任意接種にとどまっています。

現在、国でも男性への定期接種化に向けた議論が進められていますが、南陽市をはじめ、全国の多くの自治体が少子化対策や次世代への健康投資という点から独自に男性へのHPVワクチン接種費用の助成を次々に開始しております。

市民の命を守るため、本市においても導入すべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

以上、よろしくお伺いいたします。

山科朝則市長 議長、山科朝則。

佐藤卓也議長 山科市長。

(山科朝則市長登壇)

山科朝則市長 それでは、高橋議員の御質問にお答えします。

初めに、高齢者肺炎球菌ワクチンの変更に伴う周知と接種率向上についての御質問にお答えをいたします。

本市における高齢者肺炎球菌ワクチンの定期接種率につきましては、令和6年度は21.6%、令和7年度は29.4%と、7.8ポイント上昇しております。

次に、本年4月からの定期接種ワクチンの変更に係る周知についての御質問であります。昨年度中に65歳になった方で、66歳になる前の

対象市民のうち、未接種の方に対し個別に通知し、周知を行ったところであります。また、3月末までに市内委託医療機関に対し、ワクチン変更に関する資料とともに、助成額の変更についても周知を行っております。

次に、予防接種に対する助成についての御質問であります。高齢者肺炎球菌感染症予防接種は、予防接種法及び予防接種法施行令において定期予防接種のB類疾病として定義され、接種を受ける法律上の義務はなく、かつ自らの意思で接種を希望する者のみに接種を行うものであります。現在のところ、接種の助成については考えておりませんが、引き続き、他市の状況や国の動向を注視してまいります。

次に、乳がん検診の選択肢拡大と新たな検査手法の周知についての御質問にお答えをいたします。

初めに、受診率やマンモグラフィー検査の受診を敬遠している方の把握についての御質問であります。本市で実施している乳がん検診につきましては、40歳以上の女性の方を対象に2年に1回助成を行っております。受診率は、令和6年度が19.2%、令和7年度は19.7%でありました。未受診理由の詳細な内容については把握していないものの、マンモグラフィー検査に伴う痛みや被曝への不安が一定数あるものと捉えております。

次に、高濃度乳房についての御質問であります。マンモグラフィー検査では、乳房の病気は白く写ることが多く、高濃度乳房では白い乳腺の陰に病気が隠れることがあり、がんが見つかりにくいと考えられております。そのため、高濃度乳房をはじめとした乳房構成について正しい情報を提供するとともに、乳房を意識する生活習慣の推進を図ってまいります。

次に、無痛MRI乳がん検診についての御質問であります。乳房を圧迫することがなく、痛みを伴わない検査として実施可能な医療機関

が県内に数か所あると認識しております。

本市の乳がん検診につきましては、マンモグラフィー検査を実施しておりますが、40歳代の方は乳房超音波検査も追加可能となっております。そのため、御本人が正しい情報を得た上で、自身の希望に合わせて乳がん検診の種類を選択することができるよう周知を行ってまいります。

次に、がん予防対策強化と男性へのHPVワクチンに対する費用の助成についてお答えいたします。

HPV感染は、子宮頸がん以外に、中咽頭がん、肛門がん、膣がん、外陰部がん、陰茎がんの原因になることが知られており、中咽頭がんは子宮頸がんを除くHPV関連がんでも罹患数が多く、増加傾向にあります。そのため、HPV感染と関連がんにおける周知を図り、HPV関連がんへの理解促進を図る必要性があると考えております。

男性へのHPVワクチンの任意接種費用の助成導入につきましては、国の定期接種化に向けた制度改正や費用対効果及び財政負担等を踏まえ、他自治体の状況も参考に研究してまいります。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

15番（高橋富美子議員） 議長、高橋富美子。

佐藤卓也議長 高橋富美子議員。

15番（高橋富美子議員） 御答弁ありがとうございました。

それでは、再質問をさせていただきます。

初めに、高齢者肺炎球菌ワクチンの制度改正に伴う周知徹底と接種率向上についてお伺いします。

定期接種率を先ほど伺いまして、20%台だということは、約80%の方が未接種のまま接種機会を失っていることが分かりました。本市では対象年齢の未接種の方に個別通知で接種の勧奨を行っているとの市長の答弁でしたが、そのほか接種率向上に向けての具体的な取組等があれ

ばお伺いいたしたいと思います。

高橋智江健康課長 議長、高橋智江。

佐藤卓也議長 高橋健康課長。

高橋智江健康課長 接種率向上に向けての具体的な取組について御質問いただきました。

本市におきましては、議員おっしゃったとおり、個別通知を行っておりまして、またさらに市内委託医療機関に高齢者肺炎球菌ワクチンの定期接種のポスターを配付いたしております。

また、接種を受けるかどうかというのは、予防接種法に基づくB類の定期接種としておりますので本人の判断に委ねられておりますけれども、積極的に勧奨するということは、2回も3回も送っているわけではございませんけれども、対象となる方がワクチンの効果や副反応などの情報を適切に理解した上で接種の判断ができるよう個別通知に説明文を同封したり、ホームページなどで周知を図っておりますので、よろしくお伺いいたしたいと思います。

15番（高橋富美子議員） 議長、高橋富美子。

佐藤卓也議長 高橋富美子議員。

15番（高橋富美子議員） ポスターを掲示されたり、様々な取組をされているとのことでした。

ホームページにも掲載はされていましたが、もう少し詳しく今までの制度の改正についてとか掲載してほしいなと思うんですが、この点いかがでしょうか。

高橋智江健康課長 議長、高橋智江。

佐藤卓也議長 高橋健康課長。

高橋智江健康課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

より分かりやすくホームページのほうを改善していきたいと考えておりますし、また個別通知のほうには記載しておるんですけれども、ワクチンの種類が変わったということをホームページのほうには周知しておりませんでしたので、そちらのほうも加えながら改善に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

15番（高橋富美子議員） 議長、高橋富美子。

佐藤卓也議長 高橋富美子議員。

15番（高橋富美子議員） よろしくお伺いいたします。

また、ホームページとか御覧になれない方もいらっしゃると思います。この改正などについては、市報やお知らせ版での周知徹底などは考えていらっしゃるいませんか。

高橋智江健康課長 議長、高橋智江。

佐藤卓也議長 高橋健康課長。

高橋智江健康課長 お知らせ版等での周知について御質問いただきました。

今年度は広報しんじょうの9月号にて広報する予定でございますので、もう少々お待ちいただければと思います。よろしくお伺いします。

15番（高橋富美子議員） 議長、高橋富美子。

佐藤卓也議長 高橋富美子議員。

15番（高橋富美子議員） 9月号ということで、しっかりと内容をお願いしたいと思います。

あと、定期接種者の方への個別通知は、どの時点で発送されているのか、その点お願いしたいと思います。

高橋智江健康課長 議長、高橋智江。

佐藤卓也議長 高橋健康課長。

高橋智江健康課長 個別通知の通知時期の御質問をいただきました。

こちらにつきましては、助成の期間が65歳の誕生日の前日から66歳の誕生日の前日ということとありますので、誕生月の月末に個別の通知を発送しております。

なお、何で月末なんだと思ったかと思われまうけれども、一応誕生月の上旬とかに発送してしまいますと、先ほど言いました助成期間の対象外にフライングで受けてしまいかねないというようなおそれもあるかと判断いたしまして、誕生月の月末のほうに送付させていただいております。

以上です。

1 5 番（高橋富美子議員） 議長、高橋富美子。

佐藤卓也議長 高橋富美子議員。

1 5 番（高橋富美子議員） その際に見落としを防ぐため、きめ細やかな配慮が必要だと思うんですが、その個別通知の中には予診票とか一式も入っているのでしょうか、お願いします。

高橋智江健康課長 議長、高橋智江。

佐藤卓也議長 高橋健康課長。

高橋智江健康課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

個別通知の中には予診票も含まれております。以上です。

1 5 番（高橋富美子議員） 議長、高橋富美子。

佐藤卓也議長 高橋富美子議員。

1 5 番（高橋富美子議員） ありがとうございます。

次に、呼吸器疾患や心臓疾患などの基礎疾患を持つ60歳から64歳の方も定期接種の対象となるため、ハイリスク者への周知強化についてはどのようになされておりますか、お願いします。

高橋智江健康課長 議長、高橋智江。

佐藤卓也議長 高橋健康課長。

高橋智江健康課長 ハイリスク者の方への周知についての御質問をいただきました。

60歳以上65歳未満の方で呼吸器や心臓などに障害のある方への周知につきましては、ホームページに掲載しているほか、市内の委託医療機関に肺炎球菌ワクチンの予防接種のポスターを配付しておると先ほどもお伝えいたしましたけれども、その中に助成対象者として記載されておりまして、その場で主治医の先生と相談していただけるように、ポスターの掲示を依頼し周知を図っておるところでございます。

今後も、ハイリスクの方で接種を希望する方が適切な時期に接種を受けられるよう、機会の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

1 5 番（高橋富美子議員） 議長、高橋富美子。

佐藤卓也議長 高橋富美子議員。

1 5 番（高橋富美子議員） 徹底をされているということで、承知しました。

あと、先ほど定期予防接種B類のため、希望者がこれは接種を行うものなので、市独自の助成は考えていないとの市長の答弁をいただきました。

庄内町では満65歳以上の方、または1回目の接種から5年以上経過している方に2,000円の助成を行っています。高齢者の経済的負担を軽減し、接種率を向上させるためにも、市独自の公費助成を検討していただけないでしょうか、再度お伺いいたします。

高橋智江健康課長 議長、高橋智江。

佐藤卓也議長 高橋健康課長。

高橋智江健康課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

県内において、庄内町のほうでそういう助成を行っているということは、認識はしております。ただ、市長答弁にもありましたように、現時点では、独自の助成の予定はございません。まずは、法定の接種希望対象者が確実に接種機会を得られるよう周知や接種体制の確保に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお伺いいたします。

以上です。

1 5 番（高橋富美子議員） 議長、高橋富美子。

佐藤卓也議長 高橋富美子議員。

1 5 番（高橋富美子議員） 肺炎予防は、単なる個人の疾病予防のみならず、医療費や介護保険給付費の抑制にもつながる重要な施策であると考えます。例えば、数年間の時限的な措置でも十分かと思いますので、前向きな御検討をお願いいたします。

次に、市民のニーズに応える乳がん検診の選択肢拡大と新たな検査手法の周知徹底についてお伺いいたします。

乳がん検診の受診率ですが、令和6年19.2%、令和7年19.7%ということでありましたが、この数値には、協会けんぽとか共済等の乳がん検診を受けている方の数は入っていないのでしょうか、お願いします。

高橋智江健康課長 議長、高橋智江。

佐藤卓也議長 高橋健康課長。

高橋智江健康課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

先ほど市長が答弁しました数字の中には、社会保険で受けられている方や共済で受けられている方などの数字は把握しておりませんので、あくまでも市の検診で受けられた方の割合ということになっております。

以上です。

15番（高橋富美子議員） 議長、高橋富美子。

佐藤卓也議長 高橋富美子議員。

15番（高橋富美子議員） そうしますと、この数値より上がっているのかもしれないということだと思います。

それで、受診率向上に向けて、さらなる取組、何かお考えであればお伺いしたいと思います。

高橋智江健康課長 議長、高橋智江。

佐藤卓也議長 高橋健康課長。

高橋智江健康課長 受診率向上に向けたさらなる取組についての御質問をいただきました。

乳がん検診対象の方で申込みをしていない方には検診の案内を個別に通知しておるところでございます。

また、国保の加入手続で健康課の窓口にいらっしゃった方につきましては、乳がん検診だけではないんですけれども、検診の勧奨を行っているということでございます。

以上です。

15番（高橋富美子議員） 議長、高橋富美子。

佐藤卓也議長 高橋富美子議員。

15番（高橋富美子議員） やはりまだまだ受診率が低いのではないかなと思います。全国的に

も50%から60%を目指しているようなので、本当に様々なことで大変だとは思いますが、受診率向上に向けて今後さらなる取組をお願いしたいと思います。

それから、検査結果から高濃度乳房を通知していただくことはできないのでしょうか、お伺いします。

高橋智江健康課長 議長、高橋智江。

佐藤卓也議長 高橋健康課長。

高橋智江健康課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

今現在検診センターのほうで受けている市の検診では、高濃度乳房についての通知は行っておりません。高濃度乳房の通知を例えば仮に行ったとして、高濃度乳房というのは病気ではなく身体的な特徴のため、該当者への通知は今現在行っておりませんけれども、通知に関しましては、受診者の自己決定を支援する観点からは重要であるとは認識しておりますが、一方で、通知された場合、過度な不安を招くおそれもあることから該当者への通知は行っていない状況です。

高濃度乳房の通知ではなくて、乳房構成についての情報提供には今後努めてまいりたいと考えております。

以上です。

15番（高橋富美子議員） 議長、高橋富美子。

佐藤卓也議長 高橋富美子議員。

15番（高橋富美子議員） 分かりました。

身体的特徴、また過度な不安を防ぐために通知はしていないということでした。

次に、乳がん検診を選択できるように周知を行うとの先ほど答弁をいただきました。一人でも多くの方に知ってもらい、検診に足を運ぶことが命を守ることにつながると確信します。

先月、無痛MRI乳がん検診を実施している庄内余目病院を訪れ、現場の取組や課題について視察をしてまいりました。

MR I 機器の使用や読影体制、治療機関との連携など、慎重に体制を整えた上で実施されているとのことでした。

検査費用はマンモグラフィー検査より高額であり、現在は自由診療として実施をされており、受診者自身が選択して受ける形となっております。高額ではありますが、これまでの乳がん検診に抵抗感のあった方への新たな選択肢となる可能性を感じてきました。市民の皆様へ適切に周知していただき、理解を深めていただければと思っております。

最後になります。

がん予防対策の強化と男性へのHPVワクチンに対する費用助成について、男性へのHPVワクチン接種の周知について、どのようにされているかお伺いしたいと思います。

高橋智江健康課長 議長、高橋智江。

佐藤卓也議長 高橋健康課長。

高橋智江健康課長 男性へのHPVワクチンの周知について御質問をいただきました。

HPVワクチンは、男性の肛門がんや尖圭コンジローマに対する効果が承認されており、またパートナーを守る間接的な効果があるということも承知しておりますので、男性に対しての周知も必要であると認識はしております。

具体的な周知の取組といたしましては、今まではあまりしてこなかったところではありますが、今年度、夏休みなどの長期休みの前に、市独自に、男女に関するHPVワクチンについてのチラシを学校を通して御家庭に配布させていただきたいと考えており、それでもって生徒本人及び保護者様への周知に努めたいと考えておるところでございます。

以上です。

15番（高橋富美子議員） 議長、高橋富美子。

佐藤卓也議長 高橋富美子議員。

15番（高橋富美子議員） 今年度に、また新たな取組として、男女にHPVワクチン接種につ

いてのチラシ等を学校を通して保護者の皆様にもということをお話をいただきまして、また何というか御家庭の中でも、ワクチンの接種についての話合いが子供たちと進んでいかれるのではないかなと感じたところです。新たな取組をありがとうございます。

それから、男性への任意接種費用の助成について、昨年12月にも一般質問をさせていただきまして、市長答弁は今後の国の動向を見てとのことでありました。このたびも同様の御答弁をいただきました。

本当に先ほどからも言っておりますが、男性のHPVワクチン接種は、自分を守るためだけでなく、パートナーを守ることもあります。全額ではなくても、まずは1回当たり1万円などの一部助成や対象年齢を絞っての検討はできないものでしょうか、再度お伺いいたします。

高橋智江健康課長 議長、高橋智江。

佐藤卓也議長 高橋健康課長。

高橋智江健康課長 男性への接種の助成について御質問いただきました。

重要度は重々認識しておりますけれども、今国のほうでは定期接種に向けた検討を行っておりますので、そちらのほうの動向を見ながら対応を検討してまいりたいと思います。よろしくお願ひいたします。

15番（高橋富美子議員） 議長、高橋富美子。

佐藤卓也議長 高橋富美子議員。

15番（高橋富美子議員） 分かりました。

男性側の意見としてというか、市長に御答弁をいただきたいと思いますのですが、そういった助成についてとか、HPVワクチンの接種の周知とか、様々男性目線でどのように捉えられているのか、再度お願ひしたいと思います。

山科朝則市長 議長、山科朝則。

佐藤卓也議長 山科市長。

山科朝則市長 ありがとうございます。

私市長という立場をお預かりしていて、この

ジェンダーフリーの時代に、男性目線とか女性目線というのはないというふうに改めて申し上げておきたいと思います。

その上で、先ほど課長が答弁したとおりでありまして、確実にパートナーを守るだとか、いろんな効果があるということは存じ上げておるわけでありますけれども、国の動向を注視するというふうなこと、さらには費用の問題もありますので、その辺のところを勘案しながら積極的に検討してまいりたいとは思っているところでございます。

以上です。

15番（高橋富美子議員） 議長、高橋富美子。
佐藤卓也議長 高橋富美子議員。

15番（高橋富美子議員） そうですね、本当にジェンダー、大変すみませんでした。

ダイバーシティという観点からも、本当に男女平等で、ますますこの健康長寿に向けて頑張ってまいりたいと思いますので、今後とも御指導よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

佐藤卓也議長 ただいまから1時まで休憩いたします。

午前11時38分 休憩

午後 1時00分 開議

佐藤卓也議長 休憩を解いて再開いたします。

鈴木法学議員の質問

佐藤卓也議長 次に、鈴木法学議員。

（8番鈴木法学議員登壇）

8番（鈴木法学議員） 6月定例会、一般質問3日目、3番目に質問いたします、新政・結の会、議席番号8番鈴木法学です。どうぞよろし

くお願いいたします。

それでは、通告に従いまして、計4項目、一括方式で質問させていただきます。

最初に、項目1、商工業の育成・支援についてです。

若い世代が挑戦し活躍できるまちに、令和8年度の主要事業のチャレンジ創業・若者創業支援事業と中心市街地活性化事業は、若者たちの地元定着の促進はもちろん商店街の活性化に大きな寄与になると注目しています。今、まちに必要なのは、若い力と新たな活気です。新たな活気を生み出す仕組みづくりを官民相互で話し合い、情報を共有し、これからの中心市街地をどのように再生し、活性化させていくのか、本気で考え、取り組んでいかなければなりません。

それを踏まえまして、①第5次新庄市総合計画の位置づけで、商工業の育成・支援となるこれらのソフト事業を踏まえ、市長自身のこれからの商店街に望む思いとビジョンをお聞きます。

②市中心部の空き店舗などを活用し、起業や出店を目指す方を支援するチャレンジショップ整備事業について、どのような場所を選定・整備し、準備を進めていますか。既に実施している例、今後展開していく予定を教えてください。

次に、項目2、観光誘客と情報発信について。

①議会だより第172号の表紙を飾ったのは、新庄ふるさと歴史センター内に展示されている新庄まつりの山車です。こちらですね。この表紙の写真撮影を行った日は、酒田港に寄港した大型クルーズ船ウエステルダムのツアー客が来訪し、110名もの外国人旅行者の皆様を歴史センターでお迎えしたときでした。

歴史センターでは、今春から秋にかけ、このウエステルダムをはじめ、ダイヤモンドプリンセスなどのクルーズ船のツアー客を受け入れる準備をしているようです。

酒田港には外航・内航合わせて本年度23回ほ

どのクルーズ船の寄港が予定されていると聞いていますが、それらに対応、用意している市内のオプションツアーを伺います。

②8月には、夏巡業大相撲新庄場所や新庄まつりと、大きなイベントや祭りを控えております。開催時期に訪れる観光客や関係者の方々が市の地域情報を知るためには、どのような情報媒体の利用を想定していますか。

次に、項目3、部活動の地域展開について。

部活動の地域展開に関する地域クラブの認定制度説明会が3月25日に行われました。制度の内容や認定の要件など説明があり、新庄市認定地域クラブ活動と認定されるための申請は4月1日から受付を開始し、4月15日を一次締切りとしました。

①4月末に新庄市認定地域クラブ活動としての認定・審査・決定をすると説明がありましたが、決定通知のお知らせはどのようになっていますか。

②認定地域クラブへの財政支援は今後どのようなスケジュールで行われるか伺います。また、財政支援の見込み総額はどの程度でしょうか。

③休日の地域クラブ活動は学校の部活動とは異なり、社会教育活動の一環となると認識しておりますが、学校教育運営との連携はまだ必要との市民の声が多いようです。この件に関しての教育長の見解を伺います。

次に、項目4、学校区統合についてです。

今年3月に学校区統合に関する説明会が行われ、4月に第1回三校交流学习が新庄小学校で行われました。

令和9年度からの新庄小、本合海小、升形小の3校、また、新庄中、八向中の2校の統合に向けた様々な準備や検討、交流学习などが実施されているようです。

①といたしまして、三校交流学习の中で、保護者はどう関わっていくのか伺います。

②統合に向けた準備委員会や専門部会の中で

協議されている今年度中に解決したい重点課題と課題解決に向けた取組を伺います。

以上、計4項目についての御答弁のほう、よろしく願いいたします。

山科朝則市長 議長、山科朝則。

佐藤卓也議長 山科市長。

(山科朝則市長登壇)

山科朝則市長 それでは、鈴木議員の御質問にお答えいたします。

部活動の地域展開及び学校区統合につきましては、質問につきましては、教育長が答弁しますので、よろしくお願いします。

初めに、商工業の育成・支援についての御質問であります。第5次新庄市総合計画では、若い世代が地元で挑戦し、働き、暮らし続けられる環境づくりを重要な施策として位置づけております。

現在、中心市街地では空き家、空き店舗の増加や人の流れの変化などにより、以前と比べて環境が大きく変容しております。そのような中で、新庄市産業振興ビジョンにおきましても、若者がやりたい、やりがいのある職場や仕事の創出を重要な視点として掲げており、若い世代による新たな創業やチャレンジが、まちに新しい活気と人の流れを生み出す大きな力になるものと考えております。

チャレンジ創業・若者創業支援事業や中心市街地活性化事業につきましては、単に店舗を増やすだけではなく、若い世代が地域と関わりながら自らのアイデアや思いを形にできる環境づくりにつなげていくことが重要であると認識し、事業化したものであります。

また、商店街につきましても、人が集い交流し、新たな挑戦が生まれるまちの拠点として官民が将来像を共有しながら再生と活性化に取り組んでまいります。

次に、チャレンジショップ整備事業についての御質問であります。中心市街地の空き店舗

を活用し、創業や新規出店に挑戦しやすい環境を整備するものであります。

現在、駅前エリアの物件を選定し、出店者の公募に向けた準備を進めております。出店事業者の選定後は、関係機関と連携しながら創業相談や情報発信などの伴走支援を充実させ、若者の新たな挑戦を後押しするとともに、中心市街地のにぎわい創出につなげてまいりたいと考えております。

いずれの事業におきましても、新たに取組を開始したものでありますが、事業を進めながら、さらに課題を整理し、今後の事業展開や対象エリアの拡大についても検討してまいります。

次に、観光誘客と情報発信についての御質問にお答えをいたします。

まず、酒田港に寄港するクルーズ船に対応した市内のオプションツアーについての御質問であります。現在、酒田港へ寄港するクルーズ船の乗客の皆様には、新庄ふるさと歴史センターへの立ち寄りを中心に受入れを行っております。

歴史センターは新庄まつりの山車展示や紹介映像の上映に加え、浴衣やはっぴの着用体験、記念撮影、物産販売などを実施しており、本市の歴史や文化を体感していただく機会となっております。

先日寄港した大型クルーズ船ウエステルダムのツアーにおいても、多くの外国人旅行者の皆様にお越しいただき、新庄まつりをはじめとした地域文化に高い関心を寄せていただいたところであります。

一方で、現時点では本市独自のオプションツアーとしての造成をされているものはなく、ツアー内容や立ち寄り先、滞在時間等につきましては、クルーズ船と提携したツアー会社側が設定している状況であります。

こうした中、山形県では、県内各地の観光施設等を立ち寄り候補として定期的にツアー会社

に提案しており、本市としても、関係機関と連携をしながら誘客に努めてまいります。

また、本年度は、外国語ガイド団体、おもてなしレディースがインバウンド向け体験メニューの開発に取り組んでおります。

今後も、本市ならではの歴史・文化・食などの魅力を生かした受入れメニューの充実を図り、より楽しんでいただける観光コンテンツの提案をしていけるよう検討を進めてまいります。

次に、本市を訪れる観光客や関係者の方々が地域情報を取得できる媒体についての御質問ありますが、現地案内拠点といたしましては、新庄駅併設のゆめりあ内に観光案内センターがあり、市内のほか最上地域全体のパンフレットの配布や常駐ガイドによる対面案内が行われております。

さらに、歴史センターでは、新庄まつりの山車展示と併せて周辺観光情報を紹介しております。

デジタル情報源といたしましては、市ホームページの観光サイトにおいて、新庄まつりの概要やアクセス、宿泊、周辺観光を発信しているほか、新庄観光デジタルマップでは、祭り当日の山車の位置を確認できる機能や店舗、観光スポットを地図上で探せる仕組みの整備を進めております。

さらに、市公式LINEでは、チャットボットの対話形式で観光情報を提供する仕組みがあり、時間帯を問わない案内体制を強化しております。

今後とも、効果的な情報発信となるよう、媒体や発信対象について研究しながら充実を図ってまいります。

以上、壇上からの答弁といたします。

津田 浩教育長 議長、津田 浩。

佐藤卓也議長 津田教育長。

津田 浩教育長 それでは、部活動の地域展開についての御質問にお答えいたします。

初めに、地域クラブ活動の認定につきましては、4月15日を一次締切りとして申請を受け付け、提出書類の確認及び審査を行い、4月末日までに認定する計画で進めてまいりました。

現在、申請いただきました書類の審査作業等に時間を要しており、認定の決定には至っておりません。そのため、申請された地域クラブの皆様には遅延のおわびと6月中旬までに認定を決定し改めて通知を行う旨の連絡を差し上げたところであります。

次に、認定地域クラブへの財政支援につきましては、新たに創設された国の補助制度を活用し、今定例会において総額約830万円の補正予算を計上しております。

今後のスケジュールにつきましては、本補正予算を御可決いただいた後、認定地域クラブに対し、補助金申請のための説明会を開催し、交付申請手続等を経て、夏頃を目途に補助金交付を予定しております。

今後も、持続可能な地域クラブ活動の環境整備に向け、必要な予算確保に努めてまいります。

次に、部活動の地域展開につきましては、学校部活動とは異なり、学区を越えて活動している地域クラブも多数あることから、地域が主体となる社会教育活動として進められるものでございます。

その一方で、活動の主体が地域に移行した後におきましても、子供たちの健全育成という目的は学校教育と共通するものであり、学校と地域クラブとの適切な連携は重要であると認識しておりますので、今後とも、地域全体で子供たちを支える体制づくりに努めてまいります。

次に、学校統廃合についての御質問にお答えいたします。

初めに、交流学習と保護者との関わりについてでございますが、現在、集合型の交流学習を小学校では年5回、中学校では年3回予定しております。その際、保護者の方にも御案内し、

子供たちの交流の様子を参観していただく予定としております。

また、PTA統合検討部会の中で、交流学習に参加した保護者同士で意見交換等ができないかという意見もいただいておりますので、どのような形での交流ができるか検討しているところでございます。

次に、今年度中に解決したい重要課題と課題解決に向けた取組についての御質問でございますが、統合した際に、子供たちが安心して学校生活を送ることが最優先であると考えております。その中で、制服や指定かばんの準備、スクールバスの運行などが課題として残っております。

また、教育内容として、八向地区の文化等を統合後の小中学校で教材としてどのように扱っていくのか、検討もしているところでございます。

いずれにしても、子供たちや保護者、地域の方の声を丁寧にお聞きした上で、各専門部会で協議し、準備委員会で広く意見をいただきながら対応を検討してまいります。

以上でございます。

8 番（鈴木法学議員） 議長、鈴木法学。

佐藤卓也議長 鈴木法学議員。

8 番（鈴木法学議員） 一通りの答弁をいただきました。

まず、項目1の商工業の育成・支援、①に関してです。

市長からこれからの商店街に対する思いやビジョンをお聞きしました。ぜひ、その思いを地域の皆様と共有しながら具体的な取組につなげていただきたいと思います。と思っております。

私、商店街は単なる商業の場所ではなく、市民同士の交流や地域文化を育むコミュニティーの核であると考えております。人口減少や消費行動の変化などにより、商店街を取り巻く環境は厳しさを増しておりますが、一方で、商店街

は、新庄市の魅力やにぎわいを発信する重要な拠点であり、特に駅前商店街は、市内外の方々に新庄市の第一印象を与える本市の顔とも言える存在です。将来にわたり持続可能な商店街を次世代へ引き継いでいくためには、その目指す姿を明確にし、関係者が共通の方向性を持って取り組むことが重要であると感じております。

そこで、伺います。

駅前商店街を中心とした本市の顔づくりを進めるため、商店街活性化に向けた基本構想や計画の策定について、市としてどのように考えておられるでしょうか。

また、その推進役となります商工観光課として今後どのような姿勢で取り組まれるのか、課長の所見と意気込みをお聞かせいただければと思います。

高橋 潤商工観光課長 議長、高橋 潤。

佐藤卓也議長 高橋商工観光課長。

高橋 潤商工観光課長 今議員がおっしゃったように、中心市街地というのは顔であるといいですか、外から来たお客様にとっては新庄市の第一印象に今議員おっしゃいましたけれどもなるでしょうし、住んでいる住民にとっては一つのシビックプライドに関わるイメージにつながるもの、つながる場所であるというふうに思います。

人口減少・少子高齢化というふうな課題を踏まえたときに、本定例会でも何度となく話題となっておりますが、若年者の地元回帰というふうなところにも関わってくる重要な部分であるというふうに思っております。

ただ、これから人的、また経済的にも支援が厳しい行政運営を踏まえたときに、市役所だけで何かやっていけるのかというふうなところも非常に課題が多いというふうにも考えており、例えば駅前であれば、駅前の方々の関わりというものが参画をしていただきながら進めていくということが最も有効な方法なのではないかな

というふうに考えております。

現在、本年度予算に係る予算が計上されておりますけれども、駅前商店会の皆様と市との懇談会といいますか、活性化に向けた協議会と申しますか、そういった協議を進めているところでございまして、駅前の方々からこういった整備、こういった手法はいかがかというふうな提案をいただいたというふうな状況にございます。

それについて、市のほうで、関係課でその内容を共有し、今後、それに市として考えている行政課題、例えば空き店舗の対策とか、そういったものも協議の議題に、まないたにのせながら協議を深めていく必要があるのではないかなというふうに考えております。

今年度の予算の中で、地域活性化起業人という国の制度を使って専門家の方をお招きをして、その協議が円滑に進むように協力をいただくというふうなことになっておりますので、まずはお互いの見ている方向性であったり、詳細な内容であったり、その辺の意識共有をさせていただきながら、お互いにとって、より成果を高められるような手法はどんなことなのかというふうなことの整理を進めながら、これからの整備方針の計画といいますか、整備の方針について決めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

8 番（鈴木法学議員） 議長、鈴木法学。

佐藤卓也議長 鈴木法学議員。

8 番（鈴木法学議員） 課長のほうから現状を踏まえた今後のお話をいただきました。

駅前を中心とした地域住民の方々とお話ししながら、ぜひ協力の上、引き続きよろしく願いします。

あと、今お話しありました、②のほうに移るんですけども、私のほうでもちょうど1年前ですけれども、空き店舗等出店支援事業についての一般質問をさせていただきました。

その際に、単に出店費用の補助額を引き上げ

てほしいという趣旨で私がお願いしたわけではなくて、これまでの事業の成果や課題を十分に検証した上で、新庄市の地域性に合った施策内容を、新たな視点、切り口による創業支援の在り方を検討したらどうかというところで提案させていただきました。

そして、今年度、新たにチャレンジ創業・若者創業支援事業が打ち出されたことに関して本当にありがたいなと思っております。

これは、空き店舗対策や空き家対策といった課題解決系の発想を出発点とするものではなくて、若者の挑戦を応援して地域に新たな活力を生み出すという前向きな視点に沿ったものではないかなと思っております。

実際に今新庄の駅前のようにチャレンジショップがございまして、今準備しているものがございまして、そこに新庄市は若者のチャレンジを応援しますと、すごく力強いメッセージが掲示されております。これは、市内の若者はもちろん、市外から新庄を目指す人たちに対しても、挑戦するなら新庄という力強いメッセージになるのではないかなと思っております。

私は、この事業が単なる創業支援にとどまらず、若い世代が挑戦し、活躍できるまちであることを市内外に発信する絶好の機会になると期待しております。

さて、再質問になりますが、こちらのチャレンジショップの店舗賃貸料などを見させていただきましたが、現在駅前店舗の1店舗分の予算でないかなと思っております。

ぜひ、この取組を単年度、単店舗で終わらせることなく、もちろん事業成果を検証しながらになりますが、各商店街の展開も含めまして継続・拡充を検討していただきたいと考えますが、どうでしょうか。

高橋 潤商工観光課長 議長、高橋 潤。

佐藤卓也議長 高橋商工観光課長。

高橋 潤商工観光課長 チャレンジショップの御

質問でございました。

今、議員から御指摘ありましたように、現在駅前に店舗を借りまして、チャレンジショップの周知内容、チャレンジショップということが周知できるような状態で、今前を通った方が見ていただくと、ここがチャレンジショップなんだということが分かるような状態にしております。

そちらにつきましては、現在修繕中でありまして、間もなく修繕終了と。チャレンジショップ事業につきましては現在要綱の審査中ということで、間もなく公募開始というふうな予定であります。

今回、議員御指摘のとおり、まずは1店舗というふうなことで考えております。こうした事業につきましては、これまで市としても実施してきたことがなかったということがございますので、どういった課題があって、どういうふうな事業が進んでいくのかというふうなところが見えない状態で、まずは今回やってみたというふうなところでございますので、まずは今年やってみて、もちろん継続してやれば一番いいと我々も考えておりますし、店舗を増やすということについても、そういう需要であったり、成果があるのであれば、前向きに考えるべき事業であろうというふうにも考えておりますので、まずは今年させていただきまして成果のほうを分析させていただきたいと思えます。よろしく申し上げます。

8 番（鈴木法学議員） 議長、鈴木法学。

佐藤卓也議長 鈴木法学議員。

8 番（鈴木法学議員） ぜひ、若者たちのやってみたいをビジネスに変えるチャンスを広げていただければと思います。

また、今年に入ってから起業したい、あるいは創業に向けた準備について知りたいといった相談が新庄商工会議所へ多く寄せられていると伺っております。市に対しても同様の問合せや

相談件数の増加傾向が見られるのか伺います。

高橋 潤商工観光課長 議長、高橋 潤。

佐藤卓也議長 高橋商工観光課長。

高橋 潤商工観光課長 商工会議所のほうに、そうした問合せであったりお話があったということにつきましては、我々のほうでも聞いておりますが、直接商工観光課のほうには問合せは来ていないというような状況でございます。

以上です。

8 番（鈴木法学議員） 議長、鈴木法学。

佐藤卓也議長 鈴木法学議員。

8 番（鈴木法学議員） ただいま直接はないとありました。ただ、やはり今後さらに相談しやすい環境整備が必要かなと考えます。創業相談の窓口の見える化というのはどういうふうにできるかというのは考えていただきたいなというところもございますし、これから起業を目指す方の中には地元の若者やUターン、Iターンの希望者もいると思います。こうした方がまずどこに相談したらいいんだろうということで、まず市に相談してみようというところがまずできればというふうにありますので、そういった情報発信や相談しやすい環境づくり、これからちょっと考えていただければと思うんですが、どうでしょうか。

高橋 潤商工観光課長 議長、高橋 潤。

佐藤卓也議長 高橋商工観光課長。

高橋 潤商工観光課長 相談窓口の件というふうなことでございました。

相談する方がまず第一義的にどういった考えを持って相談しに来るかというふうなところがあるかなと思います。最初から創業をするというふうなことの内容で相談するとすれば、やはり商工会議所等の専門知識の、専門ノウハウのあるところに相談するのが一番いいと思いますし、今移住というふうなお話がありましたけれども、そういった切り口で相談するとすれば、まずは市役所なのかなというふうにも思います。

まずは、市役所あるいは商工会議所などとの間で情報共有しながら、ある程度、一定程度の相談内容について、少なくともその相談先を伝えるとか、そういったことができるように、情報共有に努めてまいりたいというふうに思います。

以上です。

8 番（鈴木法学議員） 議長、鈴木法学。

佐藤卓也議長 鈴木法学議員。

8 番（鈴木法学議員） そうですね、そういったふうに考えていただければと思います。

また、相談対応だけではなく、市でできることをいろいろ考えますと、例えばですけれども、市外から若手起業家やスタートアップ企業を呼び込むような視点も重要かなと考えます。地域課題の解決や新たな雇用創出につながるベンチャー企業の誘致について、市はどのように考えているか、お伺いします。

高橋 潤商工観光課長 議長、高橋 潤。

佐藤卓也議長 高橋商工観光課長。

高橋 潤商工観光課長 ベンチャー企業の誘致というふうなことでございました。

具体的に、そういった手法をもって進めていくというふうな方針にあるわけではございませんけれども、産業ビジョンを昨年策定しましたが、その中で、ちょっと切り口は変わるんでしょうけれども、そういった企業についてもある程度対象になってくる部分があるのかなというふうに思いますので、今後、そのあたりも含めまして、ビジョンのほうの検討のほうで検討してまいりたいというふうに思います。

以上です。

8 番（鈴木法学議員） 議長、鈴木法学。

佐藤卓也議長 鈴木法学議員。

8 番（鈴木法学議員） 産業ビジョン策定のお話、あるいは切り口が変わるというお話がありましたが、様々なニーズに合わせて、これから市のほうでも対応していただければと思います。

やはり起業したい人が増えている今こそ、待ちの姿勢ではなく、相談を呼び込む仕組みづくりが必要ではないかと感じております。

このたび触れました商工業の育成・支援については、経過状況を含め、また一般質問で伺いたいと思いますので、引き続きよろしくお願いします。

次に、項目2、観光誘客と情報発信について、①の再質問です。ちょっとここは簡単に触れます。

私も調べた件で、プロスパーポートさかたポートセールス協議会という酒田港の振興と利用拡大を目的に、山形県や酒田市、経済団体、企業などで構成されている、先ほどのクルーズ船の誘致や観光ツアーの造成、受入れ体制の整備などに取り組んでいる団体があるというところをちょっと調べたんですけれども、先ほどの答弁の中でいうとなかなかそういったところとの連携というところはこれからかなというふうには思っております。

また、県からそういったアピールというものがもしあればいろいろと調整していったきたいとは思いますが、今のところ、今言った協議会に直接何かアピールする手法というのは、ないということによろしいですか。

高橋 潤商工観光課長 議長、高橋 潤。

佐藤卓也議長 高橋商工観光課長。

高橋 潤商工観光課長 今議員が御指摘ありましたプロスパーポートさかたの協議会ですけれども、そちらのほうには、新庄市ではなくて新庄まちづくり観光協議会として加入をしております。先日も総会ありまして参加をしておるところですが、そこで例えばツアーとかクルーズ船の招聘について協議する場というわけではなくて、その前段で、クルーズ船の就航についてはもう確定をされていて、そこで情報をいただくというふうな流れになっています。

その際には、もうオプションツアーは全部

組まれていますので、そのタイミングでツアーについてどうこう意見をするというふうなものにはなっていないというものであります。

県のほうで情報収集があつてというふうなお話、答弁でも差し上げましたけれども、これまで歴史センターのみにツアー船のオプションツアーでお客さんが来ているというふうな状況を踏まえ、どういう形でそこに情報発信できるのかというふうなことについていろいろ調査をしてきたところではあるんですけれども、なかなかその手法が見つからずにくたところ、今年に入り県のほうから改めて情報収集の依頼があつたというふうな状況であります。

こういった流れができたということでございますので、まずは県を通して新庄市のインバウンド向けに成果が上がりそうなコンテンツについて、情報を積極的に上げていきたいというふうに考えております。

以上です。

8 番（鈴木法学議員） 議長、鈴木法学。

佐藤卓也議長 鈴木法学議員。

8 番（鈴木法学議員） 協議会と、そういった団体のほうも含めて、あるいは県の動きを注視していただきながら連携を深めていただければと思います。

ただ、先ほどの歴史センター、様々なところで館長からもお話を聞きました。クルーズ船ツアーのほかに当日飛び込みの団体バスツアーも多く訪れると伺っております。こうした来訪者がどの地域から訪れ、どのようなルートで移動しているのかを把握することは、今後の誘客戦略を考える上で重要だと考えておりますが、いかがでしょうか。

高橋 潤商工観光課長 議長、高橋 潤。

佐藤卓也議長 高橋商工観光課長。

高橋 潤商工観光課長 御指摘のとおり、来訪者の分析といいますか、そういった視点については、これまで少し足りなかったのかなというふ

うな気がしております。

具体的に調査をする、どういう形で調査をするべきなのかというふうなことについては、もう少し研究が必要だと思いますけれども、そういった視点で事業に取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

8 番（鈴木法学議員） 議長、鈴木法学。

佐藤卓也議長 鈴木法学議員。

8 番（鈴木法学議員） ぜひ、来訪者データの収集・分析をすることによって戦略立案といえますか、今日の、今回の一般質問でも、そういったところで戦略が大事だとは聞いております。ぜひ、今年度の観光誘客推進事業の実際の成果につなげられるような形で、そういった収集のほうも、分析のほうもお願いしたいと思います。

②を含めた再質問をします。

先ほど様々な媒体の御説明がありました。あとその中で、気になる点といいますか、ございます。

やはりスマートフォンを活用した情報収集が基本となっております観光客のお客様、そういったもので事前に収集したり、あるいは当日来たときに使われるということで、そういった意味で、私のほうでも、令和5年9月の一般質問で新庄まつりの山車位置情報システムの不具合等改善策などをちょっと一般質問させていただきましたが、今は市では新たな位置情報サービスを導入し、現在も活用されていることも先ほど聞きました。

こちらのほう、そうですね、新庄まつりのポスター、今、今年のをやつが配布されているので、例えばそれを、QRコードを読み取ると新庄まつりの公式ホームページに行くわけですが、そこでいわゆるGPSサービスが見られるんですけども、そここのところの様々な内容は先ほど市長答弁でもございましたけれども、そういったところの内容でいいますと、祭りに限らず、

祭り終了後は本来であれば新庄市観光デジタルマップとして活用して飲食店や宿泊施設などの掲載拡充を進めていくというふうな、そういった目的が2年ほど前にあったのかなと思っております。

現在のデジタルマップは、見る、食べる、買う、泊まるなど幅広い観光ニーズに対応し、多言語表示機能も備えるなど、インバウンド対応にも有効なツールだと感じております。

そこで、お伺いしますが、現在この観光デジタルマップにはどの程度の店舗・施設情報が掲載されているのでしょうか。

また、店舗掲載に関しての募集状況や今後の拡充方針についてお聞かせください。

高橋 潤商工観光課長 議長、高橋 潤。

佐藤卓也議長 高橋商工観光課長。

高橋 潤商工観光課長 観光デジタルマップについての御質問をいただきました。

店舗数、掲載数につきましては、大変申し訳ありませんが、現在ちょっと数字を持ち合わせておりません。

募集につきましては、そのページから募集していますというふうなことが分かるような形には一応なっているんですが、ちょっとその状況が分かりにくいというふうな部分もあるかと思っております。

掲載情報につきまして、課内でも情報共有しまして、充実させていく必要があるのではないかとというふうな話になっておるところですので、そちらについてはこれから少し修正したいと思います。

ただ、一方で、更新の頻度などを考えますと、あの媒体でその目的に使うことが一番いいのかというふうな検討も必要なのかなと。要は、違う媒体を使ったほうがいいのか、あるいは市で持っている違う仕組みを使ったほうがいいのかというふうな検討も併せて進めていく必要があると思いますので、まずは既

存の媒体について充実を図りつつ、様々な手法について今後も研究してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

8 番（鈴木法学議員） 議長、鈴木法学。

佐藤卓也議長 鈴木法学議員。

8 番（鈴木法学議員） ほかの媒体といいますか、今様々アプリ等もございますので、いろんな手法があると思います。ただ、現状、今あるものを有効活用することが大事かなと思っております。

例えばなんですけれども、目の前に大相撲の巡業などございまして、例えば大相撲の力士がこれを活用してマーケットに繰り出してもらったらなんて思ったりもします。昼営業じゃなくて夜営業の店舗も載せやすいような仕組みになっているかなと思っておるので、ぜひちょっとこちらのほう、少し、まず募集を改めてしていただきながら、並行して、ほかの手法があれば、当然重ねてそういったものを情報発信できるツールをつくっていただければと思います。

あと、さらに提案ですけれども、こちらの観光客、デジタルマップへ容易にアクセスしやすいように、例えばですけれども、市内各所へのQRコードの設置も有効だと思っております。例えば、飲食店や宿泊施設、観光施設で、QRコードのシール、デジタルマップに直接行くやつが僕ちょっと欲しいなと思ったんですけれども、新庄まつりの公式ホームページでもいいと思うんですけれども、そういったものをシールにして例えばビジネスホテルの各客室に貼られているなんていうと、常に新庄まつりって何だろうと皆さん気づいていただいたり、新庄まつりのシーズンでなくても、観光情報、飲食店などお店情報が見られるというのは大きいかなと思っております。これについて、市の考えがあればお願いします。

高橋 潤商工観光課長 議長、高橋 潤。

佐藤卓也議長 高橋商工観光課長。

高橋 潤商工観光課長 マップへのアクセスの仕方というふうな部分の御質問でございましたが、確かにそこに行き着く第1段階といいますか、それを知ってもらう部分において、周知といいますか、入り口、導入の手だてが不足しているなどというふうなところは私も感じたところではございましたので、今いただいた意見などを参考にしつつ、より簡便にそこにアクセスできるように工夫してまいりたいと思います。ありがとうございます。

8 番（鈴木法学議員） 議長、鈴木法学。

佐藤卓也議長 鈴木法学議員。

8 番（鈴木法学議員） よろしくお願ひします。

次に、項目3、部活動の地域展開についてです。

先ほど御説明あったので、まずは安心したかなと思っております。こちら、様々な私の一般質問で、国や県の動向を注視していくという、再三そういった答弁だったんですけれども、いよいよ市のほうでそういった制度を活用していただけるということで、大変ありがたく思っております。

また、先ほど各申請された団体に御連絡したという答弁ございましたので、まずは安心しました。ちょっとなかなか連絡が来ていないというお話がよく聞こえてきたものでした。

あと、補正予算のお話ありましたんですけれども、補正予算でもちょっと質問したいところはあるんですけれども、部分的に絞った話だけでいいですと、来年度以降も、こういった形で、例えば当初予算で必要な財源を確保して継続的に支援していく考えなのかなというところだけお伺いしたいなと思っております。

あわせて、現時点で、どの程度先まで財政支援を見込んでいるかなんていうことも、言える範囲でいいので、お聞かせください。

小関紀夫社会教育課長 議長、小関紀夫。

佐藤卓也議長 小関社会教育課長。

小関紀夫社会教育課長 部活動の地域展開における財政支援という形の御質問でございますが、今回6月補正に各地域クラブの支援に対する補助金を計上させていただいてございました。

来年度以降のお話になりますが、このまま国のほうですぐ180度方向転換するというようなことは多分ないであろうと。今まで地域展開という形で、国のほうでも学校から各地域へ、学校教育活動から社会教育活動へという、そういう転換をしてきましたので、来年度の部分につきましては、予定では当初予算のほうに要求して措置をしていきたいというふうに担当課では考えてございます。

また、今後の展開ですけれども、先ほども申しましたとおり、国のほうでもそういう方向性を打ち出しておりますので、このまま地域展開が推進されるものであるというふうに考えてございますので、今後もそういった部分の財政支援等々、予算の計上はしていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

8 番（鈴木法学議員） 議長、鈴木法学。

佐藤卓也議長 鈴木法学議員。

8 番（鈴木法学議員） 認定を申請されたクラブのほうは、今後の運営や保護者負担の在り方などを検討して、子供たちのためのクラブの存続ということに対して本当に頑張っておられますので、ぜひ引き続きよろしく願いいたします。

ちょっと時間の兼ね合いもありますので、次に項目4の学校区統合についてです。

こちらのほうですけれども、交流学习の説明受けました。ただ、なかなか参加者がちょっと少ないかなという話を聞いております。やはり受け入れる側、新庄学区を中心とした保護者の方に当事者意識を持ってもらうためには、そういった交流事業での児童生徒のみならず、保

護者の交流なんていうものをやはり取組を、学校側、そして教育委員会のほうで橋渡しをする必要があると考えております。

また、先ほど様々な今年度中に解決したい重点課題と課題解決に向けた取組ということでお話を聞いております。今年度中に解決できることというのはたくさんあると思うんですけども、その中にちょっと話が出ていなかった点だけ、ちょっと僕のほうで1点お話しさせていただきます。

学校統合により子供たちの交友関係が広がることは本当に大変うれしく望ましいことですが、一方で、学区が広がる、拡大に伴って、放課後や休日の行動範囲も広がることが想定されます。友達の家への往来や自転車利用の増加、交通量の多い道路の通行など、新たな交通安全上の課題も生じると考えます。保護者が安全面に不安を抱けば、子供同士の交流にも影響しかねません。教育委員会として、こうした課題をどのように認識し、学校や保護者、関係機関と連携した安全対策、ルールづくりをどのように進めていくか考えを伺います。

大町 淳学校教育課長 議長、大町 淳。

佐藤卓也議長 大町学校教育課長。

大町 淳学校教育課長 統合に関わる保護者の方の関わり等について御質問いただきました。

交流学习につきましては、子供たちが安心して来年4月を迎えること、これが一番大事だと思っております。そして、その子供の安心を支えていただくのが保護者の方の安心だと思っております。実際にお子さん方が交流している姿を保護者の方にも見ていただく、そのために交流学习の御案内を差し上げているところです。

ただ、なかなかお忙しい中、保護者の方も皆さんいらっしゃるわけではございませんので、各学校では発行しておりますPTAだより、学校だより等を他の学校にもお配りをして、各学校の様子を見ていただくというようなアイデア

や、また先日は5校のPTAの三役の方がお集まりいただき、交流の場を持っていただいておりますが、その中では、学年行事等に他校の保護者の方も御参加いただくようなアイデアも出されたというふうにお聞きしております。

また、放課後等の遊びも含めた子供の安全面でございますが、教育課程の検討部会の中に、生活の決まりであるとか、学習のルールであるといった部分について検討いただく内容も盛り込んでおります。その中で、各校のこれまでの実態、また今後の展望も含めながら御意見を頂戴し、教育委員会としてもバックアップしながら、それぞれの対応を進めてまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

8 番（鈴木法学議員） 議長、鈴木法学。

佐藤卓也議長 鈴木法学議員。

8 番（鈴木法学議員） 今お話ありました。

例えばですけれども、新庄小学校だと各1年生から6年生の学年行事というものがございます。そういったところに八向地区の方々が保護者、子供の方々と一緒に参加される、そういった仕組みづくりを今考えていらっしゃるというお話もありましたので、そうすると今年度そういった出会いや交流があることで、来年会ったときに、あのとき一緒に遊んだねとか、例えば学年によっては、たこ揚げしたなら一緒にたこ揚げしたよねなんて共通話題で子供たちも交流しやすくなりますし、あと保護者も、そのときに横にいれば、あのときのママですねとか、そういったふうなきっかけになると思います。ぜひ、よろしくお願いいたします。

また、ちょっと時間の兼ね合いになってしまいうんですが、先ほどの交通安全の面、質問形式の部分だけ最後に述べたいと思います。

統合後の通学路、生活道路の安全点検は実施するのか。あとは、自転車利用ルールの見直しや安全教育を強化する考えはあるか。保護者向けの安全ガイドラインを作成する予定はあるか。

こういったところをいろいろと教育委員会あるいはそういった統合に向けた会議等でちょっと議題に出してもらって、あるいは学校側でどういうふうにしていくかというふうな検討をしていただければと思っております。

何はともあれ、本当に交流学习のほう、第1回目は私も参加させていただきましたが、子供たちが本当に楽しそうで、「次いつ来るの？」とか、「今度一緒に勉強？勉強より遊ぼうよ」みたいな感じで、すごい盛り上がっております。子供たちの交流を広げることと安全を確保することは両立しなければなりません。統合後の学校生活、もちろんこちらは一番大事なんですけれども、その前後といたしますか、放課後や休日の生活まで見据えた準備のほう、よろしくお願いいたします。

以上で、私の一般質問を終わります。お疲れさまでした。

佐藤卓也議長 ただいまから10分間休憩いたします。

午後1時50分 休憩

午後2時00分 開議

佐藤卓也議長 休憩を解いて再開いたします。

佐藤悦子議員の質問

佐藤卓也議長 次に、佐藤悦子議員。

（1番佐藤悦子議員登壇）

1 番（佐藤悦子議員） 日本共産党の佐藤悦子です。

1番に、会計年度任用職員の処遇改善について質問いたします。

新庄市の正職員は、1日7時間45分勤務で、男性は161名、女性は115名、合計276名です。

会計年度任用職員はフルタイム勤務が男性2名、パートタイム勤務が1日7時間以内の勤務になっており、男性37名、女性が126名です。男性2名のフルタイム職員は退職金がありますが、ほかの163名のパートタイム職員は退職金がありません。

去年11月の山形公務公共一般労働組合によるアンケート調査によりますと、会計年度任用職員は、年収300万円未満が9割を占め、特にワーキングプアと言われる年収200万円未満が3割で、生活保護受給水準の生活を公務現場で強いられている状況です。会計年度任用職員の処遇改善がぜひ必要だと思います。

そこで、4点質問です。

今年4月に会計年度任用職員の給与改定が行われました。一方、正職員は人事院勧告を受けて去年の4月に遡って改定が行われています。給与改定について、会計年度任用職員も正職員に準じて行うことになっているのでしょうか。

2番目に、一時金の支給についてですが、正職員は延べ約6か月分です。ここに準拠して支給月数を会計年度職員も同じにするべきではないでしょうか。

③として、子供の看護休暇について、無給で5日までとなっておりますが、正職員は有給5日です。正職員と同じにすべきではないでしょうか。

④として、公募によらない再度任用における上限回数の撤廃が必要ではないでしょうか。

大きな2つ目の質問です。

子育て負担軽減と高齢者支援についてお聞きします。

①子育て負担の軽減のために中学校給食の無償化を進めてはどうでしょうか。そして、義務教育費の無償化へ進むことはどう考えているのでしょうか。就学援助の周知、そして利用拡大を進めてはどうでしょうか。

②働く親を支える学童保育の利用希望が増えているように聞いていますが、そこに希望に沿っているのでしょうか。中途退所者の状況はどうでしょうか。ゆったりと過ごせるスペース、走り回れる遊ぶ場所の確保、職員配置となっているのでしょうか。

③足腰の弱った高齢者の通院、金融機関へ行くこと、また買物などの交通手段として利用するタクシーの負担金は重いものがあります。タクシー券の補助制度などがやはり必要ではないか、お聞きします。

④健康寿命を延ばすためにも復活しております山屋温泉の活用支援はどう考えているのでしょうか。

⑤として、訪問介護報酬の減額のため、介護職員が不足、そして事業所減少となっているように思いますが、どうでしょうか。介護報酬減額を補う緊急支援が必要ではないでしょうか。市として国による介護報酬の引上げを求めることが急務ではないでしょうか。

大きな3つ目の質問は、公共施設管理と財政運営についてお尋ねいたします。

①公共施設管理計画は、人口減少、公共施設利用者の減少、維持管理費の増加などを理由に、学校統廃合、児童施設の統廃合などが進められております。莫大な経費のかかるインターチェンジ付近の道の駅、また市役所の庁舎建設など、新たな公共施設建設は控え、地域の中小業者の仕事になる長寿命化に努めるべきではないでしょうか。

②として、PPPやPFIなどの官民連携が検討されているようですが、これは事故などの責任は自治体が負わされ、住民の安心・安全よりも民間の利益優先となるのではないのでしょうか。結果、財政負担が増えることになるのではないのでしょうか。

③下水道利用料金の値上げが来年度予定されております。これは、物価高に苦しむ市民の暮

らしを圧迫するものであります。一般会計からの繰入れで値上げは止めることができます。公共下水道普及の目的のために補助推進してきたのではないのでしょうか。下水道の施設改築工事などに対する国の補助縮小ということになれば、際限のない下水道料金値上げにつながるのではないかと考えますが、どうでしょうか。

④として、住民の要望が多く寄せられる市道や側溝の改善にこそ力を注ぐべきではないでしょうか。

⑤として、生活道路の補助、現在2分の1ということになっていますが、これを拡充して、住民負担の軽減について進めるべきだと思いますが、どう考えておられるのでしょうか。

4つ目の質問は、多面的機能支払交付金の運用についてです。これは、去年の9月議会で、市のほうとして、一部不適切な処理があった問題として解決を図ろうとしておりましたけれども、そのことについて、その後どう改善が図られたのかお聞きます。

5番目の質問は、戦争反対、憲法9条を守って平和外交をという声を上げていきたいと思いますということです。

①アメリカ、イスラエル、ロシアの他国への武力攻撃は国連憲章違反であり、直ちに戦争はやめろと日本からも声を上げるよう、市として国に求めるべきではないのでしょうか。

②憲法9条があったからこそ、自衛隊員が1人の外国人を殺すこともなかったし、先頭で自衛隊員が死ぬこともありませんでした。自衛隊員と国民の命を守ってきた憲法9条こそ大切にすべきではないのでしょうか。そのことを市として、国に言うべきではないのでしょうか。

③として、唯一の被爆国日本です。この日本は、全ての戦争がなくなるよう、世界に率先して働きかけるよう、市として国に言うべきではないのでしょうか。

以上、最初の質問を終わります。

山科朝則市長 議長、山科朝則。

佐藤卓也議長 山科市長。

(山科朝則市長登壇)

山科朝則市長 それでは、佐藤議員の御質問にお答えをいたします。

子育て負担の軽減と高齢者支援の強化のうち、中学校給食の無償化等の御質問につきましては、教育長が答弁しますので、よろしくお願いします。

初めに、会計年度任用職員の処遇改善についての御質問であります。会計年度任用職員の給与改定及び一時金の支給月数などの処遇につきましては、正職員や県内他自治体との均衡を考慮して決定しております。本市の会計年度任用職員の給与水準は県内他市と比較しても高い水準にあることから、給与の遡及改定については見送ったところでございます。

なお、期末勤勉手当の支給月数につきましても、これらを勘案し、本市の再任用職員と同様の支給月数としております。

次に、会計年度任用職員の子の看護休暇に関する御質問であります。当該休暇につきましては、有給休暇とする規則改定を行い、本年4月1日から施行しております。

また、会計年度任用職員の再度の任用に関する御質問であります。本市においては、会計年度任用職員の再度の任用をするに当たっては、少なくとも3年に一度公募を行うこととしております。これは雇用機会の均等の観点から実施しているものであり、現在のところ、この取扱いを改める考えはございません。

次に、子育て負担の軽減と高齢者支援の強化についての御質問にお答えいたします。

初めに、放課後児童クラブの利用状況の御質問であります。公立の放課後児童クラブには5月1日現在で215名の児童が入所しております。一方で、入所を希望されたものの、定員の関係で受入れができず、現在入所保留となつて

いる児童が16名発生している状況にあります。

放課後児童クラブの入所の動向といたしましては、年度当初に利用希望者数が最も多くなりますが、その後、児童が通学に慣れてくることや習い事などに通い始めるなどの理由から、年度後半に向けて退所する児童が増え、利用者数が徐々に減少していく傾向となっております。そのため、年度当初においては各施設の入所定員により、保護者が希望する施設へ入所できない場合も生じております。

この場合の対応といたしましては、近隣の民間立放課後児童クラブへの利用を御案内するとともに、希望する施設の定員に空きが生じた時点で随時入所案内を行っているところであります。

各クラブにおきましては、児童が落ち着いて過ごせるよう、国の定める放課後児童クラブの面積基準に対して少なめの定員設定として空間にゆとりを持たせております。

また、思い切り走り回れる遊び場の確保につきましても、学校の体育館や校庭を活用することで、児童が十分に体を動かせる環境を整えております。

支援員の確保につきましては、基準を上回る人員を配置し、安全確保に努めております。さらに、児童への対応をより手厚くするために、新たに支援員を増員し、受入れ体制の強化を図っているところであります。

引き続き、放課後児童クラブの健全育成に資する環境づくりを推進してまいります。

次に、タクシー券についての御質問にお答えいたします。

高齢者のタクシー券につきましては、令和7年6月定例会においてもお答えしましたが、事業効果等を検証した結果、制度を廃止しております。今年度は、地域公共交通計画を策定する予定としておりますので、地域の交通事業者とも協議の上、移動手段の確保の在り方について

検討してまいります。

次に、山屋温泉の活用支援についての御質問にお答えいたします。

温泉には血行促進やリラックス効果等が得られることは承知しておりますが、本市においては健康寿命を支援するための各種保健事業を展開しておりますので、現在、山屋温泉の活用に対する支援は考えておりません。

次に、訪問介護報酬についての御質問にお答えいたします。

訪問介護報酬につきましては、令和8年3月定例会でもお答えしましたが、全国市長会において、国に対し、各種制度の拡充や見直しをはじめ、人員確保の観点から他業種と比べて遜色のない賃金水準となるよう底上げを図ることや、物価高騰に対する事業者への財政支援を行うことを申し入れているところであります。

次に、公共施設管理と財政運営についての御質問にお答えいたします。

少子高齢化・人口減少が進み、今後税収の減少も予測される中、公共施設につきましては、市民サービスの維持向上を図りながら持続可能なまちづくりと財政運営を念頭に置いた上で、各施設の長寿命化に努めるとともに、中長期的な視点に立ち施設の集約化や複合化を進めていくことが重要であると考えております。

本市の公共施設等総合管理計画は平成29年に策定しておりますが、今年度見直しを行う予定としております。この中で、公共施設全体に係る現状と維持管理経費など将来の見通しを立て、施設管理の方向性について計画することにしております。

今後も、計画に基づき、公共施設の総合的な管理を行っていくこととなりますので、施設総量の最適化、効率的な維持管理を着実に推進することで、公共施設の有効活用を図り、魅力あるまちづくりを進めてまいります。

次に、PPPやPFIなどの官民連携について

ての御質問であります。民間事業者のノウハウや経営能力、専門的な知見などを活用し、効率的で質の高いサービスの提供が可能になることなど、数多くのメリットが期待される手法であると認識しております。

良質な公共サービスの提供や地域活性化など多様な効果が期待されることから、様々な自治体において官民連携の導入によって検討が進められている状況にあります。一方、民間事業者の利益優先による公共性の低下する懸念があることも承知しております。

現在、PFIなどを活用する予定はございませんが、今後、先進自治体の事例を参考に、財政負担の軽減などの行政課題の解決や民間活力を取り入れた魅力あるまちづくりなど様々な観点を考慮し、導入可能な事業について検討を行ってまいります。

次に、下水道使用料の値上げについての御質問にお答えいたします。

下水道料金の在り方につきましては、令和7年11月13日に、上下水道事業運営審議会より、市民生活への影響に配慮しつつ適正な使用料水準となるよう18.2%引上げを目途とした見直しの答申をいただいたところでありますので、審議会の答申を尊重しながら下水道使用料の見直しの検討を進めてまいります。

なお、一般会計から繰入れのみで値上げを止めることは考えておりません。

次に、下水道の施設改築工事などに対する国の補助縮小についての御質問であります。令和9年度以降の污水管の改築に関して、国の交付金を受けるためには維持管理や更新を行政と民間企業が協力して長期的に行う官民連携の手法であるウオーターPPPの導入が要件となりました。本市では、現在、浄化センターの更新計画を進めておりますが、大規模な污水管の改築は予定しておりません。

今後の国の取組の方針としては、老朽化対策

として強靱で持続可能な下水道の実現に向けた維持管理・更新の実施の強化を重点としておりますので、今後とも国の動向を注視し、市長会などを通じて地域の実情に応じた交付金制度の拡充を要望してまいります。

次に、市道や側溝の改善についての御質問であります。市民の皆様からの御要望につきましては、現地の状況を確認し、緊急性や安全性を考慮しながら、市全体の調査結果に基づき優先順位を定め、計画的に市道の舗装や側溝の整備を進めてまいります。

次に、生活道路の整備費補助制度についての御質問であります。国・県・市道など公道と言われるもの以外の私道である生活道路につきましては、原則として利用者や所有者等、いわゆる受益者となる方が整備、補修等の維持管理をするものであります。

本補助制度は、その生活道路沿線の生活環境の向上を図るため、生活道路の整備に要する経費の一部を補助する制度であり、昭和51年から実施し、多くの沿線の方から御利用いただいております。

また、今年度、激甚災害により被災した生活道路等の復旧整備に対応できるよう要綱の一部見直しを図ったところであり、補助制度を活用する市民の皆様への丁寧な説明と対応をしております。

次に、多面的機能支払交付金事業の運用についての御質問であります。市内の活動組織において交付金の一部返還が必要と思われる事案が報告されたため、多面的機能支払交付金実施要綱及び新庄市多面的機能支払交付金交付要綱に沿った適正な運用がなされているか、調査を実施いたしました。

その結果、一部会計処理の不備及び交付金の算定基礎となる農用地に交付対象外の農地が一部含まれていたことを確認いたしました。

市では、調査結果を踏まえて、昨年10月に、当該活動組織に対し適正な事業の執行がなされるよう是正指導を行い、昨年11月下旬に、活動組織からは是正を講じた処理について市に回答いただいております。

市の調査結果を踏まえた是正指導及び活動組織の是正措置の妥当性につきましては、現在、国及び県と確認中であります。

結果につきましては、今後交付金の返還等が確定次第、改めて報告させていただきたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

次に、戦争反対、憲法9条についての御質問にお答えいたします。

本市におきましては、昭和59年3月に平和都市宣言を行い、市内21の団体により新庄市平和都市宣言推進会議を組織し、その理念を推進しております。

議員の御質問にあります内容に関しましては、現在のところ市単独で国への要望等を行う予定はございません。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

津田 浩教育長 議長、津田 浩。

佐藤卓也議長 津田教育長。

津田 浩教育長 それでは、子育て負担の軽減についての御質問にお答えいたします。

初めに、中学校給食費の無償化についての御質問でございますが、本市では、給食費負担軽減事業として、第1子は1食当たり100円の補助、中学校期間に2人以上の生徒が在籍する世帯については、第2子は半額補助、3人以上の生徒が在籍する世帯について、第3子以降は全額補助しております。

また、全国市長会等においても学校給食費の無償化の要望を行っていることから、本市においては、現在の補助制度を実施しながら国の動向を注視してまいります。

次に、義務教育費の無償化についての御質問

でございますが、本市では、各学校において教材や副教材等を精選しながら、保護者負担が大きくなるよう対応しているところでございます。

また、全ての児童生徒がひとしく義務教育を受けることができるよう、就学援助制度により経済的な支援を行っていることから、義務教育費無償化の検討は行っておりません。

次に、就学援助の周知、利用拡大についての御質問でございますが、現在、年度初めのPTA総会等で全ての児童生徒の保護者に直接案内を配布するほか、市のホームページを活用して周知を図っております。

また、学校におきましても、生活困窮が懸念される世帯につきまして、申請の働きかけを行っております。

また、小学校入学前の支給手続につきましては、市内の保育所等を通して保護者に周知を行っているところでございます。

今後も、援助を必要とする保護者がこの制度を利用することができるよう周知に努めてまいります。

以上でございます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

佐藤卓也議長 佐藤悦子議員。

1 番（佐藤悦子議員） いろいろと前進したところもあるような気がいたしまして、ありがとうございます。

次に、再質問します。

去年12月25日、総務省から会計年度任用職員制度の適正な運用について通知がありまして、その2番、適正な給与決定という項目で、次のように言っています。

常勤職員の給与が改定された場合における会計年度任用職員の給与については、改定の実施時期を含め、常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じて改定することを基本とし、適切に対処することとしているとしていました。

新庄市は、適切に対処したと言えるでしょうか。郡内の町村は遡及実施しております。しているのではないですか。本市は、今年度から常勤職員と同じ取扱いにしていく予定でしょうか。

川又秀昭総務課長 議長、川又秀昭。

佐藤卓也議長 川又総務課長。

川又秀昭総務課長 ただいま議員のほうから会計年度任用職員の遡及適用についての考え方の御質問をいただきました。

通知文書につきましては、通知文書としておっしゃったような記載がございますけれども、遡及適用をするというふうなところを他近隣の自治体、あるいは県内の自治体と合わせるというふうなことではなくて、賃金水準、給与水準そのものを実情を踏まえて合わせていくというふうなことの考え方になっております。

そういったことからいきますと、市長も答弁申し上げましたけれども、県内の他市と比較しても新庄市の会計年度の報酬については高い水準にありまして、昨年度の状況で申し上げますと、遡及適用をした県内の各市の年間の年収に比べても、遡及適用しない本市の会計年度の一番低い号給のところで計算しても、年収ベースで20万から、あるいは多いところでいいますと50万とか60万高い状況になっております。

そういったことからいいますと、決して処遇といえますか、そういった部分が不利益、遡及改定しないから不利益だというふうなことは言えませんので、そういったところで遡及改定はしていない状況でございます。

今後についても、こういう高い状況が続くようであれば、遡及改定については、どのようにするかはまた再度検討して決定したいというふうに考えております。

以上でございます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

佐藤卓也議長 佐藤悦子議員。

1 番（佐藤悦子議員） 総務省通知は通知とし

てというふうに、脇に置いてというお話でしたが、総務省の通知は、どうやら毎年のように出されているし、また総務大臣副大臣の通知でも、改定の実施時期を含めて、給与改定については、会計年度任用職員も常勤職員に準じて行うことというふうに重ねて総務省あるいは総務大臣副大臣、述べているのではないですか。

川又秀昭総務課長 議長、川又秀昭。

佐藤卓也議長 川又総務課長。

川又秀昭総務課長 こちらの総務省の通知につきましては、国からの技術的助言というふうなことになっておりまして、今国と地方の関係につきましては、上下・主従の関係から対等・協力の関係というふうなところになっておりまして、こちらの技術的助言の指導につきましては、こういうふうな対応を望みますというふうな内容での提言というふうなことになっております。法的な拘束力は全くありませんで、各市町村の地方自治体の自主性に任されているというふうなところになります。

その上で、先ほど申し上げました正職員が改定された部分につきましては、会計年度任用職員もそれなりに給与の水準は、ベースアップは、改定はしていると。ただ、遡及適用はしておりませんけれども、県内自治体に比べて新庄市はかなり高い水準にあるので、そういうことからいきますと、遡及適用する・しないというよりは、高い水準であることから、決して県内他市の会計年度任用職員の給与よりは、劣っているというよりは高水準であるというふうなところと言えると思いますので、御理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

佐藤卓也議長 佐藤悦子議員。

1 番（佐藤悦子議員） 同じ12月、去年の12月25日の総務省通知では、単に財政上の制約のみを理由として期末手当または勤勉手当の支給に

ついて抑制を図ることは、地方公務員法及び地方自治法の趣旨に沿わないものであるため、こうした取扱いを行っている団体は適切な措置を講ずること。

さらに、財源については、11月28日に公表された補正予算で確保されているとまで書いております。

一時金の支給について、正職員に準拠して支給月数を同じに拡大すべきではないですか。郡内町村は、最上町以外、皆常勤に準拠して一時金を出しているようです。どうですか。

川又秀昭総務課長 議長、川又秀昭。

佐藤卓也議長 川又総務課長。

川又秀昭総務課長 正規職員に合わせて支給月数を同じにしてはというふうな御提案でしたけれども、まずは会計年度任用職員の形態につきましては、やはり補助的なもの、あと定型的なものというふうなところが大きいというふうなところからいえば、正規職員につきましては、様々異動等もありますし、災害対応もすることがあったりとか、超過勤務もそうですし、体系そのものが、任用そのものの仕組みが違うというふうなことがまずあります。

そういった部分で、本市におきましては、市長も答弁いたしましたけれども、会計年度任用職員の支給月数につきましては、市の再任用職員と同様の支給月数としているというふうなところで、こちら年々改定して、正規職員とは違いますけれども上げているというふうな状況でございます。

決して通知にあるような財政を理由として上げないとか、そういった部分はしていないというふうなことも、通知のほうには準拠している部分でありますので、御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

佐藤卓也議長 佐藤悦子議員。

1 番（佐藤悦子議員） ③について再質問します。

子供の看護休暇については有給とすると答えがありました、そのとおりですか。

川又秀昭総務課長 議長、川又秀昭。

佐藤卓也議長 川又総務課長。

川又秀昭総務課長 こちらにつきましては、本年4月1日から特別休暇について各種見直しを図っておりますので、そのとおりでございます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

佐藤卓也議長 佐藤悦子議員。

1 番（佐藤悦子議員） 次に、④の質問ですが、同じく去年の12月25日の総務省通知、4、再度の任用についてで、前年度に同一の職務内容の職に任用されていた者について、勤務実績を考慮して選考を行うことは可能であるとしております。

2022年12月23日の総務省通知では、公募によらない再度の任用は2回までというふうにしていたんですが、これを削除したということです。

そういう意味では、少なくとも3年に一度ではなく、上限回数の撤廃が必要ではないかと思えます。どうですか。

川又秀昭総務課長 議長、川又秀昭。

佐藤卓也議長 川又総務課長。

川又秀昭総務課長 会計年度の任用職員の考え方につきましては、基本的に1年ごとの単年度になっております。そういった意味からいきますと、最近ではやっぱり仕事の在り方の見直しとか、人口減少に伴う各職場での配置をどうするかといった部分を併せて考えていく中で、会計年度の上限ルールを撤廃して安易に繰り返し任用するような形態を導入するというふうなことは、そういった流れから、逆にそういった流れに乗れなくなってしまうリスクがあります。そういった部分からいきますと、きちんと適正に毎年度適性を見極めて、人事評価で2年間雇用はできますけれども、3年に一度は競争試験を

やりまして、雇用機会の均等という問題もありますので、さらに優秀な人材とかも出てくる可能性などもあるというふうな部分からいけば、こちらのほうは3年ごとにそういうふうな任用の制度というふうな仕組みを取り入れていきたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

佐藤卓也議長 佐藤悦子議員。

1 番（佐藤悦子議員） 前回質問したときには、上限回数の撤廃を進めていくというお話だったように思います。

特に、保育所の保育士の場合などはなかなか見つからないこともあり、見つけにくい、そしてまた経験も大事だということで、上限回数の撤廃で、3年に一度ではなく、勤務条件に応じた、勤務成績というかあると思いますが、そういうことで続けていただくようにしていくんだとお聞きしたんですが、後退したんですか。

川又秀昭総務課長 議長、川又秀昭。

佐藤卓也議長 川又総務課長。

川又秀昭総務課長 前に答弁申し上げた経過があるかとも思いますけれども、こちらにつきましては、やはりおっしゃったように専門職の獲得というのはなかなか難しいというふうな部分は確かにあると思いますので、基本的には3年ごとの公募というふうなことを念頭に置きながら、そういう専門職については柔軟に対応していくというふうなことでなろうかと思います。よろしくお願いいたします。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

佐藤卓也議長 佐藤悦子議員。

1 番（佐藤悦子議員） パートタイムの会計年度職員が非常に多いわけです。ほとんどなわけです。そして、3年に一度、しかも給料も安いままに抑えられている。そして、そういう何か安定しない、首切られるかもしれない、しかも、退職金はないと。非常に人を切り捨て

にするような、使い捨てにする扱いをやっているんじゃないですか。どう思いますか。

川又秀昭総務課長 議長、川又秀昭。

佐藤卓也議長 川又総務課長。

川又秀昭総務課長 非常に答弁しにくい御質問ではありますけれども、会計年度任用職員の皆様におきましては、先ほど申し上げましたとおり1年ごとの単年度雇用というふうなこともあります。そういった中で、今佐藤議員がおっしゃったようなルールからいきますと、永年雇用のような考え方でいきますとそういうふうな形の考え方になってしまうんですけれども、先ほど来申し上げているとおり、正規職員と会計年度任用職員では雇用の形態が、任用の形態が違いますので、そういった部分は御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

佐藤卓也議長 佐藤悦子議員。

1 番（佐藤悦子議員） 別の質問に行きます。

中学校給食無償化についてですが、政府の2025年度補正予算に重点支援地方交付金の推奨事業メニューに2兆円が計上されています。2兆円のうち、市区町村分は1兆1,000億円が配分されております。メニューに物価高騰に伴う子育て世帯支援の事業例として、小中学校等における学校給食等の支援というのがあります。各地でこの交付金を使って無償化を進めています。本市の交付限度額は幾ら残っているでしょうか。自治体から国への実施計画の提出期限は7月3日と聞いています。中学校給食の無償化に使えるのではないですか。

佐藤卓也議長 暫時休憩いたします。

午後2時43分 休憩

午後2時44分 開議

佐藤卓也議長 休憩を解いて再開いたします。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

佐藤卓也議長 佐藤悦子議員。

1 番（佐藤悦子議員） 今言ったとおり、もし残っていれば、中学校給食の無償化に使えるお金ではないのか、調べていただきたいと思います。

また、財政調整基金を含めた本市の積立金は、令和6年度決算で73億7,000万円ありました。平成30年度決算では34億8,000万円でした。そのうち財政調整基金は、特に自治体の裁量で活用できるものです。中学校給食無償化の実現の財源はあるのではないですか、財政課に聞きます。

伊藤リカ財政課長 議長、伊藤リカ。

佐藤卓也議長 伊藤財政課長。

伊藤リカ財政課長 ただいまの御質問は財政調整基金を中学校の給食の無償化に使えるののではないかという御質問でありましたが、財政調整基金につきましては、市の財政の状況に応じて緊急の場合に使えるようにというところで基金として積み立てているものでありますので、学校給食のためにというような形で使うというようなことは考えておりません。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

佐藤卓也議長 佐藤悦子議員。

1 番（佐藤悦子議員） 先ほどの国からの支援金、交付金も調べながら、財源、財政調整基金はどうか、増えていないのかという形で、もう一度考え直していただきたいなということを要望したいと思います。

次に、下水道料金の値上げの問題についてですが、来年度から18.2%の下水道料金値上げを予定しているということでした。それによって下水道は5,580万円、集落排水は520万円の増収を見込んでいるようです。

これは、一般会計の繰入れの解消、抑制で行うとの計画のようです。下水道料金値上げを抑えるためには、一般会計からの繰入れを続け

ば抑えることができるんじゃないんですか。インターチェンジ付近の道の駅とか、市庁舎とか、大型公共建設よりも住民の生活を直接守ることが喫緊の課題、福祉充実ではないですか、お聞きします。

井上利夫上下水道課長 議長、井上利夫。

佐藤卓也議長 井上上下水道課長。

井上利夫上下水道課長 それでは、下水道料金の在り方、見直しについての御質問にお答えさせていただきます。

地方公営企業法では、汚水処理に要する経費については、使用料収入、これで賄うことが原則とされておりますので、一般会計からの繰入れのみでその値上げをやめるということとはできないということでお答えいたしたいと思います。以上です。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

佐藤卓也議長 佐藤悦子議員。

1 番（佐藤悦子議員） この下水道の値上げについては、このまま黙っていれば下水道料金はどんどん値上げされていくことが目に見えると思うんです。これは、今でも年金の、あるいは収入の減少と物価高の中で、市民は大変苦しい生活を送られているわけで、その基本生活を支える下水道料金が際限なく上がっていくだろうというのは、とても耐えられないことじゃないかと思うんです。

その上、国のほうからは、ウオーターPPPの押しつけ、そして国の補助金を減らすというような話で、負担を住民に住民にと持ってくる方向なようです。これは大変な問題だと思いますので、ウオーターPPPの押しつけと、交付金をいろいろこれでなければ出さないみたいな、そういう脅しのような国のやり方、やめるよう言っていただきたいと思いますが、どうですか。

井上利夫上下水道課長 議長、井上利夫。

佐藤卓也議長 井上上下水道課長。

井上利夫上下水道課長 それでは、ウオーターP

ＰＰについて少しお話ししたいと思います。

令和９年より污水管の更新工事の補助要件にウオーターＰＰＰが追加されたところでございます。

ウオーターＰＰＰとは、官民連携の管理方式となっておりまして、現在新庄市の処理場の管理委託方式に加えて、処理場の修繕や更新工事、また污水管の修繕や更新工事も民間に委託するようなイメージとなっております。

現在、当市においては、このような委託を行う体制は整っていないために、当面管渠の更新の予定はないということでありますので、その影響は少ないものと捉えてございます。

ただし、このような地域の状況を踏まえますと、地域の状況を踏まえた交付金制度となるように動向を注視してまいりたいと考えてございます。

また、昨年の上下水道事業の運営審議会においての意見をちょっと補足させていただきますが、改定率につきましては18.2%をめどとするということですが、市民生活への影響を十分に配慮するようにということでございます。

また、改定時期については、令和８年10月請求分以降ということでございます。

また、算定期間につきましては、令和11年度までの収支均衡を目指すということでございます。

なお、意見といたしまして、下水道使用料の改定の周知について、市民生活に多大な影響を与えるため、改定の重要性について、市民の理解が十分に得られるように分かりやすい説明を行ってくださいと意見をいただいております。

以上でございます。

佐藤卓也議長 以上で今期定例会の一般質問を終了いたします。

佐藤卓也議長 お諮りいたします。

今期定例会の本会議を明日６月６日から11日まで休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の本会議を６月６日から11日まで休会し、６月12日午前10時から本会議を再開いたしますので、御参集願います。

本日は以上で散会いたします。

御苦労さまでした。

午後２時５２分 散会

散

会

令和8年6月定例会会議録（第5号）

令和8年6月12日 金曜日 午前10時00分開議
議 長 佐 藤 卓 也 副議長 山 科 春 美

出 席 議 員（16名）

1 番	佐 藤 悦 子	議員	2 番	亀 井 博 人	議員
4 番	鈴 木 啓 太	議員	5 番	坂 本 健 太 郎	議員
6 番	田 中 功	議員	7 番	山 科 春 美	議員
8 番	鈴 木 法 学	議員	9 番	辺 見 孝 太	議員
10 番	渡 部 正 七	議員	11 番	新 田 道 尋	議員
12 番	今 田 浩 徳	議員	14 番	山 科 正 仁	議員
15 番	高 橋 富 美 子	議員	16 番	佐 藤 卓 也	議員
17 番	小 野 周 一	議員	18 番	小 嶋 富 弥	議員

欠 席 議 員（1名）

13 番 伊 藤 健 一 議員

欠 員（1名）

出席要求による出席者職氏名

市 長	山 科 朝 則	副 市 長	石 山 健 一
総 務 課 長	川 又 秀 昭	総 合 政 策 課 長	鈴 木 則 勝
財 政 課 長	伊 藤 リ カ	税 務 課 長	大 江 周
防災危機管理課長	柏 倉 敏 彦	市 民 課 長	笹 原 佳 子
環境エネルギー課長	杉 澤 直 彦	成 人 福 祉 課 長 兼 福 祉 事 務 所 長	佐 藤 朋 子
子育て推進課長 兼 福 祉 事 務 所 長	土 屋 智 史	健 康 課 長	高 橋 智 江
農 林 課 長	井 上 勝 人	商 工 観 光 課 長	高 橋 潤
都 市 整 備 課 長	高 橋 学	上 下 水 道 課 長	井 上 利 夫
会 計 管 理 者 長 兼 会 計 課 長	石 黒 真 紀	教 育 長	津 田 浩
教 育 次 長 兼 教 育 総 務 課 長	岸 聡	学 校 教 育 課 長	大 町 淳

社会教育課長	小 関 紀 夫	監 査 委 員	須 田 泰 博
監 査 委 員 長	小 野 亜 希	選挙管理委員会 選 委 員 長	武 田 清 治
選挙管理委員会 選 務 局 長	國 分 亮 一	農 業 委 員 長	浅 沼 玲 子
農 業 委 員 長	長 沼 俊 司		

事務局出席者職氏名

局 長	井 上 徹	議会総務主査	伊 藤 幸 枝
主 事	小 野 一 樹	主 事	秋 葉 佑 太

議 事 日 程 （第5号）

令和8年6月12日 金曜日 午前10時00分開議

（質疑、討論、採決）

- 日程第 1 議案第36号令和8年度新庄市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第 2 議案第37号令和8年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 3 議案第38号令和8年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 4 議案第39号令和8年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 5 議員派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程（第5号）に同じ

開 議

佐藤卓也議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は16名です。欠席通告者は伊藤健一議員、1名です。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第5号）によって進めます。

なお、クールビズ期間でありますので、暑いときは上着を脱いでも構いません。

日程第1議案第36号令和8年度 新庄市一般会計補正予算（第1号）

佐藤卓也議長 日程第1議案第36号令和8年度新庄市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件に関しましては、既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

佐藤卓也議長 佐藤悦子議員。

1 番（佐藤悦子議員） 11ページの3款1項6目で、高齢者介護支援サービス事業費繰出金33万円の内容、お知らせをお願いします。

2点目は、11ページの6款1項3目で、地域農業構造転換支援事業費補助金7,195万2,000円の内容をお願いします。

3点目は同じページで、新規就農者育成総合対策事業費補助金493万8,000円の内容についてお願いします。

4点目は同じページで、果樹園芸振興事業費で園芸やまがた産地発展サポート事業費補助金

という内容ですが、250万5,000円、この内容をお願いします。

次に、12ページ、8款2項2目道路維持事業費修繕料147万4,000円が載っていますが、この内容はどのような内容でしょうか。

同じページの道路長寿命化事業費がマイナス195万円になっていますが、内容はどのようなことなのでしょう。

次に、13ページの8款2項2目種活橋梁補修工事請負費マイナス305万円となっていますが、その理由をお願いします。

佐藤朋子成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、佐藤朋子。

佐藤卓也議長 佐藤成人福祉課長兼福祉事務所長。

佐藤朋子成人福祉課長兼福祉事務所長 おはようございます。

それでは最初に、3款1項6目介護保険事業費高齢者介護支援サービス事業費の繰出金について御説明申し上げます。

介護保険制度改定に伴うシステム改修事業費のうち、国庫補助金を差し引いた市負担分を事務費として一般会計より介護保険特別会計に繰り出しするものであります。介護保険事業費の中の歳出としてシステム改修費を計上しております。

以上です。

井上勝人農林課長 議長、井上勝人。

佐藤卓也議長 井上農林課長。

井上勝人農林課長 初めに、地域農業構造転換支援事業費補助金のほうでございますが、こちらにつきましては、地域中核となる担い手の農家の方々が農業用機械を購入するものに対しての補助となります。

次に、新規就農支援のほうですけれども、こちらと同じく、新規就農者の方が農業用機械を購入する場合に補助ということになっております。

地域農業構造転換のほうにつきましては、就

農時64歳以下で、経営開始後5年以内の方、新規就農の方が新規就農時49歳以下で、経営開始後2年以内という条件が違いますので、こういった項目になっております。

3点目の園芸やまがた産地発展サポート事業につきましては、こちら北部管内のアスパラガス生産者の方々が、アスパラの生産のために使います、生産用の資材等の購入に対しての支援ということになってございます。

以上でございます。

高橋 学都市整備課長 議長、高橋 学。

佐藤卓也議長 高橋都市整備課長。

高橋 学都市整備課長 それでは、まずは12ページ、8款2項2目道路維持管理費の修繕料147万4,000円についてでございますが、こちらは末広町地区の側溝に不具合が生じたということが判明しましたので、こちらの修繕ということで計上をさせていただいております。

また、同じ款の路面性状調査のマイナス195万円につきましては、国の補助金の内示が下がったということでマイナスの補正、こちらのほう歳入のほうもマイナスというふうになってございますので、併せて御覧いただければと思います。

また、種活橋の橋梁補修のマイナス300万5,000円につきましても、国の補助金の内示があってそれに合わせての減額という内容でございます。

以上です。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

佐藤卓也議長 佐藤悦子議員。

1 番（佐藤悦子議員） 道路維持事業費修繕料については、末広町地区の側溝の修繕だというお話でした。

市道の要望、市民の要望が切実なことが寄せられていることと思います。特に泉田駅前2号線の状況はひどいのではないのでしょうか。亀の甲羅状態で、穴が次々と空くと、あと側溝には

蓋をしていないということで、そこに落ちる。こういうことで、住民からこの改善を要望されているんですが、そういうことはどのように考えているのか。

もう一つ、荒小屋泉田線の側溝に蓋がないところがありまして、ここに落ちて股関節を骨折したという、大けがをした人が住民でおりまして、ここは何度も区長などを通じて蓋をしてくれという要望があったように聞いているんですが、それらについてどのように計画されているのかお聞きします。

高橋 学都市整備課長 議長、高橋 学。

佐藤卓也議長 高橋都市整備課長。

高橋 学都市整備課長 ただいま御質問のありました路線につきましては、地域の方からの御要望ということもお伺いしている部分もございます。

先ほど路面性状調査のマイナスというところで話はありましたが、今年度、路面性状調査ということで道路の路面状況の調査をして、それを数値化しながら優先順位をつけて修繕の計画を立てるということにしておりますので、今お話のありました路線、また道路側溝の改修・修繕の要望につきましても、様々御意見をいただいているところでございますので、現地を確認しながら、その危険度合い、優先順位を見ながら修繕の計画を立ててまいりたいというふうに考えているところでございます。（「分かりました」の声あり）

佐藤卓也議長 ほかにありませんか。

2 番（亀井博人議員） 議長、亀井博人。

佐藤卓也議長 亀井博人議員。

2 番（亀井博人議員） 2点お願いしたいと思います。

最初に、11ページの6款1項3目の担い手総合支援対策事業費について、その中の地域農業構造転換支援事業費補助金7,195万2,000円が1つです。

2つ目が、13ページです。8款6項2目の雪総合対策費、この中の桧町地区流雪溝整備事業費についてお伺いしたいと思います。

最初に、13ページ、桧町の流雪溝整備事業費からお願いをします。今回、工事費3,719万8,000円を減額し、送水管測量設計業務委託料2,275万9,000円と3件の委託料を増額補正しておりますけれども、その内容についてお願いします。

高橋 学都市整備課長 議長、高橋 学。

佐藤卓也議長 高橋都市整備課長。

高橋 学都市整備課長 桧町地区の流雪溝整備工事の内容についての御質問をいただいております。

桧町地区の流雪溝整備、特に2期、3期というところになりますが、こちらのほうは、令和7年度、昨年度から計画を進めているということでございます。

その中で、まずはこの2期、3期地区に水を送るための送水管を布設するに当たっての設計業務関連を昨年度やったところでございます。

その中において、JRの西線を横断する部分がございます。当初予定としましては、西町のほうからいって備前川というところがあるんですが、そちらのほうを使って送水しようということで計画をしてございましたけれども、JRとの協議を重ねましたところ、そちらのほうではかなり危険度が高いということで、ルートの変更を強いられたというようなことがございます。

こちらのルート変更ということになりましたので、そのルートの変更部分についての測量設計が必要になったということで、今回組替えをさせていただくということでございます。

道路工事費を減額をして、そのまま3,719万8,000円を業務委託に移させていただきたいということでの提案でございます。

2 番（亀井博人議員） 議長、亀井博人。

佐藤卓也議長 亀井博人議員。

2 番（亀井博人議員） 桧町の流雪溝整備工事については、事務事業評価を見ると、令和3年度から始まっているようですが、現時点で利用の開始の予定年度はいつ頃になりますか。

高橋 学都市整備課長 議長、高橋 学。

佐藤卓也議長 高橋都市整備課長。

高橋 学都市整備課長 桧町地区、1期、2期、3期というような区分けで事業を進めてございます。

1期につきましては、令和7年度中に供用開始をしているところでございます。

2期、3期につきましては、昨年度から設計業務を含め事業を開始しているところでございますが、今の予定としましては、令和16年度に全面供用というような計画になってございます。

2 番（亀井博人議員） 議長、亀井博人。

佐藤卓也議長 亀井博人議員。

2 番（亀井博人議員） 今のお話ですと、1期分についてはもう既に利用を開始しているということで、今回、JRの関係でルート変更というお話ありましたけれども、その水源というのはまた別の箇所になっているのでしょうか。

高橋 学都市整備課長 議長、高橋 学。

佐藤卓也議長 高橋都市整備課長。

高橋 学都市整備課長 1期につきましては、水源を既存の水路から流入しての活用ということにしております。

2期、3期につきましては、新たな水源を確保しなければいけないということで、最上川からの新たな水利の取得、また国営新庄農業水利施設の多目的使用ということも改めて許可を取りながらやっていかなければいけないというような課題がございます。

佐藤卓也議長 ほかにありませんか。

14番（山科正仁議員） 議長、山科正仁。

佐藤卓也議長 山科正仁議員。

14番（山科正仁議員） おはようございます。

私のほうからは5点ほどありますけれども、先ほどの質問にかぶる点もありますので、ピックアップして質問申し上げます。

大体今回の補正拝見した中では、農業関係が一番大きくて、次、学校統合とか、あと雪対策、それから財政調整基金繰入金関係が大きな補正かなと思っております。

その中で選びまして、農業関係、これは先ほど2人の議員からもございましたが、8ページの地域農業構造転換支援事業並びに新規就農育成総合対策、それから農業水路の長寿命化事業と、いろんなメニューを重ねて農業の方向性というのを定めようとしているのかなと思いますが、これは内容を考えれば今までやってきた担い手、その方から農地を集約して、ある程度大規模化の経営に移行する方向に新庄市もかじを切っているのかなと思っております。

一方で、農地の利用効率化支援事業というのが1,500万円ほど減額されておりますけれども、これを捉えまして質問させていただきますが、この地域農業構造転換というのは、具体的にどのようなものを目指してどのようなことを行っていくのか。それから、まずはどの地区で行っていくのかという点をまずお伺いしたいと思います。

あわせて、学校統合の話です。学校の統合として、14ページに出ておりますが、本合海と升形と八向、これの閉校記念式典が行われるということで予算が計上されておりますけれども、基本的これ総務文教のほうでも説明伺いましたので、大体内情は把握しております。

ただ、今後この閉校した後に施設の活用というのが問題出てくると思います。この地域の活用方法というのを、地域の方々と協議しながら選んでいく、進めていくということが必要だと思いますので、その辺の予定どうなっているのかお伺いしたいと思います。

3点目ですが、ただいま雪対策のほうで亀井

議員のほうからありましたので、総花的な質問にさせていただきますが、13ページになります。無散水消雪揚水機の交換とか、それから流雪溝の送水管測量設計とか、あと流雪溝の影響解析とか、いろんな事業が計上されております。

これをいわゆる消雪施設がかなり老朽化が進んできていることを表しているのかなと思いますけれども、今後、消雪施設というのを更新した場合の総額というか、今後かかるような概算の予算というのをどのぐらい見ているのか、今後10年ぐらいの更新の計画はどうなっているのかというのをお聞きしたいと思います。

最後ですね、財政調整基金ということでお伺いしますが、今回1,800万円ほど繰入れしております。補正額が1億3,200万円ほどですけれども、この約14%ぐらいが財政調整基金の繰入れだということになっておりますが、当初予算でも大分活用が入っておりまして、今回の補正でももう一回追加として投入していると。

これ何を表すかということ、いわゆるこの自主財源では新庄市はなかなかこの事業というのを維持できなくなってきたのかなという点が見え隠れしていると思います。

それを踏まえまして、ここで聞いても一般質問で聞いてもよく皆さん聞くことだと思いますが、この財調の残高というのを今まで10年間推移を見た上で、今後5年間ぐらいどのように推移していくのか、どのように使用していくのかというような見込みをお伺いしたいと思います。

以上、よろしくお願いします。

井上勝人農林課長 議長、井上勝人。

佐藤卓也議長 井上農林課長。

井上勝人農林課長 初めに、農地利用効率化支援事業の1,500万円の減額ですけれども、こちらにつきましては、地域農業構造転換支援事業のほうに予算の組替えということで、こちらのほうに1,500万円含まれた形での補正となっておりますので、御理解いただきたいと思います。

また、この地域農業構造転換支援事業、新規になりますけれども、こちらにつきましては、地域を絞ったわけではなくて、新庄市内全域を対象にしております、またこの交付対象として地域計画に位置づけられた担い手ということで、地域計画がある地域であればどなたでも活用できると、認定農業者であればどなたでも活用できるということとなっているところでございます。

こちらにつきましては、地域の中核、そうした計画の中で、地域の中核となって農地を引き受ける担い手の方の経営改善に必要な農業用機械・施設の導入の支援ということとなっております。

また、目標としまして、地域計画の中で集積率を6割以上を目指すということとなっておりますので、こちらのほうも市としては進めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

岸 聡教育次長兼教育総務課長 議長、岸 聡。

佐藤卓也議長 岸教育次長兼教育総務課長。

岸 聡教育次長兼教育総務課長 今回は八向3校の閉校式に伴う予算のほうを計上させていただきました。

それに関連いたしまして、閉校後の校舎跡地等の活用についての御質問いただいたところでございます。

こちらにつきましては、まず教育委員会のほうで考えておりますのは、まず対象地区となられております区長様のほうにお集まりいただき、今後の進め方について御相談させていただきまして、その後、それぞれの学校ごとに跡地利用についての検討委員会、当然地区の方も入っていただいて、今後どういうふうにしていったらいいかというのを協議していく予定でございます。

なお、具体的なものについてはこれからとなっております。

以上です。

高橋 学都市整備課長 議長、高橋 学。

佐藤卓也議長 高橋都市整備課長。

高橋 学都市整備課長 道路の除排雪事業ということで、このたび無散水消雪のポンプの交換ということで計上させていただいております。

そのほかにも新庄市内、無散水消雪・散水消雪といった消雪の施設がございます。確かに老朽化してきているということでございますので、また費用対効果ということも含めて、今後の雪総合対策事業計画の中で、どういった消雪が今後必要なのかということも検討しなければいけないというふうに考えてございます。

その中で、今後のコストについては検証していきたいと思っております。

今現在として、ここ10年先のコストというところでの数字は現在持ち合わせてございませんので、御了承いただければと思います。

伊藤リカ財政課長 議長、伊藤リカ。

佐藤卓也議長 伊藤財政課長。

伊藤リカ財政課長 それでは、私のほうからは財政調整基金についての御質問にお答えさせていただきます。

現在、財政調整基金については、20億円程度の目標で積み立てているわけですが、やはり必要なときにはそれを取り崩して活用するというようなことを行っておりますが、令和12年度の中期財政計画の見込みになりますと、やはり10億円程度まで落ち込んでいくということを見込んでおります。現在の半分程度ということになりますので、やはり活用についても、今後、考えていかなければいけないというふうに考えております。

14番（山科正仁議員） 議長、山科正仁。

佐藤卓也議長 山科正仁議員。

14番（山科正仁議員） ありがとうございます。

農林課にもう一回質問をさせていただきますけれども、先ほど課長からありましたが、集積

率向上というか、6割目指しているという点で、例えば中山間地域というのはいわゆるそんなにまとまった農地じゃなくて、ちょっと点在していて非常に条件があまり整っていない地域もあるわけでございますけれども、その辺の集積というのは非常に難しい。大きいまとまった土地であれば、それは集積というか、受入れ側も喜んでウエルカムなんですけれども、なかなかその辺の問題が解決していないのではないかなと思います。

それを踏まえて質問させていただきますが、例えばそれを行うことによって離農する農家というのをどのぐらいの数見込んでいるかという点と、あと今言ったように、中山間地域、これは完全に対象として見ているのかという点。

あと、それを入れるためには、どのような例えば条件付けをするか。事例から言えば、今まさに機械壊れてどうしようかなと思っている中山間地域の中高齢者の方が、それを買換えするかどうかという。農機具屋さんとかJ Aさんだったら、すぐ買ってくださいますと来るだけなので、買わざるを得ないという状況になるわけですよ。それを買った後にすぐ集積化されて、結局機械が使えない、買取り業者に出してしまうというふうな例が出てくるのを懸念するわけです。

その辺も踏まえて、救済措置というか、支援の対象というのを、支援の体制というのをもっと向上しなきゃならんんじゃないかなと思うんです。その点を踏まえて、質問したいと思います。

あと閉校式典、今後、施設の活用というのを考えていくという具体的な方向性が持っていけるのかと思います。

単に学校なくなって、あとはスクールバスで対応して、子供たちがいい方向に持っていかれる、それは間違いないと思いますが、ただその地域が学校なくなった場合に、人口が減っていくことはまず間違いないというか、ほぼほぼ事例として、学校がなくなれば若い人もだんだん

住まなくなってしまうという点が今後考えられると思います。

その辺は総合政策課なのかちょっと分かりませんが、人口の減少対策というのをどのように考えていくのかという点をお伺いしたいと思います。

あと、雪対策は了解しました。大変コストのかかる問題ですので、すぐここで答えを出すというわけにいかないと思います。

あと、財調ですけれども、恐らく10億円まで落ちるという点でお伺いしましたが、この財調は結局貯金ですので、枯渇というか、なくなるラインというのを、どの辺で考えているのか。例えば新庄市の人口減少と相まって、税収と相まって、もうなくなるわというのをどの辺、何年後に見据えているのか。ちょっと難しい質問ですけれども、分かる範囲でよろしく願います。

井上勝人農林課長 議長、井上勝人。

佐藤卓也議長 井上農林課長。

井上勝人農林課長 地域計画の中で集積6割ということで、目標を先ほどお話しさせていただきましたが、その中で、各地域で地域計画が今立てられているわけですが、その中で、担い手と言われる方々も掲載されているわけですが、それ以外の離農される方、実数としてはまだ持ち合わせてはいないところなんですけれども、今後増えていくであろうという考えは持っているところです。

そういった方々の支援につきましては、今後、地域計画のブラッシュアップということで進めてまいりますので、その中でこういった支援を必要としているかということ吸い上げながら進めていきたいと考えているところです。

また、もう一つの中山間の件でございますが、こちらにつきましては、中山間直接支払制度ということで、そちらの支援を進めているところでございます。

また、国のほうでも来年度から大きく政策の
ほうが転換されるということで、中山間地域の
担い手の育成等も含めまして、令和9年度から
の新しい農業政策の中で支援のほうを進めてい
きたいと考えているところでございます。

以上です。

佐藤卓也議長 暫時休憩いたします。

午前10時28分 休憩

午前10時29分 開議

佐藤卓也議長 休憩を解いて再開いたします。

伊藤リカ財政課長 議長、伊藤リカ。

佐藤卓也議長 伊藤財政課長。

伊藤リカ財政課長 私のほうからは、財政調整基
金の今後の見込みということで、基金がなくな
ってしまうのはいつと見込んでいるかという御
質問でございましたが、まずは枯渇するという
ことがないようにというところで考えていかな
ければならないと思っております。

現在、公共施設の見直しですとか、そういっ
たことも行っておりますので、全体的なそうい
った経費の見直しを行って、基金についても計
画的な活用を行いながら、枯渇することのない
ようにということで考えておりますので、よろ
しくお願いいたします。

佐藤卓也議長 ほかにありませんか。

5 番（坂本健太郎議員） 議長、坂本健太郎。

佐藤卓也議長 坂本健太郎議員。

5 番（坂本健太郎議員） 私のほうからは、10
款5項6目の文化財の保護費の中の文化財保護
管理事業費について御質問したいと思います。

委託事業というところで275万円ということ
で、旧雪調の戦略調査業務ということで委託費
になっております。

この業務内容と、あとは今までも旧雪調につ
いては保存活用方針とか、あとは保存活用計画
とかありましたが、これとの整合性、どうい

う流れでこの委託になったのかというところをお
聞きしたいと思います。

小関紀夫社会教育課長 議長、小関紀夫。

佐藤卓也議長 小関社会教育課長。

小関紀夫社会教育課長 旧農林省積雪地方農村経
済調査所、いわゆる雪調でございますが、まず
御質問ありました委託料の件でございますけれ
ども、こちらのほう記載のとおり、戦略等々を
策定するための調査業務を委託する予定でござ
います。

具体的な内容といたしましては、他の類似施
設等々の事例研究であったり、それから雪調へ
の誘客のターゲット、それからワークショップ
の企画・実施等々を考えてございまして、その
中で、最終的には戦略の概要となるような素案
を報告書で提出いただくというような予定をし
てございます。

今までの雪調の活用方針、それから基本計画、
基本設計等々を議会の皆様にも御説明、お示し
させていただいた経過がございますが、一昨年
の豪雨災害によりまして、改修工事のほう一旦
休止させていただくというような説明もさせて
いただいたかと思います。

そちらのほう、当然国の予算も活用しながら
改修事業のほうを進めてまいりたいというふう
に以前から検討しておったところでございま
すけれども、最終的な基本設計の部分につきま
して、今回の戦略で補完をしたいと。

例えば、雪調のほうににぎわいをつくるとか、
あとそれから歴まちの計画ともリンクしますが、
面的な回遊を目標にするとか、そういった部分
で今回の戦略をつくった上で、基本設計の補完
として活用したいというふうに考えてございま
す。

こちらのほうでき上がりましたら、来年度以
降実施設計、それから改修工事等のほうに事業
のほうを進めてまいりたいというふうに考えて
ございますので、よろしくお願いいたします。

5 番（坂本健太郎議員） 議長、坂本健太郎。
佐藤卓也議長 坂本健太郎議員。

5 番（坂本健太郎議員） 豪雨災害によって流れがストップしたという話でした。

相当時間がたっているというのもありまして、今回補正案件となっているんですけれども、こういう流れで、通常であれば普通の予算で審議されるところが補正でというところ、国のほうの活用したかもしれませんが、ちょっとその理由と、先ほどここでこの戦略の委託料で補完をして、その後に実施設計ということで設計のほうに移っていくということだったんですけれども、ちょっと今後の見通し、どのぐらいのスパンで考えていらっしゃるのかお聞きしたいと思います。

小関紀夫社会教育課長 議長、小関紀夫。

佐藤卓也議長 小関社会教育課長。

小関紀夫社会教育課長 議員おっしゃるとおり、本来であれば、当初予算のほうに今回の予算を計上すべきであったものというふうにこちらのほうでも考えてございますが、先ほど議員のほうからもありましたとおり、国の補助金を活用したいというような形でございまして、当初予算の要求後に活用できるような補助のメニューが出てきましたので、そちらのほうを今回活用させていただいて、補正のほうに計上させていただいたというような経緯でございます。

あと、今後の予定でございますけれども、今回、基本設計は基本的に出来上がってございますので、今回の戦略の策定後は、基本設計のほうに基づきながら、実際の具体的な活用方法もその部分で追加補完しながら、来年度にできましたら当初予算のほうに実施設計の予算、それから、再来年度は改修工事というような予定をこちらのほうでは考えてございます。

以上でございます。

5 番（坂本健太郎議員） 議長、坂本健太郎。
佐藤卓也議長 坂本健太郎議員。

5 番（坂本健太郎議員） 令和10年ぐらいに工事が始まってという今の見通しだったと思うんですけれども、やはりかなり時間がたっているというところで、特に見た目のところも相当傷んでいるという話を聞いています。

課長も多分御覧になっていると思うんですけれども、真正面が白壁なので、それが時間がたって老朽化してくると、ちょっと見た目的にもなかなかちょっと観光施設というか、観光で来る方とかそういうイベントで来る方もやっぱりちょっと見た目がなかなか何ていうか、剥がれているとか様々言われております。

その前に、全体のリニューアルの前に、ぜひペンキだけでも、補助というか、改修というか。結構応援する方もいっぱいいますので、多分ボランティア募れば塗ってくれたり補修もしてくれると思うんですけれども、令和10年まで待っているというふうな今の回答のような気もするんですけれども、ぜひその前にペンキだけでもどうでしょうか。

小関紀夫社会教育課長 議長、小関紀夫。

佐藤卓也議長 小関社会教育課長。

小関紀夫社会教育課長 旧雪調の老朽化の部分でございますけれども、教育委員会側でも非常に懸念しておる点でございました。

先ほど一旦改修事業のほうストップさせていただいたときに、文化庁への補助の申請を行っておったんですが、そちらのほうも取り下げたという経緯がございます。

当然、文化庁のほうでも興味を示していただいておりますので、文化庁の補助のほうの財源の確保をしていただいているものと思いますが、それを忘れられないうちに、早急にこちらのほうでも改修工事に取りかかっていきたいというふうには考えてございます。

特に老朽化の部分につきましては、教育委員会側でも十分にその点は認識してございますので、様々今まで議会の皆様にもお示ししました

内容について、今後進めてまいりたいというふうには考えてございます。

なお、ペンキだけでもというお話でしたが、登録文化財でございますので、そう簡単に手はつけられないという部分もございますので、何らかの対応ができればというふうには考えてございますので、よろしくお願いいたします。

佐藤卓也議長 ほかにありませんか。

15番（高橋富美子議員） 議長、高橋富美子。

佐藤卓也議長 高橋富美子議員。

15番（高橋富美子議員） それでは、1点お願いしたいと思います。

ページ10ページ、2款1項7目移住・定住促進事業費の二地域居住実証業務とありますが、こちらの具体的な内容をお願いしたいと思います。

鈴木則勝総合政策課長 議長、鈴木則勝。

佐藤卓也議長 鈴木総合政策課長。

鈴木則勝総合政策課長 2款1項7目移住・定住促進事業費の中の二地域居住実証業務の委託についてでございますが、昨年は二地域居住ということで、市の友好自治体である東京都三鷹市様の協力を得ながら実証事業などを行わせていただきましたが、今年度は三鷹市様に加えまして東京都北区の協力も得ながら、今年度の内容としては、地域の担い手活動への参加、そして受入れ環境の充実に向けた内容で実証事業を行いたいと思っております。

この二地域居住実証業務の委託料につきましては、二地域居住される方に未就学児がいた場合に、その方がいろいろ地域の担い手活動などに参加いただいている間は、お子様を幼稚園などに一時預かりする、そういったことでの実証というようなことで、委託料というような形で計上させていただいたところでございますので、よろしくお願いいたします。

15番（高橋富美子議員） 議長、高橋富美子。

佐藤卓也議長 高橋富美子議員。

15番（高橋富美子議員） それで、この委託先はどのように、選定基準とかスケジュールとかありましたらお願いします。

鈴木則勝総合政策課長 議長、鈴木則勝。

佐藤卓也議長 鈴木総合政策課長。

鈴木則勝総合政策課長 委託先としましては、市内の幼稚園ということで想定はしてお話をさせてもらっていますが、実際に二地域居住を実施した際に、お子様連れの家庭が来たときにちょっとお願いするような形になりますので、そこら辺はまだ詳細についてはこれからということになっております。

なお、実施時期につきましては、8月そして10月あたりの2回あたりをちょっと想定して、今いろいろプログラムづくりをさせていただいているところでございます。

15番（高橋富美子議員） 議長、高橋富美子。

佐藤卓也議長 高橋富美子議員。

15番（高橋富美子議員） 詳しいことはこれからということで分かりましたけれども、一応費用弁償も86万2,000円となっております、大体想定している人数とかありましたらお聞きしたいと思います。

鈴木則勝総合政策課長 議長、鈴木則勝。

佐藤卓也議長 鈴木総合政策課長。

鈴木則勝総合政策課長 費用弁償等もございしますが、一応想定している人数としましては、2回実施する想定で、それぞれ3家族4人ずつの家族というような形で、最大で24名程度想定している中で、参加いただける方については地域の担い手活動、例えば屋台製作であったりとか、農業への協力など、そういった点をちょっと今想定しながら考えておりまして、そのために来ていただくための交通費あるいは宿泊料等を費用弁償という形でちょっと盛りさせていただいているところでありますので、よろしくお願いいたします。

佐藤卓也議長 ほかにありませんか。

7 番（山科春美議員） 議長、山科春美。

佐藤卓也議長 山科春美議員。

7 番（山科春美議員） 3点質問させていただきます。

補正予算書7ページ、1款3項2目、また10款1項1目の環境性能割について、次が補正予算7ページ、15款2項1目の地域未来交付金について、3点目が補正予算書7ページ、15款2項1目地域公共交通調査等事業費補助金についての3点を質問させていただきます。

まず最初、環境性能割のところですが、こちらは国の制度改正によって軽自動車税の環境性能割が今年の3月31日で廃止されたことによって減額補正され、また減収分は当面の間、国より財政措置がなされるということで、10款のほうに農地法特例交付金に補填されているということで説明を聞きました。

1款3項2目の当初予算が889万1,000円になっているんですが、646万円の減額、そして、243万1,000円が残っているんですが、今後、この額も補填されるのかということと、また10款1項1目の自動車税減収補てん特例交付金の1,081万7,000円は、どちらに補填されるのかということ。

また、当初予算でも出ていますが、環境性能割交付金は今後どうなっていくのか、お聞きしたいと思います。

あと、次のところの地域未来交付金についてなんですが、こちらは当初予算でも4,941万4,000円ということで入っているんですが、今回また地域未来交付金ということでありますが、こちらは当初予算でも新規就農支援事業とか、農林専門職大学学生アパートの建設補助事業とか、観光誘客推進事業にもその事業を行うものとなっていますが、具体的にどういふこの交付金を活用して事業をされるのか、今回の16万円というところです。

あと次なんですけれども、地域公共交通調査

等事業費補助金、減額の200万円のところです。

こちらの財源は、当初予算では地域公共交通計画策定、実証運行事業に向けての財源になっていたと思いますけれども、その減額の理由について伺います。

よろしくお願いします。

大江 周税務課長 議長、大江 周。

佐藤卓也議長 大江税務課長。

大江 周税務課長 それでは、私のほうから軽自動車税環境性能割の減額分と、あと自動車税減収補てん特例交付金の中身について説明させていただきます。

今回、環境性能割につきましては、3月31日公布、4月1日に施行された地方税法の一部を改正する法律により、軽自動車税の環境性能割が廃止されました。それに伴う税額の減額になります。

あと、こちらのほう全額落としていない理由につきましては、こちらのほう環境性能割につきましては、車両購入時に県に一旦納付された後、市に納入されるということになります。それが2か月遅れとなりますので、2月分と3月分それぞれが残るということで、2月、3月分を残した残りの金額を減額させていただいております。

また、自動車税減収補てん特例交付金につきましては、当初予算9款1項1目で環境性能割交付金ということで計上しておりますが、それは減額なるということで県のほうから情報がありましたので、減額した形で当初の計上しておりました。

ただ、このたび普通自動車の環境性能割につきまして、減額になった分につきまして、こちらのほうの特例交付金ということで交付になるというふうなことがございますので、その分を計上させていただいているところでございます。

以上です。

鈴木則勝総合政策課長 議長、鈴木則勝。

佐藤卓也議長 鈴木総合政策課長。

鈴木則勝総合政策課長 それでは、続きまして、国庫支出金の中の一つの地域未来交付金、16万円がちょっと増額で歳入計上させていただいた件につきましては、まず国からの内示といえますか、いただいた中で、当初予算に計上していたのに加えて16万円を交付いただいたわけですが、その内容につきましては、使い道としましては、歳出のほうの11ページ、担い手総合支援対策事業費がございますが、その中の謝金、費用弁償、通信運搬費というところで、こちらの新規就農に向けた伴走支援の事業も追加で申請したところ採択いただけましたので、ちょうどこの事業費に対する2分の1交付ということで、交付金のほうを頂いたのこちら活用させていただきたいというようなところでございます。

もう1点が、地域公共交通調査事業費の補助金200万円減額としてございますが、こちらにつきましては、当初予算の中では地域公共交通計画の策定、その中で市内循環バスを2台に増強しての実証運行ということで御説明させていただきました。

こちらにつきましては、国の補助事業を活用するというイメージで予算組んでいたところですが、確認したところ、この補助事業につきましては協議会、地域公共交通活性化法に基づく協議会が実施主体となった場合に補助金が交付になるというようなことでございましたので、事業の内容につきましては協議会で実施できるように組替えさせていただきまして、その内容につきましては歳出のほうでも謝金等々を減額して、協議会の負担金というような形で組替えをさせていただきまして、協議会の事業とさせていただきました。

ですので、補助金そのものにつきましても協議会の収入というような形で計上させていただくため、市の予算のほうからは減額とさせていただいたところであります。

なお、補助金につきましては、協議会での事業終了後に交付されるということでありまして、一旦事業費全体としましては市から負担金として交付させていただくというようなことで考えてございます。

なお、協議会に対する補助金の内示額としましては、151万5,000円内示となっておりますので、そちらは協議会への歳入というような形で組替えとさせていただいたところでありますので、よろしくお願いいたします。

7 番（山科春美議員） 議長、山科春美。

佐藤卓也議長 山科春美議員。

7 番（山科春美議員） 内容が分かりました。ありがとうございます。

地域公共交通対策費のところは、本当に活性化に向けて、やっぱり計画どおり、本当に進めていただきたいと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。

以上です。

佐藤卓也議長 ほかにありませんか。

18 番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

佐藤卓也議長 小嶋富弥議員。

18 番（小嶋富弥議員） それでは、私からはページ15ページの社会教育事業費の中でお聞きしたいと思います。

恐らくこれは学校の部活の在り方と、また、先生方の働き方改革によって地域移行になって、そのための方々に補正予算、補助金だと思うんですけども、この内容ですね、何団体をお考えになってこの予算を盛ったのか。今言ったような内容ですね。

あと、もう一つは、対外試合とか部活でよくやる遠征する場合の交通問題ですね。先般も福島で新潟の、これは高校生だけでも、遠征試合で交通事故を起こしているいろいろな社会問題にも発展していますけれども、そこでやはり子供たち、強くするためには遠征、対外活動をしないとなかなかレベルアップしないというようなこ

とで、それぞれの指導者も苦労していると思うんだけれども、そういった意味でこの補助金の中で遠征に対する交通費、例えばガソリン代となるんでしょうけれども、その辺のことが網羅になっているのか、なっていないのか、まず一つお聞きしたいと思います。

小関紀夫社会教育課長 議長、小関紀夫。

佐藤卓也議長 小関社会教育課長。

小関紀夫社会教育課長 款項目で言いますと、10款5項1目社会教育総務費と、それから11目社会体育費にそれぞれ計上してございます、認定地域クラブ活動支援補助金と認定クラブ活動参加者支援補助金、こちらのほう議員今御質問のとおり、部活動の地域展開の支援に係る分で補助金を計上させていただいたということでございます。

まず、地域認定クラブ活動支援補助金のほうは、認定地域クラブへの直接的な活動支援の補助というような形になります。

それから、活動参加者支援補助金のほうは、いわゆる経済的生活困窮世帯の児童生徒が認定地域クラブのほうに参加する場合、その参加費、それから保険料を補助するというような仕組みになってございます。

先ほど遠征の部分の御質問でございましたが、活動支援補助金のほうの仕組みといたしましては、参加生徒数、それから指導者数と、それから今回の補助金は休日の部分に係る部分だけです。平日は除きますが、月何回の活動かによって補助単価が違ってございます。合計で12段階ぐらい設定しておるんですが、その部分につきましては、先ほど議員の質問にありました遠征費等々の部分も含まれているものというふうには想定してございます。

ただ、具体的な補助単価の部分についての細かな積算の資料は国のほうから示されてはございませんが、多分入っておるんだろうというような考えでございます。

以上でございます。

18番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

佐藤卓也議長 小嶋富弥議員。

18番（小嶋富弥議員） これは過渡期で大変なこととは思っているんだけれども、まず何団体を予想しているかということをお聞きしましたんですけれども、お答えなかったからお願いしたんだけれども。

あとこれに関して、指導者が熱血指導者で、ボランティア的な方も結構好きで地域を盛り上げてやりたいと、子供の教育をやりたいという意志が強いものですから、そういう熱意は非常にありがたいと思うんだけれども、そういう方々に対する謝金、御礼といいますか、そういったものも含まれているのか、含まれていないのか。

あと、やっぱり一番気になるのは、対外試合ですね。休日だけの遠征のお考えだというんだけれども、そのほかに学校、春休みとか夏休みの場合も平日の場合、結構行くんですね。その場合、問題はひとり親の場合なんか、やっぱり非常に遠くまで送り迎えというのは非常に困難な現実でも、やはり一緒にそこに行かないとレベルアップできないというようなことで、いろいろあるんだけれども、その辺、課題も含めて今ここで出ないと思うんだけれども、やっぱりその辺をやはりきちっとやっていかないと、本当にクラブ移行が生かされてこないんじゃないかな。もちろん指導者が一番大事だと思うんだけれども、指導者に対するそういったありがたいさんというものの心遣いというのも、この補助金の中にあるのかないのか。

一つあと、もう一回遠征に対する、学校に対するそういった指導要綱、決まりというのはどういうふうにお考えか、まずお願いしたいと思います。

小関紀夫社会教育課長 議長、小関紀夫。

佐藤卓也議長 小関社会教育課長。

小関紀夫社会教育課長 すみません、大変失礼いたしました。

団体数のほうですが、今現在、地域クラブのほうにこちらのほうで認定させていただいた団体数が約30団体ございます。

ただ、先日、認定地域クラブの認定書を交付させていただいたんですが、そちらの地域クラブから認定地域クラブに移行するための申請をいただいた団体数が約20団体ほどになってございます。

補助金のほうは、国のほうの申請時にはまだどのぐらいの地域クラブのほうから認定申請が上がってくるかもはっきりしてございませんでしたので、30団体分で予算のほうは要求をしたところでございました。

もう1点、コーチそれから指導者の謝金でございますが、そういった部分も活動支援補助金のほうには含まれているというような説明を国のほうからは受けてございます。

今回あくまでも休日部分でございますが、これから平日部分の地域展開の部分にも取り組む形になってございますので、昨年度の検討委員会を今回は推進委員会というふうに改組しまして、これからまた平日の部分の課題等々を解決するために様々協議を続けたいというふうに考えてございます。

学校側といたしましても、当然学校教育活動の一端を担うものと、基本的には社会教育活動ではございますけれども、いきなり全てが社会教育活動の枠の中に入るという形ではなく、徐々に進めていくべきものというふうにも考えてございますので、学校教育側のほうとも様々連携をしながら、スムーズな移行に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

18番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

佐藤卓也議長 小嶋富弥議員。

18番（小嶋富弥議員） そうしますと、この予

算は国の予算を丸々受けて移行する予算ですか。それとも市の単独で、市の予算をもって市で支援するというような、今回の財源をお聞きしますけれども、もう一回、今3回目だからお聞きするんだけれども、問題は学校として、教育委員会として、遠征するときのやっぱり交通手段の在り方というのも示していかないと、事故起きてから大変だと思う。たまたま高校だけれども、ほかの地域ではちょっといろいろ今新聞なんか見ますと、市として独自の遠征のそういう事故とか対策するようなものをやっぱりしている。その前にただなくて、教育委員会として学校に、学校の認定クラブの方々にどういう実態をやっぱりお聞きする必要もあるんじゃないかなと思うんです。

その辺の現状を把握して、そしてしっかりとやっぱり事故のないように、安全に遠征とか対外できるようなものをやはりマニュアルとしておつくりになったほうがいいと思うんだけれども、することないと言えられないでいいんだけれども、いかがかなと、その辺をお聞きしたんです。

小関紀夫社会教育課長 議長、小関紀夫。

佐藤卓也議長 小関社会教育課長。

小関紀夫社会教育課長 まず、今回の補助金の財源のほうですけれども、歳入のほうにも計上してございますが、クラブの活動支援補助金の部分につきましては、国3分の1、県3分の1、市3分の1の財源というような形になってございます。

実際には、国3分の1の部分を含んだ形で、県の補助金として3分の2が交付されるというような形になってございます。

また、活動参加者支援補助金の部分につきましては、国2分の1、市2分の1というような財源配分になってございます。

遠征の交通手段、それからそういった部分のガイドライン等々の部分につきましては、当然

教育委員会側といたしましても、そういったものの必要性は感じておるところでございますけれども、他市町村等々の動向を見ながら、先ほど申し上げました推進委員会等々でもそういった内容を検討できればというように考えてございます。

以上です。

佐藤卓也議長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、議案第36号は討論を終結し、直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

議案第36号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。ただいまから10分間休憩いたします。

午前11時03分 休憩

午前11時13分 開議

佐藤卓也議長 休憩を解いて再開いたします。

日程第2議案第37号令和8年度 新庄市国民健康保険事業特別会計 補正予算（第1号）

佐藤卓也議長 日程第2議案第37号令和8年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件に関しましては、既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

佐藤卓也議長 佐藤悦子議員。

1 番（佐藤悦子議員） 20ページの1款1項1目で、子ども・子育て支援納付金分現年課税分1,656万7,000円というのがありますが、これの今後の予定、それからもう一つは、それに関わって国民健康保険基金額は幾らになっているのか、お願いします。

佐藤卓也議長 暫時休憩いたします。

午前11時14分 休憩

午前11時16分 開議

佐藤卓也議長 休憩を解いて再開いたします。

大江 周税務課長 議長、大江 周。

佐藤卓也議長 大江税務課長。

大江 周税務課長 では、私のほうから子育て支援金の今後の見通しということで、こちらにつきましては、毎年毎年、国のほうから示された内容で変更になってくるものと考えております。以上です。

高橋智江健康課長 議長、高橋智江。

佐藤卓也議長 高橋健康課長。

高橋智江健康課長 私のほうからは基金の残高ということでお答えさせていただきます。

令和6年度末の基金の残高でございますが、4億9,883万8,660円となっております。

以上です。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

佐藤卓也議長 佐藤悦子議員。

1 番（佐藤悦子議員） 子ども・子育て支援納付金額は、毎年これから上がっていく模様ではあります。金額については具体的には示されませんでした。上がると。

現在の国保の基金額が約5億円ということで、このたびの値上げは増税になるわけですが、それしなくても基金で補填して、国保税を上げないでやっていくことができたのではないかなと思うんですが、そういう検討はなされなかったのか、お願いします。

高橋智江健康課長 議長、高橋智江。

佐藤卓也議長 高橋健康課長。

高橋智江健康課長 それでは、ただいまの御質問にお答えいたします。

国民健康保険事業は、感染症の流行など様々な変動リスクもありますので、それらに備える必要もあろうかと考えております。

基金というのは安定的な事業運営のためのものでありまして、ある程度確保しておく必要があろうかと考えております。

また、医療費をはじめ国保税の税率につきましては、国民健康保険運営協議会で御審議いただいた結果を踏まえた税率となっておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

佐藤卓也議長 佐藤悦子議員。

1 番（佐藤悦子議員） 確かに基金は何かあったときのために、やはり少しは必要だと考えますが、一応この基金額というのは、上限に近いぐらいになっているんじゃないんですか。そういう意味では、国保税の負担額というのは、納税者にとって、特に低所得者、年金の本当に少ない方、ない方、収入のない方も含めて大変重い税になっています。

同じ収入で社会保険に入っている方の場合、同じ収入の方で比較すると、半分ぐらいの本人の負担になっているようです。

そういう意味では、社会保険に入っている方に比べても非常に重い税負担となっている国保税なので、それを抑えるという立場で、私は増税しないで抑えてやっている自治体もあるわけですから、そういう検討も協議会でやってもよかったのではないかと思います。どうですか。

高橋智江健康課長 議長、高橋智江。

佐藤卓也議長 高橋健康課長。

高橋智江健康課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

財政状況等いろいろなことをお示しいたしまして、国民健康保険運営協議会のほうで御審議いただいた結果となっております。

繰り返しになりますが、御理解のほどよろしくお願いいたします。

佐藤卓也議長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、議案第37号は、討論を終結し、直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

議案第37号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議がありますので、表決システムにより採決を行います。

議案第37号については原案のとおり決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(電子表決)

佐藤卓也議長 投票を締め切ります。

投票の結果は、賛成14票、反対1票、賛成多数であります。よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

日程第3議案第38号令和8年度 新庄市介護保険事業特別会計補正 予算(第1号)

佐藤卓也議長 日程第3議案第38号令和8年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

本件に関しましては、既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、議案第38号は、討論を終結し、直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

議案第38号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

日程第4議案第39号令和8年度 新庄市後期高齢者医療事業特別会 計補正予算(第1号)

佐藤卓也議長 日程第4議案第39号令和8年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

本件に関しましては、既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、議案第39号は、討論を終結し、直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

議案第39号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

日程第5議員派遣について

佐藤卓也議長 日程第5議員派遣についてを議題といたします。

議員派遣につきましては、地方自治法第100条第13項及び会議規則第167条の規定に基づき、配付しております名簿のとおり、最上市町村議会議長会主催の議員研修会及び山形県市議会議長会主催の議員研修会に派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、提案のとおり議員派遣をすることに決しました。

閉 会

佐藤卓也議長 ここで、市長より御挨拶があります。

山科市長。

(山科朝則市長登壇)

山科朝則市長 6月定例会閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

私ども提出の補正予算をはじめ、報告並びに人事案件に関しまして、皆様から御可決賜りましてありがとうございました。速やかな執行に努めてまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

6月の中旬ということで、今度いよいよ暑い夏がやってきます。学校関係を含めて、熱中症対策はもちろんのこと、注意喚起をしっかりと行っていきたいと思います。

それと、頻発する様々な災害にも想定をしながら、危機管理課そして全庁的にそれらの対応を可能にするために、常に注意を払っていきたいというふうに思っておりますので、併せ御指導お願いします。

本当にこれから、今、物価高騰、そして質問でもいろいろいただきましたけれども、原材料の輸入調達が難しくなっているというようなことでございまして、特にナフサの不足というよ

うなこともございます。これらのことを市として全力で国・県と連携しながら、しっかりと市民生活に影響のないように努めてまいりますので、併せて御指導をよろしくお願いいたします。

本当に繰り返しますけれども、暑さに皆さん十分体調に留意されて、健康にお過ごしいただければと思うところでございます。

以上でございます。ありがとうございました。

佐藤卓也議長 以上をもちまして、令和8年6月定例会の日程を全て終了いたしましたので、閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

午前11時48分 閉会

新庄市議会 議長 佐藤 卓也

会議録署名議員 辺 見 孝 太

〃 〃 渡 部 正 七